

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第13巻 第2号(通巻494号) 2014.2

東南アジアにおける工業団地の展開から見えてくるもの

信用金庫論
— 制度論としての整理 —

中小企業経営改善支援における支援機関の有効な活用に向けて

「中小ものづくり企業」の挑戦 ③
— “受注構造”の変化を「対応力」で突破 —

電力システム改革とエネルギーの地産地消
— 再生可能エネルギー全量固定価格買取制度の導入から1年をむかえて —

第154回全国中小企業景気動向調査
10～12月期業況は大幅に改善してバブル崩壊後の最高水準を回復
— 2013年10～12月期実績・2014年1～3月期見通し —

日本中小企業学会第33回全国大会
国際交流セッション講演抄録

地域・中小企業関連経済金融日誌(12月)

統計



信金中央金庫

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取り組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<http://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会 (敬称略、順不同)

委員長	清水啓典	一橋大学名誉教授・一橋大学大学院 商学研究科特任教授
副委員長	藤野次雄	横浜市立大学 国際総合科学部教授
委員	川波洋一	九州大学大学院 経済学研究院教授
委員	鹿野嘉昭	同志社大学 経済学部教授
委員	首藤 恵	早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授

問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当：山田、品田)

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

	東南アジアにおける工業団地の展開から見えてくるもの ……………	2
	九州大学大学院経済学研究院教授 川波洋一	
シリーズ	信用金庫論 — 制度論としての整理 — …………… 成城大学教授 村本 孜	4
トピックス	中小企業経営改善支援における支援機関の有効な活用に向けて …………… 三品秀昭 藤津勝一	55
調 査	「中小ものづくり企業」の挑戦 ③ …………… 田村 将 — “受注構造”の変化を「対応力」で突破— 鉢嶺 実	65
	電力システム改革とエネルギーの地産地消 …………… 中西雅明	84
	— 再生可能エネルギー全量固定価格買取制度の導入から1年をむかえて—	
	第154回全国中小企業景気動向調査 10～12月期業況は大幅に改善してバブル崩壊後の最高水準を回復 ……………	106
	— 2013年10～12月期実績・2014年1～3月期見通し— 地域・中小企業研究所	
信金中金だより	日本中小企業学会第33回全国大会 国際交流セッション講演抄録 …………… 高知短期大学 梅村 仁	120
	地域・中小企業関連経済金融日誌（12月）……………	131
	信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録（12月）……………	139
統 計	信用金庫統計、金融機関業態別統計 ……………	141

東南アジアにおける工業団地の展開から見えてくるもの

信金中金月報掲載論文 編集委員

川波 洋一

(九州大学大学院経済学研究院教授)

リーマンショック後の超円高に修正局面が訪れたかに見える昨年来の為替の動きであるが、東南アジアを始めとして、日本企業の海外進出への意識は高い。製造業を中心に企業の海外投資の受け皿となるのは、一般的に工業団地である。事実、日本が長期の不況過程にあった時期、東南アジアにおける工業団地の展開には目を見張るものがあった。筆者は、東南アジア全域ではないが、2012年、2013年とタイ、ベトナム、インドネシアの工業団地の一部を視察する機会を得た。工業団地は、地元資本や地方政府によって開発されることもある。だが、主として日本企業の進出の受け皿となったのは、商社等の日本企業によって開発・運営されてきた工業団地である。そのうち、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシアには、大規模な工業団地が開発されるとともに、その開発地域は、フィリピン、カンボジア、ミャンマー等へと広域展開している。それは、インドネシアを始めとして賃金水準や不動産価格の上昇が見られるなか、より良い立地条件を求めての展開ということもできる。いずれにしろ、これら工業団地の面的展開は、日本企業による海外直接投資の具体的姿をあらわすものといえることができる。

こうした、東南アジアにおける工業団地展開の背景にはいくつかの要因がある。まず、1985年9月プラザ合意以後の円高の進展のなかで、為替リスクを回避する動きとして中国を始めとするアジア向けの投資が進んだことが挙げられる。もちろん、円高に加えて、1990年代に入ってから日本経済の長期不況化や少子高齢化のなかで国内における市場拡大が望めない状況において、海外に活路を見出さざるを得なかったのも事実である。他方、投資の受け入れ側に視点を移せば、先進国経済とは対照的に、BRICsを始めとする新興経済圏諸国が高度経済成長の段階に入っていったという背景もあった。その契機となったのは、先進国企業による海外直接投資であった。高成長がさらに海外からの投資を引き付けるという好循環に入っていた。その主要な舞台の一つが東アジア諸国であった。

海外からの投資を引き付けた主役は言うまでもなく中国であった。広大な国土と世界最大の人口、低い人件費のゆえに、世界中から投資を引き付け、世界の工場となった中国だが、逆に知的財産の保護、人民元相場の上昇、環境問題等々の要因によって、主として製造業においては中国にのみ拠点を置くことのもリスクも認識されてきた。そこに中国以外への投資によってリスクの分散を図ろうとする「チャイナプラス1」という考え方が生まれてきた。タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシアを始め、カンボジア、ミャンマー等を中心に投資の分散化が進むのは、そうした戦略のあらわれであろう。これらの地域は、人件費が安いだけでなく、消費

地、販売市場としても魅力的であった。

日本企業による海外直接投資のアジア全域への展開において、もう一つ大きな役割を担ったのは工業団地の開発・運営に関わる商社であった。工業団地の開発・運営には、長期を見据えた情報収集・分析、調査、設計、政府との交渉、管理、運営、社会貢献等、トータルな機能が必要である。そうした機能は、自然環境、交通・エネルギー等インフラ整備、景況や市場動向、政治的要因、会計・法制度、国民性、宗教・文化、習慣等、あらゆる要素をカバーするものでなければならない。工業団地の開発・運営には、これらの機能を支える、ハード、ソフト両面での総合力が具わっていなければならない。総合商社は、それぞれの機能を各社独自の部門で培った能力にもとづいて強化していったということができる。商社のなかには物流を出発点とするものもあったし、不動産を出発の母体とするものもあった。商社のほか、証券会社や不動産会社も工業団地の設計、管理、運営に関わることによって、トータルな運営が可能となり、海外投資に伴う制度上の壁やリスクが軽減されていった。とりわけ、リーマンショック後の超円高時代を経て、この数年海外投資の動きは大企業だけでなく中小企業に広がってきており、それに伴い工業団地のニーズも高まってきた。その典型は、タイやインドネシアにおける自動車メーカーの二次下請け、三次下請け企業の海外進出である。高品質なサービス提供が伴わなければ、こうした中小企業まで含む大規模な工業団地展開は可能にはならなかった。

最後に、東アジアを中心とする工業団地展開の持つ意味を三つ指摘しておきたい。第一に、製造業を中心とする大規模な工業団地の存在を目の当たりにすると、一面でそれは、日本経済の空洞化の裏返しと見ることもできるかもしれない。長期にわたる円高や少子高齢化、デフレの長期化により国内民間需要の回復がなかなか見込めないなかでいやおうなく海外展開せざるをえないという事情があった。しかし、その一方で、アジアの成長を取り込み、成長するアジアとともに成長するという考え方も生まれてきた。サービス収支や経常移転収支は構造的な赤字であるうえに貿易収支が3年連続で赤字となりながらも、所得収支の黒字によって経常収支の黒字を支えている状況がある。このことは直接投資からあがる収益の日本にとって持つ意味の大きさを物語っている。尤も、所得収支の黒字は、受取に対して支払が少ないすなわち投資の受け入れが少ないことの反映でもあるのだが。

第二に、工業団地の現場においては、中小企業とともに地域金融機関や地方自治体関係者の訪問が増えている実態がある。これは、顧客である中小企業の海外進出とともに、地域金融機関に対して海外進出に伴うニーズが高まっていることの証左である。顧客の海外展開に伴い必要な金融業務についても地域金融機関の対応力が問われていると言えよう。

第三に、「チャイナプラス1」という考え方の「チャイナプラス1+ α 」への拡充である。すなわち、この α をどこにするかという問題である。東アジアに加えて次に見据えるべき投資国としてアフリカ等アジア以外の地域も入るであろうが、さらにシェールガス革命による衝撃を与えたアメリカ、変化の胎動を感じつつある日本への回帰も視野に入ってくるかもしれない。

信用金庫論

－ 制度論としての整理 －

成城大学教授

村本 孜

[連載に当たって]

この連載は信用金庫を制度論として整理することが目的である。信用金庫制度は、その設立以来ほぼ20年毎に制度の見直しが行なわれている稀有な存在である。それは、協同組織性と金融機関性という金融機関としては2面性を持つからかもしれない。2009年6月に金融審議会の協同組織に関するワーキング・グループで『中間論点整理報告』が纏められて以降、制度についての議論は一時停止したままである。リーマン・ショック、世界金融危機の中で制度の性急な改革は合理的でないとされたからでもあるが、協同組織金融機関の見直しには機が熟していないとの判断もあったのであろう。しかし、いずれ協同組織金融機関の制度論議が新たな形で展開されるかもしれない。その中で信用金庫は比較的問題の少ない業態と理解されるが、来るべき制度論議の一助になることを考えて、制度論としての信用金庫論を備忘的に整理しておきたい。その構成は以下の通りである（予定）。

第1部 信用金庫の特性 ー協同組織・相互扶助ー

第2部 信用金庫の制度的推移 ー制度史、金融行政上の推移ー

第3部 信用金庫の特徴 ー税制、中央組織ー

第4部 信用金庫の存在意義

ーガバナンス、Procyclicality、グローバル資本主義へのカウンターー

本連載は、上記WGでの議論を踏まえたものなので、引用した計数・図表等は、敢えて直近のものにアップデートせず、一部を除き同WGに提出された資料・データを使用した。参考文献は分量の関係で、毎回ではなく、初回に掲載し、次回以降は追加分を除き、割愛する予定である。本掲載を許可された本研究所に謝意を表したい。

【第1部の構成】 信用金庫の特性 ー協同組織・相互扶助ー

はじめに

1. 協同組織金融機関の理念と最近の議論

[1.1] 協同組織金融機関の理念

- (1) 地域金融機関
- (2) 協同組織金融機関の理念
- (3) 協同組織性

[1.2] 2000年代末の議論

[1.3] 繰り返される同質化論

- (1) 同質化論

- (2) 信用金庫の融資対象の特性
- 2. 相互扶助性
 - [2.1] 金融制度調査会・金融審議会の報告
 - (1) 金融制度調査会報告（1989年）
 - (2) リレーションシップバンキング報告（2003、2007年）
 - (3) 協同組織金融機関WG報告（2009年）
 - [2.2] 法制
 - (1) 各業態法
 - (2) 独占禁止法の規定 — 協同組合の適用除外規定 —
 - [2.3] 公式文書 — 各種審議会報告 —
 - (1) 最高裁判決
 - (2) 金融制度調査会1989年報告
 - (3) 金融審議会リレーションシップバンキングWG2007年報告
 - (4) 金融審議会協同組織金融機関のあり方ワーキング・グループ2009年報告
 - [2.4] 非営利性
 - (1) 法制上の理解
 - (2) 非営利法人
 - (3) 利益対立
 - (4) 適正利潤と内部留保
- 3. 信用金庫の相互扶助性
 - [3.1] 相互扶助 — 内部補助 —
 - (1) 信用金庫の経済学的基礎
 - (2) 内部補助の理論 — 相互扶助 —
 - (3) 相互会社の相互扶助性 — リスク・シェアリング —
 - (4) 協同組織金融機関の内部補助
 - [3.2] クラブ財の考え方
 - (1) クラブ財
 - (2) クラブ財と金融
 - (3) 協同組織というクラブ財
 - (4) 信用金庫の融資先
 - [3.3] 密度の経済性
 - (1) 密度の経済
 - (2) ネットワーク経済性
 - [3.4] 比較制度論的視点
 - (1) 経路依存性と制度補完性
 - [進化ゲーム論的視点]
 - [金融システムの国際比較分析]
 - (2) 市場主義を埋めるもの
 - [ソーシャル・キャピタル（人々の絆）]
 - [排除の問題（金融排除など）]
 - [アメリカの場合]
 - [その他の国の事例]

はじめに

協同組織金融機関である信用金庫は、金融制度の中で異色の業態である。協同組織という側面からすると純粹の協同組合ではない。というのは、信用金庫の協同組織性を担保する会員制度は、融資を受ける際に機能し、その預金について地域的制約はなく、預入に際して会員になる必要はない。すなわち、会員外預金には制限がない。一方で、信用金庫からの借入に際しては会員になることが必要となる、という制度になっているからである。預金者にとって、預金のみ取引であれば、会員制度に関わることはない。協同組合としては、半分というか、片肺というか、非対称で不完全なものである。この点で、預金・借入の両面で基本的にメンバーであることが必要な、他の協同組織金融機関である信用組合・労働金庫・農協(JAバンク)とは異なる^{(注)1}。

このようにメンバーシップ性が、他の協同組織金融機関に比べて弱いことは、信用金庫制度が発足した戦後の資金不足時代において、広く預金を集めて、会員である中小企業者に融資するという役割を発揮する上では相応の効果があったと理解される。預金面で地域や預入額の制約がないためか、信用金庫業界の預金量は時系列で増加し、2013年3月末のデータでは、全金融機関575機関のうち、上位100機関のうちに10金庫が入っており、1兆円超の金庫(兆円金庫)は27金庫に及び、全金庫(270)

の内の1割を占める。各業態別でみると、大手行(主要行)が452.4兆円でこの10年間に4.2%の伸びであるのに対して、信用金庫は124.9兆円でこの10年間に20.6%の増加を示した。地銀預金残高は228.6兆円でこの10年間の増加率は25.7%、同じく第二地銀は60.0兆円・7.0%であるから、そのプレゼンスの増大が分かる。一方、信金業態の中では、規模にはかなりの格差があり、最上位の金庫と最下位の金庫の格差は、約100倍である。これは主に各信用金庫の位置する地域経済の景況を反映するもので、小規模だから問題があるということではない。

金融業態の中では、預金で12.1%、貸出で11.6%のシェアを有し、主要行・地方銀行に次いでおり、第二地銀などよりも大きいシェアであり、協同組織金融機関の中では最も大きいプレゼンスである。店舗数では、地方銀行とほぼ同数である。機関数でみると、2001年3月末に371だったものが、2013年3月末には270まで100程減少して、ピーク時に比べて4割程減少した。店舗数も同じ時期に8,480から7,504に減少したが、他の業態も減少したので、相対的には減少の度合いは少ない。このことは、合併・統合しても店舗網を維持してきたことを意味する。不良債権比率は、2000年代を通じて下落してきたが、直近では微増の状況である。反面、自己資本比率は高い水準を維持している。

このように信用金庫は金融機関として成長し、銀行と比して業務的にも差異は大きくは存在しない^{(注)2}。こうした規模面の伸張を背

(注)1. いうまでもないが、これらの協同組織にはメンバー以外にも員外取引がある。

2. 中小企業向け金融機関なので、事業地区の制限、融資先(会員資格)の資本金規模、1先当たりの貸出額などに制約がある。

図表1

業態別預金・貸出（2013年4月末）

（単位：兆円）

	預金	シェア	貸出	シェア	預貸率	機関数
都市銀行	282.3	27.1%	180.0	33.3%	63.8%	6
信託銀行	35.1	3.4%	34.2	6.3%	97.4%	4
その他銀行	8.5	0.8%	6.9	1.3%	81.2%	2
地方銀行	228.0	21.9%	165.0	30.6%	72.4%	64
第二地銀	60.0	5.8%	44.4	8.2%	74.0%	41
信用金庫	126.3	12.1%	62.9	11.6%	49.8%	270
信用組合	18.4	1.8%	9.5	1.8%	51.6%	157
労働金庫	17.6	1.7%	11.6	2.1%	65.9%	13
農協	90.1	8.6%	21.4	4.0%	23.8%	703
ゆうちょ銀行	176.1	16.9%	4.0	0.7%	2.3%	1
合計	1,042.4		540.0		51.8%	

景に、信用金庫は金融制度改革の中で、幾度か俎上に上り、普通銀行化への転換論に見舞われてきたという特異な側面を持つ。金融制度改革の歴史を戦後だけでみても、1967年の金融効率化行政の中での議論、1989年の金融制度改革論議の中での議論、2009年の協同組織金融機関のあり方の議論、といったものがあり、20年に1度のペースで、制度そのもののあり方が議論されてきた。このほかにも、金融制度調査会の審議でみても、1973年の中小企業金融制度の整備答申、1980年の中小企業金融専門機関等のあり方答申がある一方、1993年の優先出資導入、1996年の協同組織の役員の兼業・兼職禁止、外部監査・外部監事

導入等の際に議論が行なわれた経緯がある。

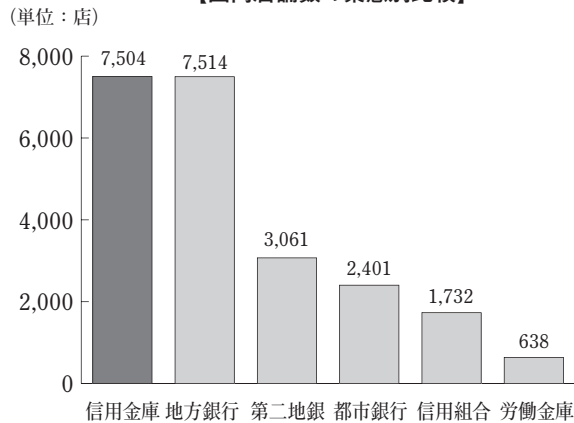
協同組織性と金融機関性を併せ持つ信用金庫が、何故このように制度問題として扱われるのかは、金融機関として普通銀行との同質化や協同組織としての会員制度の希薄化という側面が、信用金庫のアイデンティティと齟齬を来している可能性があるからであろう。

そこで過去何度か行なわれた制度改革論を整理して、信用金庫のあり方をめぐる議論が今後行なわれる際の備忘としておきたい^{(注)3}。この趣旨から信用金庫をめぐる計量分析的な諸点については余り取り上げず、諸説の紹介に留める。

(注)3. 2008年3月～2009年6月に16回に亘って行なわれた「金融審議会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」の議論は、その成果として「中間論点整理報告書」を取り纏めているが、大きな制度改革を提示しているものにはなっていない。2008年9月のリーマン・ショックが影響し、制度改革を行なう時期ではないという状況であったことが大きな理由である。この報告書は、現状の協同組織金融機関（この場合、信用金庫・信用組合）の存在意義を確認したことに留まっている。また、信金業界でも制度改革には消極的で、現状から一步も譲らないという姿勢であったため、目立った提案もなく、制度はそのまま維持されている。そのためか、議論も協同組織の存在意義を前提としたガバナンスの強化・中間決算・半期開示等の論点に傾斜した印象があり、リレーションシップ・バンキングの議論の延長で終わっている。少なくとも組織論としての整理は、未完である。

図表2

【国内店舗数の業態別比較】



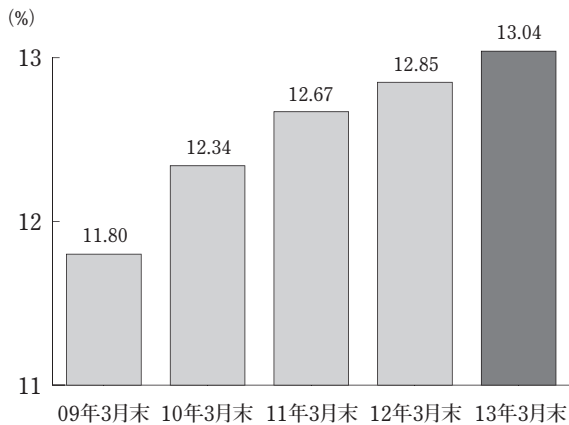
(注) 2013年3月末時点

(出所) 都市銀行、地方銀行、第二地銀：全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」

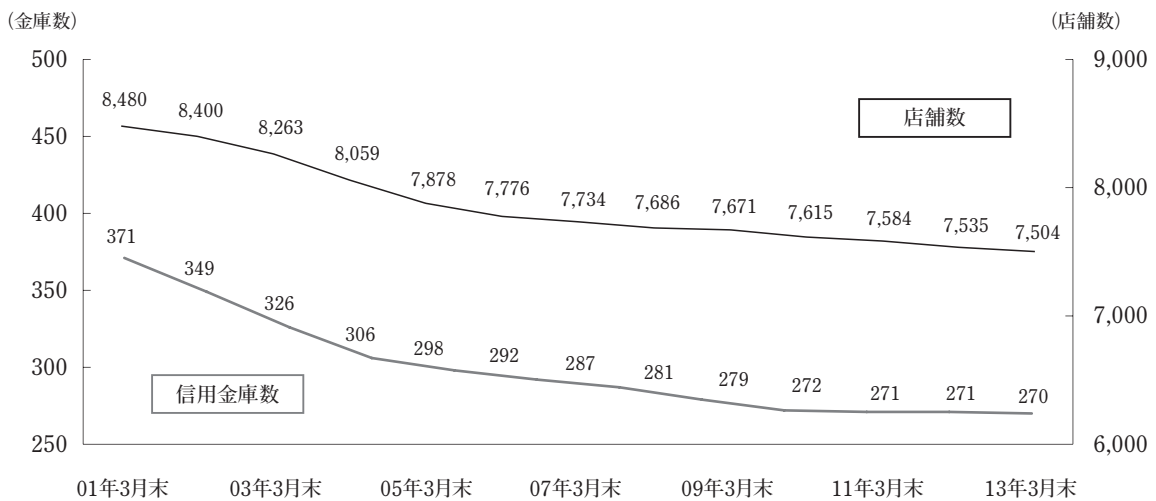
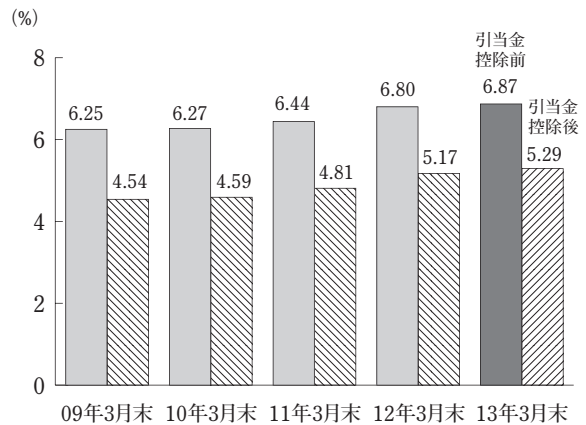
信用組合：全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」

労働金庫：全国労働金庫協会「全国労働金庫預金・貸出金残高」

【信用金庫の自己資本比率の推移】



【信用金庫の不良債権比率の推移】



合併件数	14	16	20	14	8	5	3	5	2	6	1	-	1
------	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 合併件数には事業譲渡を含む。

1. 協同組織金融機関の理念と最近の議論

[1.1] 協同組織金融機関の理念

(1) 地域金融機関

地域銀行は、メガバンクとは異なるミッションを持つ。主要行のミッションは、国際業務・証券業務等を含むあらゆる金融ニーズに対応するミッションを持ち、最先端の金融業務を展開することにより、グローバル経済の中で日本を代表する金融機関としても期待される。これに対して、地域銀行は都道府県を営業基盤とし、地方自治体の指定金融機関としての機能を持つとともに、地域企業の大都市圏・海外進出の支援、大都市圏での資金ニーズへの対応などミッションを持つが、それぞれの都道府県のニーズを最優先にする。全国地方銀行協会のディスクロージャー誌には「地域とともに発展する銀行として、…今後とも、一層信頼される金融機関を目指し、地域密着型金融サービスの継続的な向上・強化により、幅

広い金融ニーズに的確に応えることを通じ、地域の活性化に積極的に取組むとしている。これに対して、地域金融機関としての協同組織金融機関は、地域銀行に比してより狭域の地域を対象とし、地域中小企業・地域住民・地域社会の金融ニーズに応え、狭域高密度的な経営を行なうというミッションを持つ。

地域銀行は、1980年代後半のバブル期には東京支店の積極的な設置や、海外支店を開設など、地元を離れた展開も行なわれたが、その結果不良債権問題の顕在化などに遭遇した経緯がある。その反省もあり、90年代以降地域銀行では「地元回帰」が指向された結果、金融機関全体の貸出が伸び悩む中で、地方銀行については地元における貸出シェアが上昇するという傾向が見られた。ただし、この点は都銀等の大手行の地域から撤退が相対的なシェア上昇に繋がったという他の金融機関の行動変化も影響していたことにも注意を要する。他方、第二地銀の地元におけるシェア上昇指向は、地方銀行ほどではなかった。

図表3 金融機関のミッション

	経営目的・取引対象 (個人を除く)	ステークホルダー	自己資本比率規制 ・地区規制
主要行	全金融ニーズへの対応 大企業・政府部門中心	株主・預金者・借り手	国際基準、 融資対象制限なし、 地区規制なし
地域銀行	主として地域の金融ニーズへの対応、地域の活性化、地域密着型金融、大企業・中堅・中小企業・自治体	株主・預金者・借り手・自治体・地域社会	国際基準と国内基準、 地区規制・融資対象制限なし
協同組織	狭域の地域の金融ニーズへの対応、地域の活性化、地域密着型金融 中小企業中心	出資者・預金者・借り手・自治体・コミュニティ	国内基準、 地区規制・融資対象制限あり

2000年以降は、地方銀行を中心に大都市圏向けの貸出ウエイトが上昇したが、これは、不動産向け融資等の再開ではなく、シンジケート・ローンへの取り組み増加によるものと考えられる^{(注)4}。地域銀行は、過去20年間の貸出行動から、大都市進出(地元離れ)→地元回帰→大都市志向、を繰り返した。2008年3月末の県外貸出比率は28%に及ぶが、地元経済の疲弊がこのような動きを生じさせている。したがって、地域銀行への期待は「新経済成長戦略」にあるように地域活性化の担い手として行動することに尽きる。いずれにせよ、地域銀行は、リレバンの徹底・浸透を第一義に経営を行ない、収益性の向上を、

- ・貸出強化、貸出収入の確保、たとえば地元企業の発掘・支援、住宅ローンへの深耕など
- ・地理的広域化による営業エリアの拡大と経済活性地域での営業展開
- ・コストの削減(外部人材活用による人件費抑制、金融ITの活用による物件費抑制)
- ・店舗の効率化
- ・フィービジネスの志向(投信の販売強化など)

によって行なうというビジネスモデルに徹す

ることである。

地域銀行は、地域経済の景況・活性度によって大きく制約されるので、地理的広域化は止むを得ないものではある。しかし、地理的広域化によって、拠って立つ地域の活性化をないがしろにすることはその金融機関としての使命放棄に繋がるので回避しなければならない。地銀の消費者ローン比率といってもバラツキがあり、地域銀行の経営・ビジネスモデルは多様性を持つものとして理解されるものであろう。

(2) 協同組織金融機関の理念・協同組織性

協同組織金融機関は、基本的には「市場の失敗」を補完する機能をもつ(「市場の補完」、したがって、税制上の軽減措置がある)。つまり、市場が失敗するようなところでは、規模だけがすべての条件ではないこともある。合併による規模利益の実現は、却ってマイナスになることもあろう(離れた地域での合併などによって、片方の地域が犠牲になることなど地理的要因もある)。

さらに、地域によって規模格差が生じる。これは、地域の経済力が異なるから当然であるが、東京の1兆円規模と地方の3,000億円規

(注)4. 村本 [2005] 第6章参照。堀江 [2005b] は、シンジケート・ローンの増加の背後には、地域経済の立ち直りの遅れと、従来型の企業向け貸出量の確保には限界があることを指摘している。さらに、従来型の企業向け貸出以外の資金運用方法として、①短期金融市場での運用、②国債等の有価証券投資、③大都市圏でのシ・ローン取り組み、④小口(クイック)ローンの取り組み、と⑤預貸率維持のための資金吸収の抑制、を挙げている。このうち、①および②は、都銀等の預貸率の低下や低金利の持続、あるいはキャピタルロスの恐れ等を考慮すれば、これ以上の運用増加は難しく、③および④による運用があり、現実にもシ・ローンの増加や、小口ローン関係商品開発の増加が生じている。また、シ・ローンについては資金運用上の位置付けが必ずしも明確ではないままに残高が増えており、金利リスクが主体である余資運用の一環として扱う、あるいは信用リスクが主体である貸出の一部門として扱っていくかについては、今後明確にしていく必要があること。また、シ・ローンおよび小口ローンの金利は、何れも従来行われてきた金利差の大きくない方式ではなく、信用リスクを明示的に織り込む方式で形成されているので、中期的には、そうした影響が従来型の企業向け貸出にも波及していく可能性があるとした。なお、⑤については理論的なものではあるが、第二地銀については地元における預貸率が高いことを考慮すると、地元向け貸出に徹していくことが一つの可能性を示唆するものであるとしている。

模が経済的には同じ位の効果を持つことがありえよう。規模格差があるからといって、すべて合併によって解決できるものでもない。地域における適正規模が問題である。したがって、規模が小さいから即非効率ということにはならない。あくまでも、地域での役割に対応した規模が問題で、組織の効率がそれを支えるのである。

金融機関における協同組織性というのは、協同組合性と同一ともいえるが、金融機関の公共性や員外取引の存在を考えると、金融システムとして株式組織の金融機関に比べて閉鎖的組織ないし自己完結的組織になっているといった方がよいかもしれない。それは、金融機関としてある種の特性を持っているということであり、具体的には、地域密着、地縁、人縁、知縁、金融サービスや相対取引の木目の細かさなどであるといえよう。

ところが、協同組織金融機関は、金融機関でもあるので、銀行業務を行ない、この点では収益を挙げ、倒産・破綻などによる信用リスクに対応する体力を持つことを要求されている。金融自由化・金融ビッグバンなど金融業における規制緩和は、この点を前面に出すもので、自己責任原則を迫るものといえよう。協同組織金融機関は、個別の機関ないし単位の機関としては小規模であり、株式組織金融機関に比べて体力が劣る。したがって、事業中央機関がいわばホールセール業務も行なうことによって補完することが不可欠となる。たとえば、個別金融機関の資金集中機関となって、その運用を効率的に行なうこと

が、規制緩和の下ではきわめて重要である一方、個々の協同組織金融機関に対するガバナンス機能を発揮することも重要となっている。

[1.2] 2000年代末の議論

2008～09年にかけて金融審議会では協同組織金融機関のあり方が議論されたが、その切っ掛けは規制改革・民間開放推進会議からの問題提起であった。2006年12月に規制改革・民間開放推進会議はその第3次答申で「協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）に関する法制の見直し」を記載した。同答申には1990（平成2）年7月金融制度調査会報告以来16年間本格的な見直しが行われておらず、「協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）が果たすべき今日的な役割を踏まえ、その業務及び組織の在り方につき、総合的な観点から見直しを検討する必要がある」こと、「今後、銀行と同一の条件で業務を行って行くのであれば、税制上の優遇措置の根拠を何に求めるのか再検討が必要になる」とともに、「株式会社の金融機関に比べれば、ガバナンスが十分に機能していないとの指摘もあり、業務面と合わせて組織面での制度の整備も必要である」とした（図表4）。この規制改革・民間開放推進会議の答申は翌年度中に主務官庁は検討を行なうこととされており、08年3月（平成19年度中）から金融審議会第二部会に協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループが設置され、途中金融危機対応のため中断もあったが、16回の会合を開催し、09年6月に「中間論点整理報告書」が纏められた。

図表4 規制改革・民間開放推進会議答申の検討事項

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			2007年度	2008年度	2009年度
⑮協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）に関する法制の見直し（金融庁）	協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）が、今後、わが国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか、及びその役割を果たすために、例えば、員外取引制限や資金調達手段やガバナンスなど、業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する。	重点・金融②ク	検討開始		
⑯信用金庫等による劣後債の発行（金融庁）	自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点から、協同組織金融制度の理念の範囲内での信用金庫等による劣後債の発行等の可否について検討する。	計画・金融イ①	検討		
⑰信用金庫の会員資格の見直し（金融庁）	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	計画・金融イ②	検討		
⑱会員の法定脱退事由の拡大（金融庁）	信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する。	計画・金融イ⑦	検討		

審議の途中中断は、リーマン・ショック後の世界金融危機の混乱がわが国にも波及し、協同組織金融機関をめぐる環境が検討開始当時よりも厳しい方向に変化したため、金融機能強化法の改正などの緊急対応の帰趨を待たためでもある。しかし、この中断を挟んで確認されたことは、「協同組織金融機関は、従来は必ずしも十分に取り組んでいなかったような分野を含め、地域経済や中小企業に対する金融仲介機能の担い手としてその重要性をますます増してきている」という点である^{(注)5}。

無論、無条件で制度の存続を確認したわけではない。この報告書では、①現行制度で対応可能であり、自主的に早期に取り組むべき事項、②法改正による制度改正の必要な事項、に区分している。さらに、②については早期に実現することが必要だが法改正を伴う事項（方向性についてはほぼ合意されたが制

度化が必要な事項）と制度の抜本的な改正が必要な事項（今後、時間をかけて議論する事項）、に整理している。また、②について、報告書では、「金融を巡る情勢が安定してきた段階で、…さらに具体的な議論・検討が深められ、…環境整備と制度設計等を図られていくことを期待する」と結んでいる。したがって、信用金庫と信用組合の区分などの抜本的な制度改革について、今回の報告書では結論を出していない。

しかし、報告書で文末が「望まれる」とされた事項は、先の①に対応し、現行法・現行制度の下で業界ないし個別の機関が自主的にかつ早期に取り組むべきもので、業界に課せられたところは大きい。報告書で「検討を行っていくことが望ましい」と「検討していくことが考えられる」と結ばれた事項は先の②に該当し、今後議論が行なわれることになる。

(注)5. この金融審議会の審議とその答申については、村本 [2010] 第8章で詳細に論じたので、参照されたい。

2000年代の議論では、多重債務問題との関連も重要であった。2000年代を通じて、多重債務問題は各方面で課題として認識され、金融当局のみならず、政府全体の課題であった。2007年4月20日の多重債務者対策本部決定の「多重債務問題改善プログラム」は、その解決に向けたプログラムを整理しているが、その中の「3. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の中「(2)「顔の見える融資」を行うモデルを広げていく取組み」において、「②こうした貸付けを行う主体としては、きめ細かい相談対応が前提となることから、各地域に根付いた非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労働金庫、信用金庫、信用組合等）を想定する。民間金融機関の場合にも、地域の住民に対して適切な貸付を行っていくことができるよう、創意工夫を凝らしていくことを期待する。」と記載して、多重債務問題に対して、信用金庫も一定の役割を果たすことが期待されている。

多重債務問題というと、ギャンブル好きな者や遊興にのめり込んだ者への貸出をイメージしがちであるが、決してそうではなく、事業資金に当てている場合や生活費に困窮した場合もあり、そのような者に対して適切な相談に基づいて、「おまとめ融資」などの活用

を行なう場合もある。あくまで、このような対象への対応が期待されているのである。

[1.3] 繰り返される同質化論

(1) 同質化論

信用金庫をめぐる制度論議の中心の一つは、株式組織金融機関（普通銀行）との同質化論である^{(注)6}。金融業務面で、普通銀行とほとんど遜色がなくなり、同じ貸出市場で競争している以上、協同組織である信用金庫が税制上で優遇されているのは、不公平であるとの論は根強い。『中小企業白書2008年』は、**図表5**を掲げ、ほとんどの地域金融機関は中小企業向け貸出の競争は厳しい」と認識していると指摘した。このような競争は、近年激化の傾向にあり、協同組織金融機関に対する優遇措置を批判する論拠にもなっている。

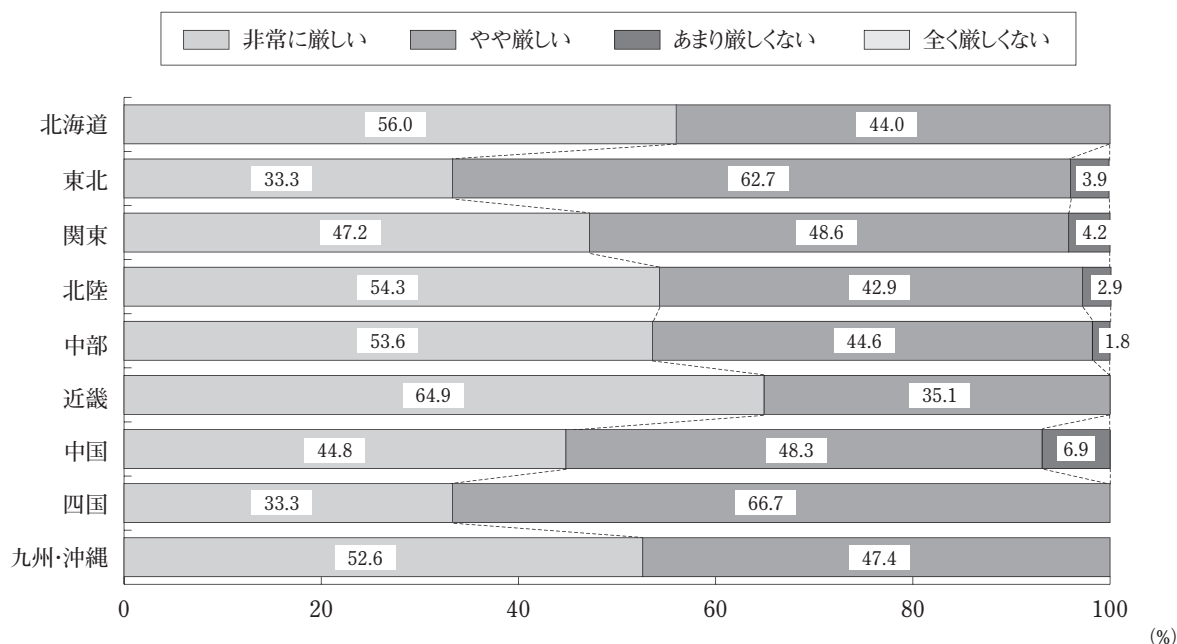
1960年代の金融効率化論議の中では、開放経済体制にふさわしい金融制度を再構築するためには、

- ・金融機関が同じ土俵で自由に競争できること、
- ・金融機関の業務の同質化が進んでいるために、その調整と充実のための制度改善が必要なこと、

が普通銀行とくに都市銀行から主張されており、金融「効率化」のための制度改編を強く求めていた。同じ普通銀行でも地方銀行は、

(注)6. 金融制度に関する教科書でも、協同組織金融機関について記載した部分に、同質化についての記述があるものがある。鹿野 [2013] は、「協同組織金融機関の場合、これまでの間、預金および貸出を除くその他の金融業務について各種の制限が課されてきたが、…1981年以降、その業務範囲は漸次拡大されている。その際には、相手先に対する制限を撤廃するという形で取引対象の拡大を図る措置も合わせて実施されており、制度的にも銀行との業務の同質化が進んでいる。」(pp.409~410)と書いている。また、杉山 [2006] は、「協同組織金融機関は、出資者に対する利益還元を主要目的とする団体ではなく、会員や組合員である中小・零細企業や個人の育成・発展への貢献を大きな目的とした団体である。ただし、近年では、業務面では銀行との同質化が進んでおり、銀行と同じような商品を取り扱うとともに、同じようなマーケットをめぐって競争を繰り広げています。」(p.82)と記述している。

図表5-1 地域金融機関は中小企業貸出が競争的としている（『中小企業白書2008年版』）



資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業の資金調達環境に関する実態調査」(2007年12月)

(注) ここでいう地域金融機関とは地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を指す。

	継続取引 金融機関	メインバンク
信用金庫	60.9%	43.0%
都市銀行	26.1%	16.6%
地銀・第二地銀	49.6%	34.3%
信託銀行	0.5%	0.1%
外資系	0.2%	0.0%
信用組合	6.6%	2.5%
労働金庫	1.0%	0.1%
郵便局	10.3%	0.1%
農中・商中	2.6%	0.8%
農協・漁協	8.4%	1.4%
インターネット銀行	1.5%	0.1%
政府系金融機関	5.2%	0.6%
その他	0.4%	0.5%

*複数回答あり

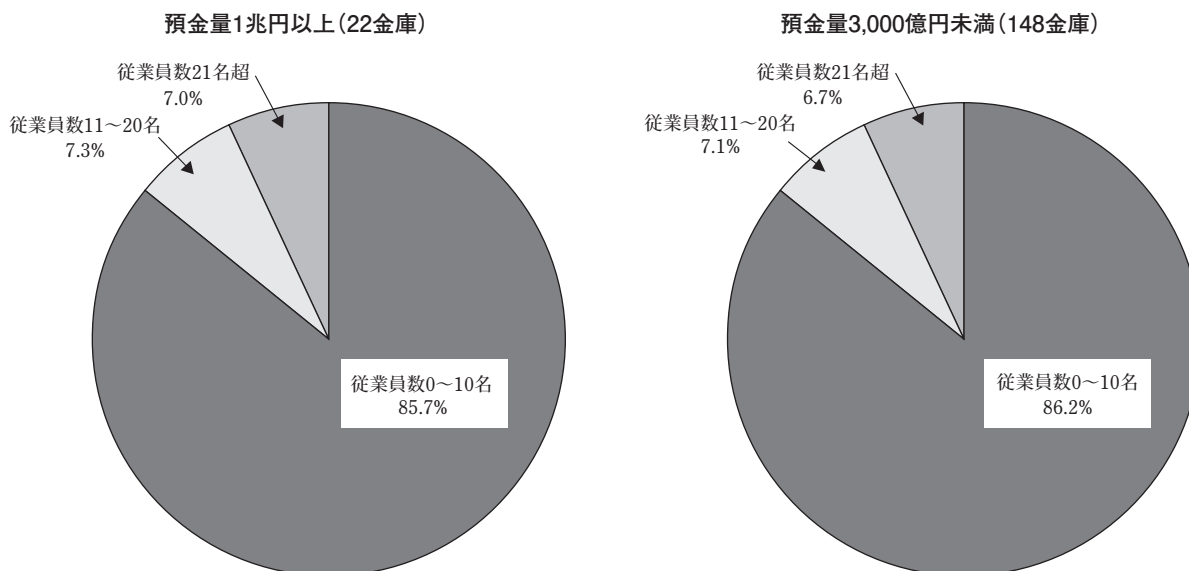
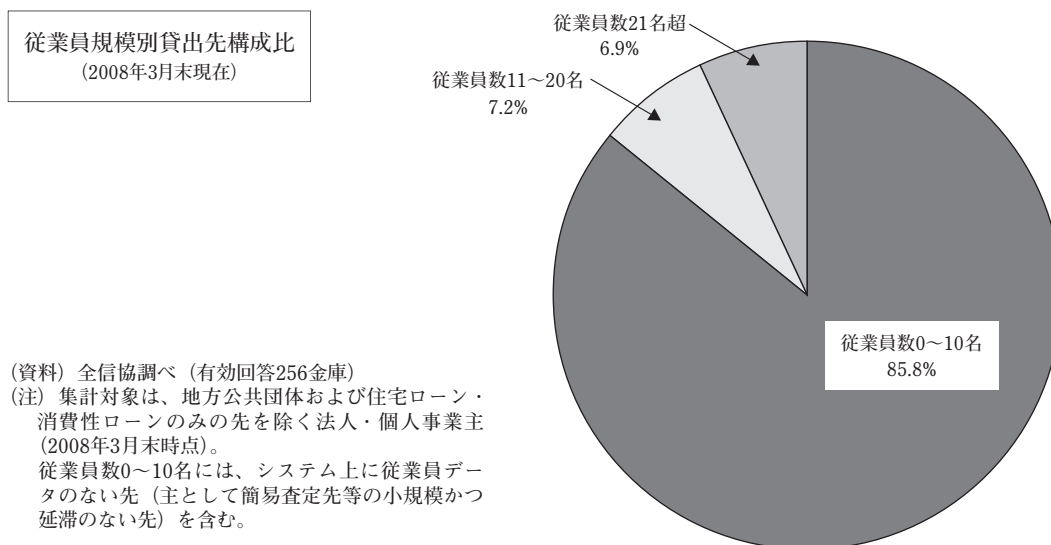
(資料) 全信協外部委託『金融機関取引に関するアンケート調査』

(出所) 金融審議会協金WG2008年7月4日資料。http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20080704/03.pdf

むしろ地方銀行の特殊性から、中小企業金融機関制度については他の制度（普通銀行、長期金融、農林金融、政府金融）と切り離して単独で大幅改正を行なうことに反対を表明していた。

当時の金融制度調査会の議論では、信用金庫、相互銀行などの中小企業金融専門機関についての制度と実態が次第に適合しなくなってきたために業務分野の調整が必要であり、中小企業金融専門機関の経営合理化が必

図表5-2 地域金融機関は中小企業貸出が競争的としている（『中小企業白書2008年版』）



(注) 集計対象は、地方公共団体および住宅ローン・消費性ローンのみの先を除く法人・個人事業主 (2008年3月末時点)。従業員数0～10名には、システム上に従業員データのない先 (主として簡易査定先等の小規模かつ延滞のない先) を含む。(資料) 全信協調べ (有効回答256金庫)

(出所) 金融審議会協金WG2008年7月4日資料。http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20080704/03.pdf

要であることから、中小企業の立場から見て中小企業の健全な成長に必要な資金を今後とも確保するために制度の再検討が必要であるとされた。そこで、①信用金庫における会員組織の形骸化、相互銀行における相互掛金のシェアの減少や地域性の減退、などに見られ

るこれら金融機関の「銀行化」について、業務分野調整という切り口からの問題、②信用金庫と信用組合の同質化の問題、が取り上げられ、ポイントは信用金庫、相互銀行、信用組合の3業態に関わる問題にあった。

このような観点から、信用金庫の株式会社

化論が出て、相互銀行と同一の中小企業銀行とする末松試案、信用金庫を株式会社化するグループと協同組織に留める二分割論の滝口試案は、まさに同質化論から出ているものであった。

1980年代末のグローバル化に向けた金融制度改革論議では、専門金融機関の見直しが課題となり、協同組織金融機関の存在意義が問われたが、これも同質化論があり、協同組織の株式組織化論は前面には出なかったが、税制軽減（優遇）の撤廃が議論され、制度面での均一化が議論された。論議の中で、協同組織金融機関には「対象の専門性」があり、他の分野には展開できないこと、また地域金融機関として地域から離れられず、地域と運命共同体にあり、地域集中リスクを抱えることなどから、税制軽減（優遇）措置も維持されたのである。

(2) 信用金庫の融資対象の特性

注意すべき点は、業務面での同質化が進んだとしても、融資の対象が極めて小規模企業で、情報の非対称性が大きく、財務体質が脆弱で、信用リスクの高い分野であることから、普通銀行が参入しにくい分野であることである。普通銀行のリスクテイク能力を超えていること、店舗の稠密性から信用金庫でなければできない情報生産機能が存在するのである。いわばレーションシップ・バンキングとの親和性が高い信用金庫に固有な貸出分野・貸出層が存在しているのである。このことは、地域金融機関の中でも店舗網が充実し

ていることがこれの傍証になっている。

図表5に見るように、信用金庫の貸出先のうち、従業員0～10人の層は85%強であり、規模大きい信金でも、規模の小さい信金でも、同じ結果となっている。また、従業員10人以下の小規模企業向けの調査で見ると、信用金庫と継続的な取引を行なっている層が61%、メインバンクとしている層が43%ある（全国信用金庫協会調査2007年10月）。これは、地域銀行よりも高く、全業態の中でも最も高い。すなわち、信用金庫は小規模企業層を支える存在となっており、金融業務の同質化があるとしても、情報の非対称性が大きく、財務体質が脆弱で経営相談機能が重要でかつ高リスクの分野に特化して、独自性を発揮しているのである。

2. 相互扶助性

[2.1] 金融制度調査会・金融審議会の報告

(1) 金融制度調査会報告（1989年）

協同組織金融機関の特質は、相互扶助性、非営利性にあるとされる。1989（平成元）年の金融制度調査会「協同組織形態の金融機関のあり方について」報告では、協同組織金融機関を「会員又は組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人」と認識し、「業務及び組織の運営上、会員・組合員の利益が第一義的に考慮される」として、その理念を「対象の専門性」に求めた。これは経済学的にいえば、対象によって十分な資金供給がなされない可能性のある分野があるという市場の失敗の認識であり、それに特化する金融機関として協同組織

金融機関の存在は有効との認識であった。

(2) リレーションシップバンキング報告 (2003、2007年)

2003（平成15）年3月の金融審議会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」では、リレバンが「事業地区や会員・組合員資格について法令上の制約があり、相互扶助（非営利）の下、地域の小規模事業者を主要な顧客としている協同組織金融機関は、リレーションシップバンキングが相対的にあてはまりやすい存在であり、今後とも小規模事業者を対象とするリレーションシップバンキングの重要な担い手であることが期待される」として、協同組織金融機関の意義を認めている。

さらに2007年4月のリレバン報告「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応についてー地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立をー」では「（補論）協同組織金融機関について」において「相互扶助・非営利」が強調され、「株式会社組織である銀行と比べ、相互扶助・非営利という特性を有する協同組織金融機関は法令上も取引先（会員・組合員資格）を原則として自らの地区内の小規模事業者に限定されている等、ビジネスモデル、対象とする顧客層、ガバナンスの仕組み等が異なっている」と指摘した。

(3) 協同組織金融機関WG報告（2009年）

2009年金融審議会協同組織金融機関のあ

り方に関するワーキング・グループ報告書は「平成以降に見られる、信用金庫・信用組合数の減少、預貸率の低下、預証率の上昇等の協同組織金融機関の変化、他業態との競合、当局による監督・検査のあり方の変化等を踏まえ、聖域なく抜本的に制度のあり方を考察することが重要であり、当WGはそのような認識の中で、基本的な制度論と実際に対応が求められている諸課題への取組みとの双方について幅広く議論を進めてきた」のが基本的スタンスである。

その検討の視座は、「協同組織金融機関は、本来、相互扶助を理念とし、非営利という特性を有するもの」で「このような協同組織金融機関の基本的性格や、その背景にある相互扶助という理念は、地域金融及び中小企業金融の専門金融機関としての協同組織金融機関に求められる役割を最大限発揮するために活かされる必要がある。このことは、金融・資本市場の発展が見られる今日においてもなお、また、地域経済の疲弊や格差の問題が指摘される今日であるからこそより一層、あてはまるものと考えられる」とし、報告書として協同組織金融機関の相互扶助・非営利という理念を確認した点が基本認識となっている。さらに、「協同組織金融機関の本来的な役割は、相互扶助という理念の下で、中小企業及び個人への金融仲介機能を専ら果たしていくことであり、この役割を十全に果たすべく、協同組織金融機関には、税制上の軽減措置が講じられている。協同組織金融機関は、この本来的な役割を果たし、地域経済・中小

企業に対する円滑な資金提供を通じて地域の資本基盤整備や雇用の確保に積極的に貢献していくことが重要である」として、税制上の軽減措置の有効性を報告書は確認している。

[2.2] 法制

(1) 各業態法

協同組織金融機関の相互扶助性については、各業態の根拠法にあるが、その内容は微妙に異なる。前述のように、信用組合に関しては、中小企業等協同組合法の目的規定に、「この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。」(下線部：筆者。以下同じ)という規定があり、相互扶助性が明記されている。さらに、第5条(基準及び原則)には、「組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。」として、

- 一 組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)の相互扶助を目的とすること。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
- 四 組合の剰余金の配当は、主として組

合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。」を挙げている。

労働金庫法は、第1条の目的に「この法律は、労働組合、消費者生活協同組合その他労働者の団体が共同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。」と規定しているが、相互扶助は明記されていない。

農業協同組合法は、第1条の目的で「この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。」と規定しているが、相互扶助は明記されていない。

信用金庫法は、第1条の目的で「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者保護に資することを目的とする。」と規定しているが、相互扶助は明記されていない。

(2) 独占禁止法の規定—協同組合の適用除外規定—

日本では、事業内容ごとに個別の法律(特

別法)で種々の協同組合が規定されており^{(注)7}、協同組合に関する一般的な規定は存在しない。法人税法では、協同組合等に分類され(法人税法第2条第7号)、全所得に対して、軽減税率の適用を受ける。また、事業分量配当金の損金算入が認められている。協同組合等に含まれるものは、法人税法の別表第3に掲げられており、信用金庫も掲げられている^{(注)8}。

日本には、一般的な協同組合法は存在しないが、一般的な規定としては独占禁止法第22条が、協同組合原則を明記しており、我が国の各種協同組織法制に共通の原則である。第22条は独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)の適用除外の条文であるが、そこには「組合」を規定している。すなわち、「この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りではない。」とし、その要件として、

[1] 小規模の事業者又は消費者の相互扶助

を目的とすること。

- 2 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 3 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 4 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。]

として、組合が相互扶助性を有することを明記している。これは、先の中小企業等協同組合法第5条の規定と平仄を合わせるもので、協同組合原則として共通のものである。

各業態法は、独占禁止法との関係を規定して、第22条に基く適用除外の組合であることを規定している。例えば、信用金庫法は第7条で、

「次に掲げる金庫は、私的独占禁止法の適用については、私的独占禁止法第22条第1号に掲げる要件を備える組合とみなす。

- 一 信用金庫であって、その会員である事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの
- イ その常時使用する従業員の数が300人を超えない事業者
- ロ その資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額を超えない法人である事業者

(注)7. 個別法に基づく協同組合またはこれに類する組織には、例えば以下のものがある。生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生活衛生同業組合・生活衛生同業小組合・生活衛生同業組合連合会)、農業協同組合法(農業協同組合(農協・JA)・農業協同組合連合会)、水産業協同組合法(漁業協同組合(漁協・JF)・漁業生産組合・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合・水産加工業協同組合連合会・共済水産業協同組合連合会)、森林組合法(森林組合・生産森林組合・森林組合連合会)、たばこ耕作組合法(たばこ耕作組合)、消費生活協同組合法(生活協同組合(生協)・生活協同組合連合会)、中小企業等協同組合法(事業協同組合・事業協同組合連合会・事業協同小組合・火災共済協同組合・火災共済協同組合連合会・信用協同組合・信用協同組合連合会・企業組合)、中小企業団体の組織に関する法律(協業組合・商工組合・商工組合連合会)、商店街振興組合法(商店街振興組合・商店街振興組合連合会)、商工組合中央金庫法(商工組合中央金庫)、信用金庫法(信用金庫・信金中央金庫)、船主相互保険組合法(船主相互保険組合)、内航海運組合法(内航海運組合・内航海運組合連合会)、輸出入取引法(輸出組合・輸入組合)、輸出水産業の振興に関する法律(輸出水産業組合)、労働金庫法(労働金庫・労働金庫連合会)。

8. 法人税法第66条第3項は、「公益法人等(一般社団法人等を除く。)又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に100分の19の税率を乗じて計算した金額とする。」と規定し、協同組合である信用金庫の軽減税率を規定している。

二 (略)

2. (略)

3. 第1項第1号口の規定に基づき政令で金額を定める場合には、小規模の事業者の相互扶助に資するとともに構成かつ自由な競争の確保を図る見地から定めるものとする。」

と規定して、信用金庫が独占禁止法の適用除外であることを確認している。また、相互扶助性についても明示している。中企法、労働金庫法、農業協同組合法にも同様の確認規定がある^{(注)9}。

このように独占禁止法の規定する組合であることを、各業態法で確認することにより、信用金庫等の協同組織金融機関が相互扶助性を有することが法的に確認できる。すなわち、相互扶助を理念とすることについて、各協同組織金融機関法に明確な規定のない場合があり、そのための手当てがこのように行なわれているのである。

このように協同組織金融機関の考え方は、「相互扶助」が重要な要件であり、非営利性が示されている。なお、協同組織である労働金庫法(第5条)・農業協同組合法(第8条)は、法律で営利を目的としてその事業を行なってはならないと規定している。

このように協同組織金融機関は、銀行法という「公共性」と独禁法や各根拠法で示された「相互扶助」が重要な目的なのであり、銀

行よりも非営利という制約を受けているのである。

さらに、協同組織は、「相互」ないし「組合」で表されるようにメンバーシップが前提であり、その営業範囲も限定的なのである。

[2.3] 公式文書—各種審議会報告—

信用金庫をはじめとする協同組織金融機関の相互扶助性は、金融制度審議会・金融審議会などの報告・答申といった公式文書に盛り込まれており、法令ではないが、正当性を示す記載である。

(1) 最高裁判決

1977年(昭和52年)6月20日、最高裁判所第二小法廷判決(金銭消費貸借契約無効確認事件)は、中小企業等協同組合について次のように触れている。「思うに、中小企協組合(中小企業等協同組合:筆者)は、中小企業者の個別収益の助成促進を目的として組織される人的結合体であり、資本主義社会における経済的弱者である中小企業者の自己防衛的相互扶助団体であり、協同組合の一形態として、消費生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等と同様、1844年ロッチデール衡平開拓者組合以来の「組合員の相互扶助」、「組合の組合員に対する直接奉仕」、「一人一票主義」等の協同組合理念に基づき設立されているのである。中小企業等協同組

(注)9. 労働金庫法9条は、労働金庫法に基づいて設立された労働金庫をもって、独占禁止法22条1号および3号に掲げる要件備える組合とみなすと規定している。さらに、農業協同組合法9条および水産業協同組合法7条もまた、これらの法律に基づいて設立される組合が、独占禁止法22条1号および3号に掲げる要件を備える組合とみなすと規定している。したがって、それぞれの協同組織金融機関法に、それぞれの組合が組合員または会員の相互扶助を目的とする旨の明確な規定がない場合も、これらの組合が相互扶助を基本理念とする点で共通している。

合法五条が、組合は、組合員の相互扶助を目的とすべきこと（一項一号、以下「相互扶助性」という。）、組合の行う事業によって組合員の直接の奉仕をすることを目的とすべきこと（二項、以下「直接奉仕の原則」という。）、組合の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等であるべきこと（一項三号、以下「一人一票主義」という。）等を中小企協組合の基本原則として掲げていることは、わが国の中小企協組合も、右の歴史的・伝統的な組合理念に基づいて設立され、この理念に則って行為すべきことを明らかにしたものにほかならない。その結果、中小企協組合について、一般金融機関と異なる制約・特典などの諸制度が法定されている。」^{(注)10}

この最高裁判決にある「相互扶助性」は、法律用語としても意味のある表現である。

(2) 金融制度調査会1989年報告

協同組織金融機関のあり方を真正面から検討した1989年5月15日の金融制度調査会第一委員会中間報告「協同組織形態の金融機関のあり方について」では、「協同組織金融機関は、「会員又は組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人」とし、対象の専門性に注目して「そもそも中小企業、農業漁業者及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を

受けられるようにすることを目的とする」、「協同組織金融機関は、地縁・人縁を基盤としていることから、利用者である会員・組合員のニーズの把握が容易であり、また非営利の相互扶助組織であって、業務及び組織の運営上、会員・組合員の利益が第一義的に考慮されることから、利用者ニーズに即したきめ細かな金融サービスの提供が可能である」、「相互扶助組織として税制等の面で一般の金融機関に比べて有利な扱いがなされている」と記述した。

(3) 金融審議会リレーションシップバンキングWG2007年報告

金融審議会リレーションシップ・バンキングのあり方に関するワーキング・グループの2007年報告では、「(補論) 協同組織金融機関について」を掲げ、協同組織金融機関の機能を確認している。すなわち、

「株式会社組織である銀行と比べ、相互扶助・非営利という特性を有する協同組織金融機関は法令上も取引先（会員・組合員資格）を原則として自らの地区内の小規模事業者に限定されている等、ビジネスモデル、対象とする顧客層、ガバナンスの仕組み等が異なっている。また、規模の格差や地域密着型金融への取組みに二極化傾向がみられるとの指摘がある。

このような制度的制約の下、地域の小規模事業者を主要な顧客としている協同組織金融

(注)10. 岐阜の信用協同組合とその組合員との金銭消費貸借契約をめぐる事案で、いわゆる拘束された即時両建預金を取引条件とする信用組合の貸付が独占禁止法19条に違反するとされた事例で、歩積両建や手数料・利息等をめぐり紛争になった訴訟の上告審判決。最高裁昭和52年6月20日第二小法廷判決・民集第31巻4号449頁。
http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319121407221196.pdf

機関は、地域密着型金融のビジネスモデルが相対的に当てはまりやすい存在であり、今後とも、小規模事業者を対象とする地域密着型金融の重要な担い手となることが期待される。」「今後の地域密着型金融の取組みにおいては、各金融機関が、顧客や地域のニーズを的確に把握し、「選択と集中」の徹底・深耕を図る必要がある中、協同組織金融機関に対しては、相互扶助・非営利といった特性をより一層活かした取組みを求めることが適当である。」「地域の小規模事業者が置かれている状況は引き続き厳しく、これらに対して地域銀行に次ぐ取引シェアを有する協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしつつ、会員・組合員でもある取引先の身の丈・ニーズに合った地域密着型金融への取組みが必要と考えられる。」「協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かし、会員・組合員でもある取引先の身の丈・ニーズに合った地域密着型金融への取組みが必要であり」、「個別機関への対応のみならず、相互扶助の特性を業態内でも十分発揮するべく、中央機関・業界団体のネットワークを積極的に活用しつつ、その機能充実を通じた総合的な取組みの推進を図ることも必要である。」という記載があり、相互扶助・非営利という表現を繰り返し掲げている。

(4) 金融審議会協同組織金融機関のあり方 ワーキング・グループ2009年報告

1. で指摘したように、規制改革・民間開放推進会議の答申を受けた金融審議会の協同

組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループは2009年6月に「中間論点整理報告書」を取り纏めたが、その中に協同組織金融機関のアイデンティティについて相互扶助性を明記している。すなわち、「検討の視座」の中で、

「協同組織金融機関は、本来、相互扶助を理念とし、非営利という特性を有するものと位置づけられており、その基本的性格は、中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたという点にある。このような協同組織金融機関の基本的性格や、その背景にある相互扶助という理念は、地域金融及び中小企業金融の専門金融機関としての協同組織金融機関に求められる役割を最大限発揮するために活かされる必要がある。このことは、金融・資本市場の発展が見られる今日においてもなお、また、地域経済の疲弊や格差の問題が指摘される今日であるからこそより一層、あてはまるものと考えられる。

協同組織金融機関の本来的な役割は、相互扶助という理念の下で、中小企業及び個人への金融仲介機能を専ら果たしていくことであり、この役割を十全に果たすべく、協同組織金融機関には、税制上の軽減措置が講じられている。協同組織金融機関は、この本来的な役割を果たし、地域経済・中小企業に対する円滑な資金提供を通じて地域の資本基盤整備や雇用の確保に積極的に貢献していくことが

重要である。」

として、相互扶助・非営利を確認している。

そのほかにも、協同組織と地域銀行の比較の項で、

「協同組織金融機関と地域銀行とは、特定の地域で金融サービスを提供する点において共通するものの、過去においては、前者は一般の金融機関から融資を受けにくい中小企業や個人、後者は中堅企業以上や地方自治体との取引が中心であるという違いがあった。一方、昭和50年代以降の業務範囲の見直しにより、現状では、協同組織金融機関は地域銀行とほぼ同様の業務を営むことが可能となっている。また、大規模化した協同組織金融機関も出現しており、協同組織金融機関と地域銀行の差異は相対化しているとの指摘がなされている。

金融機関の利用者の視点からは、同様のサービスを同様の方法で提供する主体が複数あるよりも、サービスやその提供方法の選択肢が多様である方が、利便性が高い。協同組織金融機関と地域銀行が横並びで発展していくのではなく、協同組織金融機関としての本来の強みを十分に活かすべく、協同組織金融機関の側でも、例えば、地域の中小企業のニーズに対応した資金融通、情報提供、コンサルティング等のきめの細かいサービスの提供に経営資源を投入するなど、業務の「選択と集中」が図られていくことが期待される。」と記載し、地域金融の担い手の多様性に注目して、協同組織の役割を確認している。

このように、判決、審議会報告等で協同組

織金融機関の相互扶助性と非営利性は、種々の形で確認されており、協同組織を特徴付けるものと理解できよう。

[2.4] 非営利性

(1) 法制上の理解

信用金庫を理解するには、地域金融機関の2つのカテゴリーである地域銀行と協同組織を比較し、その相違を理解することが重要であり、株式組織（営利目的）と協同組織（非営利目的）という組織形態の相違の理解がポイントとなる。株式組織というのは、株式会社形態をとる企業形態であるということで、営利を目的とする組織である。旧商法は、第52条で、

「第52条 本法ニ於テ会社トハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ

2 営利ヲ目的トスル社団ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行為ヲ為スヲ業トセザルモ之ヲ会社ト看做ス

第53条 会社ハ合名会社、合資会社及株式会社ノ3種トス」

と規定しているように、商行為ないし営利目的が株式会社の目的といえるのである。すなわち、株式会社は商法に基づいて設立され、構成員である株主の利益を目的とした営利法人である。

したがって、地域銀行は営利を目的とする企業であるというのが第一義であるが、銀行法は目的規定の第1条で、「この法律は、銀

行の業務の公共性にかんがみ、…」と規定し、営利目的企業であるが、公共性の強い企業であるとも規定しているのである。つまり、銀行はメガバンクであっても、新規参入銀行であっても、公共性が求められていることに変わりはない。

会社法(2005年)は、会社を営利目的とする社団と定めてはいないが、これは会社法上、会社の株主・社員には、利益配当請求権・残余財産分配権が認められていることは明らかなので、会社が対外的活動を通じて上げた利益を社員に分配することを意味する「営利を目的とする」という用語を用いる必要がないためである。営利企業は、利益を獲得し追求するが、この利益追求とは、営利企業の所有者は株主であるため、株主である資本家・出資者への利益還元、配当を高めることである。

商法の第4条第1項は、「この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。」と規定している。ここでいう「業とする者」というのは、営利の目的で同種の行為を、継続的・計画的に行なうこと、とされる^{(注)11}。

このような会社法・商法上の規定から営利性を捕捉できるが、これらの営利性の条件からみて、協同組織の員外規制・配当制限・相互扶助性から非営利性が把握できる。信用金庫の非営利性については最高裁の判決がある。最高裁第三小法廷の1988年(昭和63年)10月18日の手形金取立金返還等請求事件の

判決で、信用金庫の商人性が争われ、次のような指摘がある。

「信用金庫法に基づいて設立された信用金庫は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するために設けられた協同組織による金融機関であり、その行うことのできる業務の範囲は次第に拡大されてきているものの、それにより右の性格に変更を来しているとはいえず、信用金庫の行う業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、信用金庫は商法上の商人には当たらないと解するのが相当である(最高裁昭和46年(オ)第781号同48年10月5日第二小法廷判決・裁判集民事110号165頁参照)」^{(注)12}

この指摘に従えば、信用金庫の行なう業務は非営利性ということになる。

信用金庫ではないが、信用組合について、最高裁第二小法廷の2006年(平成18年)6月23日判決(預金払戻請求事件)では、「中小企業等協同組合法に基づいて設立された信用協同組合は、今日、その事業の範囲はかなり拡張されてきているとはいえ、なお組合員の事業・家計の助成を図ることを目的とする共同組織であるとの性格に基本的な変更はないとみるべきであって、その業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、商法上の商人には当たらないと解するのが相当であり(最高裁昭和46年(オ)第781号同48年10月5日第二小法廷判決・裁判集民事110号165頁、最高裁昭和59年(オ)

(注)11. 落合誠一・大塚龍児・山下友信『商法I—総則〔第3版〕』。

12. 最高裁昭和46年(オ)第781号同48年10月5日第二小法廷判決(貸金請求事案)には、「中小企業等協同組合法に基づいて設立された信用協同組合は、商法上の商人にあたらないと解すべきである。」とある。

第557号同63年10月18日第三小法廷判決・民集42卷8号575頁参照」

と指摘している。

このように、信用金庫・信用組合は、商法上の商人ではないので、非営利性を有することと法的には整理できる。

(2) 非営利法人

非営利法人というのは、①営利法人でない非営利法人、②利潤獲得を第一義的な目的としない法人、③メンバー相互へのサービス提供のために利潤を獲得している法人、という定義がある。

NPO法人(特定非営利活動法人)は「営業を目的としない」組織であるが、NPO法人には収益事業が認められていることから、剰余金も発生している。ただ、NPO法人には出資という概念がないことから、構成員に対する剰余金の分配は認められていない。また、「中間法人法」による中間法人も「剰余金を社員に分配しないことを目的とする社団」であり、その非営利性を徹底するため、社員に出資する義務を課さず、また、法人の財産に対する持分や剰余金の分配請求権も認めていない。ヨーロッパでは非営利について広く捉えており、利益の分配の可否での区別はなく、非営利組織を利潤極大を目的とせず、社会的な使命(ミッション)の実現を事業活動の目的とする組織としている。

(3) 利益対立

組織面での利益対立問題がいわゆるガバナンスであるが、株式組織の場合、出資者であ

る株主の満足度は株主配当の最大化である。配当の最大化を突き詰めると、その株式組織の提供する商品・サービスの価格の上昇となるため顧客満足度は低下する。顧客満足を追求すると、配当が減少して、株主満足度は低下するので、株式組織では株主と顧客の利益対立が生じる。ガバナンスはその分緊張関係にある。

協同組織の場合、出資者は協同組織の提供する商品・サービスの利用者であり、出資者と利用者(顧客)との利益対立は発生しない。いわゆるガバナンスは内在化されている。信用金庫の出資者は、配当以外のサービスの享受に関心があり、配当目的の銀行の株主とは、目的関数が異なる。無論、信用金庫の出資者でも、市中金利以上の配当率を期待する場合がある。しかし、信用金庫は、出資の配当率の上限を予め定款で定めており、その制限の範囲でしか配当を行なうことができない。この点は、制度上、銀行とは異なる。

(4) 適正利潤と内部留保

非営利性というと、無利益(利益を得ない)という理解もありうるが、そうではない。組織を形成・維持して、金融業を営むには適正な利潤は必要である。信用金庫が利益を獲得して、剰余金を計上するのは、地域との長期に亘る関係を維持し、組織の活動目的を遂行するために必要な費用を内部に留保するためで、非営利性と矛盾するわけではない。

このような組織維持のための内部留保は、会員に対する円滑な資金供給に対応するため

十分な水準である必要があり、自己資本比率の維持にとって重要である。ただし、一定水準以上の内部留保は、会員に対する利便性の阻害要因にもなるので、バランスが重要である。

3. 信用金庫の相互扶助性

[3.1] 相互扶助—内部補助—

(1) 信用金庫の経済学的基礎

協同組織金融機関を理論的に理解する上で、経済学的なアプローチを整理する上で、いくつかの視点がある。協同組織を相互扶助性（非営利）と理解すると、相互扶助はある組織内で扶助を行なうことである。単純化すれば、内部補助の理論、保険の理論がその典型である。また、協同組織をメンバー制として考えればクラブ財の考え方が適用可能であるし、協同組織が限定された地域での事業展開を迫られていることに注目すれば、密度の経済性の理論・ネットワーク経済性の理論が有効になる。

相互扶助性は内部補助の理論によって説明可能で、信用金庫内での相互扶助が低リスク層と高リスク層の間と世代間での内部補助として整理可能であること、信用金庫が情報の非対称性の大きい分野でのインフラとして機能しクラブとしての把握可能であること、信用金庫の狭域高密度経営が密度の経済の理論で分析可能なことを整理する。その上で、協同組織のガバナンス問題と相互会社との比較

などを行なうことによって整理する。

(2) 内部補助の理論—相互扶助—

協同組織を支える考え方は、相互扶助（“One for all, all for one.”）である。“One for all, all for one.”で表される理念は、スポーツのラグビーや生命保険で一般的であり、協同組織においても共通である^{(注)13}。理念としての相互扶助（“One for all, all for one.”）は、スポーツの世界だけでなく、経済行為としても十分な存在意義を有している。無論、保険における相互扶助についても多くの議論があり、近代的保険の理念に関しては、種々の解釈がある^{(注)14}。

相互扶助という理念論的なイメージがあるが、これは経済学的に内部（相互）補助（cross subsidization）と考えてもよい。内部補助は、「複数の需要部門ないし事業部門を有する企業が「一方の部門における黒字をもって、他方の部門の赤字を補填すること」とされる^{(注)15}。たとえば、航空事業でみると、儲かる路線の収益によって赤字路線を維持することとか、高速道路の料金プール制に見られるように黒字路線からの収益で高速道路を延伸するというのが、内部補助である。不採算部門を切り捨てるのではなく、高採算部門の剰余で穴埋めを行なうことによって全体の収益を維持するのが内部補助といえ

(注)13. “One for all, all for one.”は、ドイツの保険学者Manes,A. (1877~1963)の言葉であるという(近見ほか[2006] p.37)が、彼以前からも使用されていたと思われる。ある生命保険会社のホームページには、「生命保険事業は「一人は万人のために、万人は一人のために」を基本思想とする相互扶助機能を本質としています」とある。長濱[1992]は、保険加入は「相互会社の社員になることによって、まさに協同組合加入時のようなメリットとともに生命保険事業への投資に対するリターンを得ることが可能となる」(pp.65~66)とし、相互会社と協同組織の類似性を指摘している。

14. 堀田 [2003] など。注 参照。

15. 植草 [1991] p.224。

よう。内部補助は、規制や独占によって可能とされるが、相互扶助でも可能である。

保険は、その本質について種々の議論があるが、通常は「保険とは同様なリスクにさらされた多数の経済主体による、偶然な、しかし評価可能な金銭的ニーズの相互的充足」という定義がされる^{(注)16}。単なる相互扶助ではなく、多数の経済主体が存在し、リスクが存在し、偶然ではあるが評価可能な金銭的ニーズを相互的に充足するという要件が必要で、より具体的には、大数の法則、収支相等原則^{(注)17}、給付反対給付金均等の法則^{(注)18}がなければならない。その意味で、相互性というのは、保険の数理的あるいは技術的仕組みが存在し、大数の法則が適用され、収支相等の原則、および給付反対給付の原則が妥当するような運営がなされる保険システムのことなのである^{(注)19}。

保険(や共済)を支える保険原理(ないし共済原理)は、種々のリスクについて保険(ないし共済原理)を通じて集団でシェアすることにより、個

人が確実に責任を負える程度のリスクに収めることを可能にするリスク・シェアリングがその根幹である。個人で負担しきれないリスクを集団でカバーし、内部補助によって補填するのである^{(注)20}。共済は同じ職業、同じ地域に住居する者が組合を作り、組合員の死亡や所有財産の損害をカバーするもので、保険に類似する。しかし、加入者の範囲が職業・地域という限定的なもので、大数の法則が当てはまるほどの規模でないという点で保険とは異なるとされる。とはいえ、共済でも規模が大きくなると保険と変らない状況が発生する^{(注)21}。

金融業務でもこのような趣旨で実施されるのが協同組織金融機関であり、そもそもは借入困難者が集まり、相互に出資を行なって順番に融資を受けるというのが相互金融ないし組合金融である^{(注)22}。これが高度化し今日の協同組織金融に発展したと考えると、内部補助をメンバー間で実現する仕組みとも考える。たとえば、低リスクの企業がその信用リ

(注)16. 近見ほか [2006] p.8. これは、Manes によるものという。

17. 集団の構成員数を n 、保険料を P 、事故に遭遇して保険金を受領する者の数を r 、その受領保険金額を Z とすると、 $nP=rZ$ の成立する場合は収支相等原則という。

18. $P=(r/n)Z=wZ$ 。すなわち支払い保険料は受領するかもしれない保険金の期待値に等しい。

19. 近見ほか [2006] pp.37~38. 保険の相互扶助は、保険給付を受ける者が、他の保険加入者の保険料からの分配を受けるという広義での相互扶助と、保険数理的観点からの厳密な(狭義の)相互扶助、を区別すべきであろう。

20. 堀田 [2003] は、「保険事業は相互扶助の制度である」という主張は、「近代的保険には正確に当てはまらない」とし、「保険には構造的に相互扶助性が存在」し、事故に遭わなかった者の保険料が事故に遭った者に再分配される点は相互扶助であるが、保険加入者は他人を助ける目的で保険に加入するわけではなく、生活保障・賠償資力の確保のために加入するのであり、保険金受け取りは確率的結果に過ぎないと、としている (p.112)。堀田 [2003] は、「近代的保険における相互扶助は、同質のリスクで構成されている保険集団の間で、確率的計算を根拠として結果的に発生する相互扶助である。その点で、加入者どうしの精神的連帯に基づく原始的保険や共済制度あるいは社会的連帯に基づいた社会保険とは異なる。したがって、純粋な民間保険において、低リスク者が高リスク者の保険料を負担すること、つまり内部補助は保険原理的には生じてはならないことになる。」とする (pp.112~113)。

21. 刀襦ほか [1993] は、危険(リスク)への対応として、危険の回避、危険の軽減、危険の保有、危険の移転を挙げ、危険の移転が保険だとする。危険を引き受ける者(保険会社)は同種の危険を多数を集める(危険のプール)ことにより、その危険の発生度合の変動を少なくすることが可能になり、危険発生に伴う損失をほぼ正確に予測でき、その予測損失を多数の保険加入者に分担させ、その分担金(保険料)総額が危険発生に伴う損失を補償するに十分な水準になるようにすれば、保険会社は保険加入者の損失補償に困ることはないし、保険加入者は多数で分担するので少額の負担で危険を移転可能となる、という (pp.6~9)。刀襦ほか [1993] は、共済についても職業・地域を共通にする者が組合を組織して、組合員やその家族の疾病・死亡、損害などを蒙ったときに、一定の給付を行なう相互扶助制度であるとし、純粋危険を対象とする点で保険に類似していると(加入者が多くない場合には、偶然的出来事の発生割合の変動が大きく、その予測が困難だが、大規模集団になると保険に近くなる。JA共済などでは、相互扶助による共済資金の還元融資、剰余金の割戻しなどがある。pp.19~20)。

22. 全員が融資を受ければ解散する方式で、解散組合という。発足当初のイギリスのbuilding societyが典型だが、やがて永続組合に発展した。

スクに比して高い金利を負担することで、高信用リスク企業の金利負担をカバーして、協同組織全体としてのローンポートフォリオでの収益性を確保して、協同組織金融機関の経営を維持することが可能になる。あるいは、同じ企業に対してでも、創業期や経営が厳しいときには低い金利で融資、収益環境が良好になって金利負担が可能になった段階では、多少高い金利で融資し、信用リスク以上の金利負担を求めることで、長期にみると相応の金利負担になることがありうるのである。強いていえば、同一企業の中長期的なローンポートフォリオと考えることができる^{(注)23}。

この点は、協同組織金融機関の経営者のインタビューなどで語られる点であるが、実証研究例を挙げると、安孫子[2006][2007]のCRDデータを利用した研究があり、これによれば、業歴の短い(信用リスクが高い)企業の金利は低く、それに対して業歴の長い(信用リスクの低い)企業の金利は高いという結果が得られたとされている^{(注)24}。これはCRD参加の金融機関では金利負担が内部補助という意味で相互扶助的に行なわれている可能性を示すものである。CRDは230万社のデータ

を有しており、信用保証協会データが基本である。信用保証協会利用企業の場合、業歴の長い企業でも信用リスクが高い可能性があるなど、データバイアスを排除できないという問題はある。また金融機関ごとに集計していないので、業態という視点では厳密性は欠けるものの、信用保証協会の利用が協同組織金融機関では高いことを勘案すると、信用金庫の融資の特性を反映している可能性もある。

(3) 相互会社の相互扶助性—リスク・シェアリング—

相互会社とは、日本では保険業法により保険会社にだけ認められた経営形態である。そもそも保険は、契約者の払った保険金が、万が一の事態に直面した人に支払われるという相互扶助の仕組みで成り立っている。この相互扶助の精神を最大限に生かそうという発想から生まれているのが相互会社とされる。保険を株主主権の下に置くと、保険加入者の利益よりも株主利益が優先する可能性があるので、保険加入者を社員とする相互組織の方が、保険制度に適していると考えられた。

保険 (insurance) は、将来のリスクに対処

(注)23. ローンポートフォリオによる相互扶助ないし内部補助については、信用金庫の実務者からは多くの批判がある。すなわち、①金利設定について個々の企業リスク等を勘案して決定していること、②リスク管理の高度化の要請の中で信用格付けに基づく適正なプライシングルールが求められる状況ではローンポートフォリオによる相互扶助は妥当しないこと、③実態に合わない論で競合が激しい都市部では低リスクの企業が低い金利を負担することは考えにくいこと、④顧客取引の公正確保、金利設定を顧客に説明する際の論拠にできないこと、経営管理上顧客間リスク負担をコントロールすることは困難なこと、⑤低リスクの顧客は他行との競合も厳しく低い金利設定になりがちなこと、⑥金利設定の背景にある引当金や保全状況との関連が重要なこと、などの理由による。この点は、より広くアンケート調査などによる検証が必要であろう。ただし、顧客同士の会を組織して、中小企業者の交流の場を作っているが、このような非価格面の活動は会員間の研鑽・交流を含めた相互扶助の要素も多いとされる。このような活動は地域銀行にもあり、信用金庫に固有なものではない。ローンポートフォリオ的な内部補助が実務的には不合理というのは、リスク管理手法が普通銀行と同じような手法になっており、必ずしも協同組織性ないし非営利性を反映した融資判断になっていない印象を受ける。真に創業期の企業、新分野に進出しようとするイノベティブな企業への対応がなされているかが疑問である。地域イノベーションの担い手を支援する役割が希薄化していないかが、検証されなければならない。クラウド・ファンディングなどが必要とされるのは、信用金庫の与信に目利き機能が十分ではないからかもしれないからである。

24. 安孫子 [2006] p.15、同 [2007] pp.177~178。信用リスクが低いはずの業歴の長い企業の相対的高金利というのは直感的には反対の結果であるが、安孫子は、暗黙の契約仮説によって、業歴の長い企業の相対的高金利を説明している。

する仕組みの一つであり、リスクの顕現に応じて金銭等の受渡しを行なう契約である。予め保険料をプールしておき、リスクの顕現に応じて保険金をそこから支払うシステムであり、リスクのプール（pool）とシェア（share）を行なうものである。同じようなリスクに直面しているグループ（リスクの顕現値はもちろん異なる）で保険を形成し、リスク実現後の所得分布などを均等化させることを「グループでリスクをプールする」「メンバー間でリスクをシェアする」と呼ぶが、その実現を図るのが相互組織である相互会社なのである^{(注)25}。

(4) 協同組織金融機関の内部補助

協同組織金融機関は、株式組織ではないという点で相互組織ないし相互会社と共通点も多く、総代会を通じるガバナンス等参考になる事例が多い。その一つがリスク・シェアリングであるが、協同組織金融機関は1先当り融資額が小額で、小規模企業いわば高収益を期待できないむしろ採算性の低い分野に特化し、営利金融機関が参入しにくい分野を顧客層としている。何故、このような分野に対応できるのかの理由の1つは、ある種の内部補助ないしリスク・シェアリングによるものではないかと思われる。前述のように、低リスクの企業がその信用リスクに比して高い金利を負担することで、高信用リスク企業の金利負担をカバーして、協同組織金融機関全体としてのローン

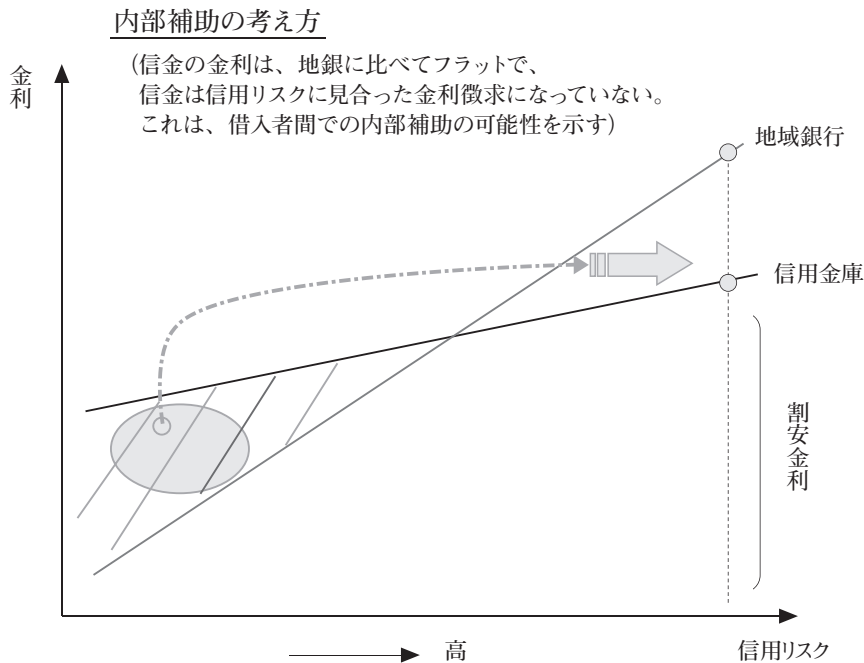
ポートフォリオでの収益性を確保していれば、採算性の低い分野へも対応できる。協同組織金融機関にすれば、業歴の浅い段階では信用リスクに見合った金利が徴求できなくても、企業ステージが成長・安定期になって適正な金利を徴求できれば、長期的に安定した適正金利を維持できると考えることになるが、これはリスク・シェアリングの一形態でもある。

図表6は、信用金庫の内部補助を概念的に示したものである。信用リスクに見合った金利徴求が金融機関にとっては基本であるが、信用金庫の場合、株式会社銀行に比べて信用リスクに対応した金利徴求となっていない可能性が高く、割安な金利設定になっていると考えられる。図表6に示したように、信用リスクが低い層での相対的に割高な金利徴求（収益）で、信用リスクの高い層での割安な金利徴求（損失）をカバーしていることが考えられるのである。すなわち、個々の融資の信用リスク対応の金利徴求ではないが、ローンポートフォリオ全体で信用リスクをカバーする行動をとっていると考えられる。これは、借入者間での内部補助が行なわれていることを示すものである。

このような事実上の内部補助が行なわれることが経営的に意識されていたのが、「短期利益よりも長期利益の訴求」という協同組織金融機関の行動に繋がるものと考えられ、リスク・シェアリングという点で相互会社の理念とも合い通じるものがある。信用金庫は自

(注)25. 長濱 [1992] は、積極的な利益追求行動を相互会社にも認め、その剰余あるいは利益を可能な限り衡平に分配することで、社員への賦課を極力少なくしていくことを求めるとともに、閉鎖集団としての相互会社がありうるとしている。さらに、保険料が相互会社への出資という側面には、保険事業が保証の提供だけではなく、アセットマネジメント事業を営んでいるので、これへの投資である（生命保険事業への投資）であると、主張している（p.66）。

図表6



己資本を調達する際、出資によるか、内部留保によることがその基本であるが、従来出資による資本増強ではなく、内部留保の蓄積によってきた。この内部留保の蓄積は、次世代のためないし次世代への移転であり、いわば世代間相互扶助ないし異時点間の内部補助である。また、借り手が相互補助の結果として内部留保を蓄積し、その原資の信頼性すなわち自己資本比率の充実が信用金庫の格付けを高め、その信用が利用者に還元されていると

考えれば、内部留保を通じた相互扶助ないし内部補助が実現しているともいえる^{(注)26}。

[3.2] クラブ財の考え方

(1) クラブ財

協同組織を理解する場合、公共経済学における「クラブ財」の考え方も示唆に富むものである。クラブ財というのは、同じ関心を持つ者がクラブを作ることによって効率的に経済活動・文化活動を行なうための財である^{(注)27}。たと

(注)26. Sandler and Tschirhart [1980] は、後述のクラブ財のコンテクストで世代間クラブ財を論じ、世代間クラブ財では、メンバーのコスト負担が通時的でないし恒久的になるので、現在のみならず将来のメンバーも考慮して議論すべきことを論じている (p.1513)。貸し手はリレーションシップの初期段階では借り手を支援する条件で融資し、後のこの支援分を回収する行動をとるというGreenbaum et al. [1989] などの議論は、まさに協同組織の融資行動にフィットする。

27. クラブ財は、Buchanan [1965] [1971]、Tiebout [1956] の議論が嚆矢であるが、PigouやKnight,F. にも淵源があるという (Sandler and Tschirhart [1980] p.1481)。Sandler and Tschirhart [1980] によれば、クラブとは生産費用、メンバー制、排除可能財の特色を持つmutual benefit追求のvoluntary group とされる (p.1482)。以下では、柴田・柴田 [1988] pp.190~191、207~216、田中ほか [1999] pp.100~103、井堀 [2005] pp.271~272、360~362 など参照。また、「クラブ財とは、加入メンバーであるクラブ員のみによる利用を認めることができる (排他性) が、その消費にあたっては一定水準まで競合しない (非競合性) というものである。そしてこのクラブ財の供給は、1人のみの負担では賄えないため、複数のクラブ員を募ることになる。このときクラブ財供給費用は、クラブ員が平等に負担することとすると、その1人あたり供給費用は、クラブ員数の増加に伴い低下する。この費用構造は、規模の経済と呼ばれる。他方、クラブ財は、利用水準が低い場合には競合なく受益することができるが、ある一定水準を超えると利用に関する混雑が発生する。この混雑現象は、クラブ員の受益水準を低下させるので、クラブ財の質が悪化することを意味している。すなわちクラブ財は、供給における規模の経済と、受益における混雑現象のトレード・オフに注目して、その最適なクラブ員数やクラブ財規模、そしてその負担方法を考察するモデルである。」という整理もある (澤野 [2006] pp.232~233)。

えば、ゴルフ・テニスクラブ、劇場、お稽古クラブなどがその事例とされる(古典芸能・文化を維持してきた家元制。茶道や華道のように全国的に水準の高い組織(クラブ)など)。このほかに高速道路など公共性の高い財も含まれる。ゴルフ・クラブのメンバーになることは、プレーの権利を確保し、希望する日時に何時でもプレーすることができるし、予約なしのプレーや同伴者なしでのプレーも可能になるほか、メンバー同士の交流・交歓も可能になる。

協同組織金融機関の場合、会員ないし組合員になることによって、協同組織金融機関というクラブに加入し、融資という金融商品・サービスの提供を享受することになる。協同組織金融機関は、会員・組合員にはできるだけ共通のサービス提供を行なうとする。金融サービスであるから、信用リスク等に応じて、金利などの条件は相違するが、営利金融機関とは同じ条件にはしないような工夫を行ったり、金利は多少高くても、営利金融機関では融資を受けられない者にも融資を行なうことがある。労働金庫では、間接構成員という個々の労働者が何時借りても一定期間での金利負担が同じになるように住宅ローンの変動金利制をその住宅ローン商品の導入当初から設定してきた。

協同組織金融機関は、営利金融機関では融資を受けられない層への融資を、クラブへの加入によって保証しているとも考えられ、クラブ加入によって継続的に融資を受ける可能性を担保しているのである。無論、協同組織

金融機関は徒に融資を実行するのではなく、融資に伴う経営相談・支援等を木目細かく行なったり、融資実行可能なような状況を作り出すような相談・支援を事前的に行なうのである^{(注)28}。

さらに、協同組織金融機関のメンバーになることによって、情報の交換、ビジネスマッチング、販路開拓、種々の情報提供・交歓なども可能になり、融資という金融サービス以外の便益を享受可能になる。協同組織金融機関にとっても、メンバーになってもらうことにより、長期的な信頼関係(リレーションシップ)の構築はより可能になるので、情報の非対称性を緩和し、情報生産コストを軽減することが可能になる。

(2) クラブ財と金融

近年、金融業務ないし金融機関の問題をクラブ財のアイデアを活用した議論が展開されている。とくに、情報の非対称性問題や公的金融の問題の理解において、そのアイデアが活用されている。以下では、塩澤[2000]、折谷[2004]、大滝[2006]の主張を整理したい。

塩澤[2000]は、中堅中小・新興企業における多様性・情報生産における困難性・小規模性などの存在から、「期待される収益に対して、審査・調査費用が相対的に高く、個別企業に対し銀行などからの融資という形では、一般には事業として採算が取りにくい」。として、「市場参加者にとって公共財的な、ある

(注)28. 協同組織がクラブ財であるかの議論は、(注)63を参照されたいが、Sandler and Tschirhart [1980] は、クラブ財としての協同組合の研究事例を指摘しているほか(p.1512)、世代間クラブ財の例としてprofessional associationsを挙げている(p.1513)。

いは限定された主体が共同消費するクラブ財的な役割をもつ社会的なインフラストラクチャー整備が、きわめて重要な社会的意義をもつ」と主張している。とくに、それらを対象とする貸出市場では逆選択（逆選抜）問題が発生することを理論的に分析しており、貸出市場で同一金利が適用されるとその金利水準では割高に感じる優良企業が市場から退出し、その市場には非優良企業ばかりが残ってしまう現象が発生することになる。これは、企業の質に関する情報を金融機関がまったく保有していないために、貸出市場で同一金利の設定を行なうことによるもので、結局市場が衰退することになる。これを回避するには「公共財あるいはクラブ財としての情報を提供する、もしくは各金融機関の情報獲得の費用を低下させるような社会的インフラの整備が必要」と主張し、これに替わる方法はメインバンク制が考えられるとしている^{(注)29}。

折谷 [2004] は、中央銀行のガバナンス・ストラクチャーの考察の中で、中央銀行の「銀行の銀行」としてのサービスをクラブ財として分析している。民間金融機関は中央銀行に「預金口座を開設しており、民間金融機関はこの預金口座間で資金を移動することによって、民間金融機関相互間の決済を行うことができる（インターバンク決済サービス）ほか、この預金口座から現金を引き出すこともできる。また、民間金融機関は中央銀行が認めた場合、中央銀行から資金の借入れを行うこと

もできる。これらのサービスについては、中央銀行の取引先となった金融機関に供給されるが、民間金融機関などが中央銀行と取引するかどうかは、民間金融機関側に拒否する権利があり、強制ではない（中央銀行側も取引を拒否できる）。その意味で、中央銀行の取引先は中央銀行制度というクラブのメンバーとみなされる。現に、米国連邦準備銀行の取引先は、「メンバー・バンク (member bank)」と呼ばれている」としている。さらに、「銀行券は純粹公共財と分類されるが、クラブ財とみられる側面もある。というのは、ハイパー・インフレなどによって大多数の国民が銀行券を使用しなくなった状況でも、銀行券を使っている人々は、いわばその銀行券を使うことを受け入れたクラブのメンバーであり、そこでの銀行券はクラブ財とみなしたほうが適当とみられる」としている^{(注)30}。

大滝 [2006] は、日本政策投資銀行の存在意義を分析する中で、公的金融が「多くの民間金融機関に広く共有されるべき情報・金融インフラを生産し」ており、強い外部性を持つので、「全金融機関の共通財産として作り出すことには社会的意義がある」と指摘している。日本政策投資銀行の協調融資に参加することは、クラブ財である協調融資に参加することになり、その意味で民間金融機関が公的金融の顧客になれば自由に情報を引き出せるという意味で共同消費（等量消費）が可能になると指摘している^{(注)31}。

(注)29. 塩澤 [2000] pp.3、14～15。

30. 折谷 [2004] pp.85～87。

31. 大滝 [2006] pp.149～150。

(3) 協同組織というクラブ財

協同組織である農協を対象として公共経済学の視点を適用したのが朽木 [1977] [1978] [1980] の一連の業績である。朽木 [1977] は、農協活動全般について公共財理論による整理の必要性を論じ、朽木 [1978] はクラブ理論の不分割消費財にアイデアを得たとする「プラント・プール理論」によって農協の共同利用施設の分析を行なっている^{(注)32}。ただし、農協の信用事業についての分析はない。

非競合性（共同消費、等量消費）は、ある人が財・サービスを消費・利用しても、他の人々の消費・利用が妨げられないということであり、これは同時に同一の財・サービスが多数の個人によって消費・利用されることを意味する。協同組織である信用金庫について、この非競合性を当てはめると、会員は信用金庫から融資を受けることができ、相互扶助的な観点から、営利金融機関から排除される層でも融資を受けることが可能になる場合もある。信用リスクが高いという理由で営利金融機関では排除されたとしても、協同組織であればその資金余力の範囲内で、必要な条件さえ満たせば、融資される可能性は高く、排除されないという意味で非競合性が成立する。これは、先の塩澤 [2000] が指摘した「限定された主体が共同消費するクラブ財的な役割」を信用金庫が担っていることを意味する。

信用金庫というクラブに加入すると、融資というサービス（クラブ財）を享受できるが、

営利金融機関から排除される層でも共同消費が可能になるという意味で、信用金庫は非競合性を満たしている。その意味で、クラブ財なのである。とくに、相互扶助性を併せ持っており、高リスク企業であってもリスク対応金利よりも低い金利で融資を享受可能になる。先に指摘したように、高リスク企業からの低い金利収入を、低リスク企業からの高めの金利収入によって補填することによって、収支相等を図る工夫（相互扶助）もありえるし、内部蓄積による世代間の移転も行なわれる。これは、単に相互扶助ないし内部補助によるだけでなく、クラブに加入してもらうことによって、塩澤 [2000] が指摘するように、情報獲得の費用を低下させる（情報生産コストの軽減）ので、徴求金利の軽減化に資する効果もありうるからでもある。このように、信用金庫は、民間の組織ではあるが、準公共財であるクラブ財であるとも理解できる^{(注)33}。

(4) 信用金庫の融資先

信用金庫の融資先・顧客は、小規模企業であるといわれる。鹿野 [2006] [2007] のCRD データを活用した分析によれば、中小企業の中央値による平均的な状況は、従業員で6名、資本金で1000万円、売上高1.25億円程度である。その平均的な借入残高は5092.7万円である。小規模企業に焦点を当てると、従業員1～4人の企業では2500万円弱、5～9人で4400万円弱、10～19人で8200万円、20～49人で2億

(注)32. 朽木 [1980] p.185.

33. 信用金庫のクラブ財性には、金融機関自体がクラブであるという面と、そのサービスとしての融資がクラブ財という面がある。

図表7 小規模企業の借入残高

(1) CRDデータ (鹿野 [2006] [2007])

	中小全体	従業員：1～4人	5～9人	10～19人	20～49
長短期借入金	5,092.7万円	2,461.4	4,385.4	8,200.0	19,429.8

(2) 国民生活金融公庫総研調査 (括弧は中央値)

	全体	売上：5000万円未満	5000～1億	1～5億
借入金	4,963 (1,500)	1,355 (620)	2,887 (1800)	7,354 (4,694)

円弱である (図表7)。CRDデータは、信用保証協会利用企業が多いので、多少借入残高が多いとしても、大きくは変わらないと思われる。

これを信用金庫の貸出構造と対比させてみると、図表8にあるように、信用金庫の融資残高が最も多いのは1000万円～1億円未満層で全体の40%強である。1～3億円未満層も20%弱である。つまり、信用金庫の融資残高は、1000～3億円未満層で60%を占める。表2の従業員別では1～20人未満のいわゆる小規模企業層の借入残高に丁度信用金庫の40%強が対応しているし、同じく20～49人の層に信用金庫の20%弱の融資層が重なっている。

信用金庫の融資対象が小規模層で、その借入残高に対応するということはほぼ確認できる。図表8にあるように、信用金庫の1先当り融資額は、300万円未満が3分の2以上を占め、小口の融資が大半である。このように、小規模企業にクラブ財を提供しているのが信用金庫なのである。信用金庫の小規模企業1先当り融資額は300万円として預貸金利鞘を1%とすると、年間粗利益は3万円にしかならないが、これはクラブ財だから成立し、営利金融機関は参入しえない領域なのである。残

高ベースでも、小規模企業の借入残高を2500万円として年1%の利鞘を取るとしても年間金利収入は25万円であり、営利金融機関の収益構造からすると対応困難であろう。

国民生活金融公庫総合研究所の2006年調査 (『小企業の金融機関借入に関する調査』2006年8月)によると、小規模企業の借入頻度は少なく (年に1回が40%、2～3年に1回が30%)、借入額も平均4963万円・中央値1500万円で、売上高が5000万円未満層では借入平均1355万円・中央値620万円である。小規模層では1500万円の借入でも年間金利収入はネットで15万円だったり、最小の層では6万円だったりすることになる。このような小規模層に営利金融機関が参入することは殆ど困難である。無論、営利金融機関もスコアリング活用ローンによって参入しているが、みずほ総研の調査では20～50人層では活用が進んでいるといわれるものの、国民生活金融公庫総研調査の小規模企業では、利用は6%程度で、売上高5000万円未満層では2.7%、5000～1億円未満層でも4.1%にすぎない。『中小企業白書2006年版』は、クイックローン (スコアリング活用ローン) が20人以下の層で全体利用の40%を占めると

図表8 信用金庫の貸出構造

(1) 1先当り融資額の規模別構成

1先当り融資額	2002年3月末	2004年3月末	2006年3月末
300万円未満	70.4%	69.0%	66.6%
300～1000万円未満	12.8	13.0	13.3
1000万円以上	16.8	18.0	19.8

(2) 融資残高別構成

融資残高別構成	2002年3月末	2004年3月末	2006年3月末
1000万円未満	12.3%	11.9%	11.2%
1000～1億円未満	41.7	43.4	44.6
1～3億円未満	20.1	19.5	19.4
3億円以上	25.9	25.2	24.8

(出所) 全国信用金庫協会『信用金庫金融統計』2006年(平成18年)版。

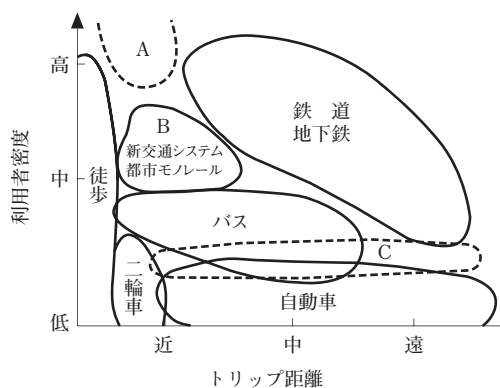
したが、これは20人以下といっても5人以下層などへの浸透度は小さいものと想像される。

信用金庫の顧客は、図表8のように小規模企業であり、この分野にメガバンクや地域銀行が本格的には情報の非対称性問題など参入でき

ない(この分野で業務規制は存在しない)^{(注)34}。小規模企業の特性は、情報の非対称性が大きいこと(定性情報の評価が困難、定量情報の低い信頼性、少ない開示情報など)、信用リスクが高いこと、採算性が低いこと、などの市場特性があり、この点で金融機関の情報生産機能が極めて重要である。事実上、参入障壁はないものの、メガバンク等の参入は限定的である^{(注)35}。

(注)34. 小規模企業者層の6割が信用金庫と取引をしており、4割強が信金をメインバンクにしており、信用金庫平均で見ると、その貸出先は、従業員数10人以下の層が85%を超えている(金融審議会協金WG第6回(2008年7月4日)資料)。

35. これは交通事業における、在来の輸送機関では対応しきれない需要の存在というトランスポーター・ギャップに類似する。これは、下図のA(歩くにはちょっと長い距離を大量に輸送する)、C(バスでは大きいタクシーでは小さい輸送の領域)の領域を指す。さらに、地下鉄ほどではないが在来のバスよりも大きい輸送が必要な領域であるBが相当する。



(建設省都市局資料)

[3.3] 密度の経済性

(1) 密度の経済

経済学で規模の経済、範囲の経済などが知られているが、密度の経済という概念も注目されている。規模の経済が、スケール(規模)ないしネットワークの大きさが増大する場合に、生産量増加に伴い費用が低下することであるのに対し、密度の経済はスケール(規模)ないしネットワーク設備一定(不変)を前提に生産

量増加に伴い費用が低下することをいう^{(注)36}。

密度の経済は、一定のネットワークの下で、もし需要増加があって供給増加になると、平均費用が低下することを意味している。密度の経済は、交通産業でその存在が知られており、多くの実証研究がその存在を示している。たとえば、鉄道の場合、路線が敷かれれば、その路線を旅客用と貨物用に使用することで範囲の経済が生じることが知られている一方で、1編成の車両の増結やその座席の増大が費用低下をもたらす、密度の経済を実現する。同様な事例は航空運輸サービスや水道事業などでも見られる^{(注)37}。

このほかに、近年、「密度」が商品価値を決めることが多くなっているといわれる。たとえば、半導体分野で技術「密度」の高いCPUは、比較的単純な構造や技術であるメモリーよりも付加価値があることや、情報化やサービス化が進んでくると、重要なのは、コンテンツ（中身）の密度になることが知られている。配送業における密度の経済は、宅急便ビジネスに見られる。配送業において、路線便は線の太さとどれだけの基地をつないでいるかという長さを競う一方で、宅急便で重要になるのは、顧客は一つの荷物しか出さないし、受け取らないので、一つの地域でどれだけの顧客を取り込むかによって効率が決

まることになる。

信用金庫業界でも、密度の経済ということがあるが、これも一つの地域にどれだけの顧客をもつか、一つの軒先にいかなる取引を行なうかという密度の濃さが効率性をもたらすというもので、交通産業や配送業と類似の側面がある。

地域金融機関・協同組織金融機関は、規模の経済を追及するわけではない。地域における最適な規模がありえよう。これを経済学では最小最適規模という。しかし、地域金融機関とくに協同組織のテリトリーは、「狭域高密度」に典型的に示される密度の経済性の発揮される領域である。ヒューマン・コミュニケーションを重視し、非価格サービスと信頼・親近感に支えられた、効率性のみでは説明されないメリットである。

ノウ・フー (know who) という、ヒューマン・コミュニケーションに立脚した経済性は、たとえば1件の取引先（軒先）についてヒューマンな付き合いを通じて、総合取引ないしメイン化することが可能になり、ある種のスコープ・エコノミーが働くのである。これは、「点あるいは線」の密着ではなく、「面」の密着によって実現されよう。信用金庫でいわれる狭域高密度はまさに密度の経済の別表現であったと考えられる。

(注)36. Caves et al. [1985] pp.471~475. ネットワーク密度の経済性は、規模の経済性の概念をより精緻にするために考え出された概念であるといわれ、交通産業や水道・電力・ガス事業など、生産設備がネットワークとして構築される場合、何が具体的に「規模」を意味するか捉えにくい。鉄道事業では、路線の規模を旅客数（旅客人キロ）で測った場合と路線長（営業キロ数）で測った場合とで異なった結果が得られる。輸送量と路線長が同じ割合で増加した場合が規模の経済性で、路線長が変わらず輸送量が増加した場合が密度の経済性である。

37. 交通産業での密度の経済の分析については、須田・依田 [2004]、村上 [2006]、高橋 [2006] など参照。航空業であれば、使用機材の大型化・座席スペースの稠密化などによる座席数の増加が密度の経済をもたらすことになる (Caves et al. [1985] p.474)。水道事業での密度の経済については高田・茂野 [1998] 参照。

(2) ネットワーク経済性

ネットワーク経済性（外部性）は、電話・水道事業・電力事業・ガス事業などのネットワーク型サービスにおいて、加入者数が増えれば増えるほど、一利用者の便益が増加するという現象のことである。利用者が増加により、一層利用者が増加するという、正のフィードバックが発生する。

たとえば、電話網への最初の加入者の便益は明らかにゼロである。2人目の加入者には、1人目の加入者と通信ができるという便益があるため、この便益を加入に伴い費用と比較して、実際に加入するかどうかを決定することができる。しかしながら2人目の加入が1人目の加入者に与える便益は考慮されないため、ここに外部性が存在する。同様に、3人目の加入者は、先の2人と通信できるという便益と加入の費用とを比較して、実際に加入するかどうかを決定することができる。しかしながら3人目の加入者が先の2人に与える便益は考慮されないため、ここにも同じく外部性が存在する^{(注)38}。

ネットワーク外部性は、消費者が同種の財の消費者に与える外部経済という意味で、Leibensteinのバンドワゴン効果と同じ性質を持っている。ネットワーク外部性が存在する場合、新規加入者にとっての便益は既存加入者の数に依存するために、加入者数の少な

い間はなかなか普及しないが、加入者数がある閾値を超えると一気に普及するといった現象が発生する。

水道事業でも同様な効果がある。水道の配管が一つの地域に満遍なく敷設されれば、その地域に新規居住する者は低いコストで水道を引くことができるが、その地域から離れたところに新たに居住しようとする、敷設の費用は高額となる。すなわち、ネットワークが一度構築されると、その経済効果は大きいことが分かる^{(注)39}。

信用金庫は一定地域に深耕し、その地域の顧客層を開拓することによって、地縁・人縁のネットワークを構築してきた。先の狭域高密度経営がそれで、店舗の周辺的一定範囲で営業することによって、顧客のニーズを掘り下げ、ある融資先で他の事業主の紹介を受け、その情報を活用して新規開発を行うことといわれるように、人縁と地縁を活用した営業活動として行われてきたが、渉外活動を中心とする経営なので、「足の金融機関」ともいわれている点こそネットワーク経済性である。このことは、一つの地域に投入する人的資源が一定であれば、ビジネス機会の増加によって収益増加がもたらされるのであれば、それだけ効率性は上昇しているはずで、これはネットワーク経済性の発揮でもある。

(注)38. Katz and Shapiro [1985] は、既存のネットワークに、新規のAが加入すると、既にネットワークに入ったBは自らの契約について何らの変更をしないで、Aに対する通話が可能になるというネットワークの経済性による便益が発生する、と指摘した (p.424)。

39. 高田・茂野 [1998] p.39. 別荘地などで一戸だけが離れていると水道敷設には相当の費用負担が必要になるが、一定範囲にまとまった需要があれば、その需要者の費用負担は小さくなり、ネットワークの外部性が生じる。

[3.4] 比較制度論的視点

(1) 経路依存性と制度補完性

[進化ゲーム理論的視点]

経済システムというのは、数多くの制度の歴史的な累積であり（これを経路依存性と呼ぶ）、一つの制度は必ず他の制度を前提として成り立っている（これを制度補完性と呼ぶ）。したがって、一つの制度に部分的に手を加えても、システム全体としては、あたかも人体が怪我をしても自己治癒能力で治るように、元の状態に戻そうとする強い復元力が働くのである（これをシステム慣性という）。これらの考え方は、進化ゲーム理論・複雑系経済学などの研究成果でもある。

市場主義というのは、市場メカニズムに経済システムの運営を委ねるものであるが、市場は経済問題を調整する一つ的手段に過ぎない。とくに、市場の機能は、それが置かれた社会的・文化的・政治的・歴史的・法的など

多様な要因のあり方と密接な関係にある。ここで、「制度補完性」という概念を理解しておくといよい。

経済システムは、異なる目的関数をもつ経済主体が存在した方が、同じ目的関数の経済主体のみの場合に比べて、経済的厚生が高いといわれる。金融システムについては、営利目的の銀行、非営利目的の協同組織、公益の公的金融、という組み合わせは、制度補完性の関係にある。

さらに、経路依存性の問題がある。経路依存性とは、歴史的な偶然など必然的な優劣以外の要因でその後の推移（経路）が決定される特性を指す。このような経路依存性はデファクト・スタンダードの形成過程で意外に大きな役割を果たすことが多い。特にネットワーク関連分野は経路依存性に強く支配されていると言われている。「歴史的偶然」によって市場で優勢になってしまえば、その製

コラム：制度補完性

AとBという2つの要因を考えると、Aの要因が有効に働くためにはBの要因がきちんと作用していることを必要とする状況があるとする。同じように、その要因が有効に働くには、Aの要因がきちんと作用していることを必要とするとする。このとき、AとBの2つの要因には、制度補完性があるという。いわば、お互いが助け合う関係のことをいう。

たとえば、日本の雇用慣行として有名な終身雇用（長期雇用）の制度は、年功序列制や閉鎖的・固定的な労働市場と制度的補完関係にあるといえる。もし年功序列制ではなく、能力主義の昇進昇級制度であれば、終身雇用を維持するために能力の劣る人を雇い続けるコストを企業が負担しなければならなくなる。

市場制度について、そのための法的整備や取引慣行、文化的背景など、多様な要因との制度的な補完性に注目する必要がある。多様な要素の組合せで成り立っている社会に対して、ある一部分だけを改革しても、それを補完する、あるいは支える要素が不十分であれば、その改革がうまくいく可能性も少なくなる。

コラム：経路依存性

経路依存性としては、たとえば、価格設定が市場の期待よりも低かった、たまたまその時点でユーザーの指向に合致した機能を持ったといった事例が考えられる。その代表的な例としてよくとりあげられるのがQWERTY（クアーティー）配列のキーボードである。このキーボード配列は、初期の機械式タイプライターの内部機構的な制約から生まれたものだ。一定以上の速さでタイピングすると内部機構に障害が発生するので、高速なタイピングができないように配列が決められている。つまり、わざと効率が悪く作ってあるのだ。その後、内部機構が機械式から電気的なスイッチに変わって、Dvorak（ドボラク）配列などの打鍵効率がよいキーボード配列が開発された。しかし、QWERTY配列は市場で支配的である。他の配列が使いやすく効率的に優れていても、ユーザーが現行の方式を捨てて適応するには多くのコストがかかるからだ。

ビデオ・テープにおけるVHSとベータマックスの競争と、その結果としてのVHSのデファクト化、1990年代のWebブラウザのシェア競争におけるOSのバンドル化や、最近のADSLサービスに関する街頭での無料キャンペーンなどは、市場で優位に立つための一般的なビジネス戦略だと思われる。しかし、このような企業活動も、経路依存性という新しい経済学の理論にのっとったものともいえる。QWERTY配列のキーボードの場合は純粋に「歴史的偶然」だったかもしれないが、技術的な優劣ではなく、「歴史的偶然」を意図的に操作することでも規格や標準を左右できることに現代では多くの人間が気付いているのである。

品や技術の支配的地位はなかなか揺るがないということだ。

〔金融システムの国際比較分析〕

このような進化ゲーム理論的立場から、金融システムの国際比較分析という視点が注目を集めている。もともと金融システムを構築する場合には、他国のシステムを参考に構成することが多い。「他国ではこのようになっている」という言い方をもじって「出羽の守」アプローチということすらあるように、金融システムのあり方は一様ではなく、またグローバル化の中では余計他国の変化には無関心ではいられない。

ところで、一国の金融システムが、市場に軸足を置くシステムなのか、それとも銀行に

軸足を置くシステムなのか、という話題はよく考えてみると多くの論点をもっている。その国の経済発展度の相違が金融システムの構築にいかに関与するのか。経済発展のために有利な金融システムとはいかなるシステムか。そもそも市場型システムと銀行型システムとの相違は何で、それぞれの優位性は何か。金融システムを構成する要素である経済主体の資金調達運用行動、金融セクターの役割、コーポレートガバナンスの機能、企業戦略などへの影響などの視点からの整理も重要である等々…。無論、金融システムを規定するのはその国の民法・会社法などの法的規準が大陸法準拠か、コモンロー準拠かに依存することも重要なポイントである。

日本の金融システムが間接金融優位型で、

銀行型システムである理由と、先に指摘したように複線型システムないしそのシステムを市場型システムに移行させることが必要であるといわれているが、経済主体の資金運用行動とくに個人部門の資産選択行動を見るにつけ、市場型システムへの移行は容易いことではなさそうに思われる。進化ゲーム理論の経路依存性が強いと思われるからである。また、いわゆる株式組織形態の金融機関が支配的な金融システムと、非営利の協同組織形態の金融機関や公的金融機関の存在の有意性が高い金融システムとでは、金融システムの有り様が異なるように思われ、「制度補完性」が働くと思われる。

日本の金融システムでは、非営利の金融機関の占めるシェアは預金でみると、協同組織約20%、郵便貯金約26%で、計46%になる。株式組織の金融機関だけが、金融仲介のメインプレーヤーではないのである。このような異なる目的関数の金融機関が併存するのが日本の金融システムの特徴であることをいかに認識するかである。

さらに、1990年代を通じて欧米諸国で顕在化している金融排除問題と金融システムの関連がある。市場型金融システムが整備され、いわゆるディミューチュアリゼーション(脱相互化、株式会社化)が進み、相互組織形態の金融機関が株式会社化している。多くの国の生命保険会社、アメリカの貯蓄貸付組合(S&L)、イギリスの住宅金融組合(BS)が典型である(一方、協同組織形態の金融機関は株式会社化している事例は少ない。これ

は出資証券が市場で上場されていることなどによると思われる)。目的関数が同じ金融機関によって金融システムが構成されるようになると、金融排除問題が生じてくる。90年代に多くの国の金融の分野で顕在化した共通の問題として、金融システムでの市場主義の徹底が、非効率な店舗の廃止、ウインブルドン現象といわれるような外資による経営が低所得層や金融機関にとって良い顧客でない庶民層にとって金融機関が使いにくい存在になってきた。金融IT化による解決がないわけでもないが、デジタルデバイドの問題が別が発生する。

いずれにせよ、金融排除問題が顕在化している国は相対的に市場化が進んだ金融システムをもつ場合に多いように思われる。

(2) 市場主義を埋めるもの

〔ソーシャル・キャピタル(人々の絆)〕

アメリカ社会の理解には、コミュニティの理解が不可欠といわれる。アメリカの大統領就任式ではかならずその宣誓に州・地域に貢献する旨の文言が入ることで知られるように、アメリカ社会の基盤はコミュニティなのである。この点に着目して、グローバリズムに対する直接的な批判ではないが、市場主義だけで経済活動が完結しないこと、グローバル経済という側面とコミュニティという側面の両面を見ないとアメリカ経済を理解できないという点から、市場主義に対する批判がソーシャル・キャピタル重視の主張である。

この主張の代表的なものが、パットナムであ

り、彼は民主主義政治の基盤としてソーシャル・キャピタル social capital の希薄化という視点から市場主義への批判を展開した。ソーシャル・キャピタルは、そもそもはジェイコブズやコールマンによって用いられた用語と知られる。ソーシャル・キャピタルは、協調的行動を容易にさせることにより社会の効率を改善させる信頼、規範、ネットワークなどの社会的仕組の特徴を意味し、具体的には信頼のような相互の利益のために協調や協力を促進するソフト面での人的な絆のことを意味する。ソーシャル・キャピタルは、信頼とそれを裏打ちする規範とネットワークのこともいえるのである。

協調的行動の重要性は、「コモンズの悲劇」「囚人のジレンマ」「公共財」「スト破り」などの事例に顕著で、社会の構成員がそれぞれ、協調的・利他的に行動すれば最も効用が高い結果を得られるはずなのに、市場原理主義に基づいて利己的に行動すると、個人的にも社会全体からみても効用が低い結果を招来してしまうというものである。

パットナムの主張は、市場原理主義に基づくグローバリズムだけでは経済社会の良好なパフォーマンスは得られず、それを補うものとしての協調的システムの必要性を指摘したものと考えられる (Putnam, R., [1993][2000])。パットナムは、アメリカ人がかつては数人ないしグループでプレーしていたボウリングを1人でプレーするようになったという例を挙げて、アメリカ社会の連帯ないし人々の絆が希薄になっていることに注目し、アメリカ社会の根

幹が揺らいでおり、市場主義の悪影響が現れていることを危惧したのである。

〔排除の問題（金融排除など）〕

OECDは、1998年に『社会排除への闘い』という報告書を纏め、排除問題が各国でどのように発生しているかを論じている。グローバリズムの影の側面を明確にしたものである。その一つの問題として金融排除問題がある。

金融グローバリゼーションの進展の下で、金融取引は自由化され、エンドユーザーには選択機会の拡大、収益性の増大、利便性の高いサービスの享受などといった恩恵をもたらす一方で、その恩恵に与れないというディメリットも顕在化しており、金融排除問題というイシューとして議論されるようになった。金融排除というのは、広義には、金融取引面における差別ないし選別ということであり、情報の非対称性が固有に存在する金融取引には避けられない課題であるし、信用割当問題は金融論では長く議論されてきたテーマである。しかし、最近議論されている金融排除問題は、広義の差別ないし選別の中に入るものであるが、より重要なのは金融取引そのものから疎外されてしまうことを論じている。たとえば、金融機関にアクセスする場合に、最低預入限度や口座維持手数料が高額で預金ができないこととか、銀行統合などによって支店ないしATM・CDが存在しなくなってアクセス・ポイントがなくなることとか、必要な借入を拒否されることなどである。いわば、金融取引面でのシビル・ミニマムないしナショナル・

ミニマムの確保が問題となっている。

そのような状況は、かつて存在した公的部門の金融機能が民間に移管されたことによる影響があるともいわれ、諸外国では公的部門の金融機能を再評価する方向も検討されている。

金融排除を、合理的な理由がないにもかかわらず必要な金融サービス(金融機関の資産・負債の両面において)を享受できない状況として捉えることとするが、その態様は多様であるが、金融機関が顧客属性から行なう場合と、地理的特性に起因する場合(金融機関そのものが存在しない)などが区別できる。

[アメリカの場合]

アメリカでは、金融排除という用語は使用されないが、融資差別の問題は広く知られ、その意味する現象は多く見られる。とくに、金融機関のアクセス段階で顕著である。アメリカでは、金融機関が店舗のテリトリーのうち、低所得層の居住する一定地域を定め、住宅ローン等のサービス供給を行なわないことが問題となっていた。これを、レッドライニング(redlining)という。さらに、大手の金融機関は、プライベート・バンキングを展開し、customer focussingという手法によって、顧客の選別化を行なっている。たとえば、大手銀行へのヒアリングによると、預金10万ドル以上の層がターゲットであるとか、月に300ドルの収益をもたらす層が、プライベート・バンキングの対象となっている。CRA(Community Reinvestment Act)やそれに基づくRegulation BB(消費者信用申込者への差別禁止など)、HMDA(Home Mortgage

Disclosure Act)やそれに基づくRegulation C(国勢調査区画での銀行の住宅ローンの件数開示)などはレッドライニングへの対応である。

レッドライニング問題は、一定地域住民との取引を行なわないことを意味し、その実態は融資に関わるものが多いといえるが、金融機関が受信サイドでも消極的になることも含まれる。この問題はアメリカではライフライン口座 life-line banking ないしベーシック・バンキングの問題として議論されてきた。1995年のFRBの調査によれば、低・中所得世帯の25%(1,100万世帯)が銀行口座を保有していないという。その原因は、口座手数料(開設・維持)が高いこと、アクセス・ポイントがないことなどによる。

アメリカでは、州レベルでこの受信レベルの問題への対応が行なわれ、マサチューセッツ州の「18-65法」(1984年)が有名である。この州法は、州居住者で18歳以下又は65歳以上の者が有する当座預金及び貯蓄性預金に対しては、原則として手数料を課してはならないというものである。同趣旨の立法は、ロードアイランド州でも行なわれ(1985年)、17歳以下の者の500ドル以下の口座には手数料は課してはならないとされた。イリノイ州法は65歳以上の者の当座預金開設を義務付けた(1986年)。1991年 Bank Enterprise Actは、FRBおよびFDICの基準に合致したライフライン口座について預金保険料率を1/2にすることとした。

ニュージャージー州で、Consumer Checking

Account Law が制定され、当初預入額は50ドルとされた。ニューヨーク州では、ライフライン基礎的銀行法が1994年（97年改正）に施行され、当初預入額は25ドル、最低残高1セント、最小限の口座維持手数料（1カ月3ドル）にすることが規定されている。

アメリカの銀行の店舗数は85年の85,083が99年に86,286と横這いであるが、そのうちS&Lの店舗数とその破綻の影響もあって、27,373から14,347に減少した。ATMは85年の60,000から98年の187,000に増大した。これは、North Carolina、Maryland、Rhode Island、Washington、Hawaii、Ohioで顕著である。

[その他の国の事例]

・イギリスの場合

イギリスでは、1986年のビッグバンに象徴的なように、1980年代以降サッチャー政権の下で、金融規制緩和が進行した。とくに、旧4大銀行のターゲットはAないしBクラスの顧客で、庶民クラスはもともと4大銀行の主たる顧客ではなかった。ところが、90年代以降銀行統合が進み、支店数の減少が起これるとともに、1986年の法改正によって、住宅金融組合の株式会社化・普通銀行への転換が進み、90年代半ばには大手の住宅金融組合も普銀に転換して、業界の資産規模は半減したといわれるが、このプロセスで庶民から離れたことが予想される。

このような状況の下で民間金融機関が地方から撤退し、銀行口座を保有していない者は350万人（2000年）になったといわれ、金融

排除 financial exclusion 問題として認識されている。イギリスでは、口座開設時の拒否率が13～41%になるという。

ロンドンの低所得層地区での店舗閉鎖をみると、322の行政区中で126区で銀行店舗が存在しない。イギリス全体では20%の世帯で預金口座を保有しておらず、ロンドンでは32%の世帯に及ぶといわれる。

イギリス全体で銀行の店舗数は、1985年に14,266であったが、99年には9,344と3分の2になった。非対面取引のATMは、85年に7,702であったが、99年に19,540に増大した（店外ATMは90年の1,017から99年の6,163に）。

・ドイツの場合

ドイツでは、中央信用委員会が加盟の金融業界団体の「あらゆる国民階層向けに振替口座を用意する」という勧告を発表しているが（1995年6月）、実態はその勧告が実行されておらず、既存口座の解約もみられるという状況であった。そのため、ドイツ連邦議会は勧告の実行と、口座開設の拒否及び解約の理由開示を求めている。このような状況の下で、特殊会社化したドイツポストは局舎を削減し、91年の25,900から99年の14,000（直営局は8,000）まで局舎数は減少したため、最低12,000カ所の局数の維持が義務付けられることになった。

・フランスの場合

フランスでは、預金口座を保有しない個人・法人は自らが選んだ金融機関またはラ・ポスト、国庫に口座を開設する権利を有することが銀行法（1984年）で規定されている。

口座開設を拒否された場合には、フランス銀行に申立てれば、同銀行が介入して開設させることになる。

・ニュージーランドの場合

1980年代にニュージーランドは、大規模な構造改革を実施し、規制緩和・民営化を軸に市場原理を徹底させたことで知られる。その結果、大手銀行はほとんど外資系となり、手数料の値上げや支店の閉鎖が行なわれた結果、利便性が大きく後退した。銀行の支店数は93年の1,543が99年に866にまで減少した。また、郵便貯金は87年に特殊会社化され、89年にANZ銀行に売却されたが、その支店数は87年の1,244が90年に376、95年に237にまで減少した。ATMは、94年の1,178が98年に1,521(1998)となったほか、EFTPOSが同時期に4,000から65,246へと増大した。その後、寡占化された金融市場に対する批判などから2001年に国有企業であるニュージーランド・ポストの子会社としてキウィバンクが設立され、郵便局を通じた小口金融サービスを全国的に復活させ、設立後高い成長を続けている。

[基礎的金融サービスと金融排除]

金融排除問題に対して、基礎的金融サービスを確保することが重要である。具体的な考え方を整理すると、

- ・たとえば、EC委員会は、基礎的金融サービスを決済システムすなわち ライフライン・サービスとして捉える。すなわち、多くの金融サービスを利用するパスポートとしての当座預金口座が基礎的金融

サービスである（口座番号、ペーパーまたはカードによる無制限の資金移動、小切手帳、ATM等による現金の引き出し、デビットカードサービスの機能をもつ当座預金口座）。

- ・イギリスでは、basic banking service & second stage facilities として捉えること（手数料が無料ないし低料金、窓口・ATM・郵便による預入（窓口・ATMによる引き出し）、デビットカード、自動引き落とし、自動振替え、電話・インターネットによる取引など）、
- ・ドイツでは、social banking すなわち預金口座（社会保障給付受け取りなどライフライン的な預金口座）、住宅ローン、生活基盤整備と中小企業融資、個別融資といった限定的な投融資などとして捉えること、

といったものが挙げられる。これらの基礎的金融サービスの享受が困難なこととして金融排除がある。

金融排除というのは、金融機関の店舗閉鎖や不進出から、ライフライン口座が確保できず、その結果就職も困難で、年金受け取りにも困難を生じさせることなどとして捉えられるが、金融サービスが地域的に格差をもつことも包含されるといえよう。このような口座開設の困難性のほか、

- ①特定顧客層の意図的排除（新金融商品の開発・設計段階で）：収益機会喪失
- ②金融ITなどのネットワークからの排除：基礎サービス・収益機会喪失

③金融情報や投資相談サービスの提供における差別化：収益機会喪失

④顧客別収益管理システムによる個人取引機会の差別化：口座維持手数料など
：基礎サービス・収益機会喪失

⑤持株会社化により地元還元融資を抑制：地域格差

なども金融排除に当たるとしている。いわば、情報の非対称性の下での逆選択問題として捉えることができる。

金融排除問題を解決するにはいくつかの方法がある。法的手段、業界の対応、専門機関設立、政府の対応などである。

①基礎的金融サービスの提供を法的に促す方法

すでに見たように、法的に基礎的金融サービスを保障する事例が、フランスの口座開設権の法的保障であり、ほかにアメリカのニューヨーク州法や、ニュージャージー州の消費者小切手勘定法（全金融機関向けに所得基準の審査をしない口座提供を義務付ける）や、マサチューセッツ州の18-65法などがある。

さらに、基礎的金融サービスの提供状況に関する情報開示の義務付けが、先のドイツの連邦議会基礎的金融サービスの改善を

求める特別決議（1997年6月）や、アメリカのCRA、HDMAなどがある。

②業界団体による自主規制

業界団体が、加盟金融機関の間で合意する自主規制で金融排除に対応する事例が、イギリスの銀行協会のコードなどに見られる。

③専門金融機関の育成、支援（協同組織、ノンバンク）

基礎的金融サービスを専門機関に提供させる事例として、イギリスのPYBT（Prince of Wales Youth Business Trust）を育成するための補助金がある。このほかに、クレジット・ユニオンを育成することなども行なわれている。

④政府、地方自治体による小口融資制度、国営・公営金融機関による基礎的金融サービスの直接提供

政府、地方自治体の小口融資制度には多様な例があり、また国営・公営機関による金融サービス提供の事例も多いので、以下では近年の郵便貯金をめぐる事例を挙げることにする。

このように、公的金融による金融排除の克服もあるが、協同組織による解決も重要である点は、信用金庫の今後のあり方を考える上では重要な視点である。

〈参考文献〉

- Albert, M., *Capitalisme Contre Capitalisme*, Editions du Seuil, 1991. 小池はるひ訳『資本主義対資本主義 (新装版)』竹内書店新社、2002年5月 (初版)、2008年5月 (新装版)。
- Allen, F. and Gale, D., "Financial Markets, Intermediaries, and Intertemporal Smoothing," *Journal of Political Economy*, Vol.105 No.3, June 1997, pp.523~546.
- Allen, F. and Gale, D., "Innovations in Financial Services, Relationships and Risk Sharing," *Wharton Discussion Papers*, 97-26-B, Apr.1998.
- Allen, F. and Gale, D., *Comparing Financial Systems*, MIT Press, 2000.
- Allen, F. and Santomero, A., "The theory of financial intermediation," Wharton School, Financial Institution Center, University of Pennsylvania, Working Paper 96-32, Aug.1996. (*Journal of Banking and Finance* Vol.21 No.11-12, pp.1461~1486, 1997.)
- Allen, F. and Santomero, A., "What Do Financial Intermediaries Do?" Wharton School, Financial Institution Center, University of Pennsylvania, Working Paper 99-30-B, Sep.1999. (*Journal of Banking and Finance*, Vol.25 No.2, Feb.2001, pp.271~294.)
- Baseman, K., "Open Entry and Cross-Subsidization in Regulated Markets," in Fromm (ed.), *Studies in Public Regulation*, MIT Press, 1981.
- Berger, A., Demsetz, R. and Strahan, P., "The consolidation of the financial services industry : Causes, consequences, and implications for the future," *Journal of Banking and Finance*, 23 Nos.2-4, Feb.1999, pp.135~194.
- Berger, A. and G. F. Udell, "The Economics of Small Business Finance : The Role of Private Equity and Debt Markets in the Financial Growth Cycle," *Journal of Banking and Finance*, Vol.22, Nos. 6-8, Aug.1998, pp.613~673.
- Berger, A. and G. F. Udell, "Small Business Credit Availability and Relationship Lending : The Importance of Bank Organisational Structure," *Economic Journal*, Vol.112, No.477, Feb.2002, pp.F32~F53.
- Berger, A. and G. F. Udell, "A More Complete Conceptual Framework for SME Finance," *Journal of Banking and Finance*, Vol.30 No.11, Nov.2006, pp.2945~2966.
- Boot, A., "Relationship Banking : What Do We Know?" *Journal of Financial Intermediation*, Vol.9, No. 1, Jan. 2000, pp. 7~25.
- Boot, A. and Thakor, A., "Moral Hazard and Secured Lending in an Infinitely Repeated Credit Market Game," *International Economic Review*, Vol.35, Nov.1994, pp.899~920.
- Boot, A. and Thakor, A., "Can Relationship Banking Survive Competition?" *Journal of Finance*, Vol.55, No.2, April 2000, pp.679~713.
- Buchanan, J. M., "An Economic Theory of Clubs," *Economica*, Vol.32 Issue 125, Feb.1965, pp.1~14.
- Buchanan, J. M., *The Demand and Supply of Public Goods*, Rand McNally, 1971. 山之内光躬・日向寺純雄訳『公共財の理論』文真堂、1974年。
- Calomiris, C., Kahn, C. and Longhofer, S., "Housing-Finance Intervention and Private Incentives : Helping Minorities and the Poor," *Journal of Money, Credit, and Banking*, Vol.26 No.3, Aug.1994, pp.634~674.
- Caves, W., Chrisyensen, R. and Tretheway, W., "Economies of Density versus Economies of Scale : Why Trunk and Local Service Airline Costs Differ?," *Rand Journal of Economics*, Vol.15 No.4, Winter 1984, pp.471~489.
- Cornes, R. and Sandler, T., *The Theory of Externalities, Public Goods, and Club Goods*, 1986 (2nd edition 1996), Cambridge University Press.
- Dees, J. and Anderson, B., "The Meaning of 'Social Entrepreneurship' ", Kauffman Center for Entrepreneurial Leadership, 1998. (www.caseatduke.org)
- Demirgüç-Kunt, A. and Levine, R. (eds.), *Financial Structure and Economic Growth : A Cross-country Comparison of Banks, Markets, and Development*, MIT Press, 2001.
- DMSTI, *Intellectual capital statements—the new guideline*, Danish Ministry of Science, Technology and Innovation, Copenhagen.
- Dore, R., *Stock Market Capitalism : Welfare Capitalism —Japan and Germany versus the Anglo-Saxons*, Oxford Univ. Press, 2000. 藤井真人訳『日本型資本主義と市場主義の衝突』東洋経済新報社、2001年12月。

- Eatwell, J. and Taylor, L., *Global Finance at Risk*, 2000. 岩本武和・伊豆久訳『金融グローバル化の危機—国際金融規制の経済学』岩波書店、2001年12月。
- Edvinsson, L. and Malone, M.S., *Realizing your Company's True Value by Finding Its Hidden Brainpower*, Harper Business, 1997. 高橋透訳『インテレクチュアル・キャピタル—企業の知力を測るナレッジ・マネジメントの新財務指標』日本能率協会マネジメントセンター、1999年。
- Eichengreen, B., *Globalizing Capital*, Princeton Univ. Press, 1996.
- Eichler, N., *The Thrift Debacle*, Univ. of California Press, 1989. 柿崎映次・呉天降訳『アメリカの貯蓄貸付組合—その発展と崩壊—』御茶ノ水書房、1994年。
- European Commission, *RICARDIS (Reporting Intellectual Capital to Augment Research, Development and Innovation in SMEs) Report*, June 2006.
- Faulhaber, G., "Cross-Subsidization : Pricing in Public Enterprises," *American Economic Review*, Vol.65 No.5, Dec 1975, pp.966~977.
- Frumkin, P., *On Being Nonprofit : A Conceptual and Policy Primer*, Harvard Univ. Press, 2002.
- Giddens, A., *Runaway World : How Globalization is Reshaping Our Lives*, 1999. 佐和隆光訳『暴走する世界』ダイヤモンド社、2001年10月。
- Gilpin, R., *The Challenge of Global Capitalism : The World Economy in the 21st Century*, 2000. 古城佳子訳『グローバル資本主義—危機か繁栄か』東洋経済新報社、2001年11月。
- Helleiner, E., "Globalization and Haute Finance," in MaRobbie, K. and Levitt, K.P. (eds.), *K Polanyi in Vienna : The Contemporary Significance of the Great Transformation*, Black Rose Bppks, 2000.
- Hillman, A., "The Theory of Clubs : A Technological Formulation," in Sandmo, A. (ed.), *Essays in Public Economics*, Lexington, 1978.
- Hillman, A., *Public Finance and Public Policy : Responsibilities and Limitations of Government*, Cambridge Univ. Press, 2003. 井堀利宏監訳『入門 財政・公共政策』勁草書房、2006年4月。
- Huntinton, S., *The Crash of Civilizations and the Remarking of World Order*, 1996. 鈴木主税訳『文明の衝突』集英社、1998年6月。
- Huntinton, S., *Japan's Choice in the 21st Century*, 1998. 鈴木主税訳『文明の衝突と21世紀の日本』集英社新書、2000年1月。
- Kaplan, R. and Norton, D., *The balanced scorecard : translating strategy into action*. Harvard Business School Press, 1996.
- Laffont, J. and Tirole, J., *A Theory of Incentives in Procurement and Regulation*, MIT Press, 1993.
- Katz, L. and Shapiro, C., "Network Externalities, Competition, and Compatibility," *American Economic Review*, Vol.75 No.3, June 1985, pp.424~440.
- Lev, B., *Intangibles : Management, Measurement and Reporting*, Brookings Institution, 2001.
- Mayers, D. and Smith, C., "Ownership Structure and Control : The Mutualization of Stock Life Insurance Industry," *Journal of Financial Economics*, Vol.16, 1986, pp.73~98.
- Mayers, D. and Smith, C., "Executive Compensation in the Life Insurance Industry," *Journal of Business*, Vol.65, 1992, pp.51~74.
- Mayers, D., Shivdasani, A. and Smith, C., "Board Composition and Corporate Control : Evidence from the Insurance Industry," *Journal of Business*, Vol.70, 1997, pp.33~62.
- Mishkin, F., "Financial consolidation : Dangers and opportunities," *Journal of Banking and Finance*, 23 Nos.2-4, Feb. 1999, pp.675~691.
- MERITUM, *Guideline for Managing and Reporting on Intangibles*, 2002.
- Merton, R., "Financial innovation and economic performance," *Journal of Applied Corporate Finance*, Vol.4 No.4, pp.12~22, Winter 1992.
- Ng, Yew-Kwang, "The Economic Theory of Clubs : Pareto Optimality Conditions," *Economica*, Vol.40 Issue 159, Aug.1973, pp.291~198.
- OECD, *Banks under Stress*, 1992.

- OECD, National Systems for Financial Innovation, 1995.
- OECD, The Battle against Exclusion, Vol. I ~ III, 1998~1999.
- Pablo de Andres-Alosa, V. Azofra-Palenzuela, Iturriaga, F. and Rodriguez-Fernandez, M, "The Effects of Alternative Financial System Models on Corporative Governance," in E. Gardener and J. Falzon (eds.), Strategic Challenges in European Banking, Macmillan, 1999.
- Phills, J. A., Deiglmeier, K. and Miller, D.T., "Rediscovering Social Innovation," Stanford Social Innovation Review, Fall 2008, pp.34~43.
- Polanyi, K., The Great Transformation : The Political and Economic Origins of Our Time, Farrar & Rinehart, 1944. (Foreword by Joseph Stiglitz and Introduction by Fred Block, Boston, Beacon Press, 2001.) 野口建彦・栖原学訳『大転換—市場社会の形成と崩壊—』東洋経済新報社、2009年7月。
- Pottier, S. and Sommer, D., "Agency Theory and Life Insurer Ownership Structure," Journal of Risk and Insurance, Vol.64, 1997, pp.529~543.
- Putnum, R., Making Democracy Work, 1993.
- Putnum, R., Bowling Alone: The Collapse and revival of American Community, Simon & Schuster, 2000. 柴内康文訳『孤独なボウリング』柏書房、2006年4月。
- Rawls, J., A Theory of Justice, 1971. 矢島鈞次訳『正義論』紀伊国屋書店、1979年8月。
- Reich, R., Supercapitalism : The Transformation of Business, Democracy, and Everyday Life, 2007. 雨宮寛・今井章子訳『暴走する資本主義』東洋経済新報社、2008年6月。
- Roos, J, Roos, G., Dragonetti, N.C. and Edvinsson, L., Intellectual Capital : Navigating in the New Business Landscape, Macmillan, 1997.
- Sandler, T. and Tschirhart, J., "The Economic Theory of Clubs : An Evaluative Survey", Journal of Economic Literature, Vol.18 Issue 4, Dec.1980, pp.1481~1521.
- Sandler, T. and Tschirhart, J., "Club Theory : Thirty Years Later," Public Choice, Vol.93 Nos.3-4, 1997, pp.335~355.
- Schmidt, R., A. Hackethal, and Tyrell, M., "Disintermediation and the Role of Banks in Europe : An International Comparison," Journal of Financial Intermediation, Vol.8, 1999. (Working Paper Series : Finance and Accounting No.10, Johann Wolfgang Goethe-Universitat, Jan. 1998).
- Schmidt, R., "Differences between Financial Systems in European Countries : Consequences for EMU," Working Paper Series : Finance and Accounting No.35, Johann Wolfgang Goethe-Universitat, Apr.1999.
- Schumpeter, J., Theorie Der Wirtschaftlichen Entwicklung, 1912. (2 Aufl., 1926) 塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳『経済発展の理論』岩波書店 (文庫版)、1977年7月 (上巻)、11月 (下巻)、(岩波書店、机上版、1980年9月)。
- Schumpeter, J., Business Cycles - A Theoretical, Historical, and Statistical Analysis of the Capitalist Process, Vol.1&2, McGraw-Hill, 1939. 吉田昇三監修、金融経済研究所訳、有斐閣、I~V、1958年12月~1964年12月。
- Schumpeter, J., Capitalism, Socialism, and Democracy, 1942. 中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社、1962年 (新装版 [合冊本] 1995年6月)。
- Skandia Insurance Company, Visualizing Intellectual Capital in Skandia : Supplement to Skandia's 1994 Annual Reports, Skandia Insurance Company, 1995.
- Soros, G., The Crisis of Global Capitalism, 1998. 大原進訳『グローバル資本主義の危機』日本経済新聞社、1999年1月。
- Stewart, T. A., Intellectual Capital : The New Wealth of Organizations. Doubleday/Currency, 1997, New York.
- Stiglitz, J., Globalization and its Discontents, 2002. 鈴木主税訳『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』徳間書店、2002年5月。
- Strange, S., Casino Capitalism, Blackwell, 1986. 小林襄治訳『カジノ資本主義』岩波現代文庫、2007年3月。
- Sullivan, P., Value-driven Intellectual Capital. How to convert intangible corporate assets into market value, Wiley, 2000. 水谷孝三訳『知的経営の真髄—知的資本を資本市場に転換させる方法』東洋経済新報社、2002年。
- Sveiby, K. E., The new organizational wealth—Managing & Measuring Knowledge-Based Assets, Berrett-Koehler Publishers, 1997.
- Tiebout, C., "A Pure Theory of Local Expenditures," Journal of Political Economy, Vol.64 No.5, Oct. 1956, pp.416~424.

- Zuehör, R., Die Zukunft des rheinischen Kapitalismus, 2003. 風間信隆監訳、風間信隆・松田健・清水一之訳『ライン型資本主義の将来—資本市場・共同決定・企業統治—』文真堂、2008年9月。
- 安孫子勇一「沖縄県の相対的な高金利—全国との比較による定量分析」RIETI Discussion Paper Series 06-J-041、2006年8月31日。
- 安孫子勇一「沖縄県企業の相対的な高金利—全国との比較による定量分析」筒井義郎・植村修一編『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞社、2007年5月 pp.161～191。
- 青木昌彦・奥野正寛編『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会、1996年4月。
- 馬場直彦・久田高正「わが国金融システムの将来像——変革の圧力と金融当局の役割」日本銀行金融研究所、Discussion Paper No.2001-J-22、2001年7月。
- 文研欧州調査団報告書『ヨーロッパ金融持株会社の実態』生命保険文化研究所、1996年7月。
- 近見正彦・吉澤卓哉・高尾厚・甘利公人・久保英也『新・保険学』有斐閣、2006年12月。
- 中小企業庁『新しい中小企業金融研究会報告』2006年7月25日。
- 中小企業基盤整備機構『中小企業知的資産経営報告書』2006年3月。
- 中小企業基盤整備機構『中小企業のための知的資産経営マニュアル』2007年3月。
- 中小企業基盤整備機構『中小企業のための知的資産経営実践の指針』2008年10月。
- ドーア, R. 『誰のための会社にするか』岩波新書、2006年7月。
- 後藤玲子『正義の経済学』東洋経済新報社、2002年6月。
- グラス＝スティーガル法研究会編『業際問題を超越—日米金融制度改革の研究—』日本証券経済研究所、1998年1月。
- 播磨谷浩三「信用金庫の効率性の計測」『金融経済研究』第21号、2004年12月、pp.92～111。
- 堀田一吉『保険理論と保険政策』東洋経済新報社、2003年12月。
- 堀敬一「銀行業の費用構造の実証研究」『金融経済研究』第15号、1998年10月、pp.24～51。
- 堀江康熙『銀行貸出の経済分析』東京大学出版会、2001年7月。
- 堀江康熙編著『地域金融と企業の再生』中央経済社、2005年5月。
- 堀江康熙 (b) 「地域銀行の経営と貸出行動」2005年日本金融学会春季大会報告。
- 堀江康熙『地域金融機関の経営行動』勁草書房、2008年8月。
- 堀内昭義「銀行危機と金融システムの再構築—融資取引関係の可能性」(2004年日本金融学会関東部会報告論文)、2004年9月4日 (a)。
- 堀内昭義「金融システムにおける融資取引関係の可能性と限界」池尾和人・堀内昭義編『日本の産業システム9 金融サービス』NTT出版、2004年11月 (b)、pp.100～150。
- 深尾光洋『コーポレート・ガバナンス入門』筑摩書房 (ちくま新書)、1999年4月。
- 深尾光洋・森田泰子『企業ガバナンス構造の国際比較』日本経済新聞社、1997年。
- 福島清彦『ヨーロッパ型資本主義—アメリカ市場原理主義との決別—』講談社新書、2002年10月。
- 福島清彦『アメリカ型資本主義を嫌悪するヨーロッパ』亜紀書房、2006年3月。
- 藤野次雄「協同組織金融機関の意義と課題」『信金中金月報』第1巻第14号 (通巻354号)、2002年12月、pp.2～3。
- 藤野次雄「地方銀行の効率性分析—確率的フロンティア生産関数による実証分析—」『信金中金月報』第3巻第3号通巻371号)、2004年3月、pp.27～48。
- グラス＝スティーガル法研究会編『業際問題を超越—日米金融制度改革の研究—』日本証券経済研究所、1998年1月。
- 長谷川勉『協同組織金融の形成と動態』日本経済評論社、2000年7月。
- 井出一郎・林敏彦「金融仲介における公的部門の役割」堀内昭義・吉野直行編『現代日本の金融分析』東京大学出版会、1992年、pp.221～254。
- 井出一郎『公的金融の理論分析 II』金融学会報告、1995年10月29日、神戸大学。
- 井堀利宏『ゼミナール 公共経済学入門』日本経済新聞社、2005年6月。

- 稲葉陽二・松山健士編『日本経済と信頼の経済学』東洋経済、2002年6月。
- 井上有弘「信用金庫の規模の経済性と合併効果—生産関数の推計と合併事例による分析—」『信金中金月報』2003年2月増刊号、pp.81~108。
- 井上有弘「欧州ソーシャル・バンクの現状と信用金庫への示唆—「意思あるお金」を機能させる金融の仕組みとして—」『信金中金月報』第7巻第7号（通巻第427号）2008年7月、pp.56~73。
- 岩井克人『会社はこれからどうなるのか』平凡社、2003年2月。
- 岩井克人『会社はだれのものか』平凡社、2005年6月。
- 岩坪加紋「平均費用における信用金庫の合併効果」『国民経済雑誌』第187巻第4号、2003年4月、pp.1~15。
- 岩坪加紋「信用組合同合併における規模の経済性の有用性」『金融経済研究』第21号、2004年12月、pp.13~29。
- 岩村充『銀行の経営革新』東洋経済新報社、1995年9月。
- 粕谷宗久『日本の金融機関経営——範囲の経済性、非効率性、技術進歩』東洋経済新報社、1993年6月。
- 神吉正三「協同組織金融機関の「地区」に関する考察」RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパー 06-P-001、2006年6月。
- 神吉正三「協同組織金融機関の「地区」に関する考察」筒井義郎・植村修一編『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞社、2007年5月、pp.249~275。
- 菊澤研宗『組織の経済学入門』有斐閣、2006年10月。
- 金融審議会第二部会「保険相互会社の株式会社に関するレポート」1999年7月6日。
- 金融審議会第二部会『中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン』報告、2002年9月30日。
- 金融審議会第二部会『リレーションシップ・バンキングの機能強化に向けて』報告、2003年3月27日。
- 金融審議会第二部会『地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について』2007年4月5日。
- 金融審議会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ『中間論点整理報告書』2009年6月。
- 小林伸「地域の活力を発掘・育成する試み—英国の「金融サービスからの疎外」(Financial Exclusion) 対策を題材に」日本銀行海外事務所ワーキングペーパーシリーズ 2002-3、2002年12月。
- 小平裕「労働金庫の組織の非効率性について」首都圏労金経営研究所『労働金庫における「適切な合併」の経済効果等に関する研究』1995年8月、pp.2~55。
- 小平裕「金融機関のX非効率性の計測」『成城大学経済研究所研究報告』No.10、1997年2月。
- 古賀智敏『知的資産の会計』東洋経済新報社、2005年9月。
- 古賀智敏・榊原茂樹・興三野禎倫編著『知的資産ファイナンスの探求』中央経済社、2007年1月。
- 小宮隆太郎「企業としての生保」今井賢一・小宮隆太郎編『日本の企業』東大出版会、1989年10月。
- 小西大「銀行の合併と経営効果」全国銀行協会連合会（現全国銀行協会）、金融調査研究会報告書（20）『金融の安定性と金融制度』第7章、1998年12月、pp.103~121。
- 朽木昭文「農協理論に対する公共経済学的接近」『農林業問題研究』No.47、1977年、pp.83~89。
- 朽木昭文「プラント・プールの経済理論—協同利用財と不分割財—」『農林業問題研究』No.51、1978年、pp.78~84。
- 朽木昭文「農協機能の公共経済学的解釈—擬似公共財提供論—」『農業経済研究』第51巻第4号、1980年、pp.185~190。
- 工藤智朗「カナダ生保相互会社の株式会社化」『生命保険経営』第68巻第3号、2000年5月。
- 益田安良『中小企業金融のマクロ経済分析』中央経済者、2006年7月。
- 松尾逸朗「株式会社化時の剰余分配に関する法的問題—相互会社社員持ち分算定をめぐる—考察—」『生命保険経営』第66巻第6号、1998年11月。
- 松岡博司「米英生保の株式会社化をめぐる動き」『ニッセイ基礎研 REPORT』第39号、2000年6月、pp.13-20。
- 三隅隆司 (a)「金融機関の企業形態と行動：展望 (1)」『文研論集 (生命保険文化研究所)』第131号、2000年6月、pp.87~108。
- 三隅隆司 (b)「相互会社形態と株式会社形態：生命保険会社の組織形態とリスク」(未発表論文)、2000年5月。
- 峯岸信哉「金融機関の組織形態の相違と地域金融—株式会社組織と協同組織の比較：X非効率性の計測—」『生活経済

- 学研究』第18号、2003年3月、pp.71～82。
- 宮越龍義「信用金庫における範囲の経済性と規模の経済性—地域別検証—」『経済研究』第44巻第3号、1993年、pp.233～242。
- 宮村健一郎「信用金庫の費用と規模の経済性」『東洋大学経営論集』第38号、1992年、pp.63～83。
- 宮村健一郎「協同組織金融機関におけるコーポレートガバナンス—「世襲」と「長期政権」の問題—」『東洋大学経営論集』第51号、2000年3月、pp.149～262。
- 宮村健一郎「地域金融機関の地域金融機関性」『経営研究所論集』東洋大学経営研究所2000年2月。
- 宮村健一郎「協同組織のコーポレートガバナンス」プレゼンテーション、2002年度金融学会秋季大会（関西学院大学）、002年11月24日。
- 宮村健一郎「アンケート調査に基づく信用金庫の適正規模の推定」プレゼンテーション、2008年度生活経済学会全国大会（関西学院大学）、2008年6月8日。
- 宮村健一郎「信用金庫の営業戦略とパフォーマンスへの影響」『生活経済学研究』第28号、2008年9月、pp.1～14。
- 村上英樹「低費用航空会社参入の市場効果の持続性：米国複占市場におけるケース」神戸大学経営管理大学院ディスカッションペーパー、2005年9月。
- 村上博信「米国の持株相互会社」『ニッセイ基礎研 REPORT』1997年12月、pp.19～24。
- 村上博信「金融サービス業界の再編と生保相互会社の株式会社化」『ニッセイ基礎研REPORT』1999年1月、pp.21～26。
- 村上博信「諸外国生保相互会社の株式会社化」『生命保険経営』第68巻第2号、2000年3月、pp.39～58。
- 村本孜「生命保険会社の競争力—計数分析を中心として：事業費の構造、規模・範囲の経済性—」『文研論集（生命保険文化研究所）』第105号、1993年12月、pp.141～171。
- 村本孜『制度改革とリテール金融』有斐閣、1994年6月。
- 村本孜「日本の金融システムの問題性」『日本農業年鑑（平成9年版）』1996年12月、pp.41～50。
- 村本孜「協同組織金融機関としての農協の課題と展望」『農林金融』第50巻第4号、1997年4月、pp.2～7。
- 村本孜・小平裕「生命保険会社の効率性と非効率性」『文研論集（生命保険文化研究所）』第118号、1997年3月、pp.67～111。
- 村本孜「金融ビッグバンと生命保険事業」『文研論集（生命保険文化研究所）』第129号、1999年12月、pp.45～98。
- 村本孜「金融持株会社と生命保険会社」『文研論集（生命保険文化研究所）』第132号、2000年9月、pp.1～39。
- 村本孜「金融システムの国際比較分析—市場統合・通貨統合のもたらすもの—」『成城大学経済研究所研究報告』No. 24、2000年3月。
- 村本孜「金融機関の組織形態の変換—相互組織・協同組織の株式組織化の問題—（Ⅰ）、（Ⅱ）」『成城大学経済研究』第150号、第151・152合併号、2000年11月、2001年3月、pp.31～54、pp.55～84。
- 村本孜「金融システムと中小企業金融（Ⅰ）・（Ⅱ）」『成城大学経済研究』第154号、第155号、2001年10月、12月、pp.1～30、119～143。
- 村本孜編『金融排除問題の研究』東京郵政局貯金部委託研究報告書、2002年4月。
- 村本孜「中小企業金融の理論的基礎と間接金融の新たな手法」『商工金融』2002年9月、pp.16～25。
- 村本孜「リレーションシップ・バンキングと中小企業金融（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）」『成城大学経済研究』第162号、第163号、第164号、2003年11月、12月、2004年3月、pp.255～277、229～249、1～27。
- 村本孜「中小企業金融の現状」『中小企業金融の課題』衆議院調査局〔2004〕所収2004年2月、pp.62～72。
- 村本孜編『グローバリゼーションと地域経済統合』蒼天社、2004年3月。
- 村本孜「リレーションシップ・バンキング論」『信金中金月報』第3巻第12号、2004年11月、pp.3～27。
- 村本孜『リレーションシップ・バンキングと金融システム』東洋経済新報社、2005年2月（a）。
- 村本孜「イノベーションと中小企業金融」『中小企業総合研究』（中小企業金融公庫総合研究所）、第2号、2005年11月（b）。
- 村本孜「イノベーションを創造するリレーションシップ・バンキング」『成城大学社会イノベーション研究』第1巻第1号、2005年11月、pp.3～24。
- 村本孜「金融イノベーションとイノベーションの金融的側面」（未発表）成城大学社会イノベーション学部編『イノベ

- ション・ダイナミックス』(近刊)に収録予定。
- 村本孜「リレーションシップ・バンキングのイノベーション—ソフト情報としての知的資産経営—」『社会イノベーション研究』第3巻第1号、2007年11月、pp.71~89。
- 村本孜「協同組織金融機関の理論的整理とガバナンス—内部補助理論、クラブ財理論などによる試み—」『成城大学社会イノベーション研究』第4巻第1号、2009年1月、pp.51~85。
- 村本孜『リレーションシップ・バンキングと知的資産』金融財政事情研究会、2010年12月。
- 村田敏一「金融審議会報告をこう読む：有配当契約者保護のあり方等が課題に」『金融財政事情』1999年8月23日。
- 森下光雄「米国相互貯蓄金融機関の法的構造と相互主義理念」『平成5年度文研派遣研究員研究調査報告書』1993年。
- 森下光雄『米国相互貯蓄金融機関の経営危機と相互主義理念』『生命保険経営』第62巻第4号、1994年9月。
- 長濱守信「新相互会社論」『保険学雑誌』第538号、1992年9月、pp.47~68。
- 中尾彰彦「ニュージーランドの郵政金融の分析—キウィバンクと国有企業のガバナンス改革との関係を中心に—」『国際公共経済研究』第24巻、2013年10月、pp.90~103。
- 日経産業消費研究所(ベンチャー投融資問題研究会)『リスクマネー供給の実態と課題—ベンチャー金融の活性化に向けて—』日本経済新聞社・日経産業消費研究所、1996年6月。
- 日本銀行『わが国の金融制度』日本銀行、1966年1月(第1版)、1971年9月(第7版。日本信用調査)。
- 日本銀行『新版 わが国の金融制度』日本信用調査(ときわ総合サービス)、1986年8月、1995年4月。
- 日本銀行「海外における協同組織金融機関の現状」『日本銀行調査季報』2004年(秋)10月、pp.43~71。
- 野口悠紀雄『公共政策』岩波書店、1984年11月。
- 落合誠一・大塚龍児・山下友信『商法I—総則〔第5版〕』有斐閣、2013年3月。
- 小野有人『新時代の中小企業論』東洋経済新報社、2007年6月。
- 小野有人「21世紀の銀行経営」『金融ジャーナル』1996年1月。
- 小野有人「金融規制とプロシクリカリティ—G20における金融規制改革論の現状と今後課題—」『みずほ総研論集』2009年IV号、pp.29~69。
- 大滝雅之「クラブ財としての公的金融と『民営化』問題—日本政策投資銀行をモデルとして—」『社会科学研究』第57巻第2号、2006年1月、pp.141~157。
- 折谷吉治「中央銀行のガバナンス・ストラクチャー」『明大商学論叢』第86巻第4号、2004年3月、pp.75~95。
- 佐和隆光『資本主義はどこへ行く』NTT出版、2002年。
- 澤野孝一朗「地方自治と市町村合併に関する実証分析とその議論—財政・分権・住民自治—」『オイコノミカ』第42巻第4号、2006年3月、pp.219~249。
- 柴田弘文・柴田愛子『公共経済学』東洋経済新報社、1988年12月。
- 柴田武男「アメリカにおける金融機関破綻のケーススタディ—S&L問題を中心に—」『アメリカの金融・証券制度の現状と課題I』(証券資料 No.117)、1992年4月。
- 鹿野嘉昭「CRDデータベースからみた日本の中小企業金融の姿」同志社大学ワーキングペーパー No.27、2006年12月。
- 鹿野嘉昭「CRDデータベースからみた日本の中小企業金融の収益性」(未発表)、2007年1月。
- 鹿野嘉昭『日本の中小企業』東京経済新報社、2008年2月。
- 鹿野嘉昭『日本の金融制度(第3版)』東洋経済、2013年。
- 鹿谷賢一・神崎公伸「魅力的投資機会を提供しうる巨大セクターが誕生：ダイナミックに生保経営を改革する契機に」『週刊 金融財政事情』1999年8月23日。
- 清水克俊・家森信善「長期的貸出関係に関する理論と実証：展望」『金融経済研究』第28号、2009年4月 pp.23-46。
- 塩澤修平「中堅中小企業ファイナンスに関する理論的分析の視点」日本銀行『金融市場局ワーキングペーパーシリーズ』2000-J-11、2000年7月26日。
- 宍戸善一・常木淳『法と経済学』有斐閣、2004年4月。
- ソーシャルビジネス研究会『ソーシャルビジネス研究会報告書』2008年4月。

- 杉山敏啓『金融の基本教科書』日本能率協会マネジメントセンター、2006年10月。
- 須田昌弥・依田高典「民営化後のJR6社の密度・範囲の経済性ならびに地域間費用格差」『運輸政策研究』Vol.7 第1号（通巻No.024）、2004年 Spring、pp.2～10。
- 鈴木興太郎「銀行業における競争・規制・経済厚生」『金融研究』第9巻第3号、1990年10月、pp.17～39。
- 鈴木興太郎「異なる行動原理を有する競争者の存在の厚生効果と郵便貯金」郵政省貯金局『21世紀の郵便貯金に関する調査研究会資料』1996年5月、pp.215～231。
- 橋本俊詔・木村俊夫「品質理論の金融資産選択行動への応用」証券市場実態調査分析研究会『日本の証券市場の実態調査と分析Ⅱ』資本市場研究会、1991年3月。
- 橋本俊詔・植松千裕「生命保険相互会社のコーポレート・ガバナンスを巡る問題について」『文研論集』第123号、1998年6月、pp.1-47。
- 橋本俊詔「生保の再生・再編には株式会社化が第一歩」『エコノミスト』1999年2月8日。
- 橋本俊詔・深尾光洋・ニッセイ基礎研（A）「生命保険会社のコーポレート・ガバナンス」『ニッセイ基礎研所報』Vol.10、1999年 Summer（6月）。
- 橋本俊詔・深尾光洋・ニッセイ基礎研（B）「機関投資家のコーポレート・ガバナンス」『ニッセイ基礎研所報』Vol.10、1999年 Summer（6月）。
- 田尻嗣夫「リテール・バンキング戦略における顧客選別と金融排除」『東京国際大学論叢 経済学部編』第22巻、2000年3月。
- 高田しのぶ・茂野隆一「水道事業における規模の経済性と密度の経済」『公益事業研究』（公益事業学会）、1998年第1号、pp.37-44。
- 高木仁「アメリカ銀行産業衰退論の展望」『金融経済研究』第9号、1995年7月。
- 高木仁『アメリカ1999年金融制度改革法』『金融』2000年2月。
- 高木仁『アメリカの金融制度（改訂版）』東洋経済新報社、2006年6月。
- 高橋望「航空・空港をめぐる諸問題とその考え方」『運輸と経済』第52巻第5号、1992年、pp.48-55。
- 高橋愛典『地域交通政策の新展開』白桃書房、2006年3月。
- 高月昭年「S&Lの現況と新たな展開」日本金融学会2000年度春季大会報告（中央大学）2000年5月27日。
- 田中廣滋・御船洋・横山彰・飯島大邦『公共経済学』東洋経済新報社、1999年6月。
- 田中政継（経済企画庁経済研究所編）『日本のコーポレート・ガバナンスー構造分析の視点からー』（経済分析 政策研究の視点シリーズ 12）1998年5月。
- 谷本寛治「ソーシャル・ビジネスとソーシャル・イノベーション」『一橋ビジネスレビュー』第57巻第1号、2009年夏、pp.26～41。
- 多和田眞・家森信善『東海地域の産業クラスターと金融構造ー躍進する名古屋経済の強さを探るー』中央経済社 2005年3月
- 多和田眞・家森信善編『関西地域の産業クラスターと金融構造』中央経済社 2008年。
- 刀禰俊雄・北野実『現代の生命保険』東京大学出版会、1993年6月。
- 東京郵政局貯金部委託研究報告書『金融排除問題の研究』2002年3月。
- 富田洋三「ポスト資本主義に向けて」『実践女子大学 生活科学部紀要』第4号、2007年4月、pp.47～72。
- 筒井義郎「信用金庫の経営効率性」『信金中金月報』第3巻第9号（通巻377号）、2004年8月号、pp.2～22。
- 筒井義郎「信用金庫と効率性仮説」『大阪大学社会経済研究所』Discussion Paper No.62、Feb. 2005。
- 筒井義郎・植村修一編『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞出版社、2007年5月。
- 内田聡「銀行・事業会社の分離と結合ー英米における展開ー」日本金融学会2000年度春季大会報告（中央大学）、2000年5月27日。
- 内田聡『アメリカ金融システムの再構築』昭和堂、2009年4月。
- 植草益『公的規制の経済学』筑摩書房、1991年2月。
- 植草益『公的規制の経済学』NTT出版、2000年7月。

- 植村修一「株式市場での評価を意識する地銀経営を」『週刊金融財政事情』2006年1月23日。
- 植村修一・筒井義郎『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞社、2007年5月。
- 八代尚宏『規制改革 一法と経済学からの提言一』有斐閣、2003年2月。
- 藪下史郎・武士俣友生『中小企業金融入門』東洋経済新報社、2002年8月、2006年3月（第2版）。
- 家森信善「民間金融機関の経営計画と店舗ネットワークの変化」『貯蓄経済季報』平成16年秋号 2004年10月 pp.1-21。
- 家森信善「地域金融システムと中小企業金融」『（日本政策投資銀行）RPレビュー』17号 2005年8月 pp.14-18。
- 家森信善「企業が望む金融サービスと中小企業金融の課題ー関西地域の企業金融に関する企業意識調査を中心にー」RIETI Discussion Paper06-J-003, 2006年1月。
- 家森信善「リレーションシップバンキング機能は強化されたか？ー関西地域企業アンケートに基づく分析ー」筒井義郎・植村修一編著『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞社 2007年5月 pp.47-80。
- 家森信善・近藤万峰「地域密着型金融推進計画の展開とリレーションシップバンキングの現実ー愛知県アンケート調査に基づく中小企業と銀行のリレーションシップの分析ー」『金融構造研究』第29号 2007年5月、pp.37-44。
- 家森信善・富村圭「信用金庫の理事会構成と経営の特徴ー社外者理事の役割の検討ー」『金融ジャーナル』2007年10月 pp.83-86。
- 家森信善・富村圭「協同組織金融機関におけるコーポレートガバナンスの課題」『ファイナンシャルコンプライアンス』2008年4月 pp.25-28。
- 家森信善・齋藤有希子「信用金庫の地域密着経営と企業支援」『信用金庫』pp.18-23 2008年4月。
- 家森信善・富村圭「信用金庫のガバナンスと役員構成ー非常勤理事と監事の役割の比較を中心にー」『生活経済学研究』第28巻、2008年9月 pp.15-25。
- 家森信善・西垣鳴人「ニュージーランド・キウイ銀行の市場競争への影響 ーわが国郵政金融事業民営化後への示唆ー」『生活経済学研究』第30巻、2009年9月、pp.1~12。
- 預金保険機構『預金保険研究』第4号、2005年9月。
- 米田健二「新保険業法下における相互会社のコーポレート・ガバナンス」『生命保険経営』第64巻第4号、1996年7月、pp.3~16。
- 吉野直行「寡占的金融市場における公的金融の役割」貝塚啓明・植田和男編『変革期の金融システム』東京大学出版会、1994年11月、pp.119~141。
- 吉野直行・藤田康範「公的金融と民間金融が併存する金融市場における競争と経済厚生」『経済研究』第47巻第4号、1996年10月、pp.313~323。
- 渡辺孝「ソーシャル・イノベーションとは何か」『一橋ビジネスレビュー』第57巻第1号、2009年夏、pp.14~25。
- 渡辺努・植杉威一郎『検証 中小企業金融』日本経済新聞社、2008年9月。
- 全国信用金庫協会編『信用金庫読本』金融財政事情研究会、1997年（第6版）、2003年（第7版）。
- 全国信用金庫協会編 新長期経営計画策定要綱「しんきん「つなぐ力」発揮2009 ~新たな価値の創造と地域の持続的発展をめざして~」2008年11月。

中小企業経営改善支援における支援機関の 有効な活用に向けて

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

三品 秀昭

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藤津 勝一

(ポイント)

- 平成25事務年度の中小・地域金融機関向け監督方針では、中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化を地域金融機関に求めている。今後、地域金融機関が中小企業に対する経営改善支援の「質・量」両面の向上を図るには、外部支援機関との連携を強化し、有効に活用していく方策を検討する必要がある。
- 信用金庫・信用組合においては、外部支援機関のなかで支援対象先が主に中小・零細企業である「中小企業再生支援協議会」「経営革新等支援機関（認定支援機関）」「中小企業支援ネットワーク」との情報交換、連携強化および利活用促進が重要である。
- 信用金庫等の地域金融機関が外部支援機関を有効に活用し、経営改善支援を進めていくためには、支援機関とのコミュニケーション強化とともに、主体性をもって外部支援機関に関する情報収集を行い、支援先の課題に応じた実効性の高い提案ができる優れた専門家等との連携を図ることが必要である。

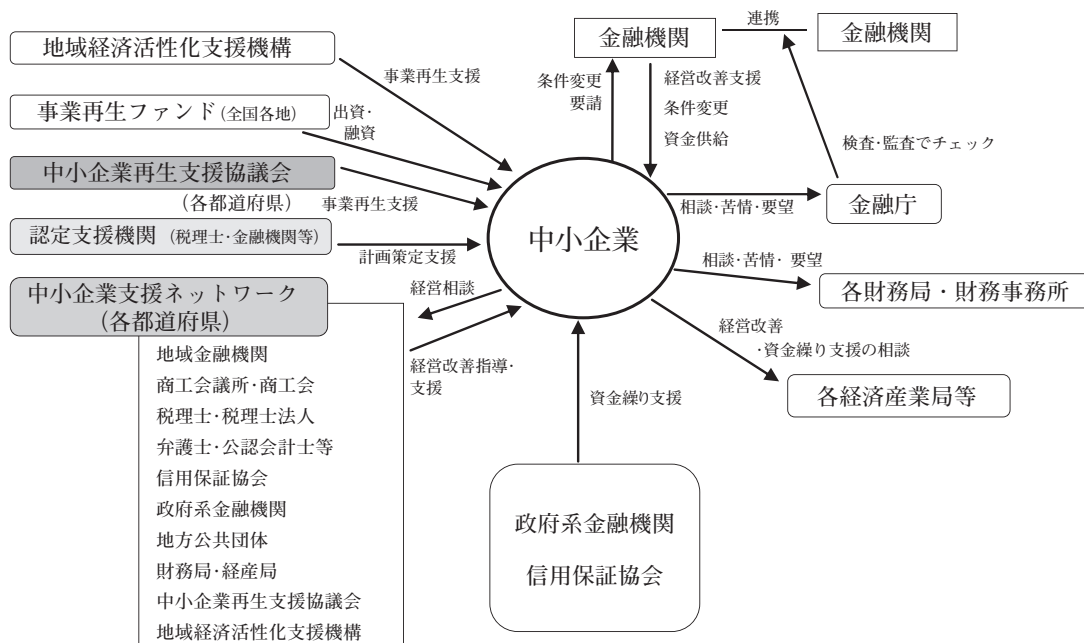
1. 中小企業の再生・経営改善を支援する専門機関

中小企業の再生・経営改善支援に取り組んでいる機関には、金融庁等の行政機関や金融機関のほかに、金融機関からみた外部支援機関として、①地域経済活性化支援機構（旧企業再生支援機構、以下「支援機構」という。）、②事業再生ファンド、③中小企業再生支援協

議会（以下「支援協」という。）、④経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）、⑤中小企業支援ネットワーク（以下「支援ネットワーク」という。）の5機関がある（図表1）。

外部支援機関のうち、支援機構は比較的規模の大きい地域の中核企業を主に支援対象とし、また事業再生ファンドは株式取得などを支援スキームの中心としている。支援の対象やスキームを映じて、これら2機関を外部支

図表1 中小企業の再生・経営改善を支援する行政機関、専門機関



(備考) 1. 金融庁『中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成
 2. 網掛けは信用金庫の利用可能性が比較的高い3つの外部支援機関

図表2 支援協・認定支援機関・支援ネットワークの概要、主な支援対象

支援機関	設置主体	支援対象としての目安	主な特徴等	効果
中小企業再生支援協議会	主に商工会議所、ほかに県中小企業支援センター等	特に線引きはないが売上等がある一定規模以上の企業等 (例：年商1億円以上など)	リスク中心だがDES・DDS・債権放棄等ドラスタチックな手法もある	複数の金融機関の調整機能
経営革新等支援機関 (認定支援機関)	各士業関係・金融機関・商工会議所等	特に線引きはないが小規模・零細事業者等 (例：年商が1億円未満など)	補助制度の活用 (費用の2/3補助：上限あり)	専門家の活用 経営改善計画の策定
中小企業支援ネットワーク (経営サポート会議等)	事務局は主に信用保証協会等	主に小規模・零細事業者等で方向性や連携確認 (支援協扱いになる場合もある)	小規模先向け (県によって一部補助がある)	関係機関との調整

(備考) 各種資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

援機関として利用しているのは、中堅企業との取引が多い地方銀行、第二地銀といった地域銀行が中心になっていると思われる。

一方、中小・零細企業との取引が中心である信用金庫や信用組合では、支援協、各都道府県の支援ネットワークや認定支援機関を外部支援機関として利用する機会が多いとみら

れる (図表2)。

支援協は、地域特性を踏まえた中小企業の再生支援を目的に03年から各都道府県に順次設立されてきた。設置から10年以上が経過し、中小・零細企業の事業再生・経営改善支援の実績を積み重ねていることから、地域金融機関においては外部支援機関としてなじ

図表3 支援協・認定支援機関・支援ネットワークの設置経緯、ポイント

時期	諸制度	ポイント
2003年4月	「 <u>中小企業再生支援協議会</u> 」設置	公正中立な第三者機関 調整型の私的整理手続き
2009年12月	「 <u>中小企業金融円滑化法</u> 」施行	主にリーマンショックに対応（倒産防止と雇用維持）
2012年4月	中小企業経営支援のための「政策パッケージ」策定（円滑化法終了後への対応策）	中小企業支援ネットワーク 「 <u>経営サポート会議等</u> 」（事務局：主に信用保証協会）の構築
2012年8月	政策パッケージの一環として中小企業経営力強化支援法施行で「 <u>経営革新等支援機関（認定支援機関）</u> 」を認定	国認定の外部専門家：金融機関・各士業（税理士・弁護士・公認会計士・中小企業診断士）・民間コンサルタント等）・商工会議所等で構成
2013年3月	中小企業金融円滑化法 終了	同法終了後も金融機関は施行時と同様の対応を継続
2013年3月	認定支援機関による経営改善計画策定支援事業での費用補助実施	補助金制度（経営改善計画策定支援費用総額の2/3：上限200万まで補助）の実施 認定支援機関→経営改善センター（支援協内）へ申請し承認を得る。申請期限は2014年度末

（備考）各種資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

み深い機関であるといえよう。

中小企業金融円滑化法終了に向けた「政策パッケージ」でできた支援ネットワークや認定支援機関は、中小・零細企業の経営改善・体質強化支援の深化を図るうえで重要な機関であり、信用金庫等において一層の連携強化、利用促進が必要であると考えられる（図表3）。

ちなみに、この政策パッケージは、中小企業金融円滑化法施行時に対応先中小企業への条件変更等による資金面の支援を行う条件として、本来進められるはずであった実現性の高い抜本的な経営改善策（実抜計画）の策定と実行が思うに任せず、終了後の倒産増加防止などを目的としたものである。

以下では、中小・零細企業を主な支援対象先としている支援協、支援ネットワーク、認定支援機関の概要や地域金融機関における外部支援機関としての連携強化の必要性、利活用促進のメリット、効果的な活用にむけての留意点などについて整理する。

2. 中小・零細企業を対象とする支援機関の特徴

（1）支援協

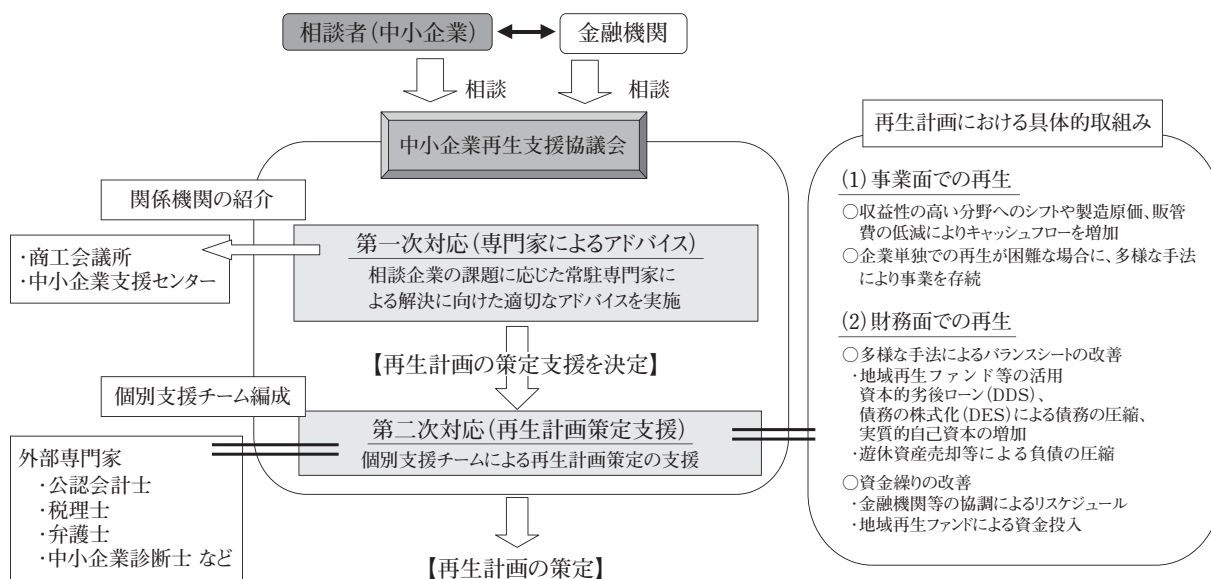
—金融調整、債務者の理解促進、専門家活用などで一日の長

イ. 概要

支援協は全国47都道府県にあり、公正中立な立場で金融機関、信用保証協会、商工会議所などと連携を図りつつ、中小企業支援を進める公的な機関である（図表4）。統括責任者は地元の地方銀行出身者が多い。信用金庫においても、地域密着型金融の推進のなかで連携・協力を図ってきたこともあって、外部支援機関のなかではもっとも身近な存在と感じている場合が多いようである。

支援対象先企業に特に規模制限はないが、図表5のとおり12年度の計画策定完了実績では年商1～5億円の企業が5割を占めている。年商1億円以下の小規模層は14.2%にとどまっているが、10、11年度の3%台と比較すると大きく増加している。

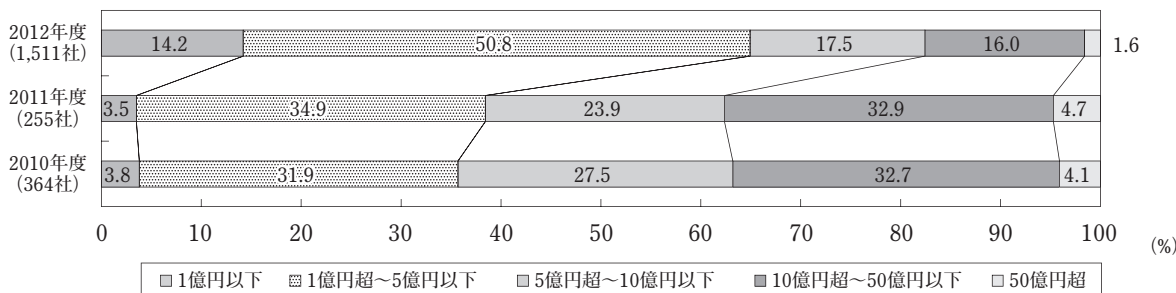
図表4 中小企業再生支援協議会の仕組み



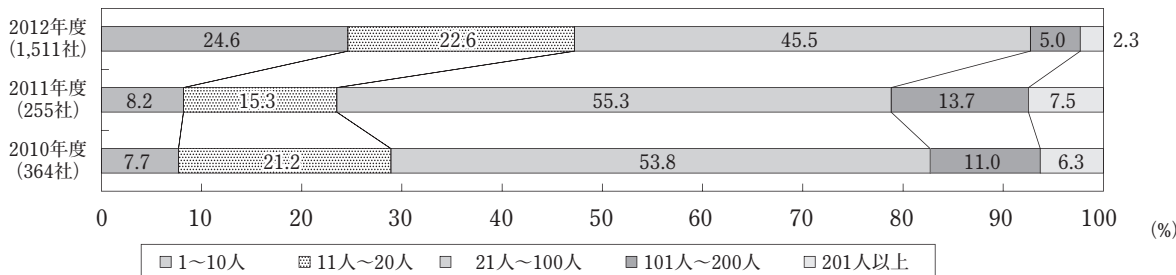
(備考) 中部経済産業局『中小企業再生支援協議会の概要』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表5 支援協における計画策定完了企業の売上高規模別・従業員規模別の割合

◇売上高規模別



◇従業員数別



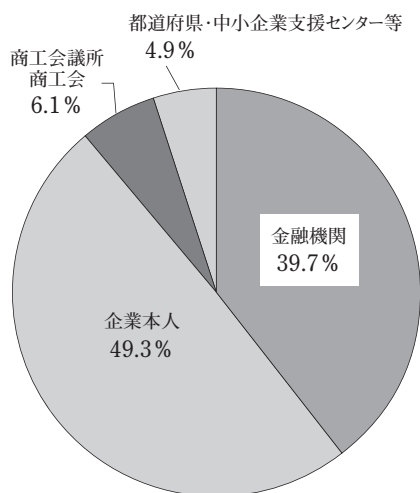
(備考) 中小企業庁『中小企業再生支援協議会の活動状況について～平成24年度活動状況分析～』2013年8月より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

従業員規模別でも、11年度までは20人以下が20%台であったが、12年度は47.2%と半分近くを占めるようになった。12年度の大増の要因には、従来のイメージとは異なりほとんどがリスケという現実的対応の実態

が金融機関にも理解され、加えて政策パッケージ導入を契機に態勢強化を図った支援協の質的变化もあり、小規模・零細企業への対応が積極化したことがあげられる。

なお、相談件数の累計実績 (03年度～13年6

図表6 支援協相談企業の相談経路別割合



※2003年度から2013年度第1四半期までの累計構成比

(単位：社、%)

相談持込者	累計		13年度第1四半期	
	企業数	割合	企業数	割合
金融機関	11,327	39.7%	663	69.9%
企業本人	14,076	49.3%	225	23.7%
商工会議所・商工会	1,746	6.1%	25	2.6%
都道府県・中小企業支援センター等	1,392	4.9%	35	3.7%
合計	28,541	100%	948	100%

- (備考) 1. 中小企業庁『中小企業再生支援協議会の活動状況について：平成25年度第1四半期（平成25年4月～6月）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成
 2. 累計は2003年度から2013年6月末まで 今回公表分は2013年4月～6月

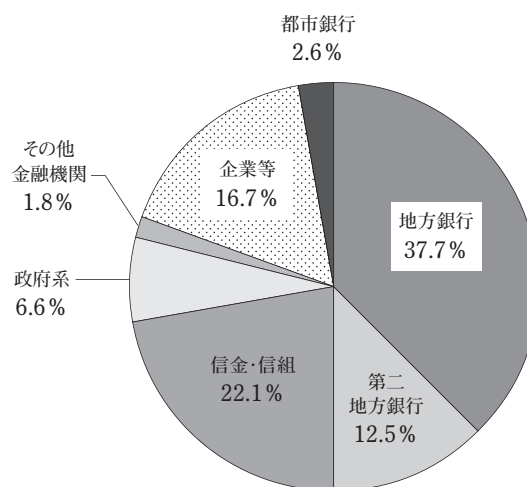
月までの累計)は2万8,541件である。相談持込者の内訳をみると、企業からが1万4,076件(構成比49.3%)、金融機関からが1万1,327件(同39.7%)と、これらで約9割を占めている(図表6)。

同期間の計画策定完了件数の累計は5,011件であった。金融機関別では、地方銀行案件が1,889件(構成比37.7%)、次いで信用金庫・信用組合案件が1,109件(同22.1%)となっている(図表7)。

ロ. 支援協利用のメリット

信用金庫からのヒアリングでは、支援協利

図表7 支援協計画策定完了企業の金融機関別構成比



※2003年度から2013年度第1四半期までの累計構成比

(単位：社、%)

相談持込者	累計		13年度第1四半期	
	企業数	割合	企業数	割合
金融機関	4,176	83.3%	288	96.0%
都市銀行	130	2.6%	10	3.3%
地方銀行	1,889	37.7%	111	37.0%
第二地方銀行	627	12.5%	51	17.0%
信金・信組	1,109	22.1%	93	31.0%
政府系	329	6.6%	20	6.7%
その他金融機関	92	1.8%	3	1.0%
企業等	835	16.7%	12	4.0%
合計	5,011	100%	300	100%

(備考) 出所等は図表6に同じ。

用のメリットは、特に金融機関間の調整機能への評価・期待が大きい。

また、中小企業経営者の取組み意欲や意識の問題での「説得役」でも力を発揮するケースも多いようである。中小企業経営者が経営改善に取り組むよう説得することを債権者である金融機関が独自に対応する場合、多くは支店長経験者など経営改善指導の経験を積んだ職員が対応するが、債権者・債務者という関係から効果的な交渉や説得が難しいケースもある。この点、支援協は中立の立場であ

り、しかも金融機関の立場も理解していることが双方から認められやすくなっている。

計画策定においては、支援協のメンバーだけでなく外部専門家を積極的に活用している。すなわち地元でのネットワークを活用し、関係者にバランスの取れた効果的な計画策定に向けて、支援先の実態に応じた適切な専門家の選任に努力しており、金融機関と債務者間の信頼関係に好影響を与えている。

さらに、最近では案件化する以前の段階でも比較的気軽に様々な相談にも応じる支援協が多いようである。具体的には、「支援協案件とすべきかの判断」「どのような方向性で支援を考えるべきか」「頼れる専門家はいないか」などの相談・アドバイスでも積極的に金融機関が活用するケースが増えてきている。

利便性を考慮した柔軟な対応に取り組むとともに、策定計画の内容、関係者間の調整力・説得力などの強みを活かした活動が、信用金庫等の地域金融機関の外部支援機関として評価され、支援協の取扱い案件の増加につながっていると思われる。

ハ. 効果的な活用に向けた留意点

支援協の利用実績は増加しており、今後は支援効果がさらに向上することが期待される。

こうしたなかで、地域金融機関からの評価が高い支援協の取組みには複数の共通点がみられる。

すなわち、①金融機関など関係機関との日頃からのコミュニケーションを積極的に行なっている、②しかも金融機関の経営層、本

部の担当部門、さらに営業店の現場との相互理解に努めている、③案件実施時に関係者の考え方や状況をよく把握し、当初からそれぞれにバランスの取れた納得感を得やすい配慮をしたうえで、バンクミーティングなど公式の場にもち込むため、対応がスムーズに進みやすい、④計画は出来上がりの姿ありきではなく、特に計画当初の3年程度は無理のない現実的なものとし、中小企業経営者の取組み意欲や信頼関係を重視するきめ細かい姿勢である、などである。

ただし、こうした支援協の特長を生かすためには、金融機関その他関係先の側の支援を進める協力体制などについての意欲・考え方も重要である。支援協の努力だけに頼るのではなく、関係者それぞれが立場は主張しつつも全体として支援を進めるために協力する、という地域内での環境醸成に積極的に取り組むことが肝要である。

(2) 支援ネットワーク

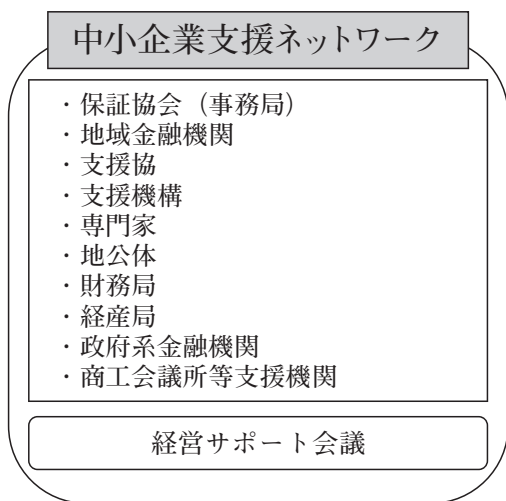
一 地域の幅広い支援関係者が集まる情報源

イ. 概要

支援ネットワークは、中小企業金融円滑化法後の中小企業庁の施策として、各都道府県で主に各地の信用保証協会が事務局を担う地域の中小企業支援組織である。対象企業は主には小規模・零細層がメインとなっている。

支援ネットワークの第一の機能としては、信用保証協会、支援協、地域金融機関はもとより、商工会、商工会議所、中小企業団体中

図表8 中小企業支援ネットワークのイメージ



(備考) 1. 中小企業庁『中小企業支援ネットワークの構築について』2012年12月より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成
 2. 事務局は地公体や支援協の場合もある。

央会、税理士・税理士法人、弁護士、会計士、政府系金融機関、県や市など地方公共団体、財務局、経産局、支援機構など幅広い支援関係機関が一堂に会し、様々な情報・意見交換などが行われることがあげられる（図表8）。

第二に、個別案件についても事務局が主催する「経営サポート会議」に当該企業、金融機関、専門家、支援協などの関係者が集まり、ワンストップで債務者にとって必要な支援の方向性や策について協議し、調整機能を果たすことである。

ロ. 支援ネットワーク活用のメリット

多くの地域で事務局を担う信用保証協会と地域金融機関との関係は緊密であるが、一部の地域を除くと支援ネットワーク開催の実績はまだ多くはないようである。

こうしたなか、積極的な取組みがみられる一部の地域においては、事務局である信用保

証協会が支援協と同様に関係者の調整役として機能している。各関係者の考え方・姿勢などを調整役が十分に把握することが方向性統一に向けての第一歩と認識し、これを具体的に行動に移している。また、それぞれに立場の違う関係者の意見を調整するため、規定等もあえて案件に応じた対応ができるような内容とするなど、関係者が参加しやすいように工夫している。

なお、後述の認定支援機関を利用した計画策定およびモニタリングでは、総費用の3分の2を補助金で賄う制度がある。これを利用し、残りの3分の1の費用の半分についても、支援ネットワークの事務局でもある信用保証協会が補填する制度がある（信用保証協会によって上限金額は異なる）。

ハ. 効果的な活用に向けた留意点

支援ネットワークについては、地域により対応状況に差異があり、実効性のある進め方について試行錯誤をしているといった状況のようである。

また、金融機関からは、案件先が保証先で事務局の信用保証協会自身が利害関係者である、あるいは信用保証協会としては保証先案件を優先して扱うなどの問題があるのではないかと、といった点を懸念する声も聞かれる。しかしながら、支援ネットワークは多くの支援機関関係者が集まり協議する場であり、仮にそのような運営が行われるとしたら、支援ネットワークの組織自体が成り立たない。

実際に積極的な取組みで、関係者間の調整

や地域内での新たな中小企業支援の動きにつながるなど効果が現れている先進的な地域では、事務局の信用保証協会は支援効果につながることを活動の最大の目的にしている。このため、あくまで中立的な立場で丁寧に取り組んでいる。むしろ、目先のではない取り組み姿勢で支援ネットワークの実績を積み重ねることを重視しており、地元の中小・零細企業の業績が向上し、地域経済が活性化してはじめて信用保証協会の利用促進にもつながるといった考え方をもっているようである。

今後、地域金融機関が支援ネットワークを効果的に利用していくにあたっては、受け身にならず、有効な支援手段の選択肢を広げるといった目的意識を高め、能動的な姿勢で取り組むことが望ましいと思われる。形式的な参加では得られるメリットも限られることになろう。個別案件での経営サポート会議での調整機能の活用などに加え、多種多様な中小企業支援関係者が集まる機会を利用して、企業再生や経営改善の分野にとどまらない情報の獲得や情報源のネットワークを広げる好機として積極的な姿勢で取り組むことが必要となろう。

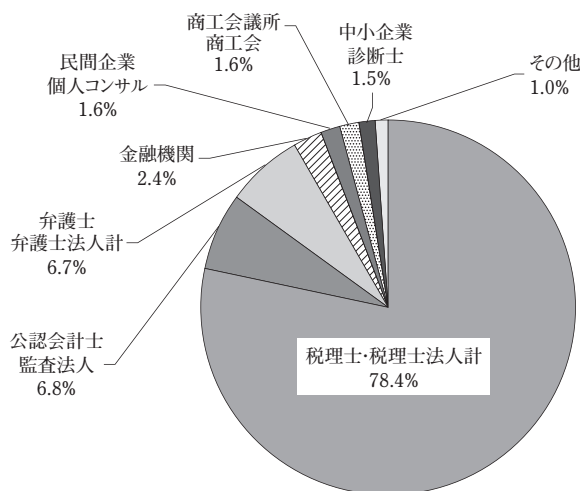
(3) 認定支援機関

ー専門家の情報収集が有効活用のカギ

イ. 概要

認定支援機関は、各地域の税理士、会計士、弁護士、中小企業診断士、地域金融機関、商工会議所など、税務、金融および企業財務に関する専門知識や支援での実務経験が

図表9 全国の認定支援機関の種類別割合



(備考) 近畿経済産業局『【第11回】認定支援機関の内訳件数』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

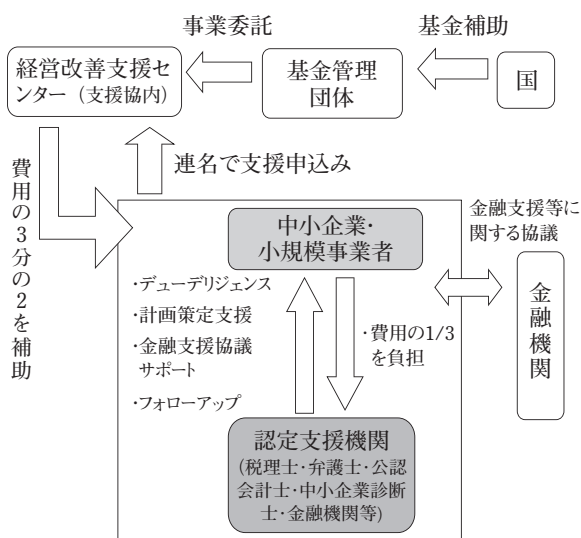
一定レベル以上の個人、法人等が認定され、専門性の高い支援を行っている。支援対象先に特段の制限はないが、小規模・零細層（年商1億円未満）がもっとも多くなっている。

認定支援機関数は、13年12月4日現在、全国で1万9,788先となっている。内訳は、税理士・税理士法人1万5,519（構成比78.4%）、公認会計士・監査法人1,345（同6.8%）、弁護士・弁護士法人1,326（同6.7%）、金融機関476（同2.4%）などで、税理士・税理士法人が全体の約8割を占めている（図表9）。支援ネットワークで事務局を担う信用保証協会と同様に、地域金融機関や中小企業にとっては、これまでも関わりが深い税理士が認定支援機関になっているケースが多い。

ロ. 認定支援機関活用のメリット

認定支援機関の活用のメリットとしては、再生や経営改善支援における金融機関のマンパワー不足を、認定支援機関の専門家で補え

図表10 認定支援機関による補助金の活用



(備考) 中小企業庁『認定経営革新等支援機関と中小企業支援策等について：平成25年7月』より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

ることがある。しかも、短期間では十分な改善効果が見込みにくい中小企業の実態からすると、継続的に支援のフォローアップを行いやすい地元の税理士等の専門家が関与することは意義深いことである。

また、中小・零細企業が認定支援機関の助けを得て実施する経営改善計画策定やデューデリジェンス（資産査定）、フォローアップなどに対して、費用面の支援が受けられるメリットがある。認定支援機関での計画策定と計画実施時のモニタリング内容が、各都道府県の支援協内にある「経営改善支援センター」への申請で認定されれば、費用総額の3分の2（上限200万円）が国からの補助金で賄われる制度を活用できる（図表10）。

さらに、前述の信用保証協会の補助金制度を併用することで、小規模企業の場合の自己負担は5～10万円程度（5万円の場合は費用総額は30万円）で、このうち3分の2の20万円が認

定支援機関を活用した補助金、残り10万円のうち半分の5万円が信用保証協会の制度を利用した補助金の利用となる）と、支援に関連した費用を比較的小額に抑えることが可能となる。

ハ. 効果的な活用に向けた留意点

補助金の利用や身近な地元の専門家の活用などがメリットとして指摘される認定支援機関であるが、利用実績はまだあまり多くないようである。その背景には、必要な専門家が不足しており、また情報量が少ないために支援先の課題解決に適応した専門家を探しにくいなどの問題があるとされる。

こうしたなかで、認定支援機関の利用の多い信用金庫がある。当該金庫では、専門家に関する情報収集に積極的に取り組んでいる。すなわち、様々な機会をとらえて情報収集を行い、この情報をもとに分野ごとに信頼のおける専門家をリストアップし、認定支援機関の専門家として連携を強化している。

また、中小企業庁の「中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト」（通称「ミラサポ」）の専門家派遣の利用についても、収集した専門家情報があり、このなかでミラサポに登録している専門家を活用する形で無料派遣などを利用している。

専門家利用における別の課題として、事業DD（デューデリジェンス）に十分に対応できる専門家が不足していることや、計画の効果を実現するために重要なモニタリングや金融機関についての理解が必ずしも十分でないケースがある点が指摘されている。しかしな

がら、金融機関自体の経営資源が限られるなかで中小企業支援の質・量の両面を高めていくには、外部支援機関を有効に活用する前向きな考え方をもつことが重要である。金融機関としては明確な目的意識のもと、様々な機会を利用して専門家に関する情報を収集し、支援先企業の課題解決に有効な提案ができるコンサルティング力の高い専門家との連携を図っていくことが必要であろう。

3. おわりに

中小・零細企業の再生・経営改善支援に取り組むにあたり、金融機関が外部支援機関を利用していくうえでは課題も残されている。

一方で、いかにすれば中小企業や金融機関自身にとって実効性のある活用ができるか、という前向きなスタンスで取り組むことが広がりをもった支援につながろう。また、課題の克服に向けては、金融機関、外部支援機関、支援を受ける企業のそれぞれが、①地域の支援関係機関間の相互理解などによるスムーズな支援、②専門家のレベルアップ、③様々な制度の利用を通じた金融機関のノウハ

ウ蓄積・人材育成、④より多くの中小企業経営者の経営力のレベルアップ、⑤様々な関係者間の情報共有による中小企業支援その他の新たな展開の可能性の描出などの点を意識する必要がある。

実際、支援協や信用保証協会、また金融機関においても関係機関とのコミュニケーションに注力し、意欲的に取り組んでいるケースでは、それぞれの立場を主張しつつも一定の相互信頼があり、協力して課題解決に取り組む意欲が相対的に強いことで共通している。

金融機関においては、受動的に都合のよい制度が用意されればその時にはこれを利用するというレベルにとどまらず、むしろ自ら利用しやすい状況を作り出す主体的な取り組みが求められる。そうした姿勢が制度を有効利用することにつながり、さらには様々なライフステージにある中小企業を幅広く支援する力を養うことにつながると思われる。

カギは、明確な目的意識に沿った積極的な情報収集と、これを効果的に利用する意欲にある。

「中小ものづくり企業」の挑戦③

—“受注構造”の変化を「対応力」で突破—

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 研究員

田村 将

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 上席主任研究員

鉢嶺 実

(キーワード) 受注構造、ピラミッド構造、メッシュ化、網の目構造、海外展開、共同受注、企業連携、巧みの技、対応力

(視 点)

わが国の「中小ものづくり企業」は、高度経済成長期以来、親企業と下請企業に代表されるような「ピラミッド構造」により、長期安定的な“受注構造”を形成していた。しかしながら、近年、わが国大手製造業の国際競争力の低下、価格競争の激化、グローバル化の進展などにより、「中小ものづくり企業」の“受注構造”は大きく変貌し、それへの対応を迫られている状況にある。

そこで本稿では、前回（「中小ものづくり企業」の挑戦①「技術力」、②「販路拡大」）に引き続き、新たに“受注構造”を一つのキーワードとして、経営環境の変化に対応しながら、生き残りを図る「中小ものづくり企業」の対応の方向性を考察してみた。

(要 旨)

- わが国製造業の取引構造は、従来型の「ピラミッド構造」から「網の目構造」へと変貌している。こうした“受注構造”の変化を受けて、「中小ものづくり企業」は、少数の取引先に依存しない、新たな取引関係の構築を迫られている。
- 「中小ものづくり企業」における“受注構造”の変化を受けた対応の方向性として、(1) 海外展開、(2) 共同受注・企業連携、(3) “巧みの技”を極める、といった手法が考えられる。
- わが国の「中小ものづくり企業」が今後も“受注構造”の変化への的確に対応していくためには、取引先からのニーズや相談をきっかけとして、スピード感をもった「対応力」と、それを実践する経営者の決断（経営力）がますます重要になっていくと思われる。

1. 「中小ものづくり企業」を取り巻く環境の変化

(1) 「中小ものづくり企業」の“受注構造”は「ピラミッド」から「網の目」へ

わが国の製造業の経営環境は、近年、大きく変化してきた（図表1）。とりわけ、90年以降でみれば、バブル崩壊後で国内需要が頭打ちとなった結果、引き続き輸出が拡大するなかで、大手製造業は海外現地生産拡大の必要性に迫られていった。その結果、国内製造業は“空洞化”の危機に直面し、わが国の「中小ものづくり企業」においても、最終製品メーカーに追随して徐々に海外展開を進める動きが広がっていった。ただ、そうしたなかでも、海外では作れない高度な部品などについては、まだまだ日本から輸出を行うこと

で対応しているケースも少なくなかった。

ところが2000年以降は、世界経済の停滞を背景とした、国内生産のさらなる減少に加え、アジア新興国の技術面での急速なキャッチアップの動きを背景に、最終製品メーカーの海外現地での部品調達が一段と進行し、日本から輸出する部品は徐々に減少していった。それに加えて、08年のリーマン・ショックの直撃により、製造業の経営環境は急速に悪化した。最終製品メーカーからのコスト削減圧力はますます強まり、わが国の「中小ものづくり企業」を取り巻く経営環境も一段と厳しさを増しつつ今日を迎えている。

こうした経営環境の変化により、わが国の製造業における大企業と中小企業の“受注構造”も大きな転換期を迎えている。

すなわち、高度経済成長以来、わが国の特

図表1 国内外の環境変化に伴うわが国ものづくり産業の変化

	日本の経済成長率 (平均)	最終製品 (例：自動車)	部品・装置
1960年代	10.4%	国内での開発・生産が中心 + 輸出の拡大	高い競争力を 有していた時期
1970年代	5.2%		
1980年代	4.4%	内需拡大 輸出の拡大 + 現地生産の始まり (1986年：トヨタ米国工場設立)	• 最終製品の国内生産向けを中心に生産
1990年代	1.5%	内需の頭打ち 輸出の拡大 + 現地生産の拡大	• 最終製品の海外展開が進む中で、海外で作れない部品などを日本から輸出 • 最終製品メーカーに追随して徐々に海外展開が進行
2000年代	0.6%	国内生産の減少 (内需減少 輸出減少) + 現地生産	• 海外で作れない部品などを日本から輸出。ただし、海外展開の進展に伴い、日本から輸出する部品などは減少（部品などの現地調達化） • 部品などによっては、納入先が海外の最終製品メーカーとなることも次第に増加（例：エレクトロニクス）
2010年代	1.9%		

（備考）経済産業省『ものづくり白書2013』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

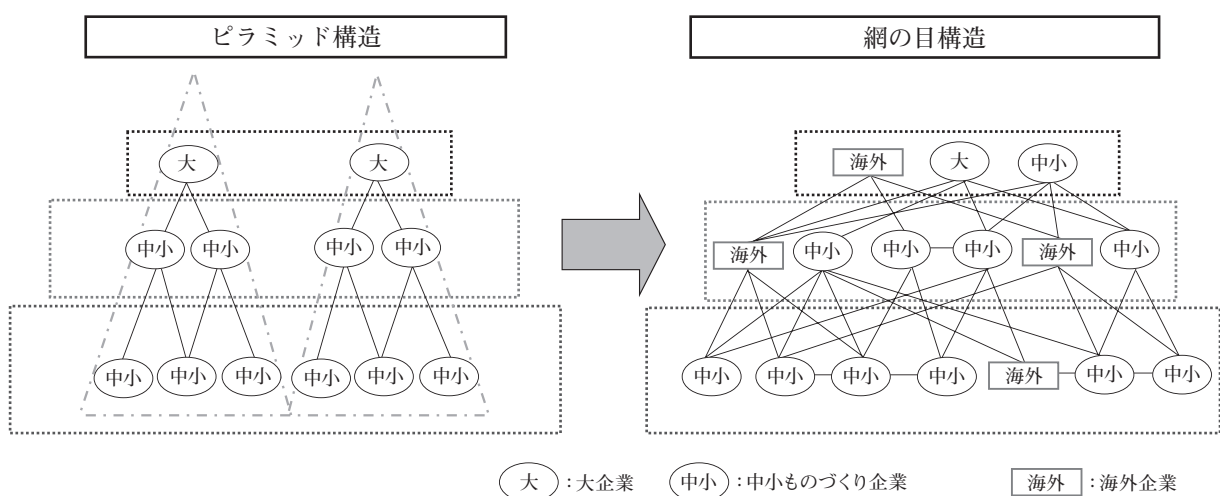
微的な産業構造の一つであった従来型の「ピラミッド構造」は、親企業と下請企業の長期安定的な取引構造(サプライチェーン)を形成していた。すなわち、親企業を頂点とした階層的な分業構造は、親企業が自動車や家電を始めとする製品の品質・高性能に支えられ競争力を有していたことで、長期継続的にこれが成り立ってきた。また、親企業を中心に多様な専門技術をもつ下請企業が系列を形づくるといこの構造は、完成品から見た関連裾野技術の縮図となっていた。こうした“受注構造”の中での、長期安定的な取引関係が、技術開発や市場動向に関する情報の流通網としても機能していただけでなく、原材料―部品―完成品の迅速かつ高度な擦り合わせによる強固な“ものづくり基盤”の源泉となっていた。

ところが、近年、「中小ものづくり企業」にとっては、一部大手電機メーカーなどの国際競争力の低下、国内外での価格競争激化による低コスト化、中小企業を含めた製造拠点

の海外進出が一段と進展したことなどにより、海外進出した企業だけではなく、国内に留まっている企業にとっても取引環境に大きな変化がもたらされている。

こうした環境変化を受けて、「中小ものづくり企業」の“受注構造”は、従来の「ピラミッド構造」を維持することが困難となってきた。親企業はこれまでの取引関係に必ずしもこだわらず、海外での現地調達も含めた新たな取引先を模索する傾向を強めている。また、こうした流れを受けて、「中小ものづくり企業」も生き残りを図るため、取引先数の増加を模索する傾向にある。特定の取引先に依存する企業の割合は低下し、取引先を広く求める「メッシュ化」が急速に進むに至っている。その結果、「中小ものづくり企業」の側からみた受注構造は、少数の取引先に依存した「ピラミッド構造」から、多数の取引先との広く多面的な取引である「網の目構造」への変革を余儀なくされつつある(図表2)。

図表2 ピラミッド構造の変化



(備考) 経済産業省『ものづくり白書2013』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(2) 近年の“受注構造”の変化は業況判断D.I.
の動きにも反映

こうした状況の中で、わが国の「中小ものづくり企業」の近年の“受注構造”の変化は、信金中央金庫 地域・中小企業研究所が全国の信用金庫の協力を得てとりまとめている「全国中小企業景気動向調査」でも確認することができる。すなわち、製造業において販売納入額の最も多い先別に業況判断D.I.の動きをみると、リーマン・ショック以前に唯一プラス水準で推移していた「大メーカー型」の業況判断D.I.は、08年のリーマン・ショック以降、マイナス水準に転じ、その後足下では他の形態との顕著な差異もみられなくなっている（図表3）。

これは、中小ものづくり企業において、“受注構造”の変化が起きていることの表れともみられ、今後の動向をあらためて注視していく必要があるものと思われる。

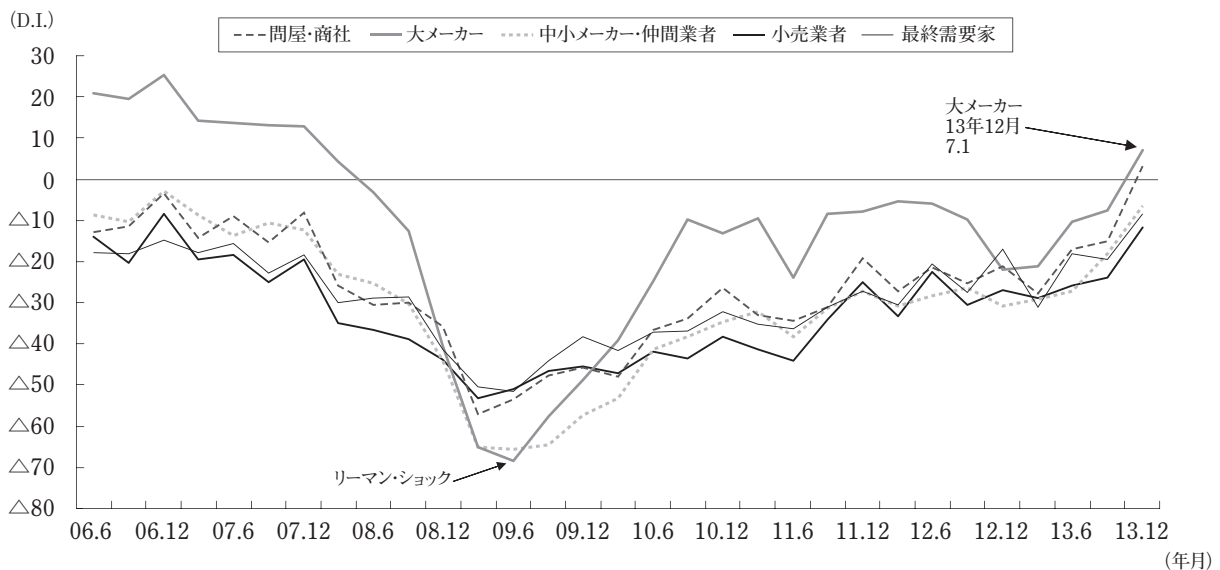
2. “受注構造”の変化への対応はさまざま

これまで述べてきたような“受注構造”の変化により、製造業全般を取り巻く環境が厳しさを増す中で、「中小ものづくり企業」においても、経営環境変化への対応がこれまで以上に求められている。以下では、対応の方向性として (1) 海外展開、(2) 共同受注・企業連携、(3) “巧みの技を極める”、という3つの手法について考察してみた。

(1) 海外展開による“受注構造”の変化への対応

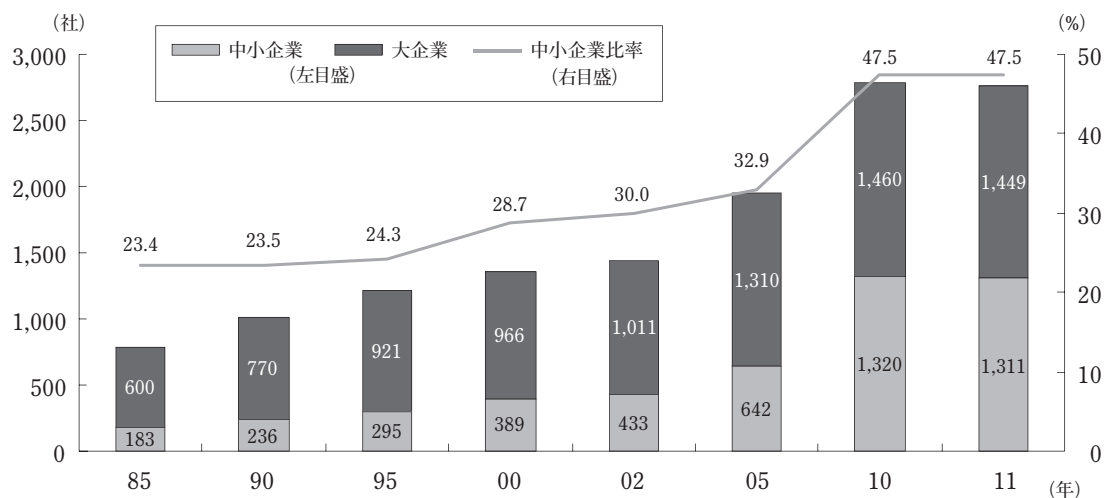
第1章でも述べたように、自動車や電機などの大手製造業を中心に海外展開が加速した結果、これに追随し、海外現地法人をもつなどの対応を進める中小ものづくり企業の数が増加傾向にある（図表4）。特に、10年以降、

図表3 中小製造業の販売納入先別の業況判断D.I.



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所『全国中小企業景気動向調査』をもとに作成

図表4 海外現地法人をもつ中小製造業企業数



(備考) 1. 中小企業の定義は、1995年度までは資本金1億円以下、2000年度以降は資本金3億円以下とした。
2. 経済産業省『海外事業活動基本調査』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

海外現地法人をもつ中小製造業の数は1,300社を超え、海外現地法人をもつ製造業の数の合計に占める中小製造業の割合を示す中小企業比率についても50%近い数字となっている。ここでいう海外現地法人は、必ずしも生産拠点とは限らないが、わが国の中小ものづくり企業においても、さまざまな形で海外現地化が加速しているものと推察される。

しかしながら、経営資源が乏しい大多数の中小ものづくり企業にとっては、現地での生産工程管理などに対応していくことは困難で、生産拠点を海外に設けることは容易ではないのが実情と思われる。

このような状況に対応するために、地方自治体レベルで海外進出を支援する動きもみられる。例えば、「中小ものづくり企業」の集積地でもある東京都大田区は、タイ国内で最大規模を誇る「アマタナコン工業団地」の一画に、大田区内の中小企業向け集合工場である「オオタテクノパーク」を06年6月に開設した(図表5、6)。

「オオタテクノパーク」に進出した中小ものづくり企業にとっては、①日本人担当者による日本語でのサポート、②初期投資を行うことなしに会議室等の共有設備を使用できるサービス、③20年に及ぶ工業団地開発運営の経験を有するアマタ・コーポレーションによるサポート、④一般的な賃貸工場よりも小さな規模でも始められる(1ユニット320㎡)、⑤アマタナコン入居企業約500社集積によるネットワーク、と

図表5 オオタテクノパーク概要

施設名	オオタテクノパーク
設置場所	タイ・バンコク近郊 アマタナコン工業団地 第7区
運営会社	アマタ・コーポレーションPCL社
工場面積	約7,800㎡ (1ユニット320㎡×全25ユニット)
賃貸期間	3年間(継続使用可能)
入居企業数	12社(うち大田区9社)

(備考) 公益財団法人 大田区産業振興協会の資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表6 「オオタテクノパーク」の外観（左）と工場内の様子（右）



（備考）公益財団法人 大田区産業振興協会提供

いったさまざまな仕組みを活用することができる。当初は、東京都大田区に本社機能を有する中小企業という入居条件を課していたが、現在では、日本に本社機能を有する中小企業であれば入居可能として条件を緩和している。

“受注構造”の変化により、海外展開を検討している中小ものづくり企業にとっては、「オオタテクノパーク」は、非常に魅力的な選択肢の一つといえそうだ。

（2）共同受注・企業連携による“受注構造”の変化への対応

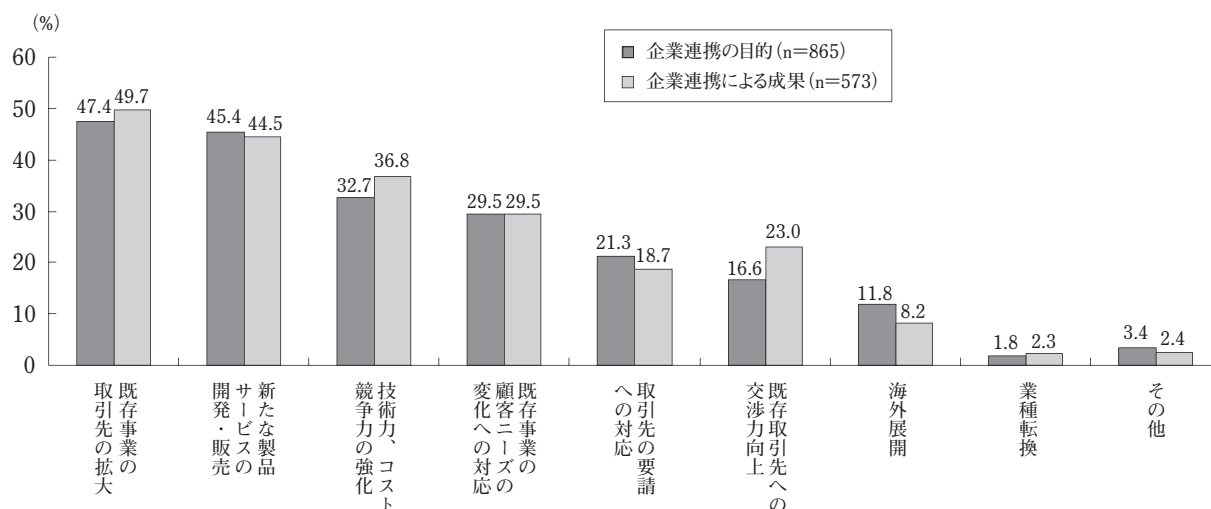
「中小ものづくり企業」においては、企業同士がお互いに連携し、自社に不足している経営資源を相互補完することを目的に共同受注や企業連携を進めているケースが増えている。特に、大企業との取引関係は、単工程ごとに発注するのではなく、完成品としての受注を求められる傾向を強めており、こうした“受注構造”の変化へ対応していくうえで、共同受注や企業連携は、一つの有効な手段と考えられる。

ちなみに、企業連携を行っている中小企業においてその目的をみると、「既存事業先の取引の拡大」や「新たな製品・サービスの開発・販売」の割合が40%を超えている（図表7）。さらに、「技術力、コスト競争力の強化」「既存事業の顧客ニーズの変化への対応」などが高い回答割合にあり、中小企業同士の連携がさまざまな経営課題を解決していく有効な手段として企図されていることがうかがえる。さらに、企業連携の「目的」と「成果」の差異に着目すると、「技術力、コスト競争力の強化」や「既存取引先への交渉力向上」など「～力」という言葉を含む項目で「成果」のほうが高い回答割合となっている点が目立ち、企業連携が結果としてさまざまな場面で経営力向上につながっていることがうかがえる。

なお、共同受注や企業連携は、参加企業同士での情報交換や技術開発も活発化するため、新たな分野進出への足がかりとなる可能性も十分に秘めている。

例えば、最近の中小ものづくり企業同士の

図表7 企業連携の目的と成果（複数回答）



(備考) 1. 企業連携の目的は、他企業と連携して事業活動を行っている企業を集計している。
 2. 企業連携による成果は、他企業と連携して事業活動を行い、成果があった企業を集計している。
 3. 中小企業庁『中小企業白書2013』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

共同受注の目立った動きの一つとして、将来の市場拡大が期待されている航空宇宙分野において、地域の中小ものづくり企業が連携し、共同受注体を組成する動きが活発化している。ちなみに、JAXA（宇宙航空研究開発機構）のホームページ上に掲載されている宇宙航空産業へ参入を目指す中小ものづくり企業の団体は、全国各地で25団体にも及んでおり^{(注)1}、共同受注・企業連携が広がりを見せている様子がうかがえる。

また、共同受注を巡る最近の新しい動きとして、2010年秋にスタートしたゼネラルプロダクション株式会社（本社：京都府相楽郡精華町）のような、技術力のある単工程の中小企業を束ねる受注元請企業の新設という、新たなビジネスモデルを実践しているケースもあり、今後の動向が注目される（ゼネラルプロダクション株式会社については、第3章

事例企業（2）を参照）。

(3) “巧みの技を極める” ことによる受注構造変化への対応

中小ものづくり企業の中には、海外展開や共同受注・企業連携を行わずに、あくまで“巧みの技を極める”ことにより受注構造の変化を乗り越えている企業も存在している。こうした中小ものづくり企業の多くは、一朝一夕には他社が追従できない高度な技術力を有し、幅広い国内外のニーズ変化に柔軟に対応し続けているケースが多い。

なお、こうした“巧みの技を極める”ことで生き残りを図る、という中小ものづくり企業の対応の方向性は、既刊「中小ものづくり企業の挑戦②」（産業企業情報25-6）の中でも示した、『ものづくり中小企業・小規模事業者の国内生産拠点としての役割』に通じる

(注)1. 団体の一覧については巻末の参考付表を参照のこと。

ところがある。すなわち、国内を基盤に生き残りをかける中小ものづくり企業が一段と経営力を高めていくための具体的な方法として、①小口化・短納期化、②ワンストップ化、③サービス化、④ニッチ分野特化、⑤生産プロセスの強化、の5つの方向性を挙げている。“巧みの技”を極めつつ、受注構造の変化に対応していくことも、中小ものづくり企業の今後の在り方の一つであることは間違いない。

なお、上記に示した (1) 海外展開、(2) 共同受注・企業連携、(3) “巧みの技を極める”、といった3つの対応の方向性は、いずれもわが国の中小ものづくり企業の“受注構造”の変化に対応した手段の一つに過ぎないが、いずれの方向性を指向する場合でも、自社の経営資源を有効活用して、それをどのようにして考えていくかが重要であることはいうまでもない。環境の変化や取引構造の変化に果敢に対応し、自社の強みを活かしながら安定的な受注確保を図る中小ものづくり企業の動向は、わが国の“ものづくり基盤”の行方を占うものとして、今後も各方面の注目を集めていくことになろう。

3. 「中小ものづくり企業」における“受注構造”変化への対応事例

以下では、“受注構造”の変化に対応し、それぞれの強みを活かしながら堅調な経営を続けている中小ものづくり企業の事例を紹介したい。

(1) 海外展開を進めた事例：株式会社ヤシマ (東京都大田区)

イ. 会社の概要

株式会社ヤシマは、主として自動車用バッテリーキャップ（液口栓）の製造を、射出成形から組立加工、検査に至るまで一貫して手がけている中小ものづくり企業である（図表8）。06年には東京都大田区が認定する「大田ブランド企業」に登録、10年には同じく大田区の「優工場」に認定されるなど、その技術力は、各方面から高い評価を得ている。

当社は、1934年に現社長・箕浦裕氏の祖父が、Vベルト^{(注)2}などのゴム加工品の製造を手がける企業として、東京都大田区にて創業し

図表8 株式会社ヤシマ



当社の概要		
社名	株式会社	ヤシマ
代表	箕浦	裕
立地	東京都	大田区
設立	1934年	創業
従業員数	30人	
年商	非公表	
業種	自動車用	バッテリーキャップ（液口栓）・ 各種排気弁・各種成形組立て

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

(注)2. ローラーチェーンや歯付ベルトなどと同様の巻掛け伝動装置の一種で、ベルト断面が台形を逆にしたような形状（V字形状）をしている。動力伝達手段として自動車や工作機械などに広く普及している。

た。その後、63年ごろからゴム製品の他に、樹脂製品の成形加工も手がけるようになり、80年代から90年代にかけては、ビデオカメラや携帯電話の小型電池ケースの製造が中心的な業務となっていた。現在の主力製品である自動車用バッテリーキャップも製造していたが、当時の売上高に占めるシェアはまだ小さなものだった。しかし、バブル崩壊後の90年代半ばにかけて、日本の電機メーカーは、人件費の安い中国などへ生産拠点を相次いで移管したため、当社の仕事は大幅に減少した。小型電池ケースについても海外生産が主流となり、国内には単価が安い割に重量、容積の大きい自動車用バッテリー向けのキャップの製造のみが残っていた。

こうした状況を受けて、当社では生き残りをかけて自動車用バッテリーキャップの製造にほぼ特化し、後述するような多くの苦難を乗り越えながら、現在では自動車用バッテリーキャップの国内シェア6割を超える企業にまでに躍進を遂げている。

口. 試行錯誤の末に24時間完全自動化を実現

自動車用バッテリーそのものの製造こそ国内に残っていたものの、バッテリーキャップについては、中国や東南アジアでも一定の品質レベルであれば低価格で大量生産が可能であった。当社においては、品質には自信をもっていたものの、海外との価格競争に勝つためには、生産効率を極限まで上げていく必要があった。そのため当社では、射出成形から組立加工、検査、梱包に至るまで24時間完全自動化

図表9 自動車用バッテリーキャップ



(備考) 株式会社ヤシマ提供

図表10 24時間完全自動化を達成した射出成形機



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

を目指し、さまざまな工夫をこらした自動組立てラインの試作などにチャレンジした。しかし、当初は不良品が続出するなど数多くの問題に直面した。こうしたなかで、当社では中小ものづくり企業の集積地である大田区に存立している強みを活かし、大田区内にある複数の中小企業と協力して試行錯誤を繰り返しながら一つひとつの問題を解決していった。2000年代半ばには、24時間完全自動化生産を軌道に乗せるなど、海外にも負けない高品質かつ低コストの生産体制構築を実現した(図表10)。

ハ. 取引先の要請を受けてタイ工場設立を決断

当社では、13年6月、タイのアマタナコン工業団地にある「オオタテクノパーク」内に「ヤシマタイ工場」を設立、海外展開へ向けて大きな一歩を踏み出した。

当社が海外進出を決断したのは、2000年代以降、大手自動車メーカーが、タイなどのアジア諸国への生産ラインシフトを加速したことを受け、これに追随した自動車用バッテリーメーカー各社の海外指向も強まっていったためである。自動車用バッテリーメーカーからの海外進出の強い要請などもあり、コスト競争力の一段の強化も視野に入れながら、海外進出を決断した。

06年に東京都大田区が開設した「オオタテクノパーク」では、同様な環境下で海外進出を決断した中小企業等と現地で情報交換ができるうえに、さまざまな支援やサポートのメニューも利用可能である。当社にとってはじめての海外進出ではあったものの、こうしたサポートを受けて、まずは順調なスタートがきれている。現在、「ヤシマタイ工場」は、国内の本社工場と同様に24時間完全自動化したバッテリーキャップ生産ラインを有している。生産活動が一段と軌道化すれば、これまでの国内生産量の2~3割以上の生産規模も見込める状況となっている。

二. 今後の展望について

今後は、引き続き国内外で生産するバッテリーキャップを主力製品としつつも、射出成

形にかかる生産技術などを応用し、医療関係や食品関係の分野の製品も手がけたいと考えている。

また、今回の「オオタテクノパーク」への進出を足がかりに、かつての取引先である日系電機メーカーの海外生産拠点との取引も新たに模索していく意向である。さらに、アマタナコン工業団地内に入居している国内外の企業に対して「今後、当社が手がける新分野(医療や食品関係の製品)を提案できることもビジネスチャンス」と箕浦社長は語っている。

(2) 一括受注の事例：ゼネラルプロダクション株式会社（京都府相楽郡精華町）

イ. 会社の概要

ゼネラルプロダクション株式会社は、株式会社タカコ^{(注)3}(本社：京都府相楽郡精華町、03年までは大阪府東大阪市)の創業者、石崎義公氏によって、技術力のある単工程の中小ものづくり企業群を束ねて一括受注するための元請企業として2010年秋に設立された(図表11)。

日本の中小ものづくり企業の多くは、技術力が高いものの単工程に特化している傾向にあるため、大手メーカーや海外メーカーが発注しにくい状況となっている。基本的に、大手取引先はまとまった数量の完成部品を求めており、単工程のみの企業では、対応力の不足からいずれは廃業や倒産の危機に追い込まれ、日本の“ものづくり基盤”そのものが崩壊してしまう可能性すらあるとも考えられ

(注)3. 石崎義公氏が1973年に創業し、現在では油圧ポンプのピストンにおいて、世界シェアNo.1企業まで成長した。

図表11 ゼネラルプロダクション株式会社



当社の概要

社名	ゼネラルプロダクション 株式会社
代表	石崎 義公
立地	京都府相楽郡精華町
設立	2010年創業
従業員数	18人
年商	約3億円
業種	精密機械部品の製造・販売

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

る。こうした状況を打開し、「日本が誇る素晴らしい中小ものづくり企業の生産技術を活かすべく、当社が海外や国内からまとまった数量で受注し、生産工程管理や品質保証も当社で行い、販売まですることができれば、中小ものづくり企業の活性化が図れるのではないかと石崎社長は提唱していた。こうした石崎社長の姿勢に、大阪東信用金庫（現大阪シティ信用金庫）が共感し、10年7月に同信用金庫の関連会社（大阪府八尾市）の一室に設立準備室を開設するなどの全面支援を受けて、構想実現へ向けてのスタートを切ることになった（図表12）。

同年9月の会社設立を経て、翌10月には京

図表12 当社の製造部品の例



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

都府相楽郡精華町の学研都市「けいはんなプラザ」にオフィスを開設。その後、13年4月には、けいはんなプラザ内に本社新社屋を建設移転し、現在に至っている。

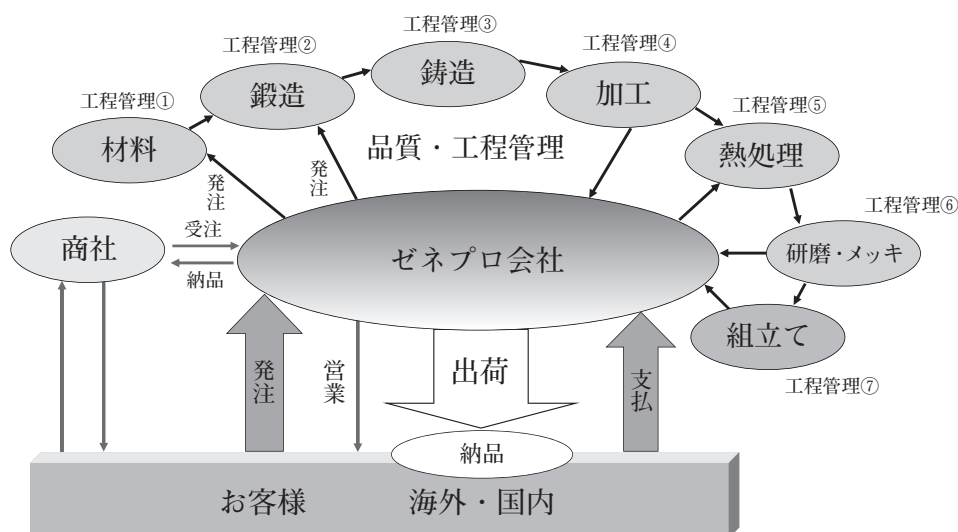
資本関係では、大阪シティ信用金庫のほか、南都銀行、京都信用金庫、滋賀銀行、大阪中小企業投資育成(株)などの金融機関等も計34%の株式を出資するなど、産学官も含めて地域をあげて支援していく体制が構築されている。

ロ. 工程管理・品質保証も含めて当社で一括受注

当社は、社名の由来にもなった中小ものづくり企業群の“ゼネコン^(注)4)”的な立場を目指している。すなわち、国内外の大手メーカーから当社がまとまった数量の製品の発注を受け、当社の参加企業の中で、それぞれの工程を得意とする複数の中小ものづくり企業に見

(注)4. ゼネラルコントラクター（General Contractor）の略称で、元請業者として各種の土木、建築工事を一式で発注者から請負う建設業者のこと。

図表13 ゼネラルプロダクション株式会社の品質・工程管理図



(備考) ゼネラルプロダクション株式会社の資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

積もりを依頼し発注先を決定する。その際、当社で設計管理、技術管理、工程管理^{(注)5}からQCD（品質・コスト・納期）の保証までも行っているため、要求レベルの高い国内外の大手メーカーも安心して発注ができる体制となっている（図表13）。

現在、参加企業（160社程度）については、近畿圏が中心（全体の7～8割程度）であるが、生産能力の関係などから東北や関東など遠方の企業も名を連ねている。

現在の販売先別売上構成比は、国内向けが7割、海外向けが3割程度であるが、設立当初より海外の展示会（EMOハノーバー展示会2011（ドイツ）、Manufacturing Indonesia展示会2011（インドネシア））などへ公的支援も受けながら積極的に出展するなど、世界中の大手メーカーから精密加工部品等を受注していくことを目指している。

図表14 LED野菜工場ユニット



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

なお、2012年には、ダイハツ工業株式会社から1次サプライヤー（Tier1）の認定を受け、軽自動車用オートマチック・トランスミッション部品の量産を開始した。工場をもたない中小企業が、大手自動車メーカーの1次サプライヤーの認定を受けることはめずらしく、当社のビジネスモデルの認知度合いを象徴する事例となっている。

(注)5. ①材料→②鍛造→③铸造→④加工→⑤熱処理→⑥研磨・メッキ→⑦組立て

さらに、2013年に当社は、建物の空きスペースを有効活用して、野菜の水耕栽培や土耕栽培ができる「LED野菜工場ユニット」の開発にも注力、今後の拡販を目指している(図表14)。

ハ. 今後の展望について

今後は、世界を相手に中小ものづくり企業の技術力を集結した高精度・高品質の製品を販売し、自ら収益を上げながら、各会社の技術伝承を確保し、日本のものづくり産業全般を発展させていくことを石崎社長は目標としている。また、株主の資金の自由度と資金調達力を高める目的で、将来的には株式公開(IPO)も視野に入れている。

現在、当社の年間売上高は3億円程度であるが、国内外の大手メーカーからの受注獲得によって、4年後には年間売上高を一気に30億円程度にまでもっていきたい意向である。「当社の取組みは始まったばかりであるが、技術力の高い、わが国の中小ものづくり企業の火を消さないためにも、第2、第3のゼネラルプロダクションが、全国各地にできてほしい」と石崎社長は考えている。

(3) “巧みの技”を極めている事例①：有限会社ユー・アイ工業（新潟県上越市）

イ. 会社の概要

有限会社ユー・アイ工業は、ガス、水道、電力、自動車、産業機械等の部品加工を手がける中小ものづくり企業である(図表15)。特に、高い安全性が要求される都市ガス用の

図表15 有限会社ユー・アイ工業



当社の概要

社名	有限会社 ユー・アイ工業
代表	藤縄 實
立地	新潟県上越市
設立	1981年創業
従業員数	25人（正社員6人）
年商	約2億5,000万円
業種	ガス・水道・電力・自動車・産業用機械部品の部品加工

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

ガスコック（ガス開閉装置）の部品製造を主な業務としている。

当社は、1981年、新潟県上越市にて現社長・藤縄實氏が創業し、85年には法人化、現社名となり現在に至っている。「生きた製品作り」を目標に、社名の由来にもなった「I Love You=You Love I 精神」で社員一丸となってもものづくりに取り組んでいる。

ロ. 高精度の複合切削加工に強み

創業当時は、ガスコック部品(図表16)の下請けが中心で、当社の切削加工技術のなかでも、単工程のみの製造であった。その後、取引先からの加工方法見直し要請に対応していくなかで、単工程加工のみの製造ではニーズに対応することが困難となってきたため、

図表16 ガスコック部品（栓）



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

異形素材の多工程加工、複合切削加工の技術開発や設備投資を積極的に行っていった。こうした流れを経て、現在では、約100台のNC旋盤・マシニングによる複合加工を得意とする中小ものづくり企業としての地位を確立した。また、長年培われた熟練工の切削加工技術をもとに、取引先からの相談に応じた部品加工にも積極的に対応している。当社では、切削加工に用いる高精度の刃物と、その刃物の特徴を活かした個々のプログラムを有していることから、各プログラムを“巧みの技”のもとに連結していくことで高精度な複合切削が可能となっている。

その結果、生産効率が高まり、低コストながら精度の高い部品を取引先に安定的に供給できることが強みとなっている。

出荷段階での検査においては、最新鋭の三次元測定機(図表17)をフルに活用しており、取引先からの信用・信頼度は高く、主要取引先との長く継続的な取引につながっている。

今般、大手自動車メーカーの協力会社が東

図表17 三次元測定器



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

日本大震災で被災した際には、当社の切削加工技術力の評判を聞いた先から、スポットで当該部品の生産依頼がくるなど、複合切削加工の業界内での認知度は高まっている。

ハ. 今後の展望について

当社の主力製品であるガスコック部品の競争力を維持するためには、取引先より求められている品質向上を一段と進めるべく、日々、開発を継続していくとのことである。引き続き、最新鋭の複合NC旋盤も適宜導入し、新たなプログラムを連結することで、より安全性の高い新型ガスコックを開発することを目標としている。

今後も取引先のニーズや時代の変化に迅速かつきめ細かく対応していくため、国内(当地)での生産にこだわり続け、さらなる品質向上に傾注していく意向である。将来的には、24時間稼働できる最新鋭の設備をこれまで以上に増やし、一段と生産性を高め「有限会社 日本一を目指す」とのことである。

(4) “巧みの技”を極めている事例②：有限会社小林製作所（栃木県鹿沼市）

イ. 会社の概要

有限会社小林製作所は、医療機器、光学機器、空圧機器、測定機器などに使われる精密部品の切削加工を行っている中小ものづくり企業である（図表18）。大手光学機器メーカーなど近隣の有力企業をはじめ、数多くの大手メーカーと直接取引があり、08年には栃木県の「栃木フロンティア企業」の認証を取得するなど、その技術力にも定評がある。

当社は、大手自動車部品メーカーに勤めていた現社長・小林清一郎氏が、父親とともに、1970年、栃木県鹿沼市の粟野地区（旧粟野町）で、他にはない「ものづくり」を目指して創業した。創業時より、「当社加工製

品が、取引先工場のラインで働く組立作業員から、『当社の加工品はバリがなく、外観がきれいで加工品質のバラツキがなく“組み立てやすいよ！”』と言ってもらうこと」を目標に、ものづくりにまい進している。

ロ. 精密部品の切削加工に強み

当社は、もともと大手電機メーカーの下請け企業としてスタートした。その後、別の大手メーカーに勤務していた従業員の入社をきっかけとして、同社とのつながりが強まるとともに、近隣の有力企業へ取引関係を広げていくことができた。創業当初は、精密部品の切削加工を手作業で行っていたものの、取引先からの要望や提案に応じていくうちに、徐々にマシニングセンタ、CNC旋盤、三次元測定機など機械化・コンピュータ化が進展、これを“巧みの技”で使いこなすことにより、取引先からの要請に対して早期に応えることが可能となっていった。

現在、当社では、①チタン合金など削りにくい難切削材の高精度加工技術、②鏡胴部品、内視鏡部品などひずみやすい肉薄形状の高精度加工技術、③バリのでない加工技術、を強みとする“巧みの技”を極めた中小ものづくり企業へと躍進することができた。当社では、①高精度加工品を多品種・小ロットで提供できること、②切削・放電・ワイヤーカット・研磨・熱処理・塗装・各種表面処理まで製品を一元化加工生産で提供できること、③試作から量産まで取引先との共同開発で提供できること、などを技術面での強みと

図表18 有限会社小林製作所



当社の概要	
社名	有限会社 小林製作所
代表	小林 清一郎
立地	栃木県鹿沼市
設立	1970年創業
従業員数	19人
年商	約2億円
業種	医療機器・光学機器・空圧機器・測定機器の部品加工

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

図表19 当社工場内の様子



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

している。「将来的には、効率、品質を極限まで向上させ、受入れノー検査の売込みをし、信用力をさらにアップさせていきたい。」と小林社長は語っている（図表19）。

なお、当社では、大手メーカー12社との直接取引が売上高の大半を占めるが、1社ごとの売上高は全体の15%以下に抑えるなど、集中リスクの分散に努めている。また、大手取引先からの定期的な工場監査にも前向きに対応し、技術力のPRや生産現場改善につなげている。ちなみに、当社の中期経営目標の中では、「工場をショールームとして機能させること」が掲げられている。

ハ. 今後の展望について

当社では、今後も取引先からのさまざまな要請に応えながら、技術力の向上を実現させていきたいと考えている。例えば、「ヘリコイド加工」（図表20）とよばれる、カメラなどのレンズを鏡胴^{(注)6}の“らせん溝”によって前後させる機構部品を目下売込中である

(注)6. 望遠鏡・カメラなどで、レンズを支持し、焦点の調節、外光の遮断などをする筒形の胴

図表20 ヘリコイド加工



(備考) 有限会社小林製作所提供

が、これは、取引先からの相談をきっかけとして、ニーズに応えた開発技術から生まれたものである。

また、別の大手メーカーからの開発依頼により、全長0.1mm程度の「超微細部品加工」も可能となってきたため、今後はホームページ上にこれを掲載し、技術力を対外的に発信することで、受注増加につなげたいとも考えている。

小林社長の理念でもある、「ものづくりは人づくりである」「企業人は利益を考えない」「地域に貢献する会社にする」という考えの下、あくまで地域に根ざした中小ものづくり企業として事業の継続・発展に努めていく意向である。

4. スピーディーな「対応力」が今後の企業存続の分かれ目に

わが国の「中小ものづくり企業」が、“受注構造”の変化をはじめとした、さまざまな環境変化の中で今後も存続を図っていくためには、スピーディーな「対応力」が重要なキー

ワードの一つになっているものと考えられる。

ここでいう「対応力」とは、取引先や社会の求めているニーズや悩みをいち早く把握し、同業他社に先駆けて、自社の技術やノウハウ、ネットワークを活用して、解決へ導いていく力のことにほかならない。また、目の前の受注だけではなく、常に時代の流れを読み取り、長期的な経営方向性についても見通しながら自発的に実践していく力のことでもある。

“受注構造”が従来型の「ピラミッド構造」から「網の目構造」に変化しつつある中で、わが国の中小ものづくり企業は、得意先から受注した製品を単に指示された仕様と納期で製造しているだけでは、今後生き残りを図ることは困難な時代に入っている。しかしながら、“受注構造”の変化は、自社の取引先数の増加や経営を見直す機会であり、わが国の中小ものづくり企業にとっては、スピーディーな「対応力」を最大限に発揮することができるビジネスチャンスでもあると考えられる。

本稿で紹介した企業事例4社についても、“受注構造”の変化への対応方法に違いこそあるものの、取引先のニーズをいち早くつかみ、課題解決へ向けてスピーディーに取り組んだことにより、それぞれの「対応力」を存分に発揮していたことなどが共通点として挙げられる。その結果が、取引先からの信頼のもと、継続的な受注につながっているものと考えられる。

中小ものづくり企業において「対応力」を最大限に発揮する方策は、本稿で取上げたような (1) 海外展開、(2) 共同受注・企業連携、

(3) “巧みの技を極める”、のみにとどまらない。“受注構造”の変化への「対応力」を最大限に発揮できる数多くの方策の中から、中小ものづくり企業が自社の強みや経営資源を有効活用できるベストの選択をし続けていくための「経営者の決断=経営力」が、中長期的な企業存続の分かれ目となっていくことはいうまでもないであろう。

なお、中小ものづくり企業の経営は、経営者の「経営力」だけでは成り立たない面もある。すなわち、「ものづくりは人づくりである」という言葉に象徴されるように、経営者のみならず、“巧みの技”の源泉である従業員などと一体になってこそ、中小ものづくり企業がその「対応力」を最大限に発揮できるようになっていくということも忘れてはならない。

おわりに

ゼネラルプロダクション株式会社の石崎社長の「わが国の中小企業は、単工程ながら、海外ではまねできないような素晴らしい技術を有しているケースが多い」という言葉にもあるように、わが国においては、大手企業にも負けない高度な技術力をもった中小ものづくり企業が数多く存在している。そして、高度な技術力をもった中小ものづくり企業が、わが国の“ものづくり基盤”の根底を支えている。

中小ものづくり企業にとっては、次の世代にわが国の強みでもある高度な技術力を継承していくことが非常に重要なことになってくる。しかしながら、中小ものづくり企業においては、製造業の就業者数の減少や後継者不

足などの理由から、技術力の継承や事業承継が遅れているのが現状である。その結果、わが国の“ものづくり基盤”である高度な技術力が失われ、日本のものづくり産業が衰退し、さらなる国内産業の空洞化が進行しかねない。これらの問題を中小ものづくり企業だけで解決をすることは困難であり、国や自治

体、金融機関を含めたサポートが必要になってくるように考えられる。

われわれ信用金庫においては、わが国の“ものづくり基盤”を資金面、経営面から支えていくとともに、技術力の継承や事業承継に対する支援にもこれまで以上に注力していかなければならないと思われる。

〈参考文献〉

- ・経済産業省『ものづくり白書』（2013年版）
- ・経済産業省『第42回海外事業活動基本調査』
- ・財団法人 商工総合研究所『中小企業の発展戦略～成熟化・グローバル化する経済下での発展戦略』（2008年）
- ・信金中央金庫 地域・中小企業研究所『全国中小企業景気動向調査』（各年版）
- ・城南信用金庫『“よい仕事おこし”フェアガイドブック』（2012年、2013年）
- ・中小企業庁『中小企業白書』（2013年版）

(参考付表) 宇宙航空産業へ参入を目指す主な団体一覧

	団体名	【代表者】	【会員数】	【設立】	【事務局】
1	青森県航空宇宙産業研究会	【代表】 藤田成隆 (八戸工業大学長)	【会員数】 法人23機関、個人18人	【設立】 2010年9月10日	【事務局】 青森県産業技術センター八戸地域研究所
	秋田輸送機コンソーシアム	【代表】 中西大和 (秋田県産業技術総合研究センター名誉顧問)	【会員数】 18社 (2011年3月31日現在)	【設立】 2006年12月25日	【事務局】 秋田県産業技術センター
2	INS航空宇宙研究会	【代表】 船崎健一 (岩手大学工学部)	【会員数】 40人 (2011年4月1日現在)	【設立】 1993年3月1日	【事務局】 北上市基盤技術センター
	山形県航空機産業地域戦略研究会		【会員数】 36社	【設立】 2007年11月	【事務局】 山形県工業振興課、山形県企業振興公社 産業集積支援課
3	みやぎ航空機市場・技術研究会	【代表】 畑中得實 (キョーユー株式会社 代表取締役社長)	【会員数】 69社・団体	【設立】 2009年8月31日	【事務局】 (株)みやぎ工業会
	福島県航空・宇宙産業技術研究会	【代表】 黒澤茂 (福島県ハイテクプラザ所長)	【会員数】 21社 (2011年4月1日現在)	【設立】 2009年10月29日	【事務局】 福島県ハイテクプラザ産学連携科
4	東北航空宇宙産業研究会	【代表】 中西大 (秋田県産業技術センター名誉顧問)	【会員数】 174人 (2011年2月末現在)	【設立】 2007年10月16日	【事務局】 秋田県産業技術センター 技術イノベーション部、(独)産業技術総合研究所 東北サテライト
	栃木航空宇宙懇話会 (TASC)	【代表】 西田靖 (宇都宮大学名誉教授)	【会員数】 89社 (2011年3月30日現在)	【設立】 1997年7月	【事務局】 栃木航空宇宙懇話会 (TASC) 事務局長 笹嶋幹雄
5	とちぎ航空宇宙産業振興協議会	【代表幹事】 福田富一 (栃木県知事)	【会員数】 141社、団体 (2011年3月31日現在)	【設立】 2007年11月16日	【事務局】 栃木県産業労働観光部産業政策課
	アマテラス	【会長】 塩野博万 (株式会社塩野製作所 代表取締役)	【会員数】 10社	【設立】 2009年5月20日	【事務局】 多摩冶金株式会社内 AMATERAS事務局 (武蔵村山市)
6	まんでんプロジェクト	【会長】 瀧沢清	【会員数】 140社 (2011年3月現在)	【設立】 2003年9月	【事務局】 まんでんプロジェクト事務局 (横浜市) ※共同受注体 JASPA株式会社10社
	燕三条航空機産業参入研究会	【コーディネーター】 吉田宗玄 (株式会社ATRヤマト 代表取締役)	【会員数】 21社 (2011年3月29日現在)	【設立】 2009年1月29日	【事務局】 財団法人燕三条地場産業振興センター産業振興部
7	NAGANO航空宇宙プロジェクト		【会員数】 71会員 (2011年4月1日現在)	【設立】 2009年6月10日	【事務局】 財団法人長野県テクノ財団 ※プロジェクトの会員である飯田航空宇宙プロジェクトにおいて共同受注体を組織
	飯田航空宇宙プロジェクト	【代表幹事】 加藤幸文 (株式会社乾光精機製作所 代表取締役副社長)	【会員数】 28社 (2011年3月31日現在)	【設立】 2005年2月8日	【事務局】 財団法人飯伊地域地場産業振興センター 業務係 ※共同受注体 (2006年5月24日) エアロスペース飯田～AI～8社
8	宇宙航空技術活用研究会	【代表】 秋山雅弘 (アルモニコス株式会社 代表取締役)	【会員数】 53社	【設立】 2005年2月8日	【事務局】 浜松商工会議所 工業振興課 ※共同受注体 浜松航空機産業プロジェクト～SOLAE～9社 (2010年10月6日)
	航空機部材研究会		【会員数】 32社、団体 (2011年3月31日)	【設立】 2008年5月30日	【事務局】 岐阜県研究開発課 各務原市駐在、岐阜県研究開発財団 共催
9	富山県航空機産業交流会		【会員数】 71企業・団体 (2011年3月10日)	【設立】 2010年9月	【連絡先】 富山県 商工労働部 商工企画課
	次世代型航空機部品供給ネットワーク (OWO)	【会長】 金炫修 (株式会社吉見屋 代表取締役)	【会員数】 33社 (2011年3月31日現在)	【設立】 2005年4月1日	【事務局】 OWO事務局 (由良産商株式会社内)
10	ウイングウィン岡山	(航空機部品共同受注グループ) 【会長】 中塚総一郎 (株式会社中塚鉄工所 代表取締役)	【会員数】 28社 (2011年3月現在)	【設立】 2004年10月	【事務局】 岡山県産業振興財団 技術支援部
	広島航空宇宙研究会	【会長】 田代博造 (株式会社ヒロコーJetテクノロジー 代表取締役社長)	【会員数】 34社 (2011年3月31日現在)	【設立】 2008年6月	【事務局】 広島市経済局 産業振興部 産業立地推進課
11	山口県航空機研究会	【代表者】 三浦勇一 (やまぐち産業振興財団 理事長)	【会員数】 15社 (2011年4月1日現在)	【設立】 2007年4月	【事務局】 (財)やまぐち産業振興財団 事業活動支援部 取引振興課
	鳥取県宇宙航空技術研究会	【代表】 金田昭 (財団法人 鳥取県産業振興機構 理事長)	【会員数】 現在募集中	【設立】 2011年2月7日	【事務局】 (財)鳥取県産業振興機構 企業支援部
12	九州航空宇宙開発推進協議会		【会員数】 正会員61人、特別会員40人、顧問6人	【設立】 1992年4月30日	【事務局】 社団法人九州経済連合会 産業第1部
	福岡県航空機産業振興会議	【会長】 利島康司 (北九州市商工会議所会頭)	【会員数】 55団体・企業 (2011年3月31日現在)	【設立】 2010年7月1日	【事務局】 福岡県 商工部 企業立地課
13	くまもと航空宇宙関連技術・市場調査研究会	【座長】 西田迪雄 (九州大学名誉教授)	【会員数】 13社 (2011年4月1日現在)	【設立】 2010年2月25日	【事務局】 一般社団法人 熊本県工業連合会

(備考) JAXAのホームページをもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

電力システム改革とエネルギーの地産地消

—再生可能エネルギー全量固定価格買取制度の導入から1年をむかえて—

信金中央金庫 地域・中小企業研究所研究員

中西 雅明

(キーワード) 電力システム改革、再生可能エネルギー、全量固定価格買取制度 (FIT)、地産地消

(視 点)

わが国では、東日本大震災を契機に、「電力需給」が大きな社会問題となり、現政権の成長戦略においても「電力システム改革」の法整備が進められている。これは、広域系統運用の拡大、小売りおよび発電の全面自由化、送配電部門の法的分離を3つの柱としており、約60年ぶりの抜本改革となる見通しにある。さらに、再生可能エネルギー全量固定価格買取制度 (FIT) の導入から1年がたち、太陽光発電を主として、認定出力は大きく伸びている。

特に「電力システム改革」では、従来の大規模集中型発電に加えて地域分散型発電が普及するような構造へと転換を促すものであり、再生可能エネルギーと関連づけて、電力の地産地消のあり方が問われ始めている。本稿では、こうした電力構造の転換点を改めて整理し、中長期展望を示す。

(要 旨)

- 90年代半ばごろより電力自由化が本格的に進められており、電力消費量のうち約62%がすでに自由化されている一方、電気メーター設置数からみた電力自由化の範囲は約1%にすぎない。今後の「電力システム改革」の進捗状況は、今後の電力自由化の行方に大きな影響を与えよう。
- 「電力システム改革」は、海外の事例をみても、5～7年程度かかっている場合もあり、中長期的な視点が重要である。なお、発電と小売りの分野においては、競争を促す制度を導入することが肝要である。
- 再生可能エネルギー全量固定価格買取制度の認定出力は、13年6月末現在で2,291万kWに達しているが、太陽光発電が9割以上を占めているとともに、全体の認定出力のうち、実際に運転（発電）を開始しているのは16%となっており、今後の課題が多い。
- 電力システム改革が進めば、各地域において再生可能エネルギーの発電状況などをリアルタイムで把握できるようになり、発電の「見える化」が進むことにより、それぞれの地域に適した発電事業が各地域の“資源”として定着し、電力の地産地消が促進されよう。
- 今年度より環境省から再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについて市町村別に公表されている。これを活用することによって、信用金庫も地域に適した再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの把握が可能となる。そのため、今後はこれまで以上に“エネルギーの地産地消”関連産業に対して、積極的に取り組むことができる仕組みを構築し、有効に機能させていくことが重要となろう。

はじめに

東日本大震災を契機に、わが国の電力・エネルギーのあり方は大きな転換点を迎えるに至った。東日本大震災後、強制的な計画停電、自家発電が有効利用できない、電力不足地域へ十分に送電できないなどといった課題が表面化し、実生活に影響を及ぼしたため、エネルギーのあり方が全国民的な関心事となっている。信金中央金庫 地域・中小企業研究所が実施した第151回全国中小企業景気動向調査（13年1～3月期）の特別調査（問4「新政権の成長戦略において取組みを期待する分野」）においても、「環境・エネルギー」と回答する中小企業経営者が4割を超え、期待が高まっている（図表1）。

さらに、ここにきて約60年ぶりの抜本改革となる電力システム改革に政府が取り組んでおり、電力・エネルギーのあり方が大きく変わる転換点にきている。再生可能エネルギー全量固定価格買取制度のスタート（12年7月）から1年以上が経過した今、再生可能エネルギーと電力システム改革を組み合わせた“エネルギー

の地産地消”があらためて注目されている。

そこで、本稿では、エネルギーの地産地消を考えるにあたり、密接な関係にある電力システム改革や再生可能エネルギーの状況をあらためて整理しながら、今後の展望を示すことを試みる。

なお、巻末には電力システム改革関連用語・参考用語集を掲載しているため、適宜ご参照願いたい。

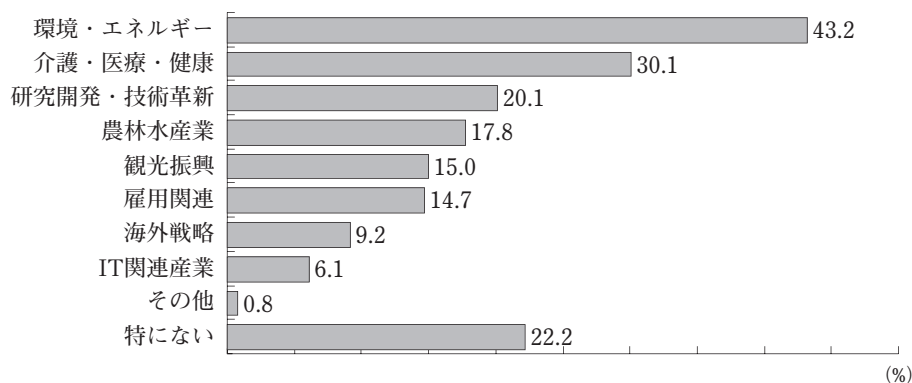
1. エネルギーの地産地消に大きな影響を与える電力システム改革とは

はじめに、エネルギーの地産地消を考えるにあたり関連性が深い、わが国における電力システム改革の変遷と、現在の政策的な取組みについて概観する。

(1) わが国の電気事業体制の変遷

1886年（明治19年）に東京電燈（現・東京電力の前身）が開業して以来、発電（火力・水力）を事業とする電力会社が日本各地に誕生した。なお、東京電燈はドイツのアルゲマ

図表1 成長戦略において取組みを期待する分野－中小企業経営者の4割以上が「環境・エネルギー」に期待



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所『第151回全国中小企業景気動向調査 特別調査』をもとに作成

イネ社から交流50Hzの発電機を採用したのに対し、関西の大阪電燈がアメリカのトムソンハンストン社から交流60Hzの発電機を採用したことが、現在まで続く日本の東西で商用電源周波数が異なる原因とされている。

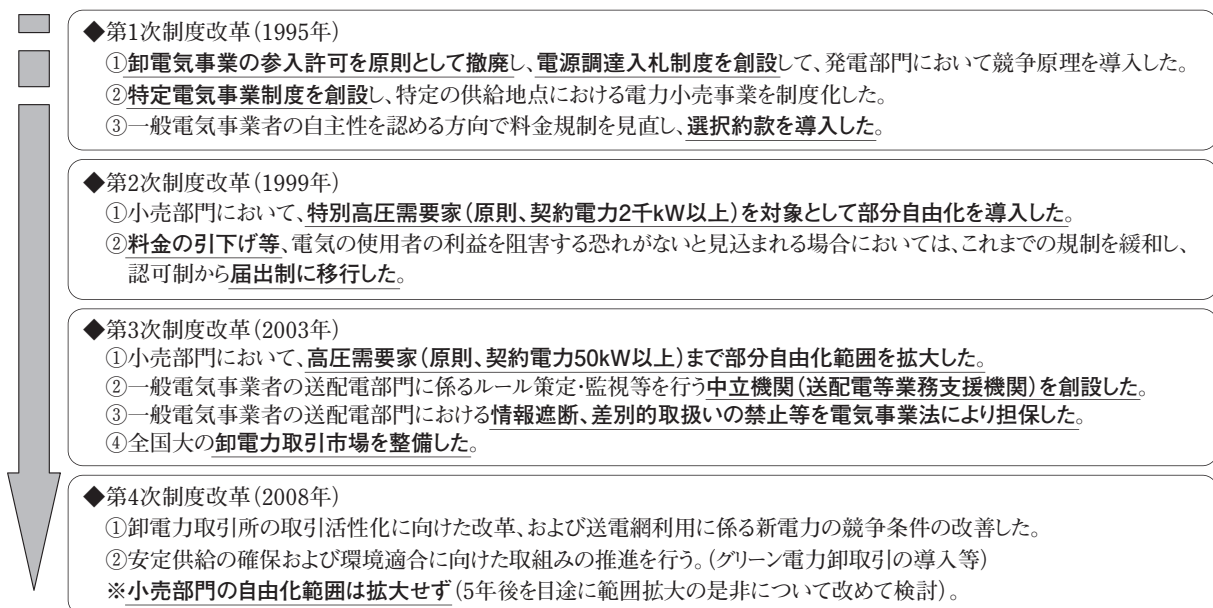
その後、工業化の進展などによる電力需要の増大にあわせ、1932年の段階で電力会社数は約850社にもものぼっていた。しかしながら、世界恐慌などを背景に合併・吸収による再編成が進み、東京電燈、東邦電力、大同電力、宇治川電力、日本電力の5大電力会社に集約された。その後、38年に電力管理法が施行されたことにより、国内全ての電力施設を国が接収し、新たに設立した日本発送電株式会社へ一元統制化されることとなった。

しかし、戦後になって、過度経済力集中排除法の適用を受けた日本発送電株式会社は解体され、松永安左右衛門が提案した発送電一

貫体制（発電から送電・配電までを1つの会社が一貫して行う体制）が確立した。それとともにない地域独占の電力会社が9つ誕生し、この体制は基本的に今日まで約60年にわたって維持されている。

とはいえ、バブル経済の崩壊後、電力会社の高コスト構造や国内外の価格差是正を目的に競争原理の導入による経営効率化を促すべきとの議論が活発となり、93年には総務庁（当時）のエネルギーに関する規制緩和への提言を契機に電気事業審議会で審議が始まり、95年以降の数回にわたる電気事業法改正を通じて電力自由化が議論されてきた。しかしながら、電力の供給源である発電施設の大半は依然として従来の電力会社が所有していたため、新規参入業者は少なく、遅々として進まない状況であった（図表2、3）。

図表2 電気事業制度改革（電力自由化）の変遷



(備考) 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力市場整備課『電力小売市場の自由化について』(2012年4月)をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表3 電気事業者の概要

事業形態	事業内容	対象事業者
一般電気事業者 ※供給義務あり	一般（不特定多数）の需要に応じて電気を供給するもの（いわゆる電力会社）	10電力会社 ※北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄 計10社
特定規模電気事業者 （いわゆる新電力）	契約電力が50kW以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者（小売自由化部門への新規参入者（PPS））	パナソニック、丸紅などの事業会社および日本風力開発、エネットなどの専業者
特定電気事業者 ※供給義務あり	限定された区域に対し、自らの発電設備や電線路を用いて、電力供給を行う事業者	東日本旅客鉄道、住友共同電力、JFEスチールなど
卸電気事業者	一般電気事業者に電気を供給する事業者で、200万kW超の設備を有するもの	Jパワー（電源開発） 日本原子力発電
卸供給事業者 ※非電気事業	卸電気事業者以外の者で、一般電気事業者と10年以上にわたり1,000kW超の供給契約、もしくは、5年以上にわたり10万kW超の供給契約を交わしているもの（独立発電事業者（IPP））	電力各社が設立している共同火力発電事業者、自治体が運営する公営発電事業者等

（備考）資源エネルギー庁資料などをもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(2) アベノミクス第3の矢「日本再興戦略」 にみる電力システム改革

こうしたなかで、11年3月に発生した東日本大震災を契機に、地域間の電力の需給調整を行う機能の不足や、東西の周波数変換設備^{(注)1}、地域間連系設備^{(注)2}の容量の制約などにより、電力供給システムの広域的な活用に限界がある現状が露呈することとなった。さらに、前述のように電気事業法改正にもとづく電力自由化は議論されているものの、現状は既存の電力会社に多様な料金メニューなどの十分な選択肢が用意されておらず、ライフスタイルにあわせた電力利用や節電ができない、事実上地域独占体制が続いているため契約中の電力会社に不満があっても代替する電力会社がないなどといった様々な問題点が浮上している。

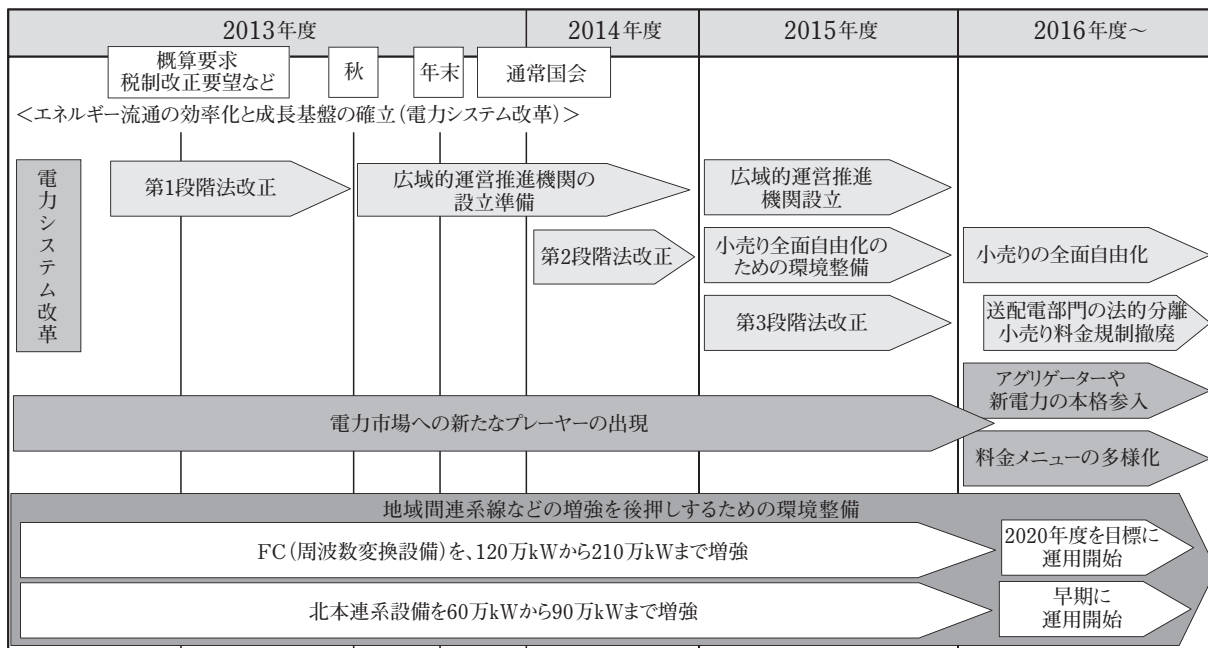
こうした状況を受けて、現下の安倍内閣では、2030年までを視野に入れた電力システム改革を「日本再興戦略」の柱の一つに掲げ、電気事業法などの関連法案の改正に本格的に着手している。この電力システム改革は、①広域系統運用の拡大、②小売りおよび発電の全面自由化、③送配電部門の中立性の一層の確保、を3つの柱としており、実現すれば、戦後の発送電一貫体制の確立以来、約60年ぶりの抜本改革となるものである（図表4）。

現在の電力システムは、既存の電力会社の地域独占により、発電・送配電・小売りの各部門が垂直的に統合されて電力がユーザーに供給される垂直一貫型の供給体制が基本となっている（図表5）。これに対し、上記の電力システム改革後は、発電（燃料調達を含む）と小売

(注)1. 東日本の50Hz系統と西日本の60Hz系統の周波数の異なる区域を結ぶ周波数変換所のこと。静岡県佐久間、静岡県東清水および長野県新信濃に設置されており、合計の連系容量は120万kWである。

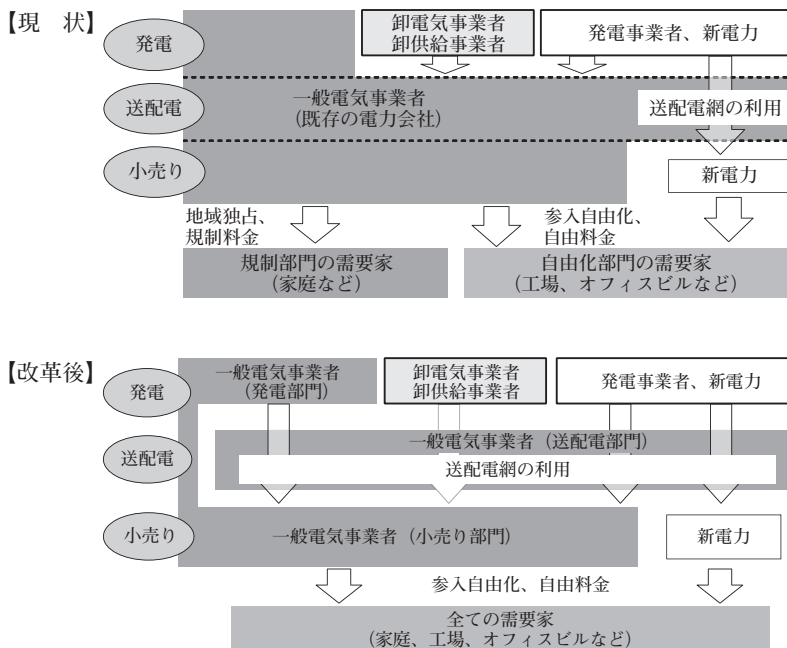
2. 電力会社の供給エリア間を結ぶ送電設備のこと。主な設備は全国に13か所あり、北海道・本州間連系設備（60万kW）などの増強について関心が高まっている。

図表4 電力システム改革の中短期工程表



(備考) 内閣府『日本再興戦略-JAPAN is BACK-』(2013年6月)をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表5 送配電の現状と改革後のイメージ

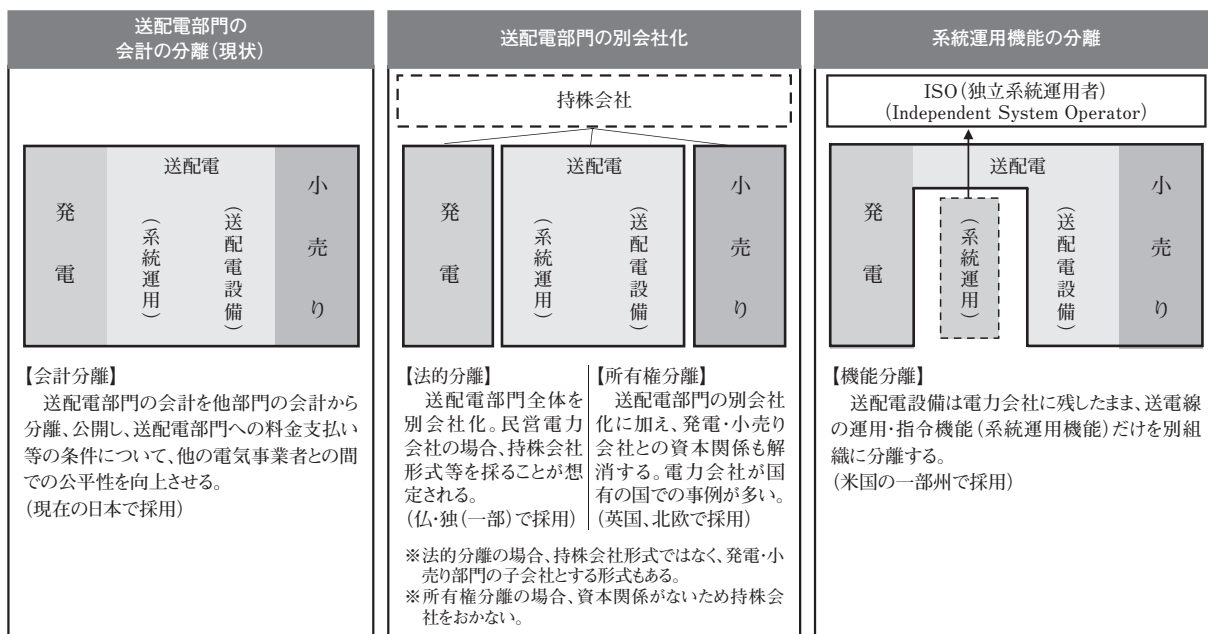


(備考) 経済産業省『電力システム改革専門委員会報告書』(2013年2月)をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

りの分野には全面的な競争(コラム参照)を導入し、多様性や新規参入の拡大が実現されるとともに、それぞれの分野において様々な形態の企業間連携やアライアンスが行われること

が想定される。他方、送配電部門はいわば公的なインフラとして引き続き地域独占体制のもとで行われる見通しで、今後は中立性の確保がより一層重要となろう。このように、電力シ

図表6 発送電分離の類型



(※) 米国は州により電力政策が異なる。全体の2/3の州は電力の小売り自由化を実施しておらず、垂直統合型の電力会社が残存
(備考) 経済産業省『電力システム改革専門委員会報告書』(2013年2月)をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(コラム) -ドイツにみる電力自由化のカギ 競争を促した制度とは-

ドイツで電力市場の法律上の自由化が始まった98年当時には、現在のわが国と同様、発電所をもつ大手電力会社が送電線も所有していた。電力市場への新規参入企業は、送電線をもっていないため、送電線を使って電力を送るために大手電力会社にお金を払って送電線を使わせてもらわなくてはならない。この送電線使用料が託送料金といわれるものである。

当初、ドイツは託送料金の決定方法について、「大手電力と新規参入企業が交渉によって決める方式」を採用していたため、大手電力会社が新規参入企業に対して、託送料金をつりあげることができた。そのため、電力市場自由化直後には約100社の電力販売会社が誕生したが、次々と廃業に追い込まれ、05年時点では、大手電力会社の系列等に属していない独立の新規事業者は6社しか残っていなかった。

このため、欧州委員会 (EU) はドイツに「電力市場の競争の劣等生」というらく印を押し、「政府が託送料金を監視する規制官庁を設置し、料金規制を行わせる方式」を採用するように強く要請した。05年、ようやくドイツは電気通信と郵便事業に関する規制官庁に電力・ガスの規制も担当させることにより、多数の電力販売会社が生まれており、個人向けの市場でも電力価格をめぐる競争が活発になっている。

わが国で電力市場を全面自由化する場合にも、託送料金を監視する規制官庁をつくらないと、競争が進まない可能性もあろう。

システム改革後の電力システムは、いわば水平型の需給体制ということができよう(図表6)。

エネルギーの地産地消を考えるにあたり、この電力システム改革が重要になるのはいうまでもない。わが国は、敗戦から復興する局面で、経済を強めるために東京などの大都市

に産業のもととなる資源を集中した。その結果の一つとしての電力消費が集中するとともに、電力の安定供給を至上命題としたため、発電設備の太宗は電力会社が所有することとなった。しかしながら、東日本大震災発生後に計画停電などが実施され、大規模災害時に

【－電力システム改革で注目される新電力の代表的な企業－ 株式会社エネット】

(代表者：池辺裕昭、設立：2000年 所在地：東京都港区)

当社は、電力自由化の第2次制度改革（99年、特別高圧需要家への電力小売り自由化などの実施）を契機として、00年にNTTファシリティーズ・東京ガス・大阪ガスの出資をもとに設立された特定規模電気事業者（以下、「新電力」という。）であり、新電力業界では約50%のシェアを誇るリーディングカンパニーである。

【概要】

当社は、東京ガスや大阪ガスの発電施設を主な電力供給源として、事業会社・自治体・官公庁といった電力の購入が自由化された需要家に対して、電力小売りを行っている。なお、営業エリアは日本国内のほぼ全域（沖縄電力管内と島しょ部を除く）である。

現在、当社の売上高は1,632億円、従業員数は約50人である。販売電力量は電力供給先の増加に伴い、沖縄電力を超過約100億kWhまで拡大している。

【事業の特徴について】

当社ではきめ細かく顧客の電力需要を分析することにより、電力の需給調整を行うとともに顧客側の効果的な節電を支援するスマートサービスを強みとしている。具体的には、電力使用状況などの実績を30分ごとに把握し、顧客に知らせるといった電力消費の「見える化」を既存の電力会社に先駆けて無料で推進している。

直近の当社の電力供給施設件数は、一部信用金庫の本支店も含めて15,000件を突破した。

【エネルギーの地産地消への取組みについて】

スマートコミュニティ^{(注)3}における電力供給サービスとして、NTTデータなどと共同して岩手県宮古市で新たなスキームの構築に取り組み、経済産業省から「スマートコミュニティ導入促進事業」におけるマスタープラン策定地域に採択された。主な内容としては、最適な需給バランスを実現した再生可能エネルギーの地産地消モデルの構築、持続可能な事業性の高いビジネスモデルの構築などがあげられる。

東日本大震災後の電力需給ひっ迫を受け、電力の地産地消のニーズが高まるなか、バイオマス・太陽光・小水力などの再生可能エネルギーも取り込み、需要家（公共施設・工場など）に提供している。

【電力システム改革について】

当社では、電力会社がベース電源^{(注)4}の大半を所有しているという現状に対して、電力システム改革の方向性として、①新電力が新たに取引先を拡大する場合に既存の電力会社から常に3割程度のベース電源のバックアップを確保できるようにすること、②電力会社の電力供給余力を日本卸電力取引所へタイムリーに供出すること、などが重要であるとしている。

また、送配電の系統利用に対する「同時同量ルール」(※)や「インバランス料金」(※)などといった課題については、電力システム改革の方向性として、「計画値同時同量」(※)の採用、「1時間前市場の創設とインバランス料金への反映」「送電部門の法的分離」をあげている。

さらに、電力小売りが部分的なマーケット開放にとどまる現状への対策として、当社は電力小売り全面自由化および電力の「見える化」を実現するツールとして欠かせないスマートメーターの優先導入を政府に求めている。



(※「同時同量ルール」「インバランス料金」「計画値同時同量」などの用語については、巻末の電力システム改革関連用語・参考用語集を参考願いたい。)

(注)3. 地域社会がエネルギーを消費するだけでなく、作り、蓄え、賢く使うことを前提に、で統合的に管理する社会

4. 1日を通してある一定以上の需要をまかなう電源。東日本大震災までは、主として原子力発電がこれを担ってきたが、多くの原発が運転停止している現在では、石炭火力などの大規模な火力発電所がこれを代替している。

は、現行の電力システムがうまく機能しないことが明らかとなった。こういった事態を教訓として、今、既存の電力会社のみには頼らない自立型の電力供給体制の構築と地域循環型のエネルギーマネジメントシステムが求められている。このような取組みは、地域を活性化していく原動力となる可能性を秘めている。

2030年を見据えた電力システム改革に関連する法改正については、3段階で実施される予定となっている。ところが、13年6月の通常国会で電気事業法改正案（広域系統運用機関の設立）は衆議院を通過したものの、参議院で安倍首相への問責決議が可決されたため、審議されず廃案となった。7月の参議院選挙で過半数を得た安倍政権は、10月からの臨時国会で若干の修正を行った電気事業法改正案を提出した。電気事業法改正案は再度審議が行われ、衆議院を通過し、11月中旬には参議院で可決され、成立した。来年の通常国会においても、第2段階目の法改正が検討されていることから、今後の動向が注目されよう。

こうした電力システム改革が順調に進み、多数の小売り事業者が電力市場に参入すれば、利用者に対し、多様な料金メニューなどの十分な選択肢が準備され、ライフスタイルにあわせた電力利用や節電が可能となろう。これに加え、次世代型の電気メーターが一般家庭などにも普及すれば、現在のドイツのように、誰でも自由に電力会社を選択できる環境が整うことも想定されよう。

2. エネルギーの地産地消の原動力となりうる再生可能エネルギー

本章では、再生可能エネルギーを取り巻く環境とその変化について概説する。

(1) 再生可能エネルギー政策の変遷

再生可能エネルギー全量固定価格買取制度（通称 FIT [Feed-in Tariff]、以下「FIT」という。）が12年7月に施行されて1年以上が過ぎ、日本各地で再生可能エネルギーの導入に向けた取組みが進んでいる。ここでは、まず FIT 施行にいたる再生可能エネルギー政策の変遷を振り返る（図表7）。

再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組みは、70年代の二度のオイルショックを契機に、80年に「石油代替エネルギーの開発および導入の促進に関する法律」が制定されたことにさかのぼる。以後、わが国のエネルギー政策は石油から石炭、天然ガスおよび再生可能エネルギーなどの石油代替エネルギーへのシフトを進めてきた。

その後、88年には国連と世界気象機関による IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）が設立されたこと契機として、以後、地球温暖化が国際的に本格議論されるようになった。こうした流れを受けて、97年に「新エネルギー^{(注)5}利用などの促進に関する基本方針」を閣議決定後、「新エネルギーの利用等の促進に

(注)5. 1997年当時、新エネルギーとは太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造を指し、現在では、これに水力発電、地熱発電、波力発電、海洋温度差熱発電を加えたものが広義の再生可能エネルギーとされている。

図表7 再生可能エネルギー政策の変遷

①(1997年～) 補助金による支援

新エネルギー利用などの促進に関する特別措置法(新エネ法)制定

- ・新エネルギーの導入事業を行う民間事業者に対し、費用の一部を補助する。
また、金融機関からの借入れに対する債務保証を実施する。
- ・新エネルギーの導入事業を行う地方公共団体に対し、費用を補助する。

②(2003年～2012年) 義務量の枠付け(RPS制度)による支援

2003年 RPS制度開始

- ・電気事業者に、一定量の再生可能エネルギー電気の調達を義務づけた。
(価格は固定せず。)

③(2009年～) 固定価格での買取による支援(投資回収の見通し付与)

2009年 余剰電力買取制度開始

- ・500kW未満の太陽光について、電気事業者に国が定めた調達価格・調達期間での再生可能エネルギー電気の調達を義務づけた。

2012年7月 固定価格買取制度(FIT)開始

- ・太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスについて、電気事業者に国が定めた調達価格・調達期間での再生可能エネルギー電気の調達を義務づけた。

(備考) 経済産業省『総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ(第3回) 配布資料』(2013年10月)をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

関する特別措置法」を制定し、新エネルギー導入事業を行う地方公共団体や事業会社に対して補助金による支援を行う政策が施行された。

02年には「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(Renewables Portfolio Standard: RPS法)が成立し、03年に施行された。これは、電力会社に新エネルギーの買取義務を一定の割合で課し、市場原理によってその普及を目指したものであった。しかし、電力会社への買取義務量(上限割合)が低すぎるといったことや、買取価格が固定されていないために買手(電力会社)優位といった状況が続いていたなどのさまざまな問題が存在したため、制度の再設計が求められていた。

こうした中、家庭での太陽光発電普及を目

指して、09年に余剰電力固定価格買取制度^{(注)6}が開始され、家庭における太陽光発電導入が急速に進んだ。これを受け、より広範な再生可能エネルギーの利用拡大に向け、本格的な議論が開始され、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、くしくも東日本大震災発生直前である11年3月11日の午前中に閣議決定され、同8月に成立、これにもとづき12年7月にFITが施行された。

(2) 固定価格買取制度(FIT)の概要

FITとは、再生可能エネルギーで発電された電気を電力会社が「全量」「固定価格で」「一定期間」買い取ることを義務づける制度である。電気の買取価格については、発電事

(注)6. 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」

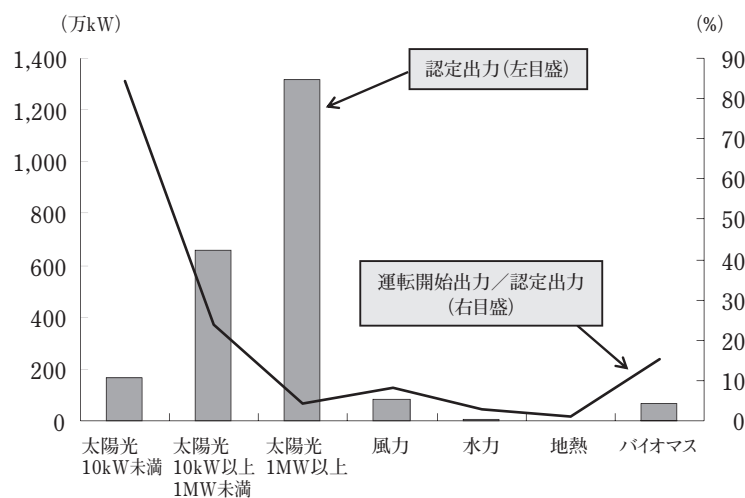
図表8 13年度（制度開始2年目）のFITの買取価格および期間
 -12年度と比較して、太陽光以外の調達価格は据え置かれた。

【13年度の調達価格（税込）・調達期間】

太陽光	10kW以上	10kW未満		風力	20kW以上	20kW未満
調達価格	42円→37.8円	42円→38円		調達価格	23.1円	57.75円
調達期間	20年間	10年間		調達期間	20年間	20年間
水力	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満	地熱	15,000kW以上	15,000kW未満
調達価格	25.2円	30.45円	35.7円	調達価格	27.3円	42円
調達期間	20年間	20年間	20年間	調達期間	15年間	15年間
バイオマス	メタン発酵 ガス化発電	未利用木材 燃焼発電	一般木材等 燃焼発電	廃棄物 燃焼発電	リサイクル 木材燃焼発電	
調達価格	40.95円	33.6円	25.2円	17.85円	13.65円	
調達期間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間	

(備考) 1. 調達価格の「→」の表記は、制度2年目にかけて価格改定が行われたもの。表記なしは価格据置き
 2. 経済産業省 資源エネルギー庁『エネルギー白書2013』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表9 FITの認定出力と稼働率（13年6月末） - 太陽光10kW未満の運転開始出力割合が極めて高い。



(備考) 経済産業省 資源エネルギー庁『再生可能エネルギー発電設備導入状況』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

業者の利益に配慮しつつ、毎年度、調達価格等算定委員会の意見にもとづき、関連大臣^{(注)7}への協議などを経たうえで、経済産業大臣が告示することとなっている。

なお、FIT開始2年目にあたる13年度の買

取価格は、太陽光発電の普及が急速に進んだことなどを反映し、10kW以上の設備で税込み42円から37.8円へ、10kW未満の設備で同42円から38円へと引き下げられた(図表8)。一方、太陽光以外の再生可能エネルギーについ

(注)7. 農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、消費者担当大臣

図表10 再生可能エネルギー発電設備の開発期間—種類によって開発期間はまちまち。

種類	開発期間	備考
太陽光 (住宅用)	2～3か月程度	契約手続き、補助金申請、設置工事、系統接続などをあわせて2～3か月程度
太陽光 (メガソーラー)	1年前後	①系統連系協議、②電気事業法（・建築基準法）の手続き業務、 ③建設工事、④使用前安全管理検査をあわせて1年前後
陸上風力	4～5年程度	①風況調査、②環境影響評価、系統連系協議、 ③電気事業法・建設基準法にかかる手続き業務、④建設工事、 ⑤使用前安全管理検査をあわせて4～5年程度
バイオマス (木質専焼)	3～4年程度	①環境影響評価、系統連系協議、②廃掃法上の手続き業務、 ③電気事業法・建設基準法にかかる手続き業務、 ④建設工事、⑤使用前安全管理検査をあわせて3～4年程度
地熱	9～13年程度	机上検討、予備調査をのぞき、 ①資源量調査（これまでNEDOなどが一定程度まで実施）、 ②許認可手続き・地元調整、③建設（3～4年）をあわせて9～13年程度
小水力	2～3年程度	①水利権使用許可申請、②環境影響評価、系統連系協議、 ③電気事業法・建設基準法にかかる手続き業務、 ④建設工事、⑤使用前安全管理検査などをあわせて2～3年程度 （※流量調査から必要な「新規設置」なのか、そのデータはすでにあり使用可能な のか、地元地権者との交渉の要・不要およびそれにかかる期間、環境調査の要・ 不要など、色々な要素があり一概にはいえない点に留意することが必要）

（備考）経済産業省 資源エネルギー庁『コスト等検証委員会報告書』（2011年12月）をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

ては、据え置かれることとなり、今後の普及に期待が寄せられていることがうかがえる。

13年10月に資源エネルギー庁から公表された13年6月末の認定出力をみると、太陽光発電が他の再生可能エネルギーを圧倒している（図表9）。この原因の一つとしては、それぞれの再生可能エネルギー発電設備の開発（準備）期間の違いがあげられる（図表10）。

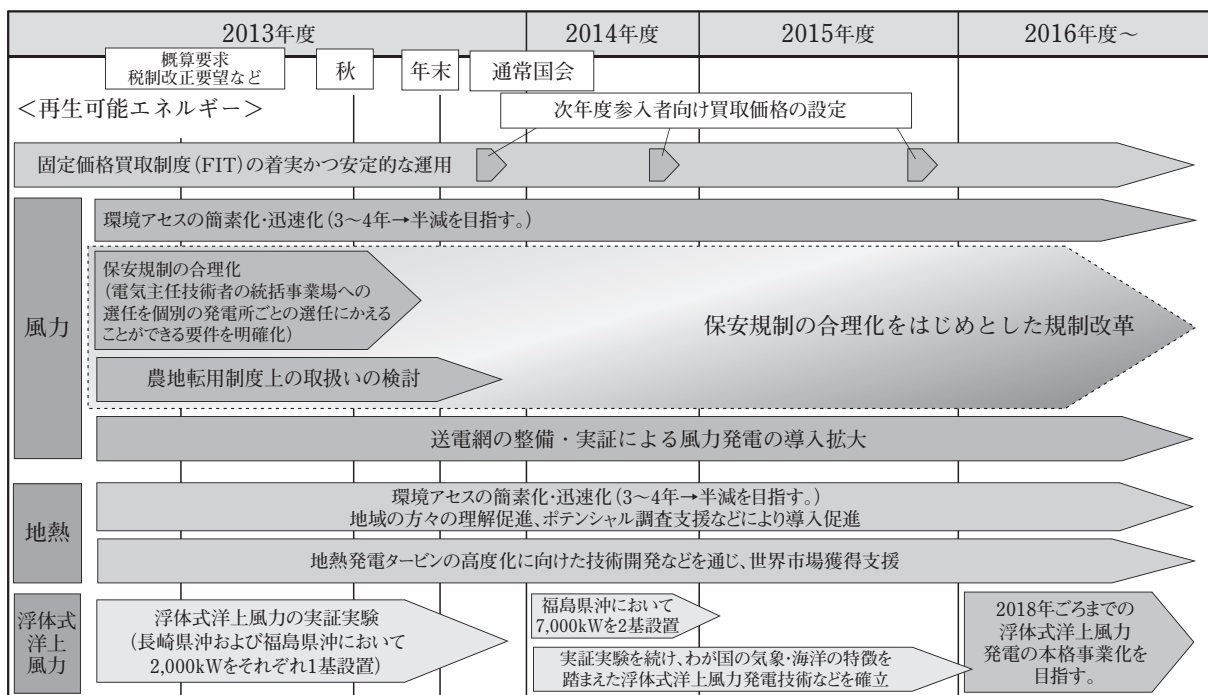
すなわち、太陽光発電では、メガソーラーであっても、開発期間が1年前後ですむのに対し、風力発電では風況調査や環境影響評価などの事前調査に時間がかかってしまうため開発期間が4～5年となる。また、小水力発電では流量調査、環境影響調査などの事前調査お

よび水利権^{(注)8}使用許可などの手続きで開発期間が2～3年となる。こういった要因が、認定出力の差として表れているものとみられる。

ちなみに、それぞれの再生可能エネルギー発電設備の開発（準備）期間の違いにより、設備投資の資金需要の時期が異なってくる。FIT開始後、太陽光発電の資金需要が大幅に増加した理由の一つとして、開発（準備）期間が短いことがあげられる。今後も太陽光発電は資金需要が見込まれるものの、開発（準備）期間からみると、小水力発電、バイオマス発電、風力発電などの資金需要が徐々に増加していくとみられる。

（注）8. 特定の目的（水力発電、かんがい、水道など）を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に使用する権利のこと。

図表11 再生可能エネルギーの中短期工程表



(備考) 内閣府『日本再興戦略 - JAPAN is BACK -』(2013年6月)をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(3) アベノミクス第3の矢「日本再興戦略」
にみる再生可能エネルギー

再生可能エネルギー発電設備の導入状況は、太陽光発電を中心に認定出力が2,291万kWを超え、FIT導入以来、急激に浸透しつつあるように見える。しかし、13年6月末時点の再生可能エネルギー全体の認定出力のうち、実際に運転(発電)を開始しているのは、およそ16%にとどまっている。特に1MW以上の太陽光発電(いわゆるメガソーラー)では、設備認定をすでに受けながら、意図的に設備発注などを遅らせて設備の値下りを待つ一部の悪質な仲介業者の存在などが問題になっている。

再生可能エネルギーは、世界では「第4の革命」とよばれるほどの成長分野であり、2030年頃までに倍増するという予測もなされてい

るものの、12年度の一次エネルギー国内供給に占める再生可能エネルギーのシェアは約4% (水力を除く)^{(注)9}であり、FITにより導入は進みつつあるように見えるが、まだまだその水準は低いものとなっている。

こうした状況を打開するため、安倍内閣ではFITの着実かつ安定的な運用に加え、環境アセスメントの迅速化や保安規制の合理化をはじめとした規制・制度改革、送電網の整備・実証などの環境整備を図ることにより、民間投資の喚起を促している(図表11)。

エネルギーの地産地消の原動力となりうる再生可能エネルギーとして、設備あたりの発電出力が高い陸上および洋上風力や、太陽光発電に比べて発電効率が高く、ベース電力としても活用可能な小水力、地熱、バイオマスな

(注)9. 経済産業省 資源エネルギー庁『総合エネルギー統計 2012年度エネルギー需給実績(速報)』

【一当社単独で小水力発電機の設置を達成した中小企業一 株式会社荻野商店】

(代表者：荻野匡司、設立：1916年、所在地：群馬県甘楽郡下仁田町)

当社は、わが国を代表するこんにゃく芋の産地である群馬県の下仁田地区において、1916年に精米の技術を応用するような形で創業したこんにゃく製粉企業である。62年には業界初となる火力乾燥機を開発し、機械化に成功するとともに大幅な省力化・効率化を実現した。現在、当社の年商は約22億円、従業員数は15人であり、こんにゃく粉の加工生産高で業界トップクラスの地位にある。

当社では、08年10月に「まるへい水力発電所」を完成させ、稼働している。発電量の約9割は当社の工場等で自家消費するなど、エネルギーの地産地消を実施しており、余剰分は東京電力へ売電している。12年7月のFITの施行後は、買取価格が見直され、現在の買取価格(単価)は、設置当初の約4倍となっている。

当社は、1916年の創業時に杵数72本の製粉工場を新設し、動力源として水力を活用してきた。創業当初から水車を使用していたことから、工場に隣接する^{みぶらがわ}鑓川の水利権は当社が所持していた。そのため、小水力発電機を導入するにあたっては、新規で水利権の認可を得る必要はなかった。小水力発電機の導入にあたっては、先代の会長による当社の歴史的財産を残す必要があるとの強い思いにより、設置が決定された。

荻野社長は、「当社の小水力発電は発電効率が約8割と非常に効率がよい(一般的な小水力発電機発電効率は約6割程度とされている)。夜間も発電可能であり、太陽光発電などの他の再生可能エネルギーと比較しても、安定的な電力である。FITも導入され、買取価格も固定されるため、発電に必要な水量と落差がある場所であれば、小水力発電は全国各地で今後も普及が見込めるのではないかと語る。



【一小水力発電機の製造および設置に特化した中小企業一 田中水力株式会社】

(代表者：田中幸太、設立：2005年、所在地：神奈川県座間市)

当社は、1932年に発電用水車の製造および修理の専門会社として設立された株式会社田中水力機械製作所を起源としている。当初は改造修理を専門として事業展開していたが、再生可能エネルギーの将来性を見据え、小水力発電機の新規製造および設置事業に注力するため、05年に田中水力株式会社として分離独立し、現在に至る。

現在、当社の年商は約5.5億円、従業員数は37人である。FITの買取価格決定後に発注元が一気に発注した結果、12年に受注した案件の売上げがたつ13年度は年商9億円で急増、続く14年度も年商12億円と大幅な増収が見込める状況となっている。

FIT施行により、今まで小水力発電事業に関心が低かった一般の民間企業などからの需要も喚起されつつあり、今後も発注増加が見込まれる。当社の製品は、発電機のメンテナンスを適切に行えば約50年は稼働できること、発電効率が太陽光の5倍以上あるため、長期的にみれば収益性が高くなるのが、当社にとってはフォローの風となっている。

田中社長は、「当社の納入事例である小早月小水力発電所(富山県魚津市)は、小水力発電の全国初の市民出資案件である。エネルギーの地産地消の事例として、こういったスキームが定着すれば、今後の普及に一段と弾みがつくのではないかと語る。



どの徹底活用を図る必要がある。特に、再生可能エネルギーは地域分散型エネルギーとして、それぞれの地域に適した再生可能エネルギーを活用することで、エネルギーを自給し、産業の活性化に資することも期待できよう。

3. エネルギーの地産地消と中長期的展望

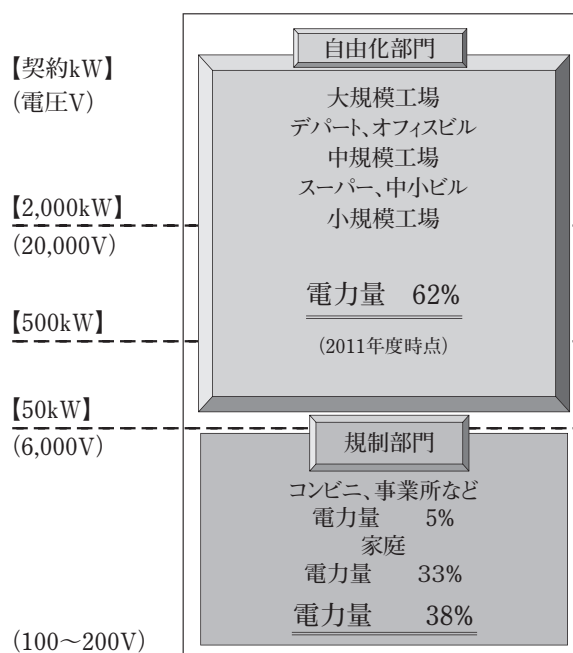
本章では、ここまでの情報整理などをもとに、電力システム改革およびエネルギーの地産地消の中長期的な展望について考察していく。

(1) 電力システム改革とスマートメーター

今後、電力システム改革が進むと、多数の発電事業者と小売り事業者が参入することが想定される。そうした中、電力の需要と供給を大きく崩さないためには、需要のきめ細かい把握が必須となる。そのためには各需要家に設置されている電気メーターをみればよいのだが、実は、従来の電気メーターは消費電力量の積算を示しているにすぎない。どの時間帯でどれだけの電気を使用しているかなどを把握するためには、電気メーターを従来のものからスマートメーター (smart meter)^{(注)10} に取り替える必要がある。

スマートメーターの設置によって、さまざまな基本情報^{(注)11}が入手できるようになる。さらに、自身で再生可能エネルギーなどの分散型電源をもっているケースでは、発電量・額

図表12 電力の自由化部門と規制部門



(備考) 経済産業省『電力システム改革小委員会 制度設計ワーキングチーム 第2回配布資料』(2013年9月)をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

や売電量・額などとともに蓄電池の充電状況なども把握することができる。つまり、総合的な電力の「見える化」が実現するのである。

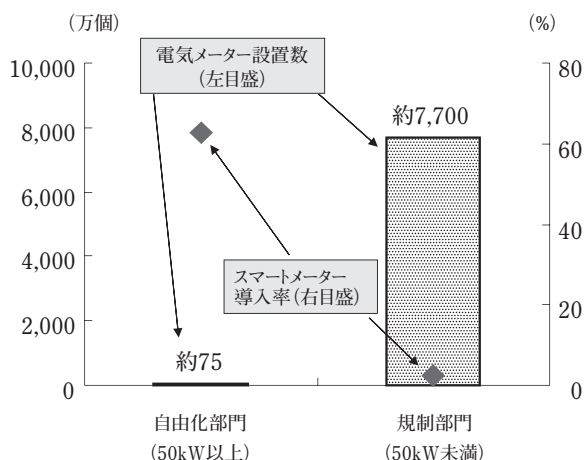
では、スマートメーターはどの程度普及しているのだろうか。すでに相当程度規制緩和が進んでいる自由化部門（主として大規模工場などの業務用）と、電力システム改革によりさらなる規制緩和が期待される規制部門（一般家庭など自由化が進展していない部門）(図表12) にわけて現状をみてみよう。

自由化部門では、電気メーター設置数が約75万個と全体の約1% (約7,775万個に対し約75万個) に過ぎないが、すでにスマートメーター導入率は60%を超えており、スマートメーターの

(注)10. 従来のアナログ式誘導型電力量計と異なり、電力をデジタルで計測し、メーター内に通信機能をもたせた次世代電力量計のこと。

11. 具体的には、いま使っている電気の値段 (/kWh)、いま消費している電力 (kW)、日・週・月ごとの電気消費量と電気代の動向パターンなどがあげられる。

図表13 電気メーター設置数（約7,775万個の内訳の内訳）



(備考) 1. 経済産業省『スマートメーター制度検討会(第12回)一配布資料』(2013年9月)をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成
 2. スマートメーター導入率は信金中央金庫 地域・中小企業研究所による推計値
 3. 自由化部門の電気メーター設置数の内訳は、契約kWが500kW以上の部門が約5万個、50kW以上500kW未満の部門が約70万個である。

設置が比較的進んでいる状況にある(図表13)。

これに対し、一般家庭を中心とした規制部門では、電気メーター設置数は約7,700万個と全体の約99%(約7,775万個に対し約7,700万個)を占めるにもかかわらず、スマートメーターの導入率は約3%にとどまっている。

こうした状況を受けて、経済産業省では、スマートメーターを集中配備し、地域の特性を生かしたエネルギーを使い、地域住民、行政、企業などを巻き込んだエネルギー管理システムを構築して、電力を最適活用するという実証事業(次世代エネルギー技術実証事業)を進めている。国内8地域^{(注)12}で行っており、特に長崎県佐世保市の事例では、分野によ

ては地場の中小企業も参加できるスキームになっており、今後の成果が注目される。

スマートメーターの普及が進めば、地域ごとの発電量や消費電力量をきめ細かく把握することができ、地産地消のエネルギー事業を取り組みやすくなるであろう。それとともに、利用者が地域の特性を生かした再生可能エネルギー由来の電力を自由に選択できるようになる環境が整ってくるといえよう。

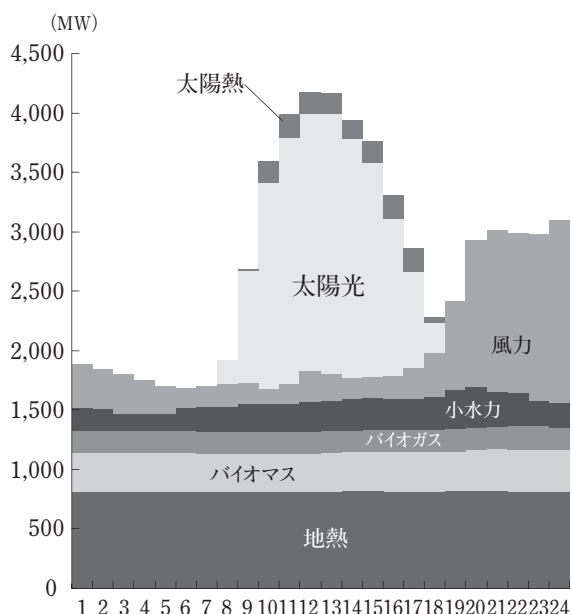
(2) 電力システム改革と再生可能エネルギー

電力システム改革の流れの中で、「スマートメーター」が普及し、スマートグリッド^{(注)13}が整うとどのような変化をもたらされるのであろうか。一例としては、スマートグリッドでは、発電から消費までをデジタル・データで通信するため、リアルタイムで、電力の流れを把握することができるようになる。すなわち、電力の発電や消費について、「見える化」が実現するようになるのである。

これを再生可能エネルギーに適用した公表事例として、アメリカ合衆国のカリフォルニアISO(独立系統運用機関)があげられる。ここでは、再生可能エネルギーの種類ごとに現在の発電量をグラフ形式で公表^{(注)14}している(図表14)。さらに、毎日「Renewables Watch」として、発電量が公表されているため、日々の発電量の推移を比較することも可能で、利

(注)12. 三重県津市、長崎県佐世保市、熊本県水俣市、大阪府大阪市、鳥取県鳥取市、広島県福山市、千葉県柏市、茨城県日立市
 13. ITを使って効率的な送電網を構築し、情報ネットワークと連動させて再生可能エネルギーなど分散型のエネルギーも安定的に供給できるよう、電気使用量と配電の最適化を図る「賢い電力網」のこと。2009年に米オバマ政権で提唱された。
 14. California ISOウェブサイト「<http://www.caiso.com/Pages/TodaysOutlook.aspx>」

図表14 米 カリフォルニアでの13年10月23日の再生可能エネルギー発電推移
—再生可能エネルギーの「見える化」



(備考) California ISO 『Renewables Watch output data for 10/23/2013』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

用者が再生可能エネルギー由来の電力を積極的かつ機動的に選択しやすい環境が構築されている。

わが国の状況がこの事例のレベルまで到達するには、電力システム改革の中期工程表でもわかるように、相応の手続きと時間がかかるであろう。しかし、今後の再生可能エネルギーの普及拡大へ向けては、こうした電力の「見える化」は不可欠であり、今後のスマートグリッドの動きには引き続き注視していく必要がある。

(3) 地産地消のエネルギーの取組みに向けて 地産地消のエネルギーである再生可能エネ

ルギーの直近のシェアはどのようになっているのであろうか。千葉大学倉坂研究室とNPO法人環境エネルギー研究所の推計(速報版)^{(注)15}によると、12年3月時点では、小水力発電が最も多く約48%、次いで太陽光発電と風力発電が約19%、地熱発電が約9%となっている(図表15)。特に、太陽光発電は、一般家庭での普及を目指した余剰電力固定価格買取制度の影響もあり、前年度比40.6%増と大幅な増加となっている。一方、風力発電は11年度に12.5%増加したが、12年度は3.4%の伸びにとどまっており、FITの導入を前にして、投資控えが起こった影響によるものと考えられる。今後はFIT導入により、太陽光発電が大幅に増加することが予想される。

さらに、すでに地域内の再生可能エネルギーの電力供給量で民生用・農林水産用電力需要量をまかなっている市区町村が85か所存在しているという推計も、千葉大学倉坂研究室とNPO法人環境エネルギー研究所では公表している。それぞれの地域で小水力発電、地熱発電、風力発電などの地域の特性を活かした発電効率の高い設備を導入し、エネルギーの地産地消を達成しているもようだ(図表16)。この推計は12年3月のものであり、FIT施行以前であることから、今後はより一層、地域でのエネルギー地産地消が推進されることが期待される。

それでは、日本各地で地域に適した再生可能エネルギーとはいったいどのようなもので

(注)15. 千葉大学倉坂研究室とNPO法人環境エネルギー研究所『エネルギー持続地帯』2013年版試算結果(速報版)の公表について「<http://sustainable-zone.org/wordpress/wp-content/uploads/sustainable-zone-report-2013sokuhou-20131018.pdf>」

図表15 日本の再生可能エネルギー供給量の推移

	2011.3 (再集計版)				2012.3 (速報版)			
	総量 (TJ)	電力のみ比率	全体比率	前年度比	総量 (TJ)	電力のみ比率	全体比率	前年度比
太陽光発電	37,336	14.60%	11.6%	141.1%	52,500	19.20%	15.6%	140.6%
風力発電	50,203	19.60%	15.7%	112.5%	51,924	19.00%	15.4%	103.4%
地熱発電	23,154	9.00%	7.2%	90.1%	23,449	8.60%	7.0%	101.3%
小水力発電 (1万kW以下)	132,413	51.60%	41.3%	100.3%	132,627	48.40%	39.3%	100.2%
バイオマス発電	13,312	5.20%	4.2%	112.4%	13,312	4.90%	3.9%	100.0%
再生エネ発電計	256,417	100.00%	80.0%	106.5%	273,813	100.00%	81.2%	106.8%
太陽熱利用	27,314		8.5%	92.2%	27,600		8.2%	101.0%
地熱利用	25,048		7.8%	94.5%	23,891		7.1%	95.4%
バイオマス熱利用	11,928		3.7%	134.2%	11,928		3.5%	100.0%
再生エネ熱利用計	64,290		20.0%	98.8%	63,419		18.8%	98.6%
総計	320,707		100.0%	104.9%	337,232		100.0%	105.2%
民生用+農林水産業用エネルギー需要に対する比率	3.58%				3.64%			

(備考) 1. 千葉大学倉坂研究室、NPO法人環境エネルギー政策研究所『「エネルギー永続地帯」2013年版試算結果 (速報版)』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成
 2. TJはテラ・ジュールの略号。テラは10の12乗であり、ジュールは熱量単位である。

図表16 再生可能エネルギー電力自給率 (再生可能エネルギー電力供給量/民生用・農林水産業用電力需要量) 全国上位10市町村

2012.3 順位	都道府県	市区町村	2012.3 電力自給率	2011.3 順位	2011.3 電力自給率	主な再生可能エネルギー
1	大分県	玖珠郡九重町	1,824.80%	1	2,447.33%	地熱
2	長野県	下伊那郡平谷村	1,500.50%	2	1,419.20%	小水力
3	熊本県	球磨郡五木村	1,405.77%	4	1,278.88%	小水力
4	長野県	下伊那郡大鹿村	1,394.14%	3	1,332.48%	小水力
5	福島県	河沼郡柳津町	1,364.79%	5	1,269.24%	地熱
6	熊本県	球磨郡水上村	1,275.18%	6	1,114.35%	小水力
7	青森県	下北郡東通村	1,047.75%	7	1,054.82%	風力
8	北海道	苫前郡苫前町	842.19%	8	900.99%	風力
9	徳島県	名東郡佐那河内村	732.54%	10	731.12%	風力
10	宮崎県	児湯郡西米良村	729.17%	9	746.99%	小水力

(備考) 1. 千葉大学倉坂研究室、NPO法人環境エネルギー政策研究所『「エネルギー永続地帯」2013年版試算結果 (速報版)』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成
 2. 2012年3月時点で電力自給率が100%を上回る市町村は85か所である。

あろうか。

環境省では、主要な再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを公表しており、それぞれの地域に適した再生可能エネルギーを確認することができる (図表17)。13年の公表分からは、全国の市町村別のデータも公表^{(注)16}さ

れており、再生可能エネルギーの選択において、いままでより精緻に行うことができるようになった。このデータを用いれば、地域に根づく信用金庫が、業務エリアの再生可能エネルギーの分布を把握できるようになる。さらには、これから資金需要がみこめる分野へ

(注)16. 環境省『平成24年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書』巻末資料：再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの地域別集計表 (都道府県別・市町村別) [http://www.env.go.jp/earth/report/h25-03/14kanmatsu.pdf]

図表17 都道府県別にみた主要再生可能エネルギーの導入ポテンシャル
 -導入ポテンシャルの地域偏在性

(単位：万kW)

地域		エネルギー源					
エリア	都道府県	太陽光		中小水力	地熱	風力	
		住宅用等	公共系等			陸上	洋上
北海道	北海道	857	941	100	77	13,238	38,360
東北	青森県	278	279	9	8	1,540	21,613
	岩手県	284	259	35	39	1,713	
	宮城県	391	171	10	1	358	
	秋田県	244	114	38	19	1,170	
	山形県	235	120	54	6	710	
	福島県	412	377	66	4	1,085	
	新潟県	476	579	80	0	314	
東京	茨城県	643	326	1	0	104	6,656
	栃木県	414	181	6	0	42	
	群馬県	419	380	50	18	76	
	埼玉県	861	291	1	0	5	
	千葉県	846	405	0	0	70	
	東京都	860	364	1	0	68	
	神奈川県	804	310	4	0	7	
中部	山梨県	180	90	36	0	6	3,869
	静岡県	647	337	28	0	197	
	長野県	482	393	62	1	95	
	愛知県	980	583	8	0	189	
北陸	三重県	389	199	5	0	303	5,280
	岐阜県	381	205	72	6	203	
	富山県	228	521	65	0	20	
関西	石川県	218	125	10	0	294	2,540
	福井県	165	332	24	0	144	
	滋賀県	255	197	4	0	174	
	京都府	300	128	3	0	221	
	大阪府	673	323	1	0	28	
	兵庫県	682	393	3	0	228	
	奈良県	215	102	5	0	132	
中国	和歌山県	200	142	2	0	231	11,778
	広島県	429	305	6	0	190	
	岡山県	398	633	5	0	88	
	鳥取県	115	49	9	0	86	
	島根県	136	381	9	0	209	
	山口県	285	341	3	0	257	
四国	愛媛県	268	454	8	0	145	4,167
	徳島県	153	155	11	0	79	
	香川県	206	155	1	0	21	
九州	高知県	141	114	15	0	217	36,593
	福岡県	687	356	2	0	60	
	佐賀県	161	88	1	0	59	
	長崎県	257	455	1	12	244	
	熊本県	314	258	17	3	311	
	大分県	222	389	9	19	176	
沖縄	宮崎県	230	172	14	1	298	7,410
	鹿児島県	333	1,066	6	15	794	
全国計		18,518	14,689	898	230	26,756	138,265

(備考) 1. 環境省「平成24年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成
 2. 「導入ポテンシャル」とはエネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因（土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等）による設置の可否を考慮したエネルギー資源量である。
 3. 地熱では、温度帯を53～120℃、120～150℃、150℃以上の3つに区分しているが、本年度は150℃以上のみを導入ポテンシャルとして計上している。

の予測に役立てることも不可能ではない。また、環境省から公表されているデータと前述の再生可能エネルギー電力自給率全国上位の市町村にみられる取組みも参考にしながら、地産地消のエネルギー事業に取り組み、それぞれの地域の特性にあった発電事業が各地域の“資源”として定着し、地域に根づいた効果的な事業となろう。

さらに、こうした取組みへの新規融資は、13年9月に公表された金融庁の今事務年度（13年7月～14年6月）監督・検査方針の「成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進」にもあてはまり、信用金庫にとって挑戦する価値があることはいうまでもない。

数少ない成長分野の一つともいえる地産地消のエネルギー事業の導入促進は、地域の雇用の創出などを通じて、さまざまな面から地域社会を持続的に発展させてゆく礎となる可能性を秘めている。こうしたなか、スマートメーターが普及すれば、地域ごとの電力の発電や消費について「見える化」が浸透し、地産地消のエネルギー事業が持続可能な事業として地域社会の一助となる環境が整うことであろう。

おわりに

東日本大震災を契機に地域独占で垂直統合を行っていた電力事業が改めてクローズアップされ、約60年ぶりの電力システム改革が取り組まれている。計画停電などが実施されることにより、わが国の電力供給の管理が地域独自に行われ、全国的な需給管理ができていない実情が明らかとなった。電力システム

改革が進むにあたり、電力事業は徐々に水平分業の構造に変化していくこととなろう。また、各電力会社がスマートメーターを本格的に導入しつつあり、徐々にスマートメーターの普及が進んでくると予想される。こうした状況を踏まえ、一人一人が、これまであたりまえのように供給されてきた電気について考えなくてはならない時期がきている。

さらに、現在、各都道府県でも地域ごとに再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消の取組みがいくつもみられるようになってきている。こうした取組みが持続的に推進されるためには、住民、NPO、行政、企業、金融機関などで構成される地域ネットワークが有機的に機能し、地域の資金や資源が地域で循環する仕組みを構築することが重要である。とりわけ、この分野に関連する地元企業の製品・技術の販路拡大や、地域への関連産業誘致が実現すれば、地元企業にとってはビジネスチャンスが拡大することになるだろう。

信用金庫においても、それぞれの地域に適した再生可能エネルギーの分布を認識することが大切である。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについて、今年度から市町村別のデータが公表されており、それぞれの信用金庫の業務エリアにおける導入ポテンシャルも算出できるようになった。地域を理解するためにも、信用金庫にとって地域に適した再生可能エネルギーを把握することは必須である。さらに、この分野は数少ない成長分野であることから、関連する地元企業などがまとまった資金を必要とすることも考えられよう。今後は

これまで以上に“エネルギーの地産地消”関連産業に対して、積極的に取り組むことがで
きる仕組みを構築し、有効に機能させていくことがますます重要となろう。

〈参考文献〉

- ・信金中央金庫 地域・中小企業研究所『全国中小企業景気動向調査』
<http://www.sebri.jp/keikidoukou.htm>
- ・経済産業省 資源エネルギー庁『エネルギー白書』（各年版）
- ・経済産業省『電力システム改革専門委員会報告書』（2013年）
- ・環境省『平成24年度 再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書』（2013年）
- ・内閣府『日本再興戦略－JAPAN is BACK－』（2013年）
- ・公正取引委員会『電力市場における競争状況と今後の課題について』（2006年）
- ・NPO法人 環境エネルギー政策研究所『自然エネルギー白書』（2013年）
- ・山崎康志『電力・ガス業界大研究』（2009年）
- ・熊谷徹『脱原発を決めたドイツの挑戦』角川SSC新書（2012年）
- ・伊藤義康『分散型エネルギー入門』講談社（2011年）
- ・山藤泰『スマートグリッドの基本と仕組み』秀和システム（2011年）
- ・California ISO『Renewables Watch output data for 10/23/2013』
- ・千葉大学倉坂研究室 NPO法人 環境エネルギー政策研究所『永続地帯報告書2013年度版』（速報版）（2013年）

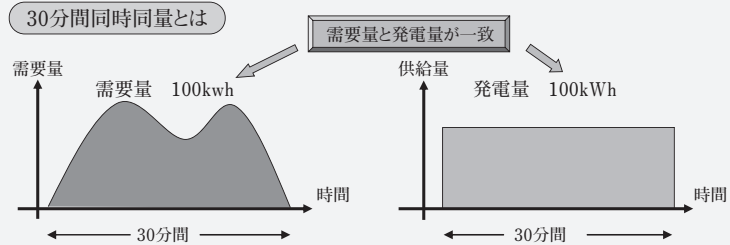
(電力システム改革関連用語・参考用語集)

同時同量の原則

電気は、小規模であれば蓄電池などを用いてためることができるが、大規模にはためることができない。そのため、電力会社はその時々々の需要にあわせて電気の供給量を調整している。これが、同時同量の原則と呼ばれるものである。

電気の需要と供給が大きく崩れると停電や周波数の乱れが発生する可能性があり、同時同量を守ることは電力会社の最大の使命ともいわれる。

図表18 同時同量の具体例



(備考) 公正取引委員会『電力市場における競争状況と今後の課題について』(2006年6月)をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

インバランス^{(注)17}料金制度

新電力も電力システムを利用する以上は、同時同量の義務を負う。その義務を果たせなかった場合に新電力が電力会社に支払うのがインバランス料金である。変動範囲外であるとその価格は跳ね上がる設計になっている。

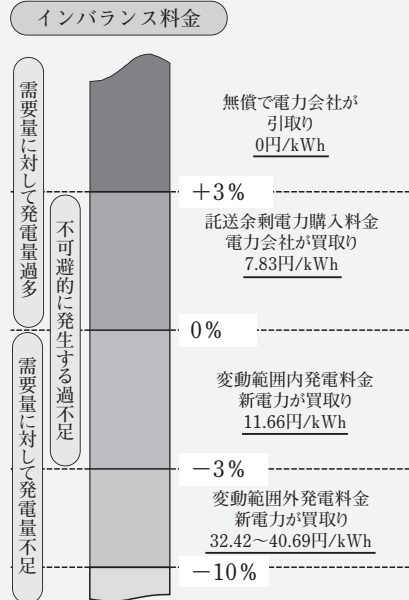
新電力は一瞬一瞬の需要と供給を一致させる必要はないが、30分間で需要と供給の差を需要の±3%以内におさめる義務を負っている。一方、電力会社は系統運用者として自社のエリア内の需給バランス維持のための電力供給を行っているため、新電力におけるインバランスの発生と同じ概念は存在しない。

常時バックアップ

電力会社が新電力に一定の容量内で電気を卸供給し続ける仕組みのことである。卸市場が機能するまでの経過措置として小売り部分自由化の開始にあわせて導入された。経済産業省と公正取引委員会が策定した「適正な電力取引の指針」で定められている。

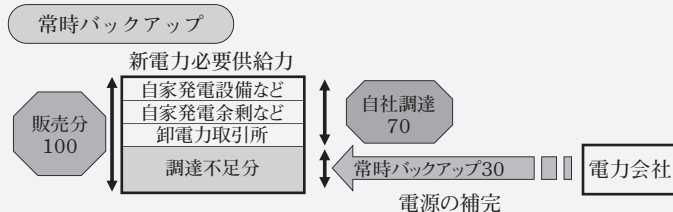
電力会社にとっては、新電力などの新規参入会社に有利になる制度のため制度の廃止を望んでいた。その一方、ベース電源を十分に確保できない新電力にとっては、電源の調達不足分を補えるため、貴重な制度となっている。

図表19 インバランス料金



(備考) 経済産業省『総合資源エネルギー調査会総合部会 電力システム改革専門委員会(第4回) 配布資料』(2012年4月)および『総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ(第3回) 配布資料』(2013年10月)をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表20 常時バックアップ



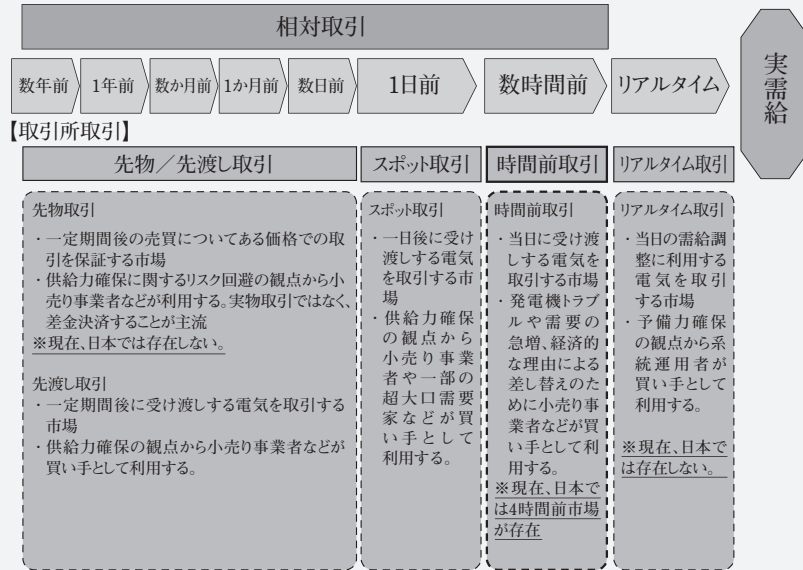
(備考) 経済産業省『総合資源エネルギー調査会総合部会 電力システム改革専門委員会(第8回) 配布資料』(2012年7月)をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注) 17. imbalance : 不安定、不均衡のこと。

1時間前市場

発電事業者、小売事業者から系統運用者への需給計画の提出締切りである実需給の1時間前の直前まで活用可能な電力取引市場のこと。これまで小売り事業者が市場から調達できるのは4時間前までであった。これに対し、1時間前市場では、日本全国の中でより安い電気が、実際に使われる1時間前まで選択される仕組みとなるため、小売り事業者がインバランスの発生を回避する手段としても期待されている。

図表21 1時間前市場

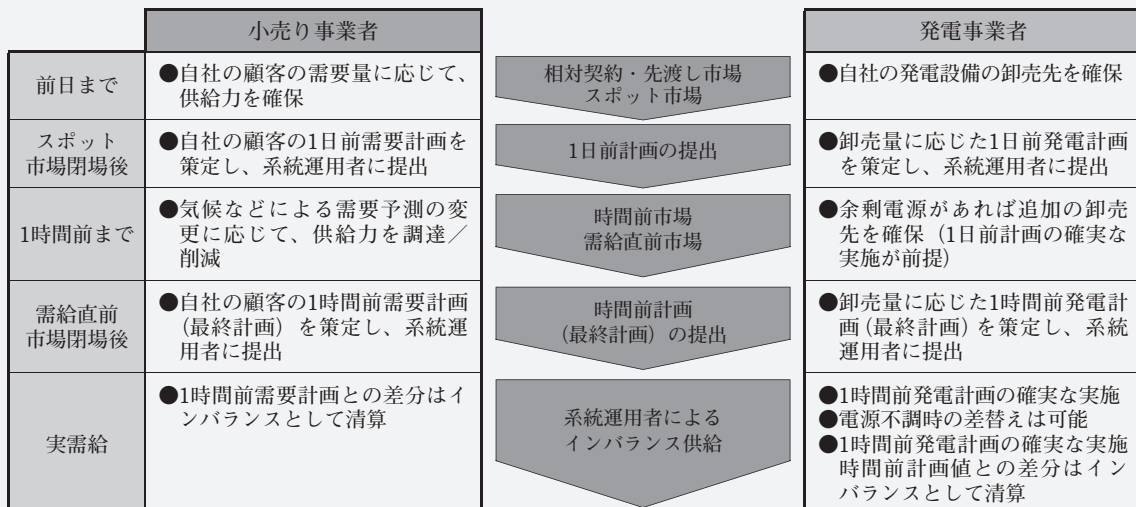


(備考) 経済産業省『総合資源エネルギー調査会総合部会 電力システム改革専門委員会（第8回）配布資料』（2012年7月）をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

計画値同時同量制度

発電事業者が事前の需要計画供給量の一定範囲内で電気を供給する制度のこと。需要計画の最終確定は電気が実際に使われる1時間前が目安となる。系統運用部門を社内に抱えていた電力会社は新電力と同じように同時同量を維持しておらず、電力会社と新電力の競争上明らかに不公平であったため、そのような状況を改善するために提案された制度である。なお、電力の需給バランスは系統運用者が一手に担う。そのため、発電事業者が計画通りに発電しても、計画値を大きく超えた電気が使用される場合には、最終的にエリア内の需給を一致させる系統運用者の負担が大きくなる可能性がある。

図表22 計画値同時同量制度



(備考) 経済産業省『総合資源エネルギー調査会総合部会 電力システム改革専門委員会（第10回）配布資料』（2012年12月）をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

調 査

第154回全国中小企業景気動向調査 (2013年10～12月期実績・2014年1～3月期見通し)

10～12月期業況は大幅に改善してバブル崩壊後の 最高水準を回復

【特別調査－平成26年の経営見通し】

信金中央金庫
地域・中小企業研究所

調査の概要

1. 調査時点：2013年12月2日～6日
2. 調査方法：全国各地の信用金庫営業店の調査員による、共通の調査表に基づく「聴取り」調査
3. 標本数：15,697企業（有効回答数 14,346企業・回答率 91.4%）
※有効回答数のうち従業員数20人未満の企業が占める割合は71.6%
4. 分析方法：各質問項目について、「増加」(良い)－「減少」(悪い)の構成比の差＝判断D.I.に基づく分析

(概 況)

1. 13年10～12月期（今期）の業況判断D.I.は△2.5と、前期比9.0ポイントの大幅改善となった。バブル崩壊後の最高を上回り、22年ぶりの水準を回復した。

収益面では、前年同期比売上額および収益の判断D.I.が、それぞれ3.3、△4.1と、ともに改善した。また販売価格判断D.I.は3.6と、一段と上昇した。人手過不足判断D.I.は△15.8と、不足感が拡大した。業種別の業況判断D.I.は6業種全てで改善した。とりわけ、製造業、卸売業、建設業の改善幅が相対的に大きかった。地域別にも全11地域で改善し、6地域の業況判断D.I.がプラス水準となった。

2. 14年1～3月期（来期）の予想業況判断D.I.は△6.1、今期実績比3.6ポイントのマイナス幅拡大と、改善一服の見通しとなっている。業種別には小売業を除く5業種で、地域別には首都圏を除く10地域で改善一服見通しにある。

業種別天気図

時期 業種名	2013年 7月～9月	2013年 10月～12月	2014年 1月～3月 (見通し)
総 合			
製 造 業			
卸 売 業			
小 売 業			
サ ー ビ ス 業			
建 設 業			
不 動 産 業			

地域別天気図（今期分）

地 域 業種名	北 海 道	東 北	関 東	首 都 圏	北 陸	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州 北 部	南 九 州
総 合											
製 造 業											
卸 売 業											
小 売 業											
サ ー ビ ス 業											
建 設 業											
不 動 産 業											

(この天気図は、過去1年間の景気指標を総合的に判断して作成したものです。)

好調 ← → 低調

1. 全業種総合

○業況は大幅改善で22年ぶりの水準に

13年10～12月期（今期）の業況判断D.I.は、前期比9.0ポイント改善の△2.5となった（図表1）。3四半期続けての改善で、今回の改善幅は同時期の過去10年の平均（1.7ポイント改善）を大幅に上回った。また、業況判断D.I.の水準は、バブル崩壊後の最高を記録した06年10～12月期（△7.9）を上回り、91年12月以来、22年ぶりの水準まで回復した。

収益面では、前年同期比の売上額判断D.I.がプラス3.3、同収益判断D.I.が△4.1と、それぞれ前期比6.0ポイント、同5.5ポイント改善した。また、前期比売上額判断D.I.はプラス8.6、同収益判断D.I.はプラス0.5と、それぞれ前期比9.0ポイント、同8.1ポイント改善した。

○人手不足感が一段と強まる

販売価格判断D.I.はプラス3.6、前期比2.9ポイント上昇し、販売価格を「上昇」と回答した企業の割合が一段と増加した（図表2）。一方、仕入価格判断D.I.は、同1.4ポイント上昇のプラス30.0となり、仕入価格を「上昇」と回答した企業の割合も一段と増加した。

雇用面では、人手過不足判断D.I.が△15.8（マイナスは人手「不足」超）と、92年10～12月期（△19.2）以来、約21年ぶりの水準まで人手不足感が高まった（図表3）。

資金繰り判断D.I.は△12.5と、前期比1.3ポイントの小幅改善となった。

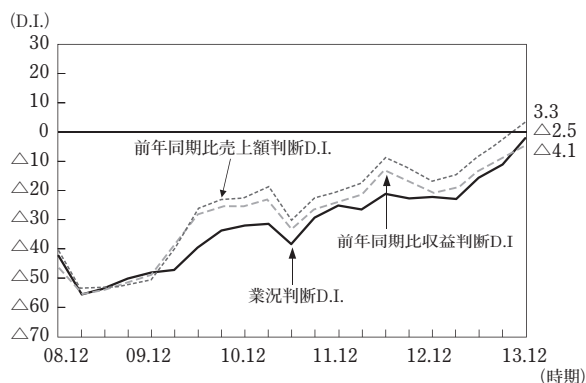
設備投資実施企業割合は前期比0.5ポイン

ト上昇の21.0%と、3四半期続けての小幅上昇となった。

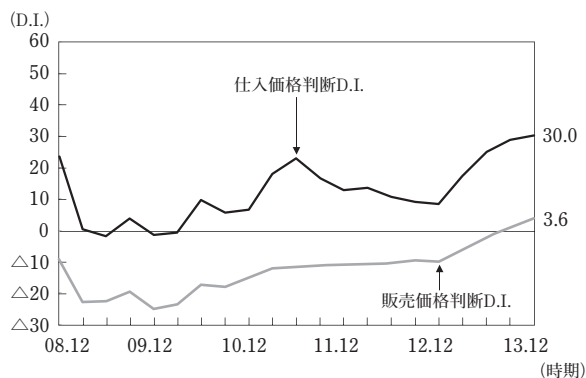
○6業種全てで改善

業種別の業況判断D.I.は、6業種全てで改善した。とりわけ、製造業、卸売業、建設業は前期比10ポイント超の改善で、なかでも建設業の業況

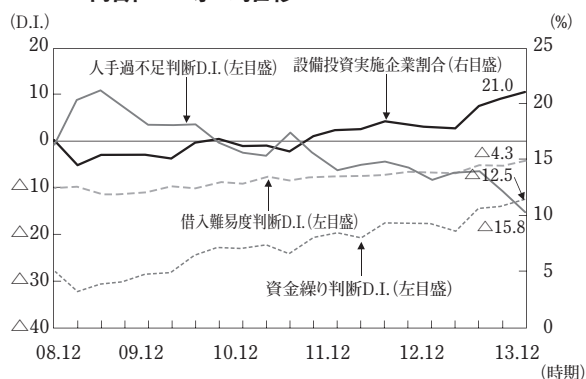
図表1 主要判断D.I.の推移



図表2 販売価格・仕入価格判断D.I.の推移



図表3 設備投資実施企業割合、資金繰り判断D.I.等の推移



判断D.I.はプラス21.1と、91年10～12月期(22.0)以来、およそ22年ぶりの水準まで回復した。

地域別の業況判断D.I.も、全11地域で改善した。地域別の業況判断D.I.を水準面からみると、全11地域中、北海道(9.9)、九州北部(9.6)、南九州(4.8)、関東(1.8)、中国(1.1)、近畿(0.1)の6地域でプラス水準となっている。

○改善一服の見通し

来期の予想業況判断D.I.は△6.1、今期実績比3.6ポイントのマイナス幅拡大と、改善一服の見通しとなっている。なお、1～3月期見通しは、例年、マイナス幅拡大が見込まれやすい傾向にある。ちなみに、今回の予想拡大幅は、同時期の過去10年の平均(6.3ポイントのマイナス幅拡大見通し)に比べれば小幅にとどまっている。

業種別の予想業況判断D.I.は、小売業で引き続き若干の改善が見込まれているものの、それ以外の5業種では低下する見通しとなっている。また、地域別では、全11地域中、首都圏を除く10地域で改善一服が見込まれている。

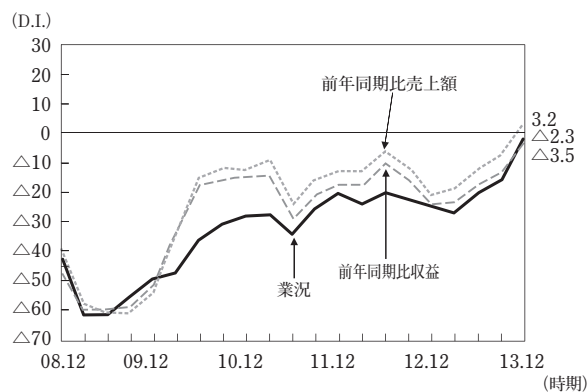
2. 製造業

○業況は三四半期続けての改善

今期の業況判断D.I.は、前期比13.4ポイント改善の△2.3と、三四半期続けての改善となった(図表4)。

前年同期比売上額判断D.I.は、前期比10.2ポイント改善のプラス3.2、同収益判断D.I.は、同9.5ポイント改善の△3.5となった。なお、前期比売上額判断D.I.および同収益判断D.I.は、それぞれ前期比12.7ポイント改善のプラス9.9、

図表4 製造業 主要判断D.I.の推移



同11.4ポイント改善のプラス1.3となった。

○人手不足感が一段と強まる

設備投資実施企業割合は、前期比1.1ポイント上昇の23.1%と、三四半期続けて上昇した。

人手過不足判断D.I.は、前期比5.1ポイント下降の△11.1と、三四半期続けて不足感が増している。なお、11年7～9月期以降、10四半期連続でマイナス(人手「不足」超)という状況が続いている。

残業時間判断D.I.は、前期比9.0ポイント上昇のプラス8.1となり、残業時間を「増加」と回答した企業の割合がおよそ2年ぶりに「減少」を上回った。

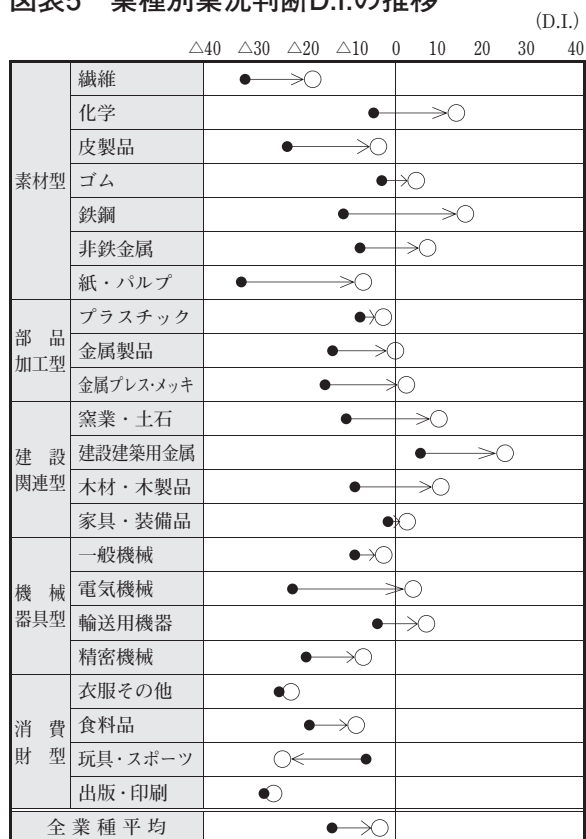
原材料(仕入)価格判断D.I.は、前期比0.1ポイント低下のプラス33.2と、原材料価格を「上昇」と回答した企業の割合は若干減少した。一方、販売価格判断D.I.は同2.7ポイント上昇の△0.4と、販売価格を「下降」と回答した企業の割合がやや減少した。

なお、資金繰り判断D.I.は、前期比2.3ポイント改善の△12.6となった。

○全22業種中21業種で改善

業種別業況判断D.I.は、製造業全22業種中、

図表5 業種別業況判断D.I.の推移



21業種で改善、1業種で悪化した(図表5)。

素材型業種は、全7業種で改善した。なお、鉄鋼は前期比30.8ポイントの大幅改善となった。

部品加工型業種は、全3業種で改善した。とりわけ、金属プレス・メッキは、前期比17.8ポイントの大幅改善となった。

建設関連型業種は、全4業種で改善した。なかでも、窯業・土石は前期比25.0ポイントの大幅改善となり、業況判断D.I.がプラスに転じた。

機械器具型業種は、全4業種で改善した。とりわけ、電気機械は前期比25.6ポイントの大幅改善となった。

消費財型業種では、玩具・スポーツが悪化したものの、衣服その他、食料品、出版・印刷は改善した。

○全階層で改善

販売先形態別の業況判断D.I.は、全5形態で前期比10ポイント超の大幅改善となった。そのなかでも、問屋・商社型は前期比18.2ポイントの大幅改善となった。

外需主力型の業況判断D.I.はプラス7.4と、前期比20.6ポイントの大幅改善となった。また、内需主力型は△2.5と、同12.6ポイント大幅改善した。

従業員規模別の業況判断D.I.は、全4階層で改善した。なかでも、50~99人の階層が前期比17.7ポイント、20~49人の階層が同16.1ポイント大幅改善し、100人以上の階層とともにプラス水準に転じている。

○全11地域で改善

地域別の業況判断D.I.は、全ての地域で改善した(図表6)。なかでも、北陸が前期比24.3ポイント、関東が同22.4ポイントの大幅改善となった。一方、東北は前期比7.4ポイント、首都圏は同7.5ポイントと、相対的に小さい改善幅にとどまっている。

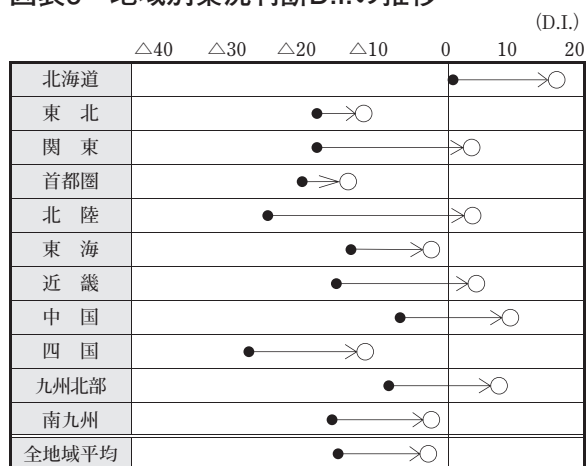
なお、水準面では、北海道がプラス16.6と最も高く、これに中国のプラス9.3、九州北部のプラス7.7などが続く。全11地域中、6地域でプラス水準となっており、5地域がマイナス水準にとどまっている。

○10地域で改善一服の見通し

来期の予想業況判断D.I.は△6.3と、今期実績比4.0ポイントのマイナス幅拡大を見込んでいる。

業種別には、全22業種中、改善を見込む7業種と、横ばい見通しの紙・パルプ、一般機

図表6 地域別業況判断D.I.の推移



●前期 (2013年7~9月期) ○今期 (2013年10~12月期)

械、玩具・スポーツを除く12業種で低下の見通しとなっている。

地域別には、首都圏を除く10地域で低下の見通しとなっている。

3. 卸売業

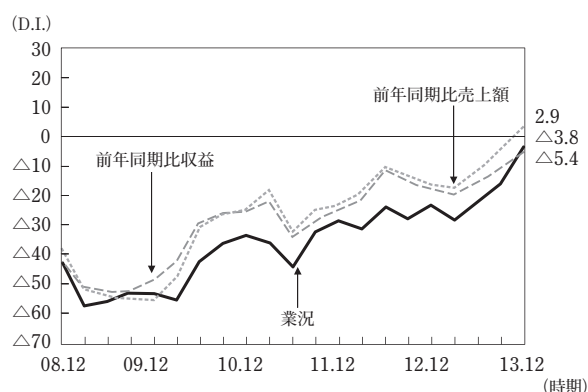
○業況は大幅に改善

今期の業況判断D.I.は、前期比12.7ポイント改善の△3.8となった(図表7)。業況改善は3四半期連続で、マイナス1桁の水準となるのは06年10~12月期以来7年ぶりである。また、前年同期比売上額判断D.I.はプラス2.9、同収益判断D.I.は△5.4と、それぞれ前期比6.6ポイント、同5.1ポイント改善した。

○全15業種中12業種で改善

業種別の業況判断D.I.は、全15業種中、繊維品、衣服、貴金属の3業種で悪化したものの、12業種で改善した。うち、再生資源、化学では30ポイント超、機械、建築材料、医薬・化粧品では20ポイント超の大幅改善となっている。地域別には、全11地域で改善しており、

図表7 卸売業 主要判断D.I.の推移



北海道、関東、九州北部の業況判断D.I.はプラスの水準となっている。

○9地域で改善一服の見通し

来期の予想業況判断D.I.は△8.4と、今期実績比4.6ポイントのマイナス幅拡大を見込んでいる。業種別には、全15業種中、農・水・畜産物など7業種で低下を見込むものの、化学、紙製品で横ばい、衣服など6業種で改善の見通しとなっている。地域別には、全11地域中、首都圏、東海を除く9地域で低下の見通しとなっている。

4. 小売業

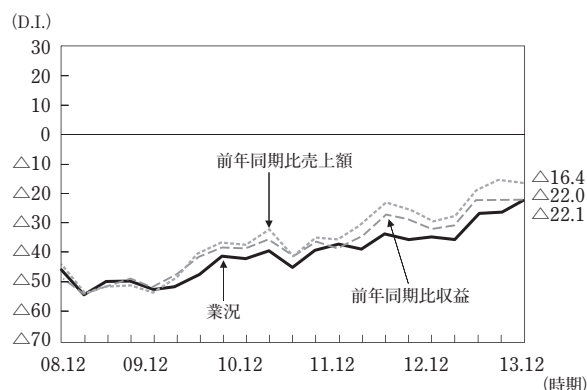
○業況は3四半期続けての改善

今期の業況判断D.I.は△22.0と、前期比4.5ポイント改善した(図表8)。業況改善は3四半期連続である。前年同期比売上額判断D.I.は△16.4と、前期比1.0ポイント悪化した一方、同収益判断D.I.は△22.1と、前期比0.1ポイントの小幅改善となった。

○全13業種中10業種で改善

業種別の業況判断D.I.は、全13業種中、医

図表8 小売業 主要判断D.I.の推移



薬・化粧品、家電など3業種で悪化した一方、10業種で改善した。なかでも、木材・建材で前期比32.2ポイント、家具で同20.8ポイントの大幅改善となった。また、地域別にみると、全11地域中、北陸と四国を除く9地域で改善した。なかでも、東北、関東、東海、中国では、前期比10ポイント超の大幅改善となった。

○小幅改善の見通し

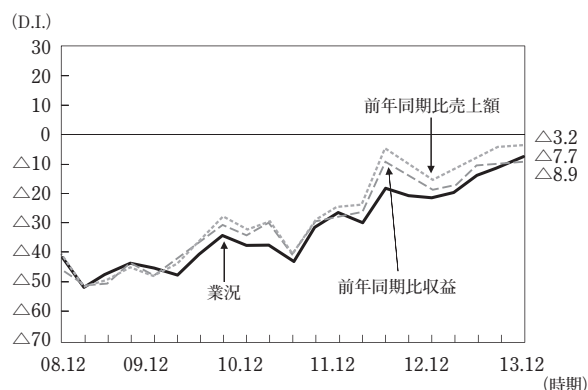
来期の予想業況判断D.I.は△21.0と、今期実績比1.0ポイントの改善を見込んでいる。業種別にみると、全13業種中、家具、自動車など8業種で改善を見込む。また、地域別には、南九州など5地域でマイナス幅拡大を見込む一方、関東など6地域では改善の見通しとなっている。

5. サービス業

○業況は4四半期続けての改善

今期の業況判断D.I.は、前期比3.4ポイント改善の△7.7となった(図表9)。業況改善は、4四半期連続である。また、前年同期比売上額判断D.I.は△3.2、同収益判断D.I.は△8.9と、それぞれ前期比0.4ポイント、同0.7ポイ

図表9 サービス業 主要判断D.I.の推移



ントの改善となった。

○全8業種中6業種で改善

業種別の業況判断D.I.は、全8業種中、旅館・ホテル、自動車整備を除く6業種で改善した。特に、物品賃貸では、前期比19.6ポイントの大幅改善となった。地域別には、全11地域中、関東、近畿など3地域で悪化した一方、四国、東北など8地域で改善となった。

○改善一服の見通し

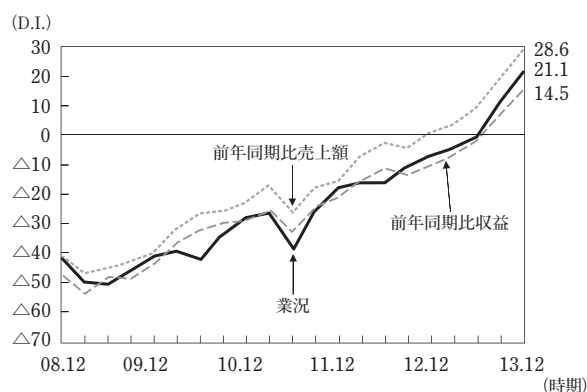
来期の予想業況判断D.I.は△11.5と、今期実績比3.8ポイントのマイナス幅拡大を見込んでいる。業種別では、全8業種中、5業種で低下見込みであり、とりわけ旅館・ホテルでは20ポイント近いマイナス幅拡大見通しとなっている。地域別では、全11地域中、北陸、首都圏の2地域で改善を見込む一方、北海道、中国、四国など9地域で低下を見込んでいる。

6. 建設業

○2四半期連続で10ポイント超改善

今期の業況判断D.I.は、前期比10.4ポイン

図表10 建設業 主要判断D.I.の推移



ト改善のプラス21.1と、2四半期連続で10ポイント超の改善となった(図表10)。11年7～9月期以来、10四半期連続での改善となった。前年同期比売上額判断D.I.は前期比9.8ポイント改善のプラス28.6、同収益判断D.I.も前期比7.4ポイント改善のプラス14.5となった。

○全11地域で業況がプラス水準に

業況判断D.I.を請負先別でみると、官公庁、大企業、中小企業、個人の全てで改善した。官公庁は6四半期、個人は3四半期、他は2四半期連続の改善となった。地域別にも全ての地域で改善し、全11地域の業況判断D.I.がプラス水準となった。

○9地域で改善一服の見通し

来期の予想業況判断D.I.は、今期実績比7.2ポイント低下のプラス13.9を見込む。請負先別では、全4先で低下する見込みである。地域別には、首都圏で改善、東海で横ばい見通しとなっている一方、残る9地域では改善一服を見込んでいる。

7. 不動産業

○業況は小幅改善

今期の業況判断D.I.は、プラス7.1と、前期比0.3ポイントの小幅改善となった(図表11)。前年同期比売上額判断D.I.は前期比4.5ポイント改善のプラス11.7、同収益判断D.I.は前期比4.5ポイント改善のプラス9.1となった。

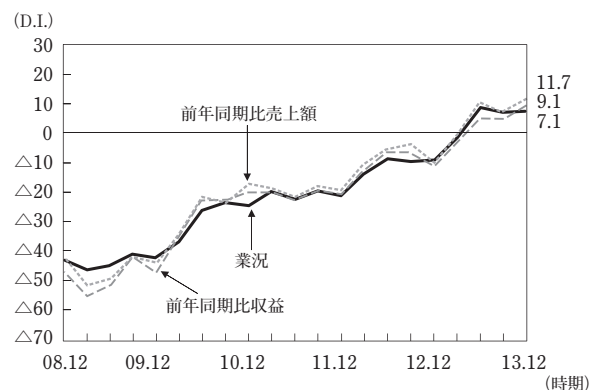
○全11地域中4地域で改善

業況判断D.I.を業種別でみると、全5業種中、貸家など3業種で悪化したものの、貸事務所横ばい、仲介で改善となった。地域別では、全11地域中、北海道など6地域で悪化したものの、九州北部で横ばい、東海、近畿、中国、南九州で改善となった。

○改善見通しは2地域のみ

来期の予想業況判断D.I.は、今期実績比3.6ポイント低下のプラス3.5を見込む。業種別では、貸事務所と貸家を除く3業種で低下する見込みである。地域別では、全11地域中、首都圏と九州北部で改善を見込んでいる。

図表11 不動産業 主要判断D.I.の推移



特別調査 平成26年の経営見通し

○景気見通しは劇的に改善

平成26年の我が国の景気見通しについては、「良い」（「非常に良い」・「良い」・「やや良い」の合計）と回答する割合が30.7%、「悪い」（「やや悪い」・「悪い」・「非常に悪い」の合計）が29.5%となった（図表12）。この結

果、「良い（A）－悪い（B）」はプラス1.2と、1年前の調査（△73.0）と比べて劇的な改善となった。5年連続の改善となり、同一内容の調査を開始した第70回調査（平成5年見通し）以来、初めてのプラス転換となった。業種別では、建設業がプラス18.6、不動産

図表12 我が国の景気見通し

(単位：%)

		良い				普通	悪い				(A)-(B)
		(A)	非常に良い	良い	やや良い		(B)	やや悪い	悪い	非常に悪い	
全 体	26年見通し	30.7	0.4	4.0	26.3	39.8	29.5	21.9	6.5	1.0	1.2
	25年見通し	5.2	0.1	0.6	4.5	16.6	78.2	42.9	29.7	5.6	△73.0
	24年見通し	4.3	0.1	0.5	3.7	14.0	81.7	42.8	32.5	6.4	△77.4
	23年見通し	3.5	0.1	0.3	3.1	13.2	83.3	42.1	34.1	7.1	△79.8
	22年見通し	1.9	0.1	0.2	1.6	6.9	91.2	35.2	43.2	12.8	△89.4
	21年見通し	0.8	0.1	0.3	0.5	4.5	94.7	28.5	48.6	17.6	△93.8
地 域 別	北海道	34.4	0.1	5.2	29.1	39.0	26.6	19.8	6.0	0.8	7.8
	東北	30.9	0.3	4.8	25.8	33.2	35.9	26.1	8.6	1.2	△4.9
	関東	34.2	0.2	4.7	29.3	36.7	29.2	21.0	7.3	0.9	5.0
	首都圏	28.0	0.5	3.0	24.4	43.7	28.3	20.9	6.3	1.2	△0.3
	北陸	27.3	0.3	4.5	22.5	43.2	29.5	23.2	5.6	0.6	△2.2
	東海	33.0	0.2	4.2	28.5	35.5	31.5	24.4	6.4	0.7	1.4
	近畿	30.8	0.5	3.5	26.8	39.4	29.8	22.2	6.4	1.1	1.0
	中国	34.3	0.3	5.3	28.7	36.0	29.7	22.7	5.8	1.2	4.6
	四国	27.9	0.5	3.3	24.2	39.3	32.8	26.0	6.3	0.5	△4.9
九州北部	九州北部	36.2	0.0	6.6	29.7	39.2	24.5	19.1	4.6	0.8	11.7
	南九州	28.5	0.4	3.7	24.4	42.4	29.1	19.5	8.4	1.2	△0.6
従 業 員 規 模 別	1～4人	22.0	0.4	2.6	19.0	42.3	35.6	25.4	8.8	1.5	△13.6
	5～9人	29.0	0.4	3.5	25.1	40.7	30.3	22.8	6.2	1.3	△1.3
	10～19人	33.5	0.5	4.6	28.4	39.1	27.4	20.4	6.4	0.6	6.1
	20～29人	37.4	0.4	4.8	32.3	38.2	24.4	18.6	5.0	0.7	13.1
	30～39人	42.4	0.3	6.0	36.2	33.9	23.7	18.6	4.4	0.6	18.8
	40～49人	39.5	0.3	6.3	32.9	36.9	23.6	18.7	4.5	0.3	15.9
	50～99人	41.1	0.1	4.2	36.8	38.0	20.9	17.7	3.0	0.1	20.2
	100～199人	45.8	0.0	8.3	37.5	33.6	20.6	17.7	2.5	0.4	25.3
	200～300人	45.8	0.0	7.5	38.3	39.2	15.0	13.3	1.7	0.0	30.8
業 種 別	製造業	30.9	0.4	3.8	26.7	39.3	29.8	22.3	6.6	1.0	1.0
	卸売業	30.1	0.3	3.5	26.4	39.6	30.3	22.8	6.6	0.9	△0.2
	小売業	22.9	0.4	2.9	19.6	39.9	37.2	26.4	9.3	1.5	△14.2
	サービス業	27.5	0.4	4.0	23.1	42.4	30.0	21.5	7.4	1.1	△2.5
	建設業	40.4	0.4	5.9	34.1	37.8	21.8	17.5	3.7	0.7	18.6
不動産業	35.4	0.2	4.4	30.8	42.2	22.3	18.1	3.7	0.6	13.1	

業がプラス13.1と2桁のプラス水準となり、平成26年の我が国の景気見通しに大きく寄与している様子がうかがえる。

連続の改善となり、自社の業況見通しも明るさを増している。

地域別、従業員規模別、業種別のいずれも前年と比較し改善している。なかでも、従業員規模別では、従業員20人以上の階層がプラス転換となった。しかしながら、従業員1～4人の階層は△26.0と前年と比べて大幅に改善したものの、相対的には低水準となっており、依然として規模間での格差は残っている。

○自社の業況見通しも明るさを増す

平成26年の自社の業況見通しを「良い (A)－悪い (B)」で見ると、1年前の調査に比べて35.9ポイント上昇の△9.8となり、大幅に改善した (図表13)。景気見通しと同様、5年

図表13 自社の業況見通し

(単位：%)

		良い				普通	悪い				(A)-(B)
		(A)	非常に良い	良い	やや良い		(B)	やや悪い	悪い	非常に悪い	
全 体	26年見通し	21.7	0.4	2.8	18.5	46.8	31.5	24.0	6.5	1.0	△9.8
	25年見通し	9.7	0.2	1.3	8.2	35.0	55.3	37.1	15.4	2.8	△45.7
	24年見通し	9.1	0.1	1.2	7.8	31.6	59.3	40.0	16.1	3.2	△50.2
	23年見通し	7.5	0.1	1.0	6.4	28.0	64.5	41.2	19.0	4.2	△57.0
	22年見通し	4.2	0.1	0.6	3.6	18.9	76.9	42.4	27.2	7.3	△72.7
	21年見通し	3.0	0.1	0.5	2.4	17.5	79.5	43.3	27.8	8.4	△76.5
地 域 別	北海道	21.6	0.1	2.7	18.8	48.9	29.5	23.1	5.4	1.0	△7.8
	東北	21.5	0.2	3.0	18.3	39.6	38.9	29.8	7.9	1.2	△17.4
	関東	24.6	0.4	2.9	21.2	44.6	30.8	22.3	7.8	0.6	△6.2
	首都圏	20.5	0.5	2.5	17.4	49.0	30.6	23.0	6.3	1.2	△10.1
	北陸	18.6	0.5	1.7	16.4	47.9	33.5	25.4	7.5	0.6	△15.0
	東海	23.6	0.5	3.1	20.0	42.6	33.8	27.1	5.8	0.8	△10.2
	近畿	23.0	0.5	2.9	19.6	45.7	31.3	23.7	6.5	1.1	△8.3
	中国	23.4	0.2	4.3	18.9	43.0	33.6	25.7	6.1	1.7	△10.1
	四国	17.5	0.2	1.4	15.9	48.5	34.0	26.6	7.2	0.2	△16.6
九州北部	九州北部	25.2	0.3	4.1	20.8	51.6	23.2	18.0	4.6	0.7	2.0
	南九州	18.9	0.1	2.5	16.3	51.7	29.5	21.9	6.8	0.7	△10.6
従 業 員 規 模 別	1～4人	12.7	0.4	1.4	10.8	48.7	38.6	27.8	9.3	1.5	△26.0
	5～9人	21.6	0.3	2.6	18.7	46.0	32.4	24.7	6.5	1.1	△10.7
	10～19人	25.4	0.6	3.6	21.2	46.4	28.2	22.0	5.4	0.8	△2.9
	20～29人	28.8	0.6	3.5	24.7	46.4	24.8	20.4	4.0	0.4	3.9
	30～39人	31.7	0.1	4.3	27.4	43.5	24.8	19.9	4.6	0.3	7.0
	40～49人	28.0	0.3	4.5	23.1	46.2	25.8	22.4	2.8	0.7	2.2
	50～99人	33.1	0.4	4.0	28.7	44.1	22.8	18.6	3.7	0.5	10.3
	100～199人	32.1	0.4	4.7	27.1	45.5	22.4	17.7	4.3	0.4	9.7
	200～300人	29.2	0.0	2.5	26.7	44.2	26.7	25.0	1.7	0.0	2.5
業 種 別	製造業	23.3	0.5	2.9	19.9	45.1	31.7	24.1	6.6	1.0	△8.4
	卸売業	19.5	0.2	2.0	17.4	47.6	32.8	25.6	6.4	0.8	△13.3
	小売業	13.4	0.2	1.8	11.5	44.9	41.7	30.3	9.7	1.8	△28.3
	サービス業	18.0	0.4	2.7	14.9	49.6	32.4	24.3	7.0	1.1	△14.4
	建設業	31.6	0.8	4.4	26.3	47.1	21.3	17.2	3.5	0.6	10.2
不動産業	25.3	0.4	3.1	21.8	51.8	22.9	19.5	3.1	0.3	2.4	

○売上額見通しは7年ぶりにプラス転換

平成26年の自社の売上額見通し（伸び率）を「増加(A)－減少(B)」で見ると、1年前の調査に比べて27.8ポイント上昇のプラス10.3となり、第126回調査（平成19年見通し）以来、7年ぶりにプラス転換となった(図表14)。

地域別では、前年と比較すると全ての地域で改善し、北陸(0.0)を除く10地域でプラス

転換となった。従業員規模別では、従業員5人以上の全ての階層がプラス転換となり、唯一マイナスとなった従業員1～4人の階層でも前年と比較すると24.3ポイントの大幅改善となっている。業種別では、小売業を除く5業種でプラス転換となり、唯一マイナスとなった小売業でも前年と比較すると20.8ポイントの大幅改善となっている。

図表14 自社の売上額伸び率の見通し

(単位：%)

		増加					変化 なし	減少					(A)-(B)
		(A)	30%以上	20~29%	10~19%	10%未満		(B)	10%未満	10~19%	20~29%	30%以上	
全 体	26年見通し	34.3	1.0	1.8	8.8	22.8	41.7	24.0	17.2	4.9	1.1	0.8	10.3
	25年見通し	22.5	0.6	1.1	5.1	15.7	37.4	40.0	27.1	9.4	2.4	1.2	△17.5
	24年見通し	22.8	0.7	1.5	5.5	15.2	34.6	42.5	28.2	10.0	2.6	1.7	△19.7
	23年見通し	21.2	0.9	1.4	4.9	14.1	32.4	46.4	29.8	11.3	3.2	2.1	△25.2
	22年見通し	15.5	0.9	1.3	3.9	9.4	25.5	59.0	31.6	17.0	6.0	4.3	△43.6
	21年見通し	12.0	0.5	0.6	2.9	8.0	23.2	64.7	35.4	18.8	6.2	4.3	△52.7
地 域 別	北海道	31.4	0.8	1.0	7.4	22.2	42.2	26.4	19.3	5.3	0.9	0.9	5.0
	東北	34.1	0.7	2.1	7.0	24.3	32.9	33.1	24.3	6.0	1.2	1.5	1.0
	関東	37.4	1.6	1.6	10.3	23.8	38.1	24.5	18.0	4.6	1.0	1.0	12.8
	首都圏	31.9	1.1	1.5	8.4	20.9	45.9	22.2	16.0	4.3	1.2	0.7	9.7
	北陸	28.4	1.2	0.8	8.6	17.8	43.2	28.4	22.3	4.5	1.1	0.5	0.0
	東海	37.6	0.8	2.3	8.4	26.2	37.2	25.2	17.6	6.1	0.8	0.7	12.4
	近畿	37.2	0.9	2.1	10.3	23.9	40.4	22.4	15.8	4.7	1.1	0.8	14.8
	中国	37.3	0.5	1.7	9.5	25.6	36.6	26.1	18.3	5.2	1.3	1.3	11.1
	四国	26.8	0.9	1.2	7.5	17.1	48.8	24.4	15.0	6.6	1.6	1.2	2.3
従 業 員 規 模 別	九州北部	37.5	1.5	3.0	9.9	23.1	45.0	17.5	13.4	2.6	0.7	0.8	20.0
	南九州	37.0	0.9	2.3	7.9	25.8	41.3	21.8	14.8	4.8	1.7	0.4	15.2
	1～4人	21.2	0.8	1.0	5.1	14.3	48.9	29.9	20.4	6.6	1.7	1.2	△8.7
	5～9人	34.6	1.2	1.8	8.9	22.7	41.4	24.1	17.4	4.8	1.1	0.7	10.5
	10～19人	39.7	1.1	2.1	11.4	25.1	38.2	22.1	16.1	4.3	0.9	0.8	17.6
	20～29人	41.9	1.3	2.6	10.6	27.3	39.3	18.8	14.1	3.1	0.8	0.8	23.1
	30～39人	46.0	1.0	2.1	10.7	32.2	35.1	18.9	14.3	3.6	0.5	0.4	27.1
	40～49人	46.6	0.8	2.4	11.3	32.1	34.4	19.0	15.1	3.0	0.8	0.1	27.6
	50～99人	51.1	1.1	2.0	12.4	35.6	32.7	16.2	13.1	2.6	0.3	0.3	34.8
100～199人	51.8	0.7	2.9	12.7	35.5	30.8	17.4	12.3	4.0	0.7	0.4	34.4	
業 種 別	200～300人	45.8	0.0	2.5	11.7	31.7	37.5	16.7	12.5	2.5	1.7	0.0	29.2
	製造業	36.5	0.8	1.9	9.9	23.9	41.1	22.4	16.0	4.5	1.1	0.8	14.2
	卸売業	34.7	0.6	1.1	7.4	25.6	39.7	25.7	19.4	5.2	0.8	0.3	9.0
	小売業	23.8	0.6	0.8	5.4	17.0	43.9	32.3	23.3	6.6	1.4	1.0	△8.4
	サービス業	31.3	0.9	1.2	6.4	22.9	44.4	24.3	18.1	4.6	0.7	0.7	7.0
建設業	44.0	2.1	3.0	13.2	25.7	38.1	17.9	11.0	4.3	1.5	1.1	26.1	
不動産業	34.7	1.5	3.4	9.3	20.5	44.5	20.8	15.0	3.4	1.3	1.0	13.9	

○業況改善は引き続き二極化の様相

自社の業況が上向き転換点については、「すでに上向いている」とする回答割合が1年前の調査に比べて5.0ポイント上昇し14.2%となった。また、「6か月以内」や「1年後」とする比較的前向きな回答の割合は、前年と比べてそれぞれ0.8ポイント、1.2ポイント上昇した。「すでに上向き」、「6か月以内」、「1年後」の回答割合の合計は40.3%となっており、

中小企業経営者のおよそ4割は平成26年を業況改善の年と見込んでいる。

一方、「業況改善の見通しは立たない」とする回答割合は、前年(31.3%)から3.4ポイント減少の27.9%と小幅改善したが、依然として3割近い水準となっている。分野別には、従業員4人以下の階層(42.2%)や小売業(38.7%)がそれぞれ高い水準となっており、業況改善は前年に引き続き、二極化の様子がうかがえる。

図表15 自社の業況が上向き転換点

(単位：%)

		すでに上向き	6か月以内	1年後	2年後	3年後	3年超	業況改善の見通しなし
全 体	26年見通し	14.2	9.7	16.4	11.0	11.2	9.7	27.9
	25年見通し	9.2	8.9	15.2	11.3	11.9	12.2	31.3
	24年見通し	9.2	8.7	14.9	12.2	12.9	12.9	29.3
	23年見通し	7.1	7.0	15.0	14.2	14.3	12.5	29.9
	22年見通し	4.7	7.1	17.0	17.1	16.2	12.0	25.9
	21年見通し	3.9	5.6	16.6	17.7	17.8	13.3	25.1
地 域 別	北海道	16.0	7.0	13.8	10.0	11.2	10.9	31.1
	東北	19.2	11.2	15.5	9.3	9.0	7.7	28.0
	関東	17.1	12.1	17.7	10.6	8.6	8.8	25.1
	首都圏	11.0	8.0	16.3	11.7	12.2	11.3	29.5
	北陸	13.7	7.0	17.4	11.1	12.4	10.4	28.0
	東海	17.9	12.3	17.1	11.2	9.3	8.0	24.3
	近畿	15.1	11.5	18.5	11.5	11.1	8.8	23.4
	中国	16.4	11.6	14.0	10.6	10.6	7.3	29.5
	四国	8.5	7.8	11.6	8.5	15.8	9.7	38.2
九州北部	九州北部	13.8	8.6	17.2	9.5	11.8	9.8	29.4
	南九州	12.2	8.8	15.7	11.7	10.8	9.5	31.3
従 業 員 規 模 別	1～4人	7.1	6.1	12.4	9.4	11.1	11.8	42.2
	5～9人	13.5	10.2	17.4	11.2	11.1	9.4	27.2
	10～19人	16.9	10.6	18.4	11.5	12.3	8.9	21.5
	20～29人	18.3	11.7	19.9	12.2	10.9	8.2	18.9
	30～39人	22.6	13.9	17.3	12.1	9.2	6.8	18.1
	40～49人	19.6	13.3	21.6	12.2	9.6	8.1	15.6
	50～99人	24.2	13.9	18.3	13.5	11.8	7.5	10.7
	100～199人	26.4	12.1	19.4	11.0	13.2	7.7	10.3
	200～300人	26.9	10.9	15.1	17.6	10.1	10.1	9.2
業 種 別	製造業	15.1	10.4	17.2	11.3	11.6	9.0	25.3
	卸売業	12.3	10.3	17.1	12.2	11.4	10.1	26.6
	小売業	7.3	6.5	15.5	10.8	10.5	10.8	38.7
	サービス業	10.2	9.4	16.6	11.2	11.4	9.8	31.4
	建設業	23.3	10.2	14.5	10.3	11.2	8.4	22.0
	不動産業	18.9	11.8	17.6	9.0	9.4	11.5	21.8

○東京五輪への期待は地域ごとにまちまち

東京オリンピック開催決定による自社の業況への影響や期待について調査したところ、「今後の間接的な影響に期待している (23.6%)」、「今後の直接的な影響に期待している (5.6%)」など前向きな回答割合の合計が3割を超えた。ただ、「あまり期待していない (27.0%)」、「どちらともいえない (25.3%)」などの回答も一定割合みられるなど、受け止め方はまちまち

だった。

地域別にみると、首都圏、東海、関東、近畿などで「今後の間接的な影響に期待している」などの比較的前向きな回答割合が相対的に高い。一方、北海道、南九州、東北、中国などでは、「あまり期待していない」などの回答割合が相対的に高く、これらの選択肢の回答割合は、東京からの距離が遠くなるにつれて高まる傾向にある。

図表16 東京オリンピック開催決定による自社の業況への影響と期待

(単位：%)

		すでに直接的な影響あり	すでに間接的な影響あり	今後の直接的な影響に期待	今後の間接的な影響に期待	どちらともいえない	あまり期待していない	全く期待していない	その他
全 体		0.6	1.2	5.6	23.6	25.3	27.0	16.3	0.4
地 域 別	北 海 道	0.2	0.5	3.7	17.6	21.9	29.8	25.8	0.5
	東 北	0.2	1.5	3.1	18.7	23.3	30.2	22.2	0.8
	関 東	0.2	0.9	3.8	27.8	25.2	27.3	14.7	0.2
	首 都 圏	1.3	1.5	8.4	27.1	28.6	23.6	9.2	0.4
	北 陸	0.0	0.6	4.4	23.6	25.0	28.3	18.1	0.0
	東 海	0.5	1.6	5.1	25.4	22.6	28.0	16.6	0.3
	近 畿	0.3	1.3	5.4	24.4	25.0	26.5	16.6	0.4
	中 国	0.5	0.8	3.8	19.2	22.2	31.2	21.2	1.2
	四 国	0.0	0.2	4.7	18.0	26.4	26.9	23.8	0.0
九 州 北 部	0.7	2.3	4.4	19.8	25.2	27.2	20.4	0.0	
南 九 州	0.4	0.6	3.6	16.5	22.9	32.3	23.1	0.6	
従 業 員 規 模 別	1～ 4人	0.4	0.8	3.9	16.9	25.3	31.1	21.3	0.3
	5～ 9人	0.6	1.4	5.3	22.5	25.4	26.9	17.2	0.6
	10～ 19人	0.5	1.6	6.3	26.6	24.4	26.3	14.2	0.3
	20～ 29人	1.0	1.5	5.7	27.5	25.6	25.2	13.3	0.2
	30～ 39人	0.5	1.3	7.9	29.2	26.2	22.0	12.7	0.3
	40～ 49人	1.1	1.7	6.5	28.6	25.9	22.7	12.7	0.7
	50～ 99人	0.5	0.7	8.8	36.1	26.1	20.8	6.6	0.4
	100～199人	1.4	2.5	10.5	34.3	26.7	16.6	7.6	0.4
200～300人	0.8	2.5	11.7	35.8	22.5	24.2	2.5	0.0	
業 種 別	製 造 業	0.6	0.9	6.0	28.3	26.0	25.4	12.4	0.2
	卸 売 業	0.4	1.1	4.9	23.0	26.9	27.4	15.9	0.4
	小 売 業	0.3	0.5	3.4	17.8	23.7	31.8	22.2	0.3
	サ ー ビ ス 業	0.6	0.7	5.8	19.5	26.0	26.7	20.4	0.3
	建 設 業	1.0	2.8	8.2	24.3	23.8	23.9	15.2	0.9
不 動 産 業	0.8	2.4	4.8	22.8	24.9	28.4	15.4	0.5	

「調査員のコメント」から

全国中小企業景気動向調査表には、「調査員のコメント」として自由記入欄を設けている。ここでは、本調査の調査員である全国の信用金庫営業店職員から寄せられた声の一部を紹介する。

(1) 今後を見据えた対応

- ・東北の震災復興の本格化により、当面は安定した受注を確保できる見込みである。この他にも、アジア進出を本格化させるために海外事務所を設置するなど、将来を見据えた事業活動を展開している。(水門設備製造 広島県)
- ・天候不順等により原材料価格は依然として高騰傾向にある。豆腐を使用した惣菜や菓子なども製造することで差別化を図り、新規顧客獲得を目指す。(豆腐製造 神奈川県)
- ・大型スーパーやコンビニ等との競合が激化するなか、学校、病院、高齢者向け施設、ホテルといった大口取引先を固定客として確保する戦略をとっている。(青果物・食料品卸売 山形県)
- ・景気低迷により、接待や宴会の利用客が減少し、厳しい状況にあるなか、女性客をターゲットとしたメニューを設定して集客を図っている。(老舗とんかつ店 愛知県)
- ・商圏内にドラッグストアが3店舗オープンし、大きな脅威となっている。現在、売上・収益の向上と仕事の効率化を図るべく、従業員でプロジェクトチームを結成し、経営改善に取り組んでいる。(食料品・酒類・雑貨小売 新潟県)
- ・県内での受注が減少しているため、東北で震災復旧工事を行っている。残存する県内での工事が完了したのち、東北での工事に完全移行する予定である。今後数年は、東北での安定した受注が見込まれる。(建設 土木工事業 三重県)
- ・消費税増税前の駆け込み需要で物件が不足している。沿岸の復興が徐々に進んでいることから、沿岸地域の情報収集を強化し、商機を逃さないようにしたい。(不動産管理・仲介業 岩手県)

(2) 直面する困難、試練

- ・当面は、東京オリンピック開催決定を受けての道路設備関連の受注が見込めるものの、土木工事の溶接、製缶板金業はバブルの様相を呈しており、今後どこまで継続するかは懸念材料である。また、人員不足が慢性化しており、今後の課題である。(建設・建築用金属製品製造 神奈川県)
- ・受注はあるものの、同業者間の価格競争は依然として激しく、利益の確保が今後の課題である。(板ガラス製造 徳島県)
- ・道路の工事終了・開通にともない、工事関係車両への給油が減少しただけでなく、市街へのアクセスが良くなったことから、地域の顧客が単価の低い市街地のガソリンスタンドに流れる傾向にある。(ガソリン小売 三重県)
- ・産業クリーニングは横ばいであるが、ホームクリーニング等の個人客は減少傾向にある。ボイラー等の燃料費高騰により、資金繰りが厳しい。(クリーニング業 岡山県)
- ・県内の豪雨被害復旧工事のために受注高は増加しているものの、人手不足、材料費・燃料費高騰により利幅が薄く、厳しい状況にある。(土木工事 福井県)
- ・これまで仕入価格の上昇傾向を受けて商品物件の仕入を控えてきたことから、在庫が不足しており、売上・利益の確保が難しくなっている。(不動産仲介業 大阪府)

(3) 特別調査のテーマ（平成26年の経営見通し・東京オリンピック開催決定による自社の業況への影響や期待）に関するもの

- ・東京オリンピックの開催決定により、高速道路の工事の際に使用する足場、吊りチェーンの受注が増加しつつある。
(鎖製品製造 兵庫県)
- ・アベノミクスの効果が表れ始めており、今後も引続き消費意欲が増大していくことを期待している。
(書籍小売 静岡県)
- ・今冬以降、大口のマンション建設工事の受注が確実であり、業況は安定推移する見込みである。大規模な駅ビル工事の影響もあり、県内では資材価格の高騰、人手不足が続いている。
(総合建設業 大分県)
- ・東京オリンピック開催決定を受け、関西の建設業者の東京進出が進み、地域の公共工事等が手薄になってしまうことを懸念している。
(鉄筋工事業 大阪府)
- ・今年は、過去最高の土地売買高となったが、地価が低いため利益はそれほど出なかった。来年もこの傾向は続く見通しである。
(不動産 仲介・管理 青森県)

(4) その他

- ・全国的な木材価格の上昇を受け、地域の山林所有者の伐採への意欲が高まっている。
(ひのき建築製品製造 三重県)
- ・震災前は、沿岸からの直接仕入も多かったが、現在ではほとんどない。販売先の小売店もかなり被災しており、まだ本格的な回復には至っておらず、都市部、内陸部を中心に販路拡大に向けた努力をしている。
(海産物卸売 宮城県)
- ・個人へのビジネス用文房具の売上が増加している。企業が備品の支給を減らす傾向にあるなか、「せっかく自分で買うなら多少高価でも良いものが欲しい」と考える消費者が増えているものとみられる。
(本・文具小売 青森県)
- ・和食が無形文化遺産になったことで、注目が集まって売上が増加することを期待している。
(飲食業 愛知県)
- ・公共工事、民間工事の発注増の影響から、当社への海上輸送依頼も増加しているが、船舶数の減少により当社が輸送を発注する際の単価が上昇傾向にあり、利幅が徐々に縮小しつつある。
(海運業 広島県)
- ・観光客の宿泊はほとんどなく、原発事故にともなう賠償金や警察関係者の宿泊などで、売上減少分を何とかカバーできている状況である。
(旅館業 福島県)
- ・高齢者向け施設の工事受注が好調であり、当社の業績を支えている。
(内装工事 北海道)
- ・消費税増税前の駆け込み需要の影響もあって、土地や中古住宅を求める顧客が増加している。そのなかでも、高台の物件へのニーズが特に高まっている。
(不動産仲介業 宮崎県)

※本稿の地域区分のうち、関東は茨城、栃木、群馬、新潟、山梨、長野の6県。首都圏は埼玉、千葉、東京、神奈川の1都3県。東海は岐阜、静岡、愛知、三重の4県。九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県。南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の5県。

日本中小企業学会第33回全国大会 国際交流セッション講演抄録

高知短期大学

梅村 仁

日本中小企業学会会員

共通論題

「アジア大の分業構造と中小企業—アジア共生時代の日本中小企業の行方—」

2013年9月14日(土)から9月15日(日)にかけて、日本中小企業学会第33回全国大会が名城大学(名古屋市)にて開催された。大会の統一論題である「アジア大の分業構造と中小企業—アジア共生時代の日本中小企業の行方—」を掲げ、14日午後には、国際交流セッション(信金中央金庫協賛)が執り行われた。

冒頭の信金中央金庫 地域・中小企業研究所 藤野次雄所長の挨拶に続いて、同セッションでは青山学院大学の港徹雄教授と中京大学の寺岡寛教授が座長となり、ベトナム計画投資省企業開発庁副局長の Nguyen Trong Hieu氏、泰日経済技術振興協会前会長・国家計量標準機関所長の Prayoon Shiwattana氏、愛知中小企業家同友会代表理事・エイベックス(株)取締役会長の加藤明彦氏による報告が行われた。以下、報告内容について紹介する。



国際交流セッションで挨拶する藤野所長



日本中小企業学会が開催された名城大学

報告1: 「Development of Vietnamese SMEs in the strategy of economic-social development to 2020 and circumstance of building up of the AEC」

ベトナム計画投資省企業開発庁副局長

Nguyen Trong Hieu 氏

本日の内容は、3部構成になっている。第1部でベトナムでの社会経済の発展・その概要について、第2部に社会経済発展戦略の実施における中小企業に対する支援について、第3部でアジア経済に対するASEAN経済共同体の、その中での中小企業の振興などについて話をしたい。

1. ベトナムでの社会経済の発展・その概要

まず、ベトナムの基本情報について申し上げる。面積は約33万平方km、人口は約9,000万人であり、うち、14歳以下が26%、15歳以上64歳以下が68%を占める。国民全体に占める労働人口の割合は、46.5%である。また、識字率は94%以上である。GDPは2012年時点で1,553億ドル、1人あたりGDPは1,747ドルである。

過去10年、ベトナムの経済は大きく進展した。これは社会経済発展戦略というのが2001年から2010年まであり、これが効を奏したと思われる。また、非常に重要なのは、この期間にベトナムが低所得国から中所得国になることができたということである。この間の平均成長率は7.3%前後に達し、大きな経済成長を実現できた。その一方、不十分なところも多い。例えば、効率性、生産性、競

争力といったところは依然として低い。さらに、マクロ経済バランスも不安定である。

これを踏まえベトナムは、2011年から2020年を対象とした社会経済発展戦略を策定した。

この戦略の中身として、特に重要な三つのブレイクスルー（突破口）について、紹介したい。一つ目は、競争をしていく上で平等な土俵を企業に対して提供すること。二つ目に、特に科学技術や研究開発を担う人材を中心に、人的資源を開発すること。三つ目に、輸送システムや主要大都市のインフラを整備することである。

先ほど、過去の成長率を7~8%と申し上げたが、2011年は5.8%、2012年は5.0%、2013年は第1四半期が4.5%、第2四半期が5.0%と、これまでと比べると少し見劣りする状況である。成長戦略を実行するに当たっては困難なこともあり、苦戦している状況である。

次に、経済成長にとって重要である海外からの直接投資（FDI）は、増加傾向にある。特に、ベトナムがWTOに加入した2008年には、登録ベースで2007年比で3倍以上の投資があった。その後は金融危機などにより大きく落ち込んでしまったが、2013年度は、前年度ベースで20%ほどアップすることを見込んでいる。海外からの直接投資は、経済発展

にとって非常に重要な原動力でもある。

海外との貿易も非常に重要である。2011年は、輸出が前年度比で33.3%増、輸入が24.7%増であった。2012年は、輸出が18.3%増、輸入が7.1%増であった。2013年は、輸出が15%増、輸入が大体10%増の見込みである。輸出全体に占める日本向けの割合は約16%であり、非常に重要なお客様となっている。

ベトナムは随分と発展したものの、まだその競争力は充分ではない。グローバルにみた競争力の指標に、Global Competitiveness Index、“GCI”がある。ベトナムの2012年から2013年度におけるGCIは、144か国中75位であった。前回は142か国中65位であったから、今回、少し順位を落としている。特に、先端技術の活用や企業レベルでの技術の吸収といった分野での順位が低い。

2. 社会経済発展戦略の実施における 中小企業に対する支援

2005年にベトナムで発令された企業法では企業（Enterprise）を、自身の企業名、資産、事務所を持ち、事業をするために現在の法令化で登録した経営体として定義している。また、重要なこととして、企業には三つのカテゴリーがある。一つ目はSOEsと書く国営企業。二つ目は民間企業。中小企業の98%はこの民間企業に属する。三つ目に、FDI企業がある。FDI企業は、ジョイントベンチャーで外資が入っているような企業もあるし、100%外資であったり、またベトナム企業で海外でオペレートしているような企業で

あるなど、外資が入っている企業と定義している。国営企業、民間企業、FDI企業の企業形態ごとのGDP寄与率は、2010年を例にすると国営企業33%、民間企業47%、FDI18%といったところである。

中小企業数は、2000年に約3万6千社だったが、2011年には約30万5千社にまで膨れ上がり、非常に大きな伸びをみせている。中小企業は雇用創出に大きな役割を果たしているうえ、納税を通じて国家予算にも大きく貢献している。また、中小企業を一括りにSMEsとまとめているが、ベトナムという国をみる場合、Small（小企業）やMedium（中規模企業）だけではなく、Micro（零細企業）がベトナム経済で非常に重要な役割を占めていることに留意しなければならない。中小企業のうち、零細企業は70%近くを占め、小企業は約30%を占める。中規模企業は2.2%と非常に数は少ないものの、競争力の観点から考えると、零細企業よりはやはり中規模の企業経済の方が強いし、また改善もなされていると考える。

ベトナムの中小企業の特に弱みについて触れると、まず、人材の質、量ともに問題がある。技術的なノウハウも少ないし、英語を含めて多言語を話せる人材が不足している。また、管理能力も低く、戦略的な計画というのも有していない。この要因として、中小企業の多くがファミリービジネスであることが大きい。今後、アジア各国がASEANに経済統合していった場合、こうした弱みを持つベトナムにとって、統合は大きな課題への挑戦に

なるのではないかと考えている。

また、中小企業の金融市場や国際市場へのアクセスが充分ではないことも非常に大きな問題である。そして法規制、ルールが存在するにもかかわらず、それらに対する十分な知識がないということも、今後改善しなければならない点である。

そのために、2009年、ベトナム政府は中小企業を包括的に支援するための政策を打ち出した。特に力点を置く分野として、①金融支援、②工場用地などの取得にかかる支援、③技術革新、④市場整備、⑤公共調達への参入、⑥情報提供や経営指導、⑦人的資源の開発、⑧中小企業の起業・育成があがっている。

3. ASEAN経済共同体と中小企業の振興

ASEAN経済共同体が2015年にいよいよ立ち上がり、物、サービス、資本、投資、そして熟練労働の流れが自由化されることになる。昨年のレポートによると、概ね80%が準備ができているということである。ASEAN経済共同体の中でも中小企業に対する活動が重要視されており、特に中小企業の国際化、マーケティング能力の向上が謳われている。融資を受ける機会の改善、早急な人材開発、地域の中小企業の発展、すなわちその起業・育成、ASEANにおける中小企業のサービスセンターの設立や、サービスデスクの設置などの必要があろう。最後にASEANの中小企

業地域開発ファンド設立の流れがある。

このような形でASEANの経済統合が進捗していく中で、ベトナムは、どのようにしてその状況を整備していかなければならないのか。

はじめに、中小企業を振興していくために法整備をしていく必要がある。次に重視しているのが、企業に対する新たな法整備である。これは一般的な企業関連法を充実させるということでもあり、特に中小企業に対しての法整備を急がなければならぬと考えている。

また中小企業ファンドへの支援活動、商業銀行における中小企業貸付残高の増加促進策などのようなメカニズムをしっかりと作っていかねばならない。組織に対する規制も整備していく必要があろう。

さらに、中小企業を支援し、その競争力を向上させていく必要がある。2011年から2015年の第二次五か年計画があり、それに基づいて近代化支援を行い、競争力を引き上げていこうと考えている。

加えて、既に首相にも進言している非常に重要な中小企業をサポートプログラムがある。中小企業に対してのサポートシステムやサポートポリシーをしっかりと充実して能力増強のためのプロジェクトを行っていかねばならないと考えている。

最後に、ベトナムは、1989年から今日に至るまで、日本からは多大な支援をいただいた。永きに渡る日本からの多くの技術支援に対してお礼を申し上げたい。

報告2: 「2015年にむけたASEAN経済共同体の発足とタイの中小企業」

泰日経済技術振興協会前会長・国家計量標準機関所長

Prayoon Shiwattana 氏

本日の内容は、5点ある。第一に、タイとアジアでの中小企業の位置づけ。第二に、タイ国内の政府関連の支援。第三に、技術や生産性改善に関係する民間組織による中小企業支援。第四に、タイの中小企業が現在置かれている危機的状況。第五に、比較的健闘しているタイの中小企業を、皆さんに紹介することとしたい。

1. タイとアジアでの中小企業の位置づけ

ASEANにおける中小企業の位置付けは、国によって多少異なるが、概ねGDP全体の30%~53%、輸出の19%~31%、職員の雇用の50~95%を占めている。

タイの場合、中小企業は、製造業、サービス業、卸売・小売業の3つに分類される。また、タイ国内には、約300万の事業所があり、99%が中小企業である。

2. タイ国内の政府関連の支援

タイ国の中小企業政策を担当する組織は、「OSMEP (中小事業振興事務局)」である。これは工業省の中の一つの独立法人であり、中小企業振興の方針と政策とを決定する部署である。次に、実行部隊であるが、主に二つある。一つは人材育成と生産性向上のための組織、「ISMED(Institute for small and medium

enterprises development、中小事業発展機構)」である。もう一つは金融関係で、「SME BANK (タイ中小企業開発銀行)」である。

最近の中小企業に関する議論として、これまで実施してきた政策は、全ての中小企業を無差別に、一律振興しようとするような考え方であったことが弱点だったのではないのかといわれている。今後は、ISMEDが重点分野を示し、全体の中小企業をどうやって選別し、どういうものを先に振興し、どういうものをもう少し時間が経ってから立ち上げさせるかということが課題である。また、人材育成の観点から、生産性・コストの管理や競争力の向上などのセミナーも開催している。

次に、SME BANKは、中小企業を中心に融資をしている。しかし、いわゆる不良債権が多いことが問題になっており、診断士の制度を利用して、適正な融資を出せるようにすることが課題である。一方で、最近では、融資先の中小企業をどのように見定めるのかの戦略を立てている段階である。

3. 民間組織による中小企業支援

ここでは、半官半民の組織として、1972年設立された日・タイ経済協力協会を紹介する。日本政府が通産省を通じて継続して支援してくれたことから徐々に成長し、様々な中

小企業、大企業に対し、人材育成など幅広い活動を行ってきた。そして5年前に泰日工業大学も設立している。

活動内容は、例えばセミナーとしては、日本からの「5S」や設備保全、品質管理、コスト管理、QC活動などについて、座学を中心に実施している。一種の啓蒙活動でもある。

また、コンサル事業も実施しており、日本から専門家を派遣したり、タイで定年退職した方々に依頼して、多くの企業で設備保全等のレクチャーを実施してもらっている。

次に、技術書の出版である。日本で比較的良好に売れている本とか、タイでの技術書とか、新しいものを年間20冊くらい出版している。日本でも比較的良好に売れている本として、「トヨタ流すごい仕事術」などは、タイでも1万部近く売れているだろう。また、品質の基礎となる測定についても、セミナーを実施し、正確な測定の保証に努めている。

次に、日・タイ経済協力協会が2013年から始めた新しい事業として、「J-SME」がある。日本の中小企業によるタイへの投資が進む中、投資が円滑に行われるよう支援することを目的に設置された。特に、日本の中小企業は、タイ国内の需要も分からず、また、できればタイの比較的良好な中小企業と組んで一緒に仕事がしたいと考えている。そうした関連の情報提供や連携を実施していることが特徴である。

4. タイ中小企業の危機的現状

タイの中小企業の現状について紹介すると、いくつか特徴がある。多くの発展途上国の中でもそう変わらないと思うが、第一に正確な会計制度がほとんど確立していない。企業の70%は簿記レベルが2級か3級程度である。税金対策を行うため、税務署に出す書類と個人が保有する書類は若干相違する。第二に、コスト換算はほとんどやらない。どの程度ストックを持っているか、まだどのくらいお金が回収できていないか、コストがどのくらいかということが分かる中小企業は半分あるかないかという印象である。第三に、マーケット開拓能力であるが、正直に言うとほとんど無いであろう。結局、そこまでの余裕がないのが実情である。第四に、人材の問題である。中小企業にはほとんど他に行けない人が来る。タイの場合もそう変わらない。だから一番最後に来るのが、他のところに行けないか、行ってもずっとは行かない、あるいはずっとは会社で働まらない人々である。こうした方々は、機会があったらまた他のところに移っていく。だから良い人が採れず、慰留もできない。会社にとっても悪循環である。そうしたことから、会社も育成もする必要がないから、せつかく来てもまた他のところに行くことになる。故に、人材育成という点では、ほとんど良い効果が出ていないであろう。第五に、技術的投資はほとんどしない。たとえば設備でも多くが中古品で、日本、中国、台湾などの機械を買って生産を行っている。

まとめると、大きく3点の危機がある。一つ目は、全般的な労働力不足がある。タイの自動車産業の工場は、多方面から人材を引っばってくる。そして、結果的に中小企業は、ほとんど人が採れなくなっている。

二つ目は、政府の政策である。最低賃金は、タイの場合、バンコクやチェンマイなどの各都市と小さい県の間ではばらつきがあるが、それを一気に全国的に300バーツ、大体1,000円位の賃上げを実施した。そのため、その対応に中小企業、特に労働集約型の中小企業が非常に困っている。

三つ目は、「AEC (ASEAN経済共同体)」である。AECの形成によって市場規模が6億人となる。中国とインドに次ぐ世界で3番目に大きい市場になることから、力を持つ企業にとってはビジネスチャンスとなる。ただ、弱い中小企業の場合、特に海外からドイツや日本などの大企業が入ってくると、大変厳しくなる。こうした点から、タイの中小企業には危機感が高まっている。

補足だが、1年前のタイ商工会議所の調査によると、290万の中小企業のうち、約6割が2015年のAECの形成に対してまだ準備できてないと回答している。その中の42.2%の中小企業が政府からの支援を待っている。自社がどうするかではなく、政府がどう支援するかという方針を待っているということである。また、約30%はAECに関して全く聞いたことがないと回答している。

第五に、比較的好くがんばっているタイの中小企業を紹介する。先ず断っておくが、こ

れらの中小企業は非常に稀な中小企業であり、タイの典型的な中小企業ではないと私は思っている。

一つ目の会社は、比較的小規模で従業員が150人程度であり、部品を作って自動車産業や空調などに供給している。この会社は、先ほど述べたように、政府の一律300バーツの賃金引上げに非常に困っており、また自社のパーツ一つにつき、多い時は10か所をわたらないと品質管理ができない。計って記録して、計ってまた記録する。すると両方の誤差がいくらでも出てくる。だから労力も非常にかかる。故に、この会社は計測技術を導入し、出力をリストに変換してコンピュータで分析する。エラーの有無について、計測後すぐに確認できる状況である。

二つ目の会社は、中規模の企業で、日本・欧米の自動車産業が生産ラインに必要とする組立用設備を製造している。いわゆる特注製品である。タイ国内では5社程度大きい企業があるが、この会社がその中で3番か4番目くらいである。この企業は、AECの形成を狙って、対外投資を考えている。つまり、こういう生産設備をAEC内の他の国にも作ろうと考えている。

また、その他に、タイの喫茶店やレストランなども紹介したい。

まず、喫茶店についてであるが、その特徴は、外国からコーヒー豆を輸入し、タイの国産コーヒー豆もある程度加えて、自社ブランド製品を作っていることである。現在国内に240店舗あり、大都市にはほとんどある。そ

の上に他のAEC加入国にも、すでに8か国に進出しており、そのうちシンガポール、マレーシア、インドネシア、カンボジア、ラオス、フィリピンに計47店舗出店している。

次に、タイ式のすき焼きレストランである。この会社は50年前に民営として始まって徐々に拡大して、現在全国に300店舗ある。日本には九州あたりに数店舗、多分10年前くらいに出店している。現在、シンガポール、マレーシア、インドネシアにも進出する計画がある。

また、タイのスナック菓子会社もある。台湾とかベトナム、そういう近隣の国々で採れたイカを使って加工したものがたくさんある。

最後に、美容クリニックについても紹介したい。タイだけで全国に100店舗。専門の医院も含めると200店舗。医師数3,500人。現在、ラオスやカンボジアに進出し、facebook等のSNSを通じて宣伝している。

以上、ご静聴に感謝し、結びとすることとしたい。

報告3:「激動の時代を乗り越える企業づくり～社員の成長が、会社発展のカギ～」

愛知中小企業家同友会代表理事・エイベックス(株)取締役会長

加藤明彦氏

1. エイベックス(株)の会社概要

現在、高精度の切削・研削加工により、オートマチックトランスミッションのスーパーバルブという部品を毎日約30万本、年間で7,000万本ぐらい生産している。社外からの認知ということで経済産業省などから、多くの賞をいただいている。例えば、2006年経済産業省「元気なモノ作り中小企業300社」に選定され、愛知県内で4社の中の1社に選ばれた。これは会社を誇るというのか、対外的に営業活動で「こんな賞をいただきますよ」ということのPRではなくて、中小企業でもこうして世界シェアをとれる会社である、そして何よりも社員が家族に自信を持って語ってもらえる会社になりたいと考えている。

2. 「経営者の覚悟」の履き違え

私が2代目で会社に入った時は「町工場に過ぎなかった。当時私は、大学で品質管理、いわゆるQCとIE、生産工学を学び、近代的な経営をやらなければいけないという熱意に燃えていた。大学卒業が1969年と、まさにモータリゼーションに乗る、高度成長の波に乗る直前くらいだった時代背景も大きい。しかし、思いを強めれば強めるほど、職人の社員との軋轢あつれきがどんどん出てきて、苦しい時代が20年間続いた。

飲みニケーションも大事だし様々な会話も大事だが、それだけでは社員と打ち解けられなかった。近代経営をやって新しい物を取り入れているが、従業員はなぜ私の考えを理解をしてくれないんだという思いがあった。そ

うした姿勢が結局20年間私自身を苦しめるとともに、社員も苦しんでいたのかもしれない。そうしたなか、『もとはこちら』という書籍と出会い、「結局は自分、全ての責任は自分にあるんだと、そんなに相手を変えたかったら自分が物の考え方を変えれば相手は変わったようになる」と教えられた。

それで「これはいけない」ということで、1992年にCI（コーポレート・アイデンティティ）に基づき、社名を「加藤精機」から「エイベックス」に変更した。私自身も世間で言う2代目の気持ちを捨て、1代目と2代目の真ん中である1.5代目を標榜した。これが会社の伸びるきっかけになった。また、1993年、愛知中小企業家同友会に入会し、「人間尊重の経営」について学び、これまでと全く違うものの発想、人間とは何かについて考えようになった。

1996年には同友会の共同求人にも参加し、以降、大卒採用をコツコツとやってきた。採用した大卒社員はすぐには花開かなかったものの、6~7年経ってからぐっと成長してきた。その後、会社の業績もリーマンショックによる落込みも乗り越えて伸びてきた。これはひとえに同友会で学んだ人材育成によるものである。同友会でしっかり学んだことがこういう急激な業績の伸びと回復につながったのではないかと思っている。

3. 自動車を取り巻く環境

短期的にみると、2008年秋のリーマンショック以降、自動車業界は、社会変動によ

る影響を他業態に増して受けている。具体的には、2009年から10年にかけて米国を中心にした発生したリコール問題、2011年の東日本大震災、同年秋のタイの洪水、2012年の中国の尖閣問題である。リーマンショック後まだわずか5年だが、生産ストップ、ラインストップに追い込まれるような難題がまるで津波のように繰り返し押し寄せてくる。

一方、長期的にみれば、グローバル化の大きな変化が進行している。生産面では、現地生産がどんどん進んでいる。販売面では、東南アジア圏の市場の伸びを考慮すると、売上の確保という点では、やはり新興国が注目されている時代だと認識をしなければいけないかなと思う。

4. 経営姿勢—『克ち進む経営』の本質は、「経営に王道なし」

経営姿勢として、「生き残る経営」「勝ち残る経営」「克ち進む経営」の三つについて話したい。

かつては、「生き残る経営」をやってきた。つまり、自社の業況が悪いのは、経済が悪く、自動車業界の業況も悪いためである。自分達では何ともならない、業界が回復するまで待つしかない。そういった考え方を持っていた。しかし、これからは生き残る経営はもうありえないだろうと思う。

では、「勝ち残る経営」はどうか。これは、他社に勝てたから自社に先に仕事が入った、この繰り返しで、シェアアップを図っていく経営である。ところが、この空洞化でど

んどん仕事が減少し、また、こちらが力をつけても他社がすぐに飛び越えてしまう。そして振り返ったらもう仕事がないという状態である。つまり、ライバルにいくら勝っても、市場環境が変われば必ずしも仕事は継続的にあるものではない。だから「勝ち残る経営」、つまり、ライバルに勝てば必ずばら色の人生があるというのは、これもありえない時代に来たなとそんなふうに思っている。

最後に、「克ち進む経営」である。リーマンショック後の回復に取り組んでいるうちに気が付いたのは、「己に克つ」という事である。要は、経済環境や競合企業等の外部要因に責任を転嫁せず、SWOT分析（自社の強み、弱み、機会、脅威）を徹底していくことが重要である。脅威については、脅威が逆にチャンスになるんじゃないかと考え、新しい市場の創造に取り組んでいる。これも海外戦略と実は絡んでいる。

5. 経営戦略—今の時点では、海外進出しない

世の中が大きく変化しているので、今考えていることが本当に10年後に通じないかもしれない。あくまで、現段階の意思決定として、海外には出ず、国内で足元を固めるということしか言えない。ここでは、国内で足元を固めるという意思決定について、「市場創造」と「人材育成」という2つの視点から説明したい。

まず、市場創造については、国内でできる分野がまだ多く存在する。具体的には、①他

県への進出。現在の売上の大半を愛知県を中心とした地域で稼いでおり、他県進出の余地がある。②営業力の発揮。自動車関連に限定しても、未取引の国内メーカーがたくさんある。これまで、御用聞き営業しかやってなかったのではないか。③新分野への進出。今後も自動車が売り上げの中心となるが、今までの強みである「高精度切削・研削加工」の持つ技術力・管理力を他分野でも活かせるのではないか。④海外新規顧客への営業活動。「グローバル新規事業開拓室」を設立し、国内に留まりつつ、海外新規顧客と取引ができる営業活動をする。

次に、人材育成においては、ものづくりの原点を忘れないことが重要である。具体的には、①「暗黙知の技能」の向上。ものづくりの世界は、「機械屋」と「刃具屋」まかせでただ加工作業をするだけの「加工屋」が中心となりつつあるが、「加工屋」には「暗黙知の技能」がない。②「鍛冶屋」の標榜。①と関連し、我々は「加工屋」ではなく、自前で技能や技術の構築をする「鍛冶屋」である。③「自ら考え、行動する」人間の育成。日本人の文化や風土を活かし、やらされ感ではなく、「自ら考え、行動する」人間を育てる。

弊社が国内にとどまることを可能にする条件は、こだわりを追求していくなかで市場創造と人材育成を推し進めていくことだと考えている。

6. 国内にとどまる他の中小企業への アドバイスは何か

一点目は、本当に会社にとって必要で正しい情報がとれているか。例えば、空洞化など何をデータとして持っていて、何の根拠で言っているのか。

二点目に、社員の立場で考える。会社の都合で考えてないか。売上確保するために海外に行かなくてはならない、これは勝手な経営者の考えではないか。社員と一体になって考えて、やっぱり行こうとなれば良いと思う。

三点目に、日本の生産技術開発、ここに重点を置くべきではないのか。今海外に進出できるのは、先程言ったように日本の高い技術を前提として、弱い国に進出しているためではないか。もっと先進国に行ったら果たして

通じるのか。

四点目に、本来の中小企業のあり方と規模を考えているか。中小企業は、まさに地域社会で「生活と経済の両輪」を担っている。中小企業は住民がいなければ生きられない。これは今回の福島の災害で充分認識してるはずである。ここを忘れて、自分の所の会社だけ海外に行くことが正しいあり方であろうか、住民は、本当にこれで「生活」ができるのだろうか。

中小企業憲章には、「中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役である。」とある。中小企業のあり方というのは、やはり地域と共にあるべきである。今後はやはり中小企業憲章に基づいた行動をすべきではないのか、原点として私の中にはある。

地域・中小企業関連経済金融日誌（2013年12月）

- 6日 ● 金融庁、「地域銀行の平成25年9月期決算の概要」を公表 資料1
● 金融庁、「主要行等の平成25年9月期決算の概要」を公表 資料2
- 9日 ○ 金融庁と中小企業庁、「経営者保証に関するガイドライン」を周知
- 10日 ○ 金融庁、いわゆる二重債務問題への対応をはじめとする被災者支援の促進について金融機関関係団体等に要請
- 11日 ○ 金融庁、「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について、金融機関関係団体等に要請
- 12日 ○ 中小企業庁、「第134回中小企業景況調査（2013年10－12月期）」の結果を公表 資料3
- 13日 ● 中小企業庁、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を強化 資料4
- 16日 ● 日本銀行、全国企業短期経済観測調査（短観、2013年12月）を公表 資料5
- 20日 ● 金融庁、中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要を公表 資料6
● 中小企業庁、「平成26年度税制改正における中小企業・小規模事業者関係税制の概要」を公表 資料7
- 24日 ● 金融庁、「平成26年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目」について公表 資料8
○ 総務省、「平成26年度地方財政対策のポイント及び概要」を公表
● 総務省、「平成26年度地方債計画」を公表 資料9
- 25日 ● 中小企業庁、「がんばる中小企業・小規模事業者300社」および「がんばる商店街30選」を選定 資料10
- 26日 ● 金融庁、金融機関における貸付条件の変更等の状況について公表 資料11
● 中小企業庁、小規模企業の範囲を弾力化する政令を制定 資料12
● 中小企業庁、中小企業・小規模事業者の数（2012年2月時点）の集計結果を公表 資料13
○ 中小企業庁、「中小企業・小規模事業者のための消費税の転嫁万全対策マニュアル」を公表

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。

「●」表示の項目については、解説資料を掲載している。

(資料1)

金融庁、「地域銀行の平成25年9月期決算の概要」を公表（12月6日）

金融庁は、地域銀行の2013年9月期決算の概要を公表した。

実質業務純益が貸出金利息の減少および債券等関係損益の悪化等により減少する一方で、中間純利益は、与信関係費用の減少や株式関係損益の改善等により増加した。

また、2013年3月期と比較して、不良債権比率は低下、自己資本比率は上昇した。

地域銀行の2013年9月期決算の概要

(単位：億円)

	2011年9月期	2012年9月期	2013年9月期	前年同期比
業務粗利益	24,914	24,811	24,173	△ 638
資金利益	21,302	20,636	20,614	△ 22
役務取引等利益	2,306	2,286	2,573	287
債券等関係損益	1,017	1,460	623	△ 837
経費	16,064	15,850	15,811	△ 39
実質業務純益	8,849	8,961	8,361	△ 600
与信関係費用	1,054	1,411	695	△ 716
株式等関係損益	△ 928	△ 1,681	734	2,415
中間純利益	4,345	3,967	5,783	1,816
貸出金（末残）	208.8兆円	215.2兆円	220.9兆円	5.7兆円

(備考) 1. 地方銀行64行、第二地方銀行41行および埼玉りそな銀行の合計
2. 金融庁資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131206-1.html> 参照)

(資料2)

金融庁、「主要行等の平成25年9月期決算の概要」を公表（12月6日）

金融庁は、主要行等の2013年9月期決算の概要を公表した。

実質業務純益が債券等関係損益の悪化等により減少する一方で、中間純利益は、与信関係費用の減少（貸倒引当金戻入益や償却債権取立益の増加）や株式関係損益の改善等により増加した。

また、2013年3月期と比較して、不良債権比率は低下、自己資本比率は上昇した。

主要行等の2013年9月期決算の概要

(単位：億円)

	2011年9月期	2012年9月期	2013年9月期	前年同期比
業務粗利益	33,508	34,443	32,411	△ 2,032
資金利益	19,427	18,911	19,937	1,026
役務取引等利益	5,927	5,983	7,180	1,197
債券等関係損益	4,906	6,296	1,234	△ 5,062
経費	16,468	16,633	17,159	526
実質業務純益	17,040	17,810	15,252	△ 2,558
与信関係費用	△ 93	△ 105	△ 2,199	△ 2,094
株式等関係損益	△ 2,467	△ 6,702	1,391	8,094
中間純利益	9,370	7,767	12,136	4,369
貸出金（末残）	238.2兆円	244.3兆円	263.9兆円	19.6兆円

(備考) 1. みずほ、みずほ信託、三菱東京UFJ、三菱UFJ信託、三井住友、りそな、三井住友信託、新生、あおぞらの各行の合計
2. 金融庁資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131206-1.html> 参照)

(資料3)

中小企業庁、「第134回中小企業景況調査（2013年10－12月期）」の結果を公表（12月12日）

中小企業庁は、第134回中小企業景況調査（2013年10－12月期）の結果を公表した。

2013年10－12月期の全産業の業況判断DIは、前期（7－9月期）比で4.9ポイント上昇の△13.8となり、2期ぶりにマイナス幅が縮小した。

(<http://www.meti.go.jp/press/2013/12/20131212001/20131212001.html> 参照)

(資料4)

中小企業庁、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を強化（12月13日）

中小企業庁は、閣議決定された「好循環実現のための経済対策（12月5日）」および「平成25年度補正予算案（12月12日）」を踏まえ、事業規模10兆円超の金融支援により、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を強化した。

主な支援策は以下のとおり。

1. 資金繰り支援

- ・デフレ、原燃油高等の影響で資金繰りが困難となっている中小企業・小規模事業者に対し、日本政策金融公庫等が低利融資を実施（認定経営革新等支援機関による経営支援を受けることなどが条件）（貸付規模6兆円）
- ・信用保証協会による借換保証を推進。経営改善サポート保証による借換の場合、①一般保証とは別枠の保証限度額、②100%保証の同額借換は100%保証で借換可能、③経営サポート会議、再生支援協議会、金融機関などによる継続的な経営支援を受けられる。などのメリットが存在（保証規模4.5兆円）
- ・セーフティネット保証（5号）については、平時の運用への移行を図る。

2. 設備投資等の促進（貸付規模2.9兆円）

- ・耐用年数が超過した設備を有する中小企業・小規模事業者が大規模な設備投資を行う際に、日本政策金融公庫が金利を0.5%優遇（貸付後2年間）
- ・給与支払総額を2%以上増額させており、今後も増加させる中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫が金利を0.4%優遇
- ・創業、新技術の活用、新事業開拓、再挑戦などを行う企業や起業家に対する創業支援関連制度を拡充。具体的には、貸付対象の拡大、貸付限度額の引上げ、貸付期間や据置期間の延長などを実施

3. 経営改善計画策定支援事業の運用見直し

経営改善計画策定支援事業の利便性を向上するため、同意書の取得に係る取扱いや金融支援の内容を見直すほか、経営改善計画に記載する内容を簡略化

4. 「経営者保証に関するガイドライン」

- ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用を希望する事業者に対する専門家派遣や同ガイドラインの周知等を実施
- ・日本政策金融公庫および商工組合中央金庫において、「経営者保証に関するガイドライン」に対応し、率先して経営者保証によらない融資を実施。

(<http://www.meti.go.jp/press/2013/12/20131213004/20131213004.html> 参照)

(資料5)

日本銀行、全国企業短期経済観測調査（短観、2013年12月）を公表（12月16日）

日本銀行は、全国企業短期経済観測調査（短観、2013年12月）を公表した。

企業の景況判断DIは以下のとおり。

1. 中小企業製造業

中小企業製造業は、前期比10ポイント改善のプラス1となり、3期連続で改善。DIがプラスとなったのは2007年12月以来。改善が大きかった業種は、「金属製品」が20ポイント改善のプラス10、「窯業・土石製品」が16ポイント改善のプラス10など。

2. 中小企業非製造業

中小企業非製造業は、前期比5ポイント改善のプラス4となり、4期連続の改善。DIがプラスとなったのは1992年3月以来。改善が大きかった業種は、「建設業」が10ポイント改善のプラス17など。

(<http://www.boj.or.jp/statistics/tk/index.htm/> 参照)

(資料6)

金融庁、中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要を公表（12月20日）

金融庁は、2013年11月時点での中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要を公表した。

業況判断DIは、前期（8月調査）比で14ポイント改善し、△9となった。とりわけ建設業は、前期比41ポイント改善の+45となっており、改善傾向が鮮明となった。対して運輸業は、原油価格等の上昇を背景に、全7業種（製造、小売、卸売、建設、サービス、不動産、運輸）で唯一DIが悪化した。

(<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131220-2.htm> 参照)

(資料7)

中小企業庁、「平成26年度税制改正における中小企業・小規模事業者関係税制の概要」を公表
(12月20日)

中小企業庁は、2014年度における中小企業・小規模事業者関係の税制改正の概要について公表した。主な事項は以下のとおり。

1. 中小企業投資促進税制の拡充・延長

生産性向上に資する設備を導入した場合の小規模事業者（個人事業主、資本金3,000万円以下法人）に対する税額控除割合の上乗せや、税額控除の利用可能な法人の範囲の拡大等の拡充措置を講じた上で、現行措置を含め、適用期間を3年間延長

2. 少額減価償却資産の損金算入の特例の延長

パソコン、ソフトウェアなど30万円未満の少額資産の投資の促進等を図るため、適用期限を2年間延長

3. 創業時の登録免許税の軽減措置の創設

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村内における、会社設立時の登録免許税を半減する措置を創設

4. 交際費課税の特例の拡充

中小法人について、①現行の交際費等の800万円までの損金算入を認める措置に加え、②飲食費の50%までの損金算入を認める措置を創設した上で、適用期限を2年間延長。 ※①と②は選択適用

(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2013/131220ZeiseiKaisei.htm> 参照)

(資料8)

金融庁、「平成26年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目」について公表（12月24日）

金融庁は、2014年度における主な税制改正の概要について公表した。中小企業や個人事業主と関連の深い事項は、以下のとおり。

1. 個人事業者に係る事業再生税制の創設

事業を営む個人が、合理的な再生計画に基づき債務免除を受けた場合について、減価償却資産および繰延資産等の評価損の額に相当する金額を必要経費に算入する特例を創設

個人が、破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務の弁済が著しく困難であると認められる事由により債務免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の額については、総収入金額に不算入

2. 地域経済活性化支援機構に係る企業再生税制の適用の拡大

地域経済活性化支援機構が債権者間調整のみを行い、金融機関等によって債務免除が行われ

た場合についても、「合理的な再生計画」に従って行われる事業再生として、企業再生税制の適用を認める。

3. 経営者の私財提供に係る非課税措置の東日本大震災事業者再生支援機構への適用

東日本大震災事業者再生支援機構が支援する事業再生においても、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、みなし譲渡益を非課税とする。

(<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131224-2.html> 参照)

(資料9)

総務省、「平成26年度地方債計画」を公表（12月24日）

総務省は、2014年度の地方債計画を公表した。2014年度計画は、2013年度計画比で5.2%減の12兆9,827億円（通常収支分と東日本大震災分の合計）。うち民間等資金は、同4.5%減の7兆4,797億円。なお、借換分を含む市場公募地方債発行予定額は以下のとおり。

市場公募地方債発行予定額（借換分を含む。）

(単位：兆円)

		2014年度予定額	2013年度（計画ベース）
合計		7.6程度	7.8程度
	全国型市場公募地方債	7.3程度	7.5程度
	10年債	5.1程度	5.0程度
	共同発行分	1.5程度	1.5程度
	個別発行分	3.6程度	3.5程度
	2、3、5、7年債	1.6程度	1.9程度
	超長期債（20年債および30年債）	0.6程度	0.6程度
住民参加型市場公募地方債	0.3程度	0.3程度	

(備考) 1. 表示数値未満四捨五入。予定額は変更の可能性あり。
2. 総務省資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei05_02000059.html 参照)

(資料10)

中小企業庁、「がんばる中小企業・小規模事業者300社」および「がんばる商店街30選」を選定（12月25日）

中小企業庁は、革新的な製品開発、サービスの創造や地域貢献・地域経済の活性化等、様々な分野で活躍している中小企業・小規模事業者・商店街の取組事例を「がんばる中小企業・小規模事業者300社」および「がんばる商店街30選」として選定した。

都道府県別の選定者数・団体数は次のとおり。

都道府県別の「がんばる中小企業・小規模事業者300社」
および「がんばる商店街30選」選定社数、団体数

(単位：社、団体)

都道府県	中小企業・ 小規模事業者	商店街	都道府県	中小企業・ 小規模事業者	商店街	都道府県	中小企業・ 小規模事業者	商店街
北海道	16	1	石川県	5	0	岡山県	6	0
青森県	3	0	福井県	5	1	広島県	5	0
岩手県	2	1	山梨県	3	0	山口県	4	1
宮城県	7	1	長野県	5	1	徳島県	3	0
秋田県	1	0	岐阜県	5	1	香川県	1	1
山形県	4	0	静岡県	14	1	愛媛県	5	1
福島県	8	1	愛知県	13	1	高知県	3	1
茨城県	3	1	三重県	6	1	福岡県	9	1
栃木県	8	1	滋賀県	7	0	佐賀県	1	0
群馬県	7	0	京都府	6	1	長崎県	2	0
埼玉県	6	0	大阪府	17	1	熊本県	3	1
千葉県	10	1	兵庫県	16	1	大分県	3	1
東京都	35	1	奈良県	2	0	宮崎県	2	1
神奈川県	7	1	和歌山県	7	1	鹿児島県	6	0
新潟県	6	0	鳥取県	2	1	沖縄県	4	1
富山県	2	0	島根県	5	1	合計	300	30

(備考) 総務省資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(<http://www.meti.go.jp/press/2013/12/20131225005/20131225005.html> 参照)

(資料11)

金融庁、金融機関における貸付条件の変更等の状況について公表（12月26日）

金融庁は、金融機関における貸付条件の変更等の取組み状況（円滑化法の施行日から2013年9月末までの実績）の概要を取りまとめた。

中小企業に対しては、実行件数と謝絶件数に占める実行件数の比率が97.5%（信用金庫は97.7%）、申込件数に占める実行件数の比率が93.9%（同94.3%）となっている。また、住宅ローンに対しては、実行件数と謝絶件数に占める実行件数の比率が91.9%（信用金庫は93.5%）、申込件数に占める実行件数の比率が81.6%（同84.8%）となっている。

円滑化法が終了した2013年4月以降に限定すると、中小企業に対しては、申込件数に占める実行件数の比率は98.8%と、円滑化終了前の2012年10月～2013年3月までの94.9%からは上昇している。また、住宅ローンに対しては、同比率は90.0%と、円滑化終了前の2012年10月～2013年3月までの84.2%からは上昇している。

(<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131226-5.html> 参照)

(資料12)

中小企業庁、小規模企業の範囲を弾力化する政令を制定（12月26日）

中小企業庁は、小規模企業の範囲を弾力化する政令を制定した。

宿泊業および娯楽業について、これまで従業員5人以下だった小規模企業の範囲を従業員20

人以下に引き上げた。

これにより、宿泊業や娯楽業を営む従業員6人以上20人以下の事業者は、新たに小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）（小規模事業者支援法）、特別小口保険制度（中小企業信用保険法）、小規模企業共済制度（小規模企業共済法）の利用が可能となった。

※スケジュールは以下のとおり。

- ・ 公布：2014年1月7日
- ・ 施行：小規模事業者支援法施行令：2014年1月7日（公布即施行）
 - 中小企業信用保険法施行令：3月1日
 - 小規模企業共済法施行令：4月1日

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2013/131226shokibo.htm> 参照)

(資料13)

中小企業庁、中小企業・小規模事業者の数（2012年2月時点）の集計結果を公表（12月26日）

中小企業庁は、「経済センサスー活動調査」のデータを分析し、中小企業・小規模事業者数の速報値をとりまとめた。

2012年の中小企業・小規模事業者（全産業）は385万者と、2009年の420万者から8.3%減少した。うち小規模事業者（全産業）は334万者と、2009年の366万者から8.8%減少した。

(<http://www.meti.go.jp/press/2013/12/20131226006/20131226006.html> 参照)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動状況(12月)

1. レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タイトル	執筆者
13.12.2	内外経済・為替見通し	25-9	景気の回復テンポは鈍化したが、年度下期には再び加速へ	斎藤大紀 黒岩達也
13.12.4	ニュース&トピックス	25-21	深刻な中国の大気汚染と中国政府の対応	黒岩達也
13.12.4	産業企業情報	25-8	電力システム改革とエネルギーの地産地消 ー再生可能エネルギー全量固定価格買取制度の導入から1年をむかえてー	中西雅明
13.12.27	産業企業情報	25-9	「中小ものづくり企業」の挑戦③～“受注構造”の変化を「対応力」で突破～	田村将 鉢嶺実
13.12.30	ニュース&トピックス	25-13	経営改善支援での外部支援機関の効果的活用のために	三品秀明 藤津勝一

2. 講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	主催	講師等
13.12.4	講演	医療介護向け融資推進について	医療介護向け融資推進にかかる勉強会	大阪厚生信用金庫	鉢嶺実
13.12.4	講演	日本および世界の経済情勢と今後の展望	棚倉町商工会 経済講演会	棚倉町商工会・白河信用金庫棚倉支店	角田匠
13.12.6	講演	介護保険制度の概要と介護関連事業者の事例について	介護分野にかかる研修会	しまね信用金庫	吉田智哉
13.12.10	講演	補助金事業を活用した営業推進について	企画業務担当者勉強会	関東信用金庫協会	刀禰和之
13.12.12	講演	新しい仕組みを活用した融資推進について	営業推進会議	関東営業第1部	刀禰和之
13.12.12	講演	医療・介護事業者の事例と信用金庫について	中栄信用金庫 中堅・若手職員向け研修	中栄信用金庫	鉢嶺実 吉田智哉
13.12.13	講演	環境変化に挑む！ 中小企業の経営事例	みやしん経営塾	宮崎信用金庫	鉢嶺実
13.12.13	講演	日本および世界の経済情勢と金融市場の展望	第42回 外為信金連絡会	大阪府内信用金庫	角田匠

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	主催	講師等
13.12.13	講演	日本経済の現状と金利・為替見通し	山陰地区信用金庫資金運用担当者会議	鳥取・島根県下6信用金庫	斎藤大紀
13.12.18	講演	アベノミクス効果と今後の日本経済	ならちゅうしん経営研究会	奈良中央信用金庫	角田匠
13.12.20	講演	Overview of Shinkin Banks and Shinkin Central Bank (邦題：信用金庫と信金中央金庫について)	The Federation of Savings and Credit Cooperatives of Thailand Limited (FSCT、タイ貯蓄信用協同組合連合会) 視察	信金中央金庫	助川徹
13.12.20	講演	日本および世界の経済情勢と今後の展望	ポートフォリオ分析会および経済見通し勉強会	須賀川信用金庫	角田匠
13.12.21	講演	医療・介護分野の現状と展望	しましんサタデースクール	島田信用金庫	吉田智哉

統計

1. 信用金庫統計

(1) 信用金庫の主要勘定概況……………	141
(2) 信用金庫の店舗数、合併等……………	143
(3) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金…	144
(4) 信用金庫の預金者別預金……………	145
(5) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金…	146
(6) 信用金庫の貸出先別貸出金……………	147
(7) 信用金庫の余裕資金運用状況…	148

2. 金融機関業態別統計

(1) 業態別預貯金等……………	149
(2) 業態別貸出金……………	150

統計資料の照会先：
信金中央金庫 地域・中小企業研究所
Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

- 金額は、単位未満切捨てとした。
- 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
- 記号・符号表示は次のとおり。
〔0〕ゼロまたは単位未満の計数 〔-〕該当計数なし 〔△〕減少または負
〔…〕不詳または算出不能 〔*〕1,000%以上の増加率 〔p〕速報数字
〔r〕訂正数字 〔b〕b印までの数字と次期以降との数字は不連続
- 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。
※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ(<http://www.scbri.jp/>)よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1. (1) 信用金庫の主要勘定概況

○預 金

11月の全国信用金庫の預金は、月中420億円、0.0%減と、前年同月(3,162億円、0.2%減)と同様に減少した。

- ①要求払預金は、月中1,332億円、0.2%減と、前年同月(3,538億円、0.8%減)と同様に減少した。
- ②定期性預金は、月中990億円、0.1%増と、前年同月(410億円、0.0%増)と同様に増加した。
- ③外貨預金等は、月中77億円、3.2%減少した。

なお、2013年11月末の預金の前年同月比増減率は、2.6%増となった。

○貸出金

貸出金は、月中2,587億円、0.4%増と、前年同月(456億円、0.0%増)と同様に増加した。

- ①割引手形は、月中1,039億円、11.9%増と、前年同月(26億円、0.2%減)の減少から増加となった。
- ②貸付金は、月中1,548億円、0.2%増と、前年同月(482億円、0.0%増)と同様に増加した。

なお、2013年11月末の貸出金の前年同月比増減率は、1.2%増となった。

○余資運用資産

余資運用資産は、月中1,811億円、0.2%減と、前年同月(3,271億円、0.4%減)と同様に減少した。

主な内訳をみると、預け金は、月中4,654億円、1.5%減となった。

コールローンは、月中1,313億円、24.2%減となった。

有価証券は、株式(69億円減)、投資信託(48億円減)が減少したものの、社債(1,282億円増)、地方債(950億円増)、国債(647億円増)等が増加したことから、月中3,277億円、0.8%増となった。

信用金庫の主要勘定増減状況 (2013年11月末)

(単位: 百万円、%)

区 分	残 高	前月比増減		前年同月比 増 減 率	前 年 同 月		
		増 減 額	増 減 率		月中増減額	月中増減率	前年同月比 増 減 率
現 金 (小切手・手形)	1,369,971 (153,462)	95,659 (62,334)	7.5 (68.4)	3.1 (54.5)	65,234 (14,775)	5.1 (17.4)	△ 3.2 (4.6)
預 け 金 (信金中金預け金) (譲渡性預け金)	30,216,130 (23,652,028) (68,000)	△ 465,497 (△ 137,922) (△ 4,500)	△ 1.5 (△ 0.5) (△ 6.2)	8.3 (9.5) (△ 24.4)	△ 533,449 (△ 380,268) (5,000)	△ 1.8 (△ 1.7) (5.8)	△ 2.7 (△ 0.7) (97.3)
買 入 手 形 コ ー ル ロ ー ン	0 409,998	0 △ 131,392	— △ 24.2	— △ 25.4	0 65,018	— 13.4	— 20.6
買 現 先 勘 定 債券貸借取引支払保証金	0 0	0 0	— —	— —	0 0	— —	— —
買 入 金 銭 債 権	212,823	△ 5,285	△ 2.4	△ 47.2	18,458	4.7	8.5
金 銭 の 信 託	135,146	△ 2,700	△ 1.9	△ 37.2	1,300	0.6	△ 4.5
商 品 有 価 証 券	4,426	298	7.2	△ 19.4	△ 535	△ 8.8	2.0
有 価 証 券	38,802,559	327,743	0.8	2.4	56,840	0.1	4.7
国 債	9,928,401	64,789	0.6	△ 0.8	△ 67,206	△ 0.6	4.0
地 方 債	7,640,318	95,006	1.2	11.7	20,107	0.2	12.2
短 期 社 債	21,980	999	4.7	△ 35.2	1,601	4.9	90.0
社 債	16,454,420	128,289	0.7	3.3	112,314	0.7	5.8
株 式 債 権	522,626	△ 6,969	△ 1.3	△ 15.6	4,737	0.7	△ 9.0
貸 付 信 託	1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
投 資 信 託	675,263	△ 4,842	△ 0.7	1.8	△ 17,906	△ 2.6	△ 2.9
外 国 証 券	3,457,287	50,143	1.4	△ 6.3	2,169	0.0	△ 5.4
そ の 他 の 証 券	102,259	328	0.3	△ 2.8	1,025	0.9	△ 8.4
小 計	71,151,055	△ 181,176	△ 0.2	4.2	△ 327,134	△ 0.4	3.8
貸 出 金 (月中平残)	63,691,411 (63,276,535)	258,755 (18,610)	0.4 (0.0)	1.2 (0.8)	45,667 (△ 92,194)	0.0 (△ 0.1)	△ 0.3 (△ 0.4)
(うち金融機関貸付金)	1,234,959	6,891	0.5	20.4	7,319	0.7	19.3
割 引 手 形	974,449	103,910	11.9	5.1	△ 2,601	△ 0.2	△ 5.1
貸 付 金	62,716,961	154,845	0.2	1.1	48,268	0.0	△ 0.2
手 形 貸 付	3,913,783	18,746	0.4	△ 2.6	12,979	0.3	△ 5.1
証 書 貸 付	56,251,739	137,581	0.2	1.5	21,714	0.0	0.2
当 座 貸 付	2,551,439	△ 1,480	△ 0.0	△ 1.2	13,574	0.5	△ 2.8
預 金 ・ 積 金 (月中平残)	127,614,903 (127,072,563)	△ 42,011 (96,426)	△ 0.0 (0.0)	2.6 (2.5)	△ 316,287 (△ 80,912)	△ 0.2 (△ 0.0)	△ 1.6 (1.6)
要 求 払 預 金	45,464,222	△ 133,288	△ 0.2	5.4	△ 353,883	△ 0.8	3.0
当 座 預 金	2,633,242	212,682	8.7	13.4	35,011	1.5	1.8
普 通 預 金	41,020,498	△ 101,685	△ 0.2	5.9	△ 446,779	△ 1.1	3.6
貯 蓄 預 金	1,056,322	8,665	△ 0.8	△ 1.7	8,978	△ 0.8	△ 2.0
通 知 預 金	189,213	5,908	3.2	15.5	35,356	27.5	△ 5.3
別 段 預 金	532,524	△ 243,058	△ 31.3	△ 35.2	32,319	4.0	△ 8.8
納 税 準 備 預 金	32,421	1,531	4.9	7.7	812	△ 2.6	△ 0.6
定 期 性 預 金	81,920,395	99,040	0.1	1.1	41,020	0.0	1.0
定 期 預 金	77,009,645	133,326	0.1	1.3	71,979	0.0	1.2
定 期 積 立	4,910,749	△ 34,286	△ 0.6	△ 1.7	△ 30,960	△ 0.6	△ 1.5
外 貨 預 金 等	230,285	△ 7,762	△ 3.2	△ 11.2	△ 3,423	△ 1.3	△ 11.8
実 質 預 金	127,461,440	△ 104,345	△ 0.0	2.5	△ 331,062	△ 0.2	1.6
譲 渡 性 預 金	86,762	9,101	11.7	2.1	8,719	11.4	10.8
借 用 金	668,583	718	0.1	21.9	5,567	1.0	13.1
預 貸 率	49.8						

純 資 産	6,911,503	△ 7,522	△ 0.1	2.5	△ 276	0.0	2.6
出 資 金	809,355	△ 173	△ 0.0	△ 0.0	△ 65	△ 0.0	4.7
普 通 出 資 金	634,990	△ 173	△ 0.0	△ 0.1	△ 65	△ 0.0	0.2
優 先 出 資 金	174,365	0	0.0	0.5	0	0.0	25.2
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0	0	—	—	0	—	—
資 本 準 備 金	86,691	0	0.0	1.1	0	0.0	60.7
資 本 準 備 金	86,691	0	0.0	1.1	0	0.0	60.7
そ の 他 資 本 剰 余 金	0	0	—	—	0	—	—
利 益 剰 余 金	5,860,246	△ 7,395	△ 0.1	3.0	247	0.0	1.6
利 益 準 備 金	457,530	△ 584	△ 0.1	2.5	0	0.0	1.8
そ の 他 利 益 剰 余 金	5,402,715	△ 6,811	△ 0.1	3.0	247	0.0	1.6
特 別 積 立 金	5,164,529	△ 6,000	△ 0.1	2.7	0	0.0	1.2
繰 越 金	235,886	△ 815	△ 0.3	8.9	0	0.0	12.2
未 処 分 剰 余 金	2,298	3	0.1	217.4	247	51.7	△ 56.8
処 分 未 済 持 分	△ 996	49	—	—	98	—	—
自 己 優 先 出 資	0	0	—	—	0	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0	0	—	—	0	—	—
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,071	0	—	—	△ 3	—	—
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,357	0	—	—	0	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	160,636	△ 3	△ 0.0	△ 0.3	0	0.0	6.4

(備考) 預貸率=貸出金/預金・積金×100 (預金には譲渡性預金を含む。)

1. (2) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

年月末	店舗数				会員数	常勤役員	常勤役員数			合計
	本店 (信用金庫数)	支店	出張所	合計			職 員			
							男子	女子	計	
2009. 3	279	7,126	266	7,671	9,311,661	2,290	76,956	34,766	111,722	114,012
10. 3	272	7,089	258	7,619	9,317,116	2,271	76,640	36,722	113,362	115,633
11. 3	271	7,052	261	7,584	9,318,325	2,258	75,867	37,835	113,702	115,960
12. 3	271	7,005	259	7,535	9,318,366	2,238	74,678	38,344	113,022	115,260
6	271	7,006	257	7,534	9,322,161	2,242	76,271	40,532	116,803	119,045
9	271	6,999	257	7,527	9,316,044	2,242	75,422	39,874	115,296	117,538
12.11	270	6,984	253	7,507	9,314,703	2,241	75,056	39,663	114,719	116,960
12	270	6,986	253	7,509	9,317,924	2,237	74,824	39,409	114,233	116,470
13. 1	270	6,983	255	7,508	9,318,882	2,234	74,556	39,325	113,881	116,115
2	270	6,984	254	7,508	9,320,030	2,230	74,320	39,218	113,538	115,768
3	270	6,982	252	7,504	9,305,143	2,238	73,078	38,484	111,562	113,800
4	270	6,984	252	7,506	9,301,308	2,230	75,394	40,913	116,307	118,537
5	270	6,984	252	7,506	9,303,032	2,226	75,222	40,869	116,091	118,317
6	270	6,984	251	7,505	9,292,314	2,239	74,785	40,676	115,461	117,700
7	270	6,984	250	7,504	9,288,949	2,244	74,519	40,468	114,987	117,231
8	270	6,984	250	7,504	9,286,774	2,243	74,299	40,296	114,595	116,838
9	270	6,978	244	7,492	9,289,894	2,241	73,960	40,000	113,960	116,201
10	270	6,972	245	7,487	9,289,878	2,237	73,765	39,948	113,713	115,950
11	268	6,962	242	7,472	9,290,405	2,232	73,616	39,878	113,494	115,726

信用金庫の合併等

年月日	異動金庫名	新金庫名	金庫数	異動の種類
2005年1月4日	伊勢崎太田	アイオー	301	名称変更
2005年2月14日	北海 古平	北海	300	合併
2005年2月14日	阪奈 八光	大阪東	299	合併
2005年3月14日	(大分県信組) 杵築	(大分県信組)	298	合併・解散
2005年7月19日	仙台 塩竈	杜の都	297	合併
2005年10月17日	高鍋 西諸	高鍋	296	合併
2005年11月21日	新川水橋 滑川	にいかわ	295	合併
2005年11月21日	広島 大竹	広島	294	合併
2006年1月10日	多摩中央 八王子 太平	多摩	292	合併
2006年10月16日	三島 伊豆	三島	291	合併
2006年10月16日	愛媛 三津浜	愛媛	290	合併
2006年11月6日	島根中央 (出雲信組)	島根中央	290	合併
2007年1月9日	下関 津和野 宇部 吉南	西中国	287	合併
2007年10月9日	名寄 士別	北星	286	合併
2007年11月26日	かんら ぐんま 多野	しののめ	284	合併
2008年1月15日	沼津 駿河	沼津	283	合併
2008年1月15日	きのくに 湯浅	きのくに	282	合併
2008年1月21日	伊達 (室蘭商工信組)	伊達	282	合併
2008年3月17日	鶴岡 酒田	鶴岡	281	合併
2008年5月19日	八戸 十和田	八戸	280	合併
2008年7月7日	盛岡 二戸	盛岡	279	合併
2009年2月16日	山形 (山形庶民信組)	山形	279	合併
2009年7月13日	羽後 秋田ふれあい	羽後	278	合併
2009年10月13日	西中国 岩国 (下関市職員信組)	西中国	277	合併
2009年11月9日	八戸 あおもり 下北	青い森	275	合併
2009年11月24日	北見 紋別	北見	274	合併
2010年1月12日	山口 萩	萩山口	273	合併
2010年2月15日	杵島 西九州	九州ひぜん	272	合併
2011年2月14日	富山 上市	富山	271	合併
2012年11月26日	東山口 防府	東山口	270	合併
2013年11月5日	大阪市 大阪東 大福	大阪シティ	268	合併
2014年1月6日	三浦藤沢	かながわ	268	名称変更

1. (3) 信用金庫の預金種別預金・地区別預金

預金種別預金

(単位：億円、%)

年月末	預金計		要求払		定期性		外貨預金等		実質預金		譲渡性預金	
	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率
2009. 3	1,154,531	1.5	385,019	0.7	764,590	2.0	4,921	△ 13.7	1,152,438	1.5	517	△ 43.1
10. 3	1,173,806	1.6	388,510	0.9	780,139	2.0	5,157	△ 4.8	1,171,806	1.6	470	△ 9.1
11. 3	1,197,465	2.0	401,123	3.2	790,761	1.3	5,580	8.1	1,195,493	2.0	525	11.6
12. 3	1,225,884	2.3	422,706	5.3	798,587	0.9	4,590	△ 17.7	1,223,269	2.3	498	△ 5.0
6	1,247,750	2.0	434,583	3.7	810,227	1.0	2,940	5.1	1,246,141	1.9	898	22.3
9	1,250,281	2.1	435,526	4.2	811,835	1.1	2,919	△ 10.2	1,248,283	2.1	797	1.6
12.11	1,243,586	1.6	431,334	3.0	809,659	1.0	2,593	△ 11.8	1,242,594	1.6	849	10.8
12	1,260,119	1.9	443,601	3.7	813,844	1.0	2,674	△ 8.0	1,258,165	1.9	772	2.4
13. 1	1,247,839	1.6	431,551	3.2	813,618	0.8	2,668	△ 8.0	1,246,987	1.6	737	0.1
2	1,253,059	1.7	438,729	3.6	811,677	0.8	2,652	△ 11.2	1,252,210	1.7	670	△ 7.8
3	1,248,763	1.8	437,668	3.5	806,621	1.0	4,472	△ 2.5	1,246,612	1.9	510	2.4
4	1,262,871	1.6	450,147	3.0	810,183	0.9	2,539	△ 13.1	1,261,950	1.7	695	△ 7.7
5	1,257,518	1.8	442,596	3.5	812,369	1.0	2,552	△ 22.5	1,256,574	1.8	713	△ 15.0
6	1,273,930	2.0	453,738	4.4	817,451	0.8	2,740	△ 6.8	1,272,413	2.1	810	△ 9.8
7	1,268,196	2.1	444,568	4.5	821,055	0.9	2,572	△ 6.4	1,267,298	2.1	751	△ 16.3
8	1,273,900	2.3	449,513	4.8	821,900	1.0	2,486	△ 7.6	1,272,305	2.2	763	△ 16.6
9	1,278,023	2.2	454,329	4.3	821,146	1.1	2,547	△ 12.7	1,276,665	2.2	762	△ 4.4
10	1,276,569	2.3	455,975	4.8	818,213	1.1	2,380	△ 9.4	1,275,657	2.3	776	1.8
11	1,276,149	2.6	454,642	5.4	819,203	1.1	2,302	△ 11.2	1,274,614	2.5	867	2.1

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差引いたもの

地区別預金

(単位：億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率
2009. 3	60,762	1.7	41,643	2.1	213,414	0.7	219,830	1.4	34,931	1.9	231,857	2.2
10. 3	62,249	2.4	42,044	0.9	216,091	1.2	222,137	1.0	35,517	1.6	236,300	1.9
11. 3	63,609	2.1	42,455	0.9	219,358	1.5	225,747	1.6	35,885	1.0	242,861	2.7
12. 3	65,059	2.2	45,660	7.5	223,533	1.9	231,594	2.5	36,003	0.3	248,839	2.4
6	66,532	1.1	47,683	4.8	226,892	1.8	235,597	1.9	36,505	△ 0.1	251,488	2.3
9	66,684	2.0	47,694	3.3	227,135	1.9	235,582	2.0	36,369	△ 0.1	253,256	2.8
12.11	66,571	1.3	47,444	2.7	226,278	1.5	234,318	1.3	35,846	△ 0.9	251,451	2.4
12	67,731	1.0	48,113	3.2	228,584	1.8	237,655	1.6	36,225	△ 0.4	255,266	2.7
13. 1	66,160	1.2	47,712	3.1	226,685	1.5	235,136	1.3	35,865	△ 0.6	253,330	2.3
2	66,186	1.3	48,518	4.2	227,401	1.4	236,098	1.4	36,004	△ 0.3	254,397	2.5
3	66,143	1.6	47,624	4.3	226,917	1.5	234,385	1.2	35,710	△ 0.8	255,448	2.6
4	67,128	1.3	48,950	3.6	229,286	1.2	237,764	1.2	36,121	△ 0.6	256,380	2.4
5	66,682	1.5	48,701	3.6	228,663	1.5	236,166	1.3	35,972	△ 0.4	255,615	2.5
6	68,005	2.2	49,352	3.5	230,968	1.7	239,686	1.7	36,360	△ 0.3	258,739	2.8
7	67,414	2.3	49,174	3.8	229,699	1.8	238,549	1.9	36,134	△ 0.4	258,416	3.0
8	67,613	2.4	49,516	3.9	230,535	1.9	239,783	2.0	36,252	△ 0.4	259,605	3.2
9	68,191	2.2	49,587	3.9	230,924	1.6	240,109	1.9	36,146	△ 0.6	261,470	3.2
10	67,675	2.3	49,692	4.3	230,971	1.7	240,187	2.0	36,199	0.3	260,766	3.4
11	68,016	2.1	49,697	4.7	230,886	2.0	239,867	2.3	36,078	0.6	260,802	3.7

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率
2009. 3	230,428	1.5	53,589	0.5	22,362	2.6	19,858	1.8	24,447	0.5	1,154,531	1.5
10. 3	236,386	2.5	53,671	0.1	23,230	3.8	20,001	0.7	24,785	1.3	1,173,806	1.6
11. 3	242,384	2.5	54,435	1.4	23,929	3.0	20,195	0.9	25,182	1.6	1,197,465	2.0
12. 3	247,833	2.2	55,002	1.0	24,656	3.0	20,595	1.9	25,619	1.7	1,225,884	2.3
6	252,547	2.0	56,166	1.1	25,299	3.3	21,304	2.0	26,154	1.4	1,247,750	2.0
9	252,989	1.8	56,292	2.0	25,316	3.9	21,250	1.6	26,176	1.9	1,250,281	2.1
12.11	252,059	1.6	55,858	1.9	25,288	3.1	21,090	0.8	25,888	1.2	1,243,586	1.6
12	255,145	1.9	56,583	2.3	25,627	3.5	21,416	△ 0.0	26,279	0.0	1,260,119	1.9
13. 1	253,019	1.5	55,980	2.0	25,444	3.2	21,112	0.5	25,911	0.4	1,247,839	1.6
2	254,010	1.6	56,365	2.1	25,527	3.3	21,192	0.5	25,874	0.6	1,253,059	1.7
3	252,958	2.0	55,866	1.5	25,484	3.3	20,826	1.1	25,889	1.0	1,248,763	1.8
4	255,856	1.7	56,639	1.5	25,637	2.7	21,425	0.6	26,173	0.7	1,262,871	1.6
5	255,136	2.1	56,338	1.5	25,534	2.4	21,203	0.7	26,012	0.6	1,257,518	1.8
6	258,144	2.2	57,206	1.8	25,882	2.3	21,555	1.1	26,383	0.8	1,273,930	2.0
7	257,013	2.1	56,745	1.5	25,815	2.3	21,415	1.5	26,219	0.8	1,268,196	2.1
8	258,119	2.4	57,063	1.6	25,937	2.5	21,559	1.8	26,338	0.9	1,273,900	2.3
9	259,150	2.4	57,172	1.5	25,831	2.0	21,530	1.3	26,318	0.5	1,278,023	2.2
10	258,908	2.6	56,889	1.3	25,863	2.0	21,528	1.5	26,332	1.2	1,276,569	2.3
11	258,821	2.6	56,693	1.4	25,914	2.4	21,497	1.9	26,326	1.6	1,276,149	2.6

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (4) 信用金庫の預金者別預金

(単位：億円、%)

年月末	預金計		個人預金		要求払		定期性		外貨預金等	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2009. 3	1,154,529	1.5	944,286	2.2	276,390	0.9	667,109	2.7	778	24.8
10. 3	1,173,805	1.6	960,208	1.6	281,284	1.7	678,066	1.6	847	8.9
11. 3	1,197,462	2.0	978,354	1.8	291,020	3.4	686,397	1.2	926	9.3
12. 3	1,225,883	2.3	998,543	2.0	306,106	5.1	691,494	0.7	933	0.7
6	1,247,749	2.0	1,009,040	1.8	315,454	4.4	692,675	0.7	900	△ 0.1
9	1,250,272	2.1	1,006,847	1.9	311,314	4.4	694,620	0.8	903	△ 2.0
12.11	1,243,585	1.6	1,006,384	1.7	312,040	3.8	693,441	0.8	893	△ 3.2
12	1,260,118	1.9	1,018,214	1.8	319,825	4.3	697,480	0.7	899	△ 1.8
13. 1	1,247,837	1.6	1,012,448	1.6	314,031	3.9	697,487	0.6	919	1.0
2	1,253,058	1.7	1,018,846	1.6	321,668	4.1	696,230	0.5	937	6.1
3	1,248,761	1.8	1,013,971	1.5	318,245	3.9	694,797	0.4	920	△ 1.4
4	1,262,869	1.6	1,020,782	1.3	325,766	3.5	694,145	0.3	861	△ 7.5
5	1,257,517	1.8	1,014,002	1.6	319,963	4.2	693,165	0.5	864	△ 6.6
6	1,273,929	2.0	1,025,469	1.6	329,439	4.4	695,127	0.3	893	△ 0.7
7	1,268,195	2.1	1,021,511	1.6	322,514	4.4	698,144	0.3	843	△ 7.1
8	1,273,899	2.3	1,028,299	1.7	328,869	4.8	698,585	0.4	835	△ 6.6
9	1,278,021	2.2	1,023,104	1.6	324,717	4.3	697,555	0.4	822	△ 8.9
10	1,276,567	2.3	1,028,793	1.6	332,529	4.6	695,437	0.3	817	△ 7.8
11	1,276,147	2.6	1,025,227	1.8	328,373	5.2	696,070	0.3	774	△ 13.3

年月末	一般法人預金		要求払		定期性		外貨預金等		公金預金	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2009. 3	178,052	△ 1.1	96,105	0.0	81,701	△ 2.3	237	△ 26.3	22,184	3.3
10. 3	179,509	0.8	94,976	△ 1.1	84,257	3.1	267	12.5	23,233	4.7
11. 3	181,934	1.3	96,853	1.9	84,723	0.5	349	30.5	25,841	11.2
12. 3	189,710	4.2	103,472	6.8	85,908	1.3	322	△ 7.6	26,732	3.4
6	189,968	3.8	103,886	6.3	85,755	1.0	318	△ 13.6	38,288	△ 2.8
9	195,362	4.1	108,527	6.8	86,494	1.0	333	△ 11.3	37,027	△ 1.5
12.11	187,532	1.5	100,845	2.2	86,385	0.9	294	△ 15.3	38,923	1.4
12	195,199	2.2	108,835	3.3	86,054	0.9	301	△ 12.2	36,102	2.4
13. 1	186,642	1.9	99,568	3.0	86,748	0.6	317	△ 5.4	38,196	1.2
2	186,156	2.1	98,859	3.2	86,964	0.9	324	4.3	37,275	3.7
3	195,132	2.8	107,277	3.6	87,523	1.8	324	0.4	28,403	6.2
4	194,465	0.7	105,776	△ 0.7	88,373	2.4	308	△ 3.7	36,121	15.0
5	191,865	1.9	103,054	3.2	88,484	0.6	318	△ 2.1	40,443	6.7
6	196,997	3.6	108,781	4.7	87,861	2.4	347	9.1	40,633	6.1
7	191,888	4.0	103,525	5.5	88,013	2.2	341	2.8	43,691	7.1
8	195,000	6.3	106,395	9.8	88,253	2.4	344	6.7	40,262	△ 0.3
9	200,872	2.8	111,383	2.6	89,147	3.0	333	0.0	42,415	14.5
10	196,507	4.6	106,551	5.7	89,627	3.3	321	4.2	40,231	9.6
11	201,047	7.2	111,461	10.5	89,281	3.3	296	0.8	39,462	1.3

年月末	要求払		定期性		外貨預金等		金融機関預金		政府関係 預り金	譲渡性預金
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率			
2009. 3	9,366	3.0	11,958	2.9	857	14.0	10,001	△ 14.4	0	517
10. 3	9,297	△ 0.7	13,154	9.9	778	△ 9.2	10,850	8.4	0	470
11. 3	10,311	10.8	14,471	10.0	1,055	35.6	11,329	4.4	0	525
12. 3	11,120	7.8	15,546	7.4	62	△ 94.0	10,892	△ 3.8	0	498
6	13,974	△ 17.8	24,208	8.4	102	50.0	10,447	2.9	0	898
9	13,732	△ 15.8	23,197	9.3	95	37.9	11,030	1.0	0	797
12.11	16,554	△ 4.9	22,306	6.5	59	81.6	10,741	△ 0.5	0	849
12	13,313	△ 6.7	22,730	8.8	56	△ 4.6	10,598	3.1	0	772
13. 1	16,284	△ 6.0	21,822	7.4	86	55.1	10,546	0.1	0	737
2	16,312	△ 3.8	20,913	10.4	45	9.6	10,776	0.7	0	670
3	10,135	△ 8.8	18,211	17.1	52	△ 15.6	11,250	3.2	0	510
4	16,313	16.0	19,746	14.4	59	△ 20.4	11,496	7.4	0	695
5	17,730	△ 3.4	22,634	16.5	75	△ 18.2	11,202	△ 3.2	0	713
6	14,165	1.3	26,396	9.0	69	△ 32.1	10,825	3.6	0	810
7	16,764	2.9	26,843	9.9	81	△ 11.6	11,099	2.2	0	751
8	13,188	△ 20.0	27,008	13.1	63	△ 13.3	10,332	△ 2.8	0	763
9	16,033	16.7	26,363	13.6	16	△ 82.9	11,625	5.3	0	762
10	15,098	3.4	25,112	13.8	18	△ 54.8	11,031	3.5	0	776
11	13,583	△ 17.9	25,850	15.8	25	△ 58.1	10,406	△ 3.1	0	867

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(3)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

1. (5) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

科目別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	貸出金計		割引手形		貸付金		手形貸付		証券貸付		当座貸越	
	前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率	
2009. 3	648,786	2.1	13,003	△ 22.3	635,782	2.7	54,019	△ 10.3	551,706	4.4	30,057	△ 1.3
10. 3	641,574	△ 1.1	10,515	△ 19.1	631,059	△ 0.7	48,306	△ 10.5	553,842	0.3	28,911	△ 3.8
11. 3	637,550	△ 0.6	10,623	1.0	626,927	△ 0.6	45,356	△ 6.1	553,402	△ 0.0	28,168	△ 2.5
12. 3	637,888	0.0	11,473	8.0	626,414	△ 0.0	42,926	△ 5.3	556,522	0.5	26,965	△ 4.2
6	630,589	△ 0.2	10,893	10.8	619,696	△ 0.4	39,426	△ 5.3	554,902	0.1	25,367	△ 4.0
9	635,222	△ 0.0	10,612	8.4	624,609	△ 0.2	40,799	△ 5.0	556,633	0.3	27,176	△ 3.3
12.11	629,302	△ 0.3	9,265	△ 5.1	620,037	△ 0.2	40,208	△ 5.1	553,984	0.2	25,844	△ 2.8
12	634,877	△ 0.5	10,971	△ 6.5	623,906	△ 0.4	41,629	△ 4.7	555,575	△ 0.0	26,701	△ 2.2
13. 1	628,116	△ 0.5	9,587	△ 6.3	618,529	△ 0.4	40,612	△ 5.0	552,193	0.0	25,723	△ 2.3
2	627,598	△ 0.5	9,266	△ 7.5	618,331	△ 0.4	40,555	△ 5.1	552,073	△ 0.0	25,702	△ 2.1
3	636,876	△ 0.1	10,612	△ 7.5	626,263	△ 0.0	40,848	△ 4.8	558,683	0.3	26,731	△ 0.8
4	628,896	△ 0.4	8,858	△ 19.2	620,037	△ 0.0	38,496	△ 4.9	556,442	0.3	25,098	△ 1.2
5	628,728	0.0	8,858	△ 8.7	619,870	0.1	37,254	△ 5.2	557,528	0.6	25,087	△ 2.0
6	631,590	0.1	9,897	△ 9.1	621,693	0.3	37,505	△ 4.8	559,255	0.7	24,932	△ 1.7
7	630,823	0.3	8,805	△ 8.1	622,017	0.5	37,796	△ 4.5	558,971	0.9	25,249	△ 1.2
8	632,871	0.6	9,669	4.0	623,202	0.6	38,121	△ 3.9	560,116	1.0	24,964	△ 2.2
9	636,973	0.2	8,838	△ 16.7	628,135	0.5	39,480	△ 3.2	561,238	0.8	27,416	0.8
10	634,326	0.8	8,705	△ 6.3	625,621	0.9	38,950	△ 2.8	561,141	1.3	25,529	△ 0.6
11	636,914	1.2	9,744	5.1	627,169	1.1	39,137	△ 2.6	562,517	1.5	25,514	△ 1.2

地区別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	北海道		東 北		東 京		関 東		北 陸		東 海	
	前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率	
2009. 3	31,786	2.1	23,392	3.1	125,048	0.9	121,363	1.5	18,647	1.8	127,618	3.6
10. 3	31,002	△ 2.4	22,908	△ 2.0	122,517	△ 2.0	119,524	△ 1.5	18,293	△ 1.8	127,512	△ 0.0
11. 3	30,572	△ 1.3	22,266	△ 2.7	120,147	△ 1.9	118,931	△ 0.4	17,638	△ 3.5	128,436	0.7
12. 3	30,445	△ 0.4	22,249	△ 0.0	119,147	△ 0.8	118,145	△ 0.6	17,215	△ 2.3	131,005	2.0
6	29,326	△ 0.7	21,844	△ 0.5	118,144	△ 1.0	116,778	△ 0.8	16,961	△ 2.2	129,876	1.4
9	29,847	△ 0.1	22,010	△ 0.1	118,475	△ 1.0	117,581	△ 0.5	16,927	△ 2.6	131,290	1.3
12.11	29,698	△ 0.3	21,900	△ 0.1	117,601	△ 1.2	116,729	△ 0.6	16,629	△ 2.9	129,677	1.0
12	30,065	△ 0.8	21,989	△ 0.7	118,698	△ 1.0	117,512	△ 0.8	16,647	△ 3.7	131,160	0.7
13. 1	29,369	△ 1.1	21,791	△ 0.5	117,627	△ 1.0	116,441	△ 0.7	16,489	△ 3.4	129,561	0.6
2	29,434	△ 1.6	21,762	△ 0.9	117,479	△ 0.9	116,353	△ 0.7	16,484	△ 3.2	129,521	0.6
3	30,346	△ 0.3	22,042	△ 0.9	118,533	△ 0.5	117,810	△ 0.2	16,699	△ 2.9	132,174	0.8
4	29,459	△ 0.3	21,649	△ 1.1	117,552	△ 0.7	116,471	△ 0.5	16,508	△ 2.9	130,300	0.4
5	29,228	△ 0.2	21,625	△ 0.9	117,465	△ 0.3	116,536	0.0	16,537	△ 2.6	130,275	0.7
6	29,345	0.0	21,596	△ 1.1	118,232	0.0	116,835	0.0	16,508	△ 2.6	131,009	0.8
7	29,351	0.1	21,604	△ 0.9	118,130	0.3	116,738	0.2	16,473	△ 2.3	130,779	1.1
8	29,464	0.2	21,683	△ 0.7	118,314	0.7	117,091	0.5	16,459	△ 2.4	131,156	1.3
9	29,566	△ 0.9	21,799	△ 0.9	118,850	0.3	117,953	0.3	16,425	△ 2.9	132,482	0.9
10	29,542	△ 0.4	21,724	△ 0.7	118,706	0.9	117,573	0.9	16,279	△ 2.2	131,340	1.3
11	29,613	△ 0.2	21,822	△ 0.3	119,205	1.3	117,923	1.0	16,349	△ 1.6	131,805	1.6

年 月 末	近 畿		中 国		四 国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率	
2009. 3	131,004	1.9	30,793	1.9	11,023	3.1	12,258	4.6	14,810	1.0	648,786	2.1
10. 3	130,804	△ 0.1	30,417	△ 1.2	10,893	△ 1.1	12,096	△ 1.3	14,560	△ 1.6	641,574	△ 1.1
11. 3	131,324	0.3	30,178	△ 0.7	10,685	△ 1.9	11,862	△ 1.9	14,465	△ 0.6	637,550	△ 0.6
12. 3	131,895	0.4	30,055	△ 0.4	10,487	△ 1.8	11,874	0.0	14,310	△ 1.0	637,888	0.0
6	130,850	0.1	29,472	△ 0.5	10,316	△ 2.8	11,732	△ 0.6	14,233	△ 0.2	630,589	△ 0.2
9	131,586	0.2	29,845	△ 0.0	10,368	△ 2.3	11,836	△ 0.5	14,394	0.2	635,222	△ 0.0
12.11	130,264	△ 0.2	29,444	△ 0.0	10,215	△ 2.6	11,685	△ 0.7	14,403	0.4	629,302	△ 0.3
12	131,572	△ 0.3	29,607	△ 0.6	10,205	△ 3.1	11,831	△ 1.3	14,529	△ 0.4	634,877	△ 0.5
13. 1	130,225	△ 0.2	29,370	△ 0.6	10,150	△ 2.7	11,664	△ 0.8	14,372	△ 0.1	628,116	△ 0.5
2	130,019	△ 0.3	29,384	△ 0.9	10,160	△ 2.7	11,613	△ 1.3	14,336	△ 0.3	627,598	△ 0.5
3	131,931	0.0	29,911	△ 0.4	10,221	△ 2.5	11,722	△ 1.2	14,431	0.8	636,876	△ 0.1
4	130,735	△ 0.1	29,288	△ 0.8	10,068	△ 2.6	11,502	△ 1.9	14,342	1.0	628,896	△ 0.4
5	130,795	0.5	29,300	△ 0.3	10,057	△ 2.5	11,491	△ 1.3	14,380	1.2	628,728	0.0
6	131,739	0.6	29,302	△ 0.5	10,070	△ 2.3	11,563	△ 1.4	14,339	0.7	631,590	0.1
7	131,507	0.8	29,276	△ 0.5	10,050	△ 1.9	11,522	△ 1.1	14,337	0.6	630,823	0.3
8	132,224	1.4	29,394	△ 0.5	10,060	△ 2.0	11,591	△ 0.9	14,376	0.7	632,871	0.6
9	132,987	1.0	29,664	△ 0.6	10,086	△ 2.7	11,653	△ 1.5	14,443	0.3	636,973	0.2
10	132,694	1.8	29,339	△ 0.2	10,035	△ 2.0	11,581	△ 0.6	14,445	1.0	634,326	0.8
11	133,508	2.4	29,413	△ 0.1	10,035	△ 1.7	11,639	△ 0.3	14,532	0.9	636,914	1.2

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (6) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	貸出金計			企業向け計			製造業			建設業		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2009. 3	648,783	2.1	100.0	427,170	2.5	65.8	77,564	1.3	11.9	57,509	1.5	8.8
10. 3	641,573	△ 1.1	100.0	420,924	△ 1.4	65.6	73,994	△ 4.6	11.5	54,659	△ 4.9	8.5
11. 3	637,546	△ 0.6	100.0	414,550	△ 1.5	65.0	71,219	△ 3.7	11.1	52,704	△ 3.5	8.2
11.12	638,350	△ 0.3	100.0	415,755	△ 1.0	65.1	71,067	△ 3.2	11.1	52,007	△ 3.1	8.1
12. 3	637,886	0.0	100.0	413,127	△ 0.3	64.7	69,475	△ 2.4	10.8	51,095	△ 3.0	8.0
6	630,588	△ 0.2	100.0	406,569	△ 0.7	64.4	67,840	△ 2.9	10.7	48,722	△ 3.8	7.7
9	635,220	△ 0.0	100.0	410,716	△ 0.6	64.6	68,132	△ 3.3	10.7	49,633	△ 4.2	7.8
12	634,876	△ 0.5	100.0	409,898	△ 1.4	64.5	67,808	△ 4.5	10.6	49,849	△ 4.1	7.8
13. 3	636,874	△ 0.1	100.0	409,200	△ 0.9	64.2	66,469	△ 4.3	10.4	49,254	△ 3.6	7.7
6	631,589	0.1	100.0	403,779	△ 0.6	63.9	64,964	△ 4.2	10.2	46,877	△ 3.7	7.4
9	636,972	0.2	100.0	408,823	△ 0.4	64.1	65,076	△ 4.4	10.2	48,113	△ 3.0	7.5

年 月 末	卸売業			小売業			不動産業			個人による 貸家業		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2009. 3	32,996	2.0	5.0	31,793	0.7	4.9	117,600	3.1	18.1	—	—	—
10. 3	32,413	△ 1.7	5.0	30,421	△ 4.3	4.7	121,003	2.8	18.8	51,766	—	8.0
11. 3	31,439	△ 3.0	4.9	29,390	△ 3.3	4.6	123,044	1.6	19.2	52,520	1.4	8.2
11.12	31,903	△ 1.8	4.9	28,946	△ 3.3	4.5	124,774	2.0	19.5	53,163	1.7	8.3
12. 3	30,997	△ 1.4	4.8	28,329	△ 3.6	4.4	125,807	2.2	19.7	53,357	1.5	8.3
6	30,162	△ 2.8	4.7	27,740	△ 4.0	4.3	125,955	2.3	19.9	53,787	2.1	8.5
9	30,504	△ 3.2	4.8	27,868	△ 4.2	4.3	127,561	2.8	20.0	54,123	2.2	8.5
12	30,520	△ 4.3	4.8	27,824	△ 3.8	4.3	128,210	2.7	20.1	54,147	1.8	8.5
13. 3	29,793	△ 3.8	4.6	27,275	△ 3.7	4.2	129,357	2.8	20.3	54,519	2.1	8.5
6	29,111	△ 3.4	4.6	26,762	△ 3.5	4.2	129,669	2.9	20.5	54,994	2.2	8.7
9	29,509	△ 3.2	4.6	26,958	△ 3.2	4.2	131,102	2.7	20.5	55,449	2.4	8.7

年 月 末	サービス業 (各種サービス)			飲食業			宿泊業			医療・福祉		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2009. 3	80,166	1.9	12.3	10,284	△ 0.1	1.5	7,311	△ 1.5	1.1	16,406	7.7	2.5
10. 3	—	—	—	10,377	0.9	1.6	7,144	△ 2.2	1.1	17,196	4.8	2.6
11. 3	—	—	—	10,042	△ 3.2	1.5	6,750	△ 5.5	1.0	17,687	2.8	2.7
11.12	—	—	—	9,865	△ 3.4	1.5	6,636	△ 4.3	1.0	18,107	2.0	2.8
12. 3	—	—	—	9,655	△ 3.8	1.5	6,466	△ 4.2	1.0	18,594	5.1	2.9
6	—	—	—	9,537	△ 4.5	1.5	6,410	△ 5.3	1.0	18,601	5.0	2.9
9	—	—	—	9,456	△ 4.9	1.4	6,374	△ 5.1	1.0	18,775	5.4	2.9
12	—	—	—	9,350	△ 5.2	1.4	6,320	△ 4.7	0.9	19,213	6.1	3.0
13. 3	—	—	—	9,142	△ 5.3	1.4	6,142	△ 5.0	0.9	19,326	3.9	3.0
6	—	—	—	9,025	△ 5.3	1.4	6,150	△ 4.0	0.9	19,176	3.0	3.0
9	—	—	—	8,974	△ 5.1	1.4	6,075	△ 4.6	0.9	19,637	4.5	3.0

年 月 末	物品賃貸業			地方公共団体			個人			住宅ローン		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2009. 3	3,159	0.4	0.4	32,878	18.0	5.0	188,734	△ 1.2	29.0	149,717	0.4	23.0
10. 3	3,202	1.3	0.4	36,815	11.9	5.7	183,833	△ 2.5	28.6	148,755	△ 0.6	23.1
11. 3	3,078	△ 3.8	0.4	40,814	10.8	6.4	182,182	△ 0.8	28.5	149,240	0.3	23.4
11.12	3,026	△ 3.2	0.4	40,712	7.2	6.3	181,883	△ 0.2	28.4	150,622	0.9	23.5
12. 3	3,001	△ 2.5	0.4	42,638	4.4	6.6	182,121	△ 0.0	28.5	150,810	1.0	23.6
6	2,903	△ 3.3	0.4	42,500	3.9	6.7	181,517	0.0	28.7	150,925	1.1	23.9
9	2,920	△ 4.0	0.4	42,349	5.3	6.6	182,154	0.1	28.6	151,416	1.1	23.8
12	2,882	△ 4.7	0.4	42,521	4.4	6.6	182,456	0.3	28.7	152,239	1.0	23.9
13. 3	2,906	△ 3.1	0.4	45,157	5.9	7.0	182,516	0.2	28.6	152,154	0.8	23.8
6	2,857	△ 1.5	0.4	45,550	7.1	7.2	182,259	0.4	28.8	152,338	0.9	24.1
9	2,877	△ 1.4	0.4	44,862	5.9	7.0	183,285	0.6	28.7	153,038	1.0	24.0

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(5)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。
 2. 企業向け計には、海外円借款、国内店名義現地貸を含む。
 3. 2009年6月から日本銀行「業種別貸出金調査表」の業種分類変更に伴い、不動産業の内訳として「個人による貸家業」を追加
 サービス業(各種サービス)の更新停止に伴い、「飲食業」、「宿泊業」、「医療・福祉」、「物品賃貸業」を追加

1. (7) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位：億円、%)

年月末	現金	預け金		買入手形	コールローン	買現先勘定	債券貸借取引支払保証金	買入金銭債権	金銭の信託	商品有価証券
		うち信金中金預け金								
2009. 3	16,741	214,336 (3.0)	181,259 (2.4)	0	2,439	0	759	2,653	1,768	36
10. 3	15,872	227,793 (6.2)	190,076 (4.8)	0	3,768	0	150	3,090	1,657	51
11. 3	16,187	258,109 (13.3)	208,325 (9.6)	0	1,631	0	59	2,839	1,898	52
12. 3	15,189	264,639 (2.5)	207,198 (△ 0.5)	0	3,109	0	0	3,289	1,932	44
6	13,563	293,794 (4.7)	228,487 (0.9)	0	5,602	0	0	4,068	2,188	51
9	13,923	284,696 (1.0)	220,622 (△ 0.7)	0	5,210	0	0	3,792	2,202	58
12.11	13,277	278,750 (2.7)	215,921 (△ 0.7)	0	5,498	0	0	4,036	2,152	54
12	14,157	284,392 (2.7)	221,554 (0.5)	0	6,713	0	0	4,365	2,164	63
13. 1	13,403	277,748 (1.5)	217,293 (0.2)	0	5,220	0	0	4,021	2,138	67
2	12,500	282,982 (1.1)	219,292 (0.2)	0	6,299	0	0	3,733	2,137	57
3	14,501	275,885 (4.2)	211,611 (2.1)	0	2,804	0	0	3,493	2,010	53
4	13,919	294,171 (1.4)	228,950 (0.4)	0	4,499	0	0	3,147	2,283	68
5	13,178	281,582 (△ 0.7)	222,827 (△ 0.7)	0	4,595	0	0	2,836	2,280	96
6	13,301	294,582 (0.2)	229,333 (0.3)	0	4,646	0	0	2,768	2,285	95
7	13,615	291,311 (0.7)	228,507 (0.6)	0	4,565	0	0	2,422	2,241	77
8	13,673	297,642 (4.1)	232,170 (4.7)	0	4,810	0	0	2,297	2,229	74
9	14,008	304,340 (6.9)	233,142 (5.6)	0	3,927	0	0	2,221	1,394	50
10	12,743	306,816 (8.0)	237,899 (8.2)	0	5,413	0	0	2,181	1,378	41
11	13,699	302,161 (8.3)	236,520 (9.5)	0	4,099	0	0	2,128	1,351	44

年月末	有価証券	国債			短期社債	社債			株式
		国債	地方債	国債		公社国債	金融債	その他	
2009. 3	324,132 (0.2)	97,509 (△ 4.0)	37,995	283	129,396 (7.4)	42,510	37,492	49,394	6,580
10. 3	343,384 (5.9)	104,547 (7.2)	47,258	21	137,250 (6.0)	45,377	33,622	58,250	6,773
11. 3	344,224 (0.2)	96,241 (△ 7.9)	56,047	21	140,598 (2.4)	48,772	30,269	61,556	6,099
12. 3	370,593 (7.6)	103,325 (7.3)	64,594	26	153,025 (8.8)	54,977	32,015	66,033	5,798
6	364,930 (4.3)	94,702 (0.4)	64,796	159	153,688 (6.3)	55,406	32,087	66,195	6,658
9	373,445 (6.7)	99,351 (10.2)	66,758	113	156,187 (5.9)	56,324	32,213	67,649	6,515
12.11	378,837 (4.7)	100,125 (4.0)	68,345	339	159,250 (5.8)	58,268	31,985	68,996	6,197
12	382,292 (5.9)	102,736 (6.7)	69,189	434	159,520 (6.4)	57,970	32,048	69,501	6,117
13. 1	385,811 (5.8)	104,556 (7.0)	70,103	384	160,649 (6.3)	58,797	32,108	69,742	5,979
2	386,855 (5.9)	104,391 (6.6)	71,006	519	161,539 (6.5)	59,809	32,117	69,612	5,682
3	390,414 (5.3)	105,777 (2.3)	72,574	211	162,413 (6.1)	60,758	32,407	69,247	6,061
4	384,415 (5.9)	104,617 (9.1)	71,489	339	160,521 (5.4)	59,712	32,413	68,394	5,466
5	394,389 (8.5)	111,597 (18.1)	72,709	317	162,235 (5.6)	61,380	32,340	68,515	5,413
6	395,807 (8.4)	111,107 (17.3)	73,926	352	162,399 (5.6)	61,944	32,185	68,269	5,553
7	393,064 (7.6)	107,432 (14.4)	74,238	332	163,580 (6.0)	62,684	32,108	68,786	5,346
8	390,267 (4.4)	104,102 (5.1)	74,662	272	163,749 (4.6)	63,076	32,031	68,641	5,394
9	386,416 (3.4)	101,855 (2.5)	74,750	169	162,595 (4.1)	62,783	31,630	68,180	5,274
10	384,748 (1.7)	98,636 (△ 2.1)	75,453	209	163,261 (3.2)	63,048	31,525	68,687	5,295
11	388,025 (2.4)	99,284 (△ 0.8)	76,403	219	164,544 (3.3)	63,999	31,608	68,935	5,226

年月末	貸付信託				余資運用資産計(A)	信金中金利用額(B)	預貸率	(A)／預金	預証率	(B)／預金	(B)／(A)
	貸付信託	投資信託	外国証券	その他の証券							
2009. 3	0	6,602	44,613	1,150	562,869 (△ 0.1)	181,259	56.1	48.7	28.0	15.6	32.2
10. 3	0	6,037	40,327	1,167	595,768 (5.8)	190,076	54.6	50.7	29.2	16.1	31.9
11. 3	0	5,664	38,470	1,080	625,003 (4.9)	208,325	53.2	52.1	28.7	17.3	33.3
12. 3	0	5,747	37,077	998	658,798 (5.4)	207,198	52.0	53.7	30.2	16.8	31.4
6	0	6,644	37,225	1,055	684,199 (4.5)	228,487	50.5	54.7	29.2	18.2	33.3
9	0	6,726	36,761	1,030	683,329 (4.6)	220,622	50.7	54.6	29.8	17.6	32.2
12.11	0	6,627	36,899	1,052	682,608 (3.8)	215,921	50.5	54.8	30.4	17.3	31.6
12	0	6,468	36,775	1,049	694,150 (4.5)	221,554	50.3	55.0	30.3	17.5	31.9
13. 1	0	6,411	36,674	1,052	688,412 (3.9)	217,293	50.3	55.1	30.9	17.4	31.5
2	0	6,325	36,339	1,050	694,566 (3.9)	219,292	50.0	55.3	30.8	17.4	31.5
3	0	6,701	35,679	993	689,163 (4.6)	211,611	50.9	55.1	31.2	16.9	30.7
4	0	5,856	35,094	1,029	702,506 (3.7)	228,950	49.7	55.5	30.4	18.1	32.5
5	0	5,865	35,213	1,035	698,960 (4.0)	222,827	49.9	55.5	31.3	17.7	31.8
6	0	6,232	35,201	1,034	713,487 (4.2)	229,333	49.5	55.9	31.0	17.9	32.1
7	0	6,249	34,839	1,044	707,297 (4.2)	228,507	49.7	55.7	30.9	18.0	32.3
8	0	6,492	34,543	1,051	710,995 (4.1)	232,170	49.6	55.7	30.6	18.2	32.6
9	0	6,552	34,194	1,022	712,359 (4.2)	233,142	49.8	55.7	30.2	18.2	32.7
10	0	6,801	34,071	1,019	713,322 (4.0)	237,899	49.6	55.8	30.1	18.6	33.3
11	0	6,752	34,572	1,022	711,510 (4.2)	236,520	49.8	55.7	30.3	18.5	33.2

(備考) 1. () 内は前年同月比増減率

2. 預貸率＝貸出金／預金×100(%)、預証率＝有価証券／預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)

3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

2. (1) 業態別預貯金等

(単位：億円、%)

年 月 末	信用金庫		国内銀行 (債券・信託 を含む。)		大手銀行 (債券・信託 を含む。)		うち預金		うち都市銀行		地方銀行	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2009. 3	1,154,531	1.5	7,694,225	△ 1.1	5,131,065	△ 2.5	3,133,105	3.3	2,575,584	1.9	2,002,165	2.3
10. 3	1,173,806	1.6	r 7,802,379	1.4	r 5,162,528	0.6	3,186,534	1.7	2,633,256	2.2	2,072,150	3.4
11. 3	1,197,465	2.0	r 7,932,679	1.6	r 5,232,214	1.3	3,292,961	3.3	2,742,676	4.1	2,124,424	2.5
12. 3	1,225,884	2.3	r 8,036,527	1.3	r 5,232,263	0.0	3,328,132	1.0	2,758,508	0.5	2,207,560	3.9
6	1,247,750	2.0	r 7,951,473	1.2	r 5,137,278	0.6	3,296,732	2.2	2,727,744	2.1	2,215,090	2.3
9	1,250,281	2.1	7,958,868	1.7	5,153,130	1.1	3,313,797	2.6	2,741,975	2.7	2,211,659	3.0
12.11	1,243,586	1.6	7,931,310	0.8	5,143,565	0.0	3,300,154	1.3	2,726,473	1.1	2,199,114	2.5
12	1,260,119	1.9	7,970,104	1.4	5,140,822	0.9	3,322,499	2.6	2,740,965	2.5	2,230,610	2.8
13. 1	1,247,839	1.6	7,947,327	1.1	5,143,007	0.3	3,326,668	2.5	2,742,754	2.2	2,213,746	2.9
2	1,253,059	1.7	7,989,171	1.5	5,169,733	0.8	3,342,475	2.9	2,753,907	2.6	2,226,139	3.3
3	1,248,763	1.8	8,258,985	2.7	5,376,279	2.7	3,447,339	3.5	2,856,615	3.5	2,282,459	3.3
4	1,262,871	1.6	8,208,888	3.0	5,328,560	3.2	3,442,399	4.7	2,844,244	4.3	2,279,933	3.2
5	1,257,518	1.8	8,245,979	3.4	5,375,641	3.5	3,474,228	4.8	2,872,017	4.3	2,272,525	3.7
6	1,273,930	2.0	8,273,479	4.0	5,361,224	4.3	3,457,887	4.8	2,856,093	4.7	2,305,310	4.0
7	1,268,196	2.1	8,211,814	3.9	5,329,493	4.0	3,429,237	4.6	2,820,634	4.0	2,280,308	4.2
8	1,273,900	2.3	8,207,722	4.0	5,310,960	4.0	3,409,578	4.5	2,801,076	4.0	2,291,522	4.5
9	1,278,023	2.2	8,288,778	4.1	5,382,192	4.4	3,471,939	4.7	2,858,995	4.2	2,298,025	3.9
10	1,276,569	2.3	8,230,135	4.4	5,345,494	4.8	3,429,274	4.6	2,817,089	4.1	2,279,349	3.9
11	1,276,149	2.6	8,281,139	4.4	5,377,584	4.5	3,457,169	4.7	2,837,682	4.0	2,295,494	4.3

年 月 末	第二地銀		郵便貯金		預貯金等合計	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2009. 3	560,995	0.9	1,774,798	△ 2.3	10,623,554	△ 1.0
10. 3	567,701	1.1	1,757,977	△ 0.9	r 10,734,162	1.0
11. 3	576,041	1.4	1,746,532	△ 0.6	r 10,876,676	1.3
12. 3	596,704	3.5	1,756,353	0.5	r 11,018,764	1.3
6	599,105	2.4	1,767,281	0.3	r 10,966,504	1.1
9	594,079	1.4	1,757,967	0.5	10,967,116	1.5
12.11	588,631	0.8	—	—	—	—
12	598,672	1.0	1,769,113	0.4	10,999,336	1.3
13. 1	590,574	0.7	—	—	—	—
2	593,299	0.9	—	—	—	—
3	600,247	0.5	1,760,961	0.2	11,268,709	2.2
4	600,395	0.5	—	—	—	—
5	597,813	1.1	—	—	—	—
6	606,945	1.3	1,773,057	0.3	11,320,466	3.2
7	602,013	1.5	—	—	—	—
8	605,240	1.9	—	—	—	—
9	608,561	2.4	1,764,497	0.3	11,331,298	3.3
10	605,292	2.8	—	—	—	—
11	608,061	3.3	—	—	—	—

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数
3. 国内銀行・大手銀行には、全国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。
4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表
5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出した。

2. (2) 業態別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	信用金庫		大手銀行				地方銀行		第二地銀		合 計	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	都市銀行	前年同月比 増 減 率	前年同月比 増 減 率	前年同月比 増 減 率	前年同月比 増 減 率	前年同月比 増 減 率	前年同月比 増 減 率		
2009. 3	648,786	2.1	2,391,966	4.8	1,952,042	5.2	1,547,581	4.3	435,832	1.5	5,024,165	4.0
10. 3	641,574	△ 1.1	2,293,569	△ 4.1	1,846,180	△ 5.4	1,547,663	0.0	434,891	△ 0.2	4,917,697	△ 2.1
11. 3	637,550	△ 0.6	2,238,025	△ 2.4	1,794,237	△ 2.8	1,574,727	1.7	438,766	0.8	4,889,068	△ 0.5
12. 3	637,888	0.0	2,239,295	0.0	1,798,636	0.2	1,616,955	2.6	446,643	1.7	4,940,781	1.0
6	630,589	△ 0.2	2,212,770	0.7	1,771,611	0.4	1,610,013	3.1	442,894	1.9	4,896,266	1.5
9	635,222	△ 0.0	2,225,869	0.3	1,773,213	△ 0.0	1,639,475	3.6	444,411	1.0	4,944,977	1.4
12.11	629,302	△ 0.3	2,211,668	0.8	1,762,591	0.1	1,629,431	3.1	439,258	0.6	4,909,659	1.4
12	634,877	△ 0.5	2,241,589	1.0	1,784,657	△ 0.0	1,650,575	3.3	446,074	0.8	4,973,115	1.5
13. 1	628,116	△ 0.5	2,235,285	1.8	1,781,899	0.9	1,643,816	3.3	441,453	0.8	4,948,670	1.9
2	627,598	△ 0.5	2,253,978	2.1	1,797,856	1.1	1,645,355	3.2	441,503	0.8	4,968,434	2.0
3	636,876	△ 0.1	2,293,271	2.4	1,822,721	1.3	1,669,855	3.2	451,585	1.1	5,051,587	2.2
4	628,896	△ 0.4	2,268,182	2.5	1,800,676	1.2	1,650,104	2.9	444,206	0.7	4,991,388	2.1
5	628,728	0.0	2,263,210	3.0	1,796,095	1.7	1,657,459	3.5	444,268	1.1	4,993,665	2.6
6	631,590	0.1	2,288,139	3.4	1,821,122	2.7	1,663,720	3.3	447,000	0.9	5,030,449	2.7
7	630,823	0.3	2,285,455	3.9	1,822,392	3.4	1,666,524	3.5	446,051	0.9	5,028,853	3.0
8	632,871	0.6	2,285,061	4.4	1,824,740	4.4	1,673,653	3.5	446,496	1.1	5,038,081	3.3
9	636,973	0.2	2,309,314	3.7	1,838,212	3.6	1,686,153	2.8	452,808	1.8	5,085,248	2.8
10	634,326	0.8	2,284,523	3.4	1,821,217	3.4	1,680,100	3.3	448,860	2.3	5,047,809	2.9
11	636,914	1.2	2,300,519	4.0	1,835,085	4.1	1,690,012	3.7	451,196	2.7	5,078,641	3.4

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成
 2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数
 3. 合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出した。

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご活用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート
内外経済、中小企業金融、地域金融、
協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物
信金中金月報、全国信用金庫概況等
- 信用金庫統計
日本語／英語
- アジア主要国との貿易・投資に関する各種情報
海外ビジネス支援
- 論文募集

【URL】

<http://www.scbri.jp/>



ISSN 1346-9479

信金中金月報

2014年(平成26年)2月1日 発行

2014年2月号 第13巻 第2号(通巻494号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫